

# 美郷町地域防災計画

美郷町防災会議



---

# 目 次

---

## 第1編 総論

第1章 総則.....	1
第1節 計画の目的・構成等.....	1
第2節 計画の基本方針.....	3
第2章 防災関係機関、住民等の責務.....	5
第1節 防災関係機関の実施責任.....	5
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱.....	6
第3節 住民の責務.....	15
第4節 減災に向けた住民運動の展開.....	15
第3章 町の現況と災害要因、災害記録.....	16
第1節 自然的条件.....	16
第2節 社会的条件.....	17
第3節 災害記録.....	19
第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応.....	20

## 第2編 共通対策編

第1章 基本的考え方.....	23
第1節 基本的考え方.....	23
第2章 災害予防対策計画.....	24
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	24
第1款 道路等交通関係施設の整備と管理.....	24
第2款 ライフライン施設の機能確保.....	24
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	26
第1款 情報の収集・連絡体制の整備.....	26
第2款 活動体制の整備.....	29
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備.....	30
第4款 医療救護体制の整備.....	32
第5款 緊急輸送体制の整備.....	34

第6款	避難収容体制の整備.....	37
第7款	備蓄に対する基本的な考え方.....	42
第8款	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備.....	43
第9款	被災者等への的確な情報伝達体制の整備.....	45
第10款	要配慮者等安全確保体制の整備.....	47
第11款	防災訓練の実施.....	51
第12款	災害復旧・復興への備え.....	55
第3節	住民の防災活動の促進.....	56
第1款	防災知識の普及.....	56
第2款	自主防災組織等の育成強化.....	60
第3款	ボランティアの環境整備.....	63
第3章	災害応急対策計画.....	67
第1節	活動体制の確立.....	67
第1款	災害対策本部の設置.....	67
第2款	職員の参集及び動員.....	74
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	77
第1款	災害情報の収集・連絡.....	77
第2款	通信手段の確保.....	88
第3節	広域応援活動.....	94
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制.....	94
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保.....	98
第4節	救助・救急及び消火活動.....	107
第1款	救助・救急活動.....	107
第2款	消火活動.....	108
第5節	医療救護活動.....	110
第1款	医療救護活動.....	110
第2款	重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策.....	114
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	116
第1款	交通の確保.....	116
第2款	緊急輸送活動.....	123
第7節	避難収容活動.....	126
第1款	避難誘導の実施.....	126
第2款	避難所の開設、運営.....	134
第3款	要配慮者への配慮.....	141
第4款	応急住宅の確保.....	145

第 8 節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動.....	149
第 1 款	食料の供給.....	149
第 2 款	飲料水の供給及び給水の実施.....	151
第 3 款	生活必需品の供給活動.....	153
第 9 節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動.....	155
第 1 款	保健衛生対策の実施.....	155
第 2 款	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施.....	157
第 3 款	し尿、ごみ、がれきの処理.....	160
第 10 節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動.....	164
第 1 款	行方不明者及び遺体の搜索.....	164
第 2 款	遺体の確認、埋葬の実施.....	164
第 11 節	秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	167
第 1 款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策.....	167
第 2 款	物価の安定、物資の安定供給.....	168
第 12 節	公共土木施設等の応急復旧活動.....	170
第 1 款	公共土木施設等の応急復旧活動.....	170
第 13 節	ライフライン施設の応急復旧.....	172
第 1 款	ライフライン施設の応急復旧.....	172
第 14 節	被災者等への的確な情報伝達活動.....	175
第 1 款	被災者等への的確な情報伝達活動.....	175
第 15 節	自発的支援の受入れ.....	178
第 1 款	ボランティア活動の受入れ.....	178
第 2 款	義援物資、義援金の受入れ・配分.....	182
第 16 節	災害救助法の適用.....	184
第 1 款	災害救助法の適用.....	184
第 17 節	文教対策.....	187
第 1 款	学校教育対策.....	187
第 2 款	文化財保護対策.....	190
第 4 章	災害復旧・復興計画.....	191
第 1 節	復旧・復興計画の基本的方向の決定.....	191
第 1 款	復旧・復興計画の基本的方向.....	191
第 2 節	迅速な原状復旧の進め方.....	192
第 1 款	公共施設災害復旧事業計画.....	192
第 2 款	激甚災害の指定.....	193
第 3 節	計画的復興の進め方.....	195

第1款	計画的復興	195
第4節	被災者の生活再建等の支援	196
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置	196
第2款	生活確保資金の融資等	196
第3款	税対策等による被災者の負担の軽減	202
第4款	住宅確保の支援	202
第5款	災害復興基金の設立	203
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援	204
第1款	被災中小企業の復興支援	204
第2款	農林水産業の復興支援	204

### 第3編 風水害等対策編

第1章	災害特性等	209
第1節	基本的考え方	209
第2節	宮崎県における風水害等の概況	209
第3節	被害想定	217
第2章	風水害予防対策計画	219
第1節	風水害に強いまちづくり	219
第1款	風水害に強いまちづくりの推進	219
第2款	道路等交通関係施設の整備と管理	222
第3款	ライフライン施設の機能確保	222
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	223
第1款	災害発生直前における体制の整備	223
第2款	情報の収集・連絡体制の整備	225
第3款	活動体制の整備	226
第4款	救急・救助及び消火活動体制の整備	226
第5款	医療救護体制の整備	226
第6款	緊急輸送体制の整備	226
第7款	避難収容体制の整備	226
第8款	備蓄に対する基本的な考え方	226
第9款	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	226
第10款	被災者等への的確な情報伝達体制の整備	226
第11款	要配慮者等安全確保体制の整備	227
第12款	防災訓練の実施	227
第13款	災害復旧・復興への備え	227

第3節	住民の防災活動の促進	228
第1款	防災知識の普及	228
第2款	自主防災組織等の育成強化	228
第3款	ボランティアの環境整備	228
第4節	風水害に関する調査・研究	229
第1款	調査研究の推進	229
第3章	風水害応急対策計画	230
第1節	災害発生直前の対応	230
第1款	警報等の伝達	230
第2款	避難誘導の実施	243
第3款	災害未然防止対策	247
第2節	活動体制の確立	248
第1款	災害対策本部の設置	248
第2款	職員の参集及び動員	248
第3節	水防計画	249
第1款	水防計画	249
第4節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	254
第1款	災害情報の収集・連絡	254
第2款	通信手段の確保	254
第5節	広域応援活動	254
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制	254
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保	254
第6節	救助・救急及び消火活動	254
第1款	救助・救急活動	254
第2款	消火活動	254
第7節	医療救護活動	255
第1款	医療救護活動	255
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	255
第1款	交通の確保	255
第2款	緊急輸送活動	255
第9節	避難収容活動	255
第1款	避難誘導の実施	255
第2款	避難所の開設、運営	255
第3款	要配慮者への配慮	255
第4款	応急住宅の確保	256

第10節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動.....	256
第1款	食料の供給.....	256
第2款	飲料水の供給及び給水の実施.....	256
第3款	生活必需品の供給活動.....	256
第11節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動.....	256
第1款	保健衛生対策の実施.....	256
第2款	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施.....	256
第3款	し尿、ごみ、がれきの処理.....	257
第12節	行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動.....	257
第1款	行方不明者及び遺体の捜索.....	257
第2款	遺体の確認、埋葬の実施.....	257
第13節	秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	257
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策.....	257
第2款	物価の安定、物資の安定供給.....	257
第14節	公共施設等の応急復旧活動.....	258
第1款	公共土木施設等の応急復旧活動.....	258
第15節	ライフライン施設の応急復旧.....	258
第1款	ライフライン施設の応急復旧.....	258
第16節	秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	258
第1款	被災者等への的確な情報伝達活動.....	258
第17節	自発的支援の受入れ.....	258
第1款	ボランティア活動の受入れ.....	258
第2款	義援物資、義援金の受入れ・配分.....	258
第18節	災害救助法の適用.....	259
第1款	災害救助法の適用.....	259
第19節	文教対策.....	259
第1款	学校教育対策.....	259
第2款	文化財保護対策.....	259
第20節	農林水産畜産関係対策.....	260
第1款	農林水産畜産物応急対策.....	260
第21節	雪害対策計画.....	262
第1款	雪害対策.....	262
第4章	風水害復旧・復興対策.....	263
第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定.....	263
第1款	復旧・復興計画の基本的方向.....	263

第2節 迅速な原状復旧の進め方.....	263
第1款 公共施設災害復旧事業計画.....	263
第2款 激甚災害の指定.....	263
第3節 計画的復興の進め方.....	263
第1款 計画的復興.....	263
第4節 被災者の生活再建等の支援.....	264
第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置.....	264
第2款 生活確保資金の融資等.....	264
第3款 税対策等による被災者の負担の軽減.....	264
第4款 住宅確保の支援.....	264
第5款 災害復興基金の設立.....	264
第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援.....	264
第1款 被災中小企業の復興支援.....	264
第2款 農林水産業の復興支援.....	265

## 第4編 地震災害対策編

第1章 地震の想定と地震災害対策.....	269
第1節 基本的考え方.....	269
第2節 宮崎県における地震の概況.....	269
第3節 被害想定.....	273
第4節 減災に向けた取組.....	284
第2章 地震災害予防計画.....	287
第1節 地震に強いまちづくり.....	287
第1款 地域防災構造の強化.....	287
第2款 建築物の安全化.....	289
第3款 地盤災害防止対策の推進.....	291
第4款 河川・治山・砂防施設の整備と管理.....	293
第5款 道路等交通関係施設の整備と管理.....	294
第6款 ライフライン施設の機能確保.....	294
第7款 危険物等施設の安全確保.....	294
第8款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備.....	295
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	297
第1款 情報の収集・連絡体制の整備.....	297
第2款 活動体制の整備.....	297
第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備.....	297

第4款	医療救護体制の整備.....	298
第5款	緊急輸送体制の整備.....	299
第6款	避難収容体制の整備.....	299
第7款	備蓄に対する基本的な考え方.....	299
第8款	食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備.....	299
第9款	被災者等への的確な情報伝達体制の整備.....	299
第10款	要配慮者等安全確保体制の整備.....	299
第11款	二次災害防止体制の整備.....	300
第12款	防災訓練の実施.....	301
第13款	災害復旧・復興への備え.....	301
第3節	住民の防災活動の促進.....	302
第1款	防災知識の普及.....	302
第2款	自主防災組織等の育成強化.....	302
第3款	ボランティアの環境整備.....	302
第4節	地震災害に関する調査・研究.....	303
第1款	調査研究の推進.....	303
第3章	地震災害応急対策計画.....	304
第1節	活動体制の確立.....	304
第1款	災害対策本部の設置.....	304
第2款	職員の参集及び動員.....	304
第2節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	305
第1款	災害情報の収集・連絡.....	305
第2款	通信手段の確保.....	310
第3節	広域応援活動.....	310
第1款	地方公共団体による広域的な応援体制.....	310
第2款	自衛隊派遣要請・受入体制の確保.....	310
第4節	救助・救急及び消火活動.....	311
第1款	救助・救急活動.....	311
第2款	消火活動.....	311
第5節	医療救護活動.....	313
第1款	医療救護活動.....	313
第6節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	313
第1款	交通の確保.....	313
第2款	緊急輸送活動.....	313
第7節	避難収容活動.....	313
第1款	避難誘導の実施.....	313

第2款	避難所の開設、運営.....	313
第3款	要配慮者への配慮.....	314
第4款	応急住宅の確保.....	314
第8節	食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動.....	314
第1款	食料の供給.....	314
第2款	飲料水の供給及び給水の実施.....	314
第3款	生活必需品の供給活動.....	314
第9節	保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動.....	314
第1款	保健衛生対策の実施.....	314
第2款	防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施.....	315
第3款	し尿、ごみ、がれきの処理.....	315
第10節	行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動.....	315
第1款	行方不明者及び遺体の搜索.....	315
第2款	遺体の確認、埋葬の実施.....	315
第11節	秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	315
第1款	被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策.....	315
第2款	物価の安定、物資の安定供給.....	315
第12節	公共施設等の応急復旧活動.....	316
第1款	公共土木施設等の応急復旧活動.....	316
第13節	ライフライン施設の応急復旧.....	316
第1款	ライフライン施設の応急復旧.....	316
第14節	秩序の維持、物価の安定等に関する活動.....	316
第1款	被災者等への的確な情報伝達活動.....	316
第15節	二次災害の防止活動.....	317
第1款	水害、土砂災害対策.....	317
第2款	建築物等の倒壊対策.....	318
第3款	爆発及び有害物質による二次災害防止対策.....	319
第4款	宅地等の崩壊対策.....	320
第16節	自発的支援の受入れ.....	321
第1款	ボランティア活動の受入れ.....	321
第2款	義援物資、義援金の受入れ・配分.....	321
第17節	災害救助法の適用.....	321
第1款	災害救助法の適用.....	321
第18節	文教対策.....	321
第1款	学校教育対策.....	321
第2款	文化財保護対策.....	321

第19節	農林水産畜産関係対策.....	322
第1款	農林水産畜産物応急対策.....	322
第20節	南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の防災対応.....	324
第1款	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における対応.....	324
第2款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における対応... 324	
第3款	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における対応... 326	
第4章	地震災害復旧・復興計画.....	327
第1節	復旧・復興計画の基本的方向の決定.....	327
第1款	復旧・復興計画の基本的方向.....	327
第2節	迅速な原状復旧の進め方.....	327
第1款	公共施設災害復旧事業計画.....	327
第2款	激甚災害の指定.....	327
第3節	計画的復興の進め方.....	327
第1款	計画的復興.....	327
第4節	被災者の生活再建等の支援.....	328
第1款	被災者への広報及び相談窓口の設置.....	328
第2款	生活確保資金の融資等.....	328
第3款	税対策等による被災者の負担の軽減.....	328
第4款	住宅確保の支援.....	328
第5款	災害復興基金の設立.....	328
第5節	被災中小企業の復興、その他経済復興の支援.....	328
第1款	被災中小企業の復興支援.....	328
第2款	農林水産業の復興支援.....	329

## 第5編 その他災害対策編

第1章	道路災害対策計画.....	333
第1節	基本的考え方.....	333
第2節	道路災害予防計画.....	334
第1款	道路交通の安全のための情報の充実.....	334
第2款	道路施設等の管理と整備.....	334
第3款	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	334
第4款	道路利用者に対する防災知識の普及.....	336
第3節	道路災害応急対策計画.....	337
第1款	発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保.....	337
第2款	活動体制の確立.....	337

第3款	広域応援体制の確立.....	338
第4款	交通誘導及び緊急交通路の確保.....	338
第5款	救助・救急及び消火活動.....	339
第6款	医療救護活動.....	339
第7款	道路施設の応急復旧.....	339
第8款	関係者等への的確な情報伝達活動.....	339
第2章	危険物等災害対策計画.....	341
第1節	基本的考え方.....	341
第2節	危険物等災害予防計画.....	342
第1款	危険物等施設の安全性確保.....	342
第2款	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	342
第3款	防災知識の普及.....	343
第3節	危険物等災害応急対策計画.....	344
第1款	発災直後の災害情報の収集・連絡.....	344
第2款	活動体制の確立.....	344
第3款	広域応援活動.....	345
第4款	災害の拡大防止活動.....	345
第5款	救助・救急及び消火活動.....	345
第6款	医療救護活動.....	346
第7款	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	346
第8款	危険物等の大量流出に対する応急対策.....	346
第9款	避難収容活動.....	346
第10款	被災者等への的確な情報伝達活動.....	347
第3章	林野火災対策計画.....	348
第1節	基本的考え方.....	348
第2節	林野火災予防計画.....	349
第1款	林野火災に強いまちづくり.....	349
第2款	災害防止のための気象情報等の充実.....	350
第3款	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え.....	351
第4款	住民の防災活動の促進.....	352
第3節	林野火災応急対策計画.....	353
第1款	災害対策本部の設置.....	353
第2款	災害情報の収集・連絡.....	353
第3款	広域応援活動.....	356
第4款	救助・救急及び消火活動.....	356
第5款	医療救護活動.....	361

第6款	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	361
第7款	住民等の避難及び救助対策.....	361
第8款	被災者等への的確な情報伝達活動.....	362
第9款	二次災害の防止活動.....	362

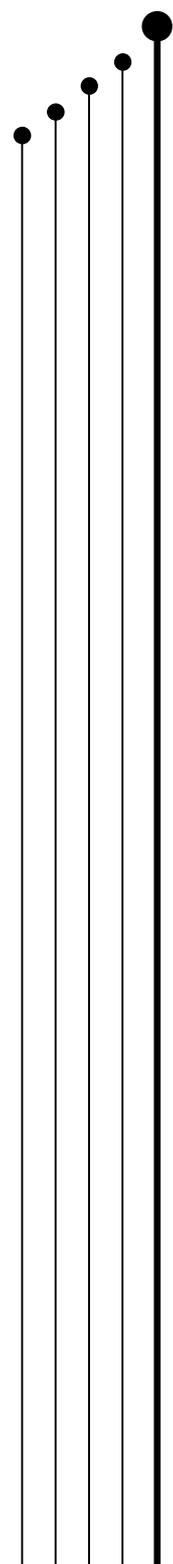
## 第6編 資料編

1	防災組織関係.....	365
1-1	防災関係機関一覧.....	365
1-2	美郷町防災会議条例.....	369
1-3	美郷町防災会議委員名簿.....	370
1-4	美郷町災害対策本部条例.....	371
2	協定関係.....	372
2-1	災害応援協定等.....	372
3	危険箇所関係.....	377
3-1	土砂災害危険箇所総括表.....	377
3-2	河川.....	378
3-3	地すべり.....	379
3-4	急傾斜地.....	384
3-5	土石流.....	404
3-6	土砂災害警戒区域.....	423
4	危険物施設関係.....	430
4-1	危険物施設一覧.....	430
5	水防関係.....	433
5-1	水防倉庫及び水防資器材備蓄状況.....	433
5-2	重要水防区域及び河川の危険と予想される箇所.....	433
5-3	主要交通途絶予想箇所.....	435
5-4	知事が水防警報を行う河川、対象区域及び発令の基準等.....	435
5-5	水位情報周知河川に係る対象区域及び水位等.....	436
6	通信関係.....	437
6-1	美郷町防災行政用無線施設条例.....	437
6-2	美郷町防災行政無線施設設置及び管理規則.....	439
6-3	災害時防災行政無線広報（案）.....	441
7	緊急輸送・建設関係.....	444
7-1	緊急時ヘリコプター離発着場.....	444
7-2	物資の集積拠点.....	444

8	避難関係.....	445
8-1	避難施設一覧.....	445
8-2	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等.....	449
8-3	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等.....	449
8-4	地域別避難所別避難路.....	450
9	その他の資料.....	457
9-1	災害救助基準.....	457
9-2	過去の特筆すべき災害記録.....	460
9-3	近年の災害記録.....	463
10	各種様式.....	467
10-1	災害概況即報.....	467
10-2	被害状況即報.....	469
10-3	火災即報.....	472
10-4	危険物等災害即報.....	473
10-5	緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書.....	474
10-6	町内の公共的団体等への協力依頼文書.....	476
10-7	他市町村、県等への応援要請文書.....	477
10-8	自衛隊災害派遣要請書.....	481
10-9	自衛隊災害派遣部隊撤収要請書.....	482



# 第1編 総論







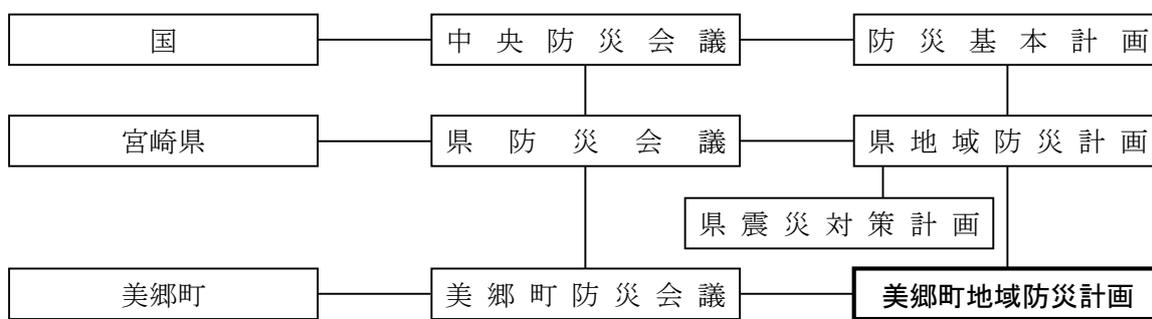
# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的・構成等

### 1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、美郷町防災会議が作成する計画であって、町、防災関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって、町の地域に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、町域における土地の保全と住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

**【国、県及び町の防災会議並びに防災計画の体系】**



災害が発生したとき、町内で誰一人として犠牲者を出さない。そのために、防災関係機関はもちろんのこと、町内の事業所、団体等や住民の一人ひとりが着実に防災力を向上させておく。

### 2 計画の構成

この計画は、「総論」、「共通対策編」、「風水害等対策編」、「地震災害対策編」「その他災害対策編」及び「資料編」の6編から成り、各編の内容は次のとおりである。

	構成	内容
美郷町地域防災計画	第1編 総論	本計画の基本的事項
	第2編 共通対策編	各編に共通する「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」
	第3編 風水害等対策編	風水害等に対する災害対策
	第4編 地震災害対策編	地震災害に対する災害対策
	第5編 その他災害対策編	道路事故、危険物等事故及び林野火災による災害に対する災害対策
	第6編 資料編	各編に付属する各種資料

### 3 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、国、県の防災方針、町の情勢を勘案して毎年検討を加え、必要があると認めるときは、速やかに計画を修正する。

### 4 計画の周知

本計画の内容は、町職員、防災関係機関並びにその他防災に関する重要な施設の管理者等に周知徹底するとともに、特に必要と認める事項については、住民にも広く周知徹底するよう努める。

また、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦などのいわゆる要配慮者や観光客等に対する配慮や、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

### 5 計画の運用・習熟

本計画は、平素から訓練、研修、広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

### 6 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

標 記	説 明
基 本 法	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
救 助 法	災害救助法（昭和22年法律第118号）
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの
指 定 公 共 機 関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されるもの
指定地方公共機関	地方独立行政法人及び港湾法第4条第1項で定める港務局、土地改良法第5条第1項で定める土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの
公 共 的 団 体	農業協同組合、商工会・商工会議所等の産業経済団体、文化団体その他教育、福祉、農業等各分野で公共的活動を営む団体
防 災 関 係 機 関	県、市町村、町域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、町を警備区域とする陸上自衛隊、町域を管轄する消防機関並びに町域において業務を行う指定公共機関及び指定地方公共機関町域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
要 配 慮 者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者

## 第2節 計画の基本方針

---

この計画は、これまでの災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、町の防災に関して防災関係機関と相互に連携してそれぞれの活動任務を明確にするなど、必要な体制を確立するとともに、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の各段階（災害予防、災害応急活動、災害復旧・復興）に応じた災害対策の基本を定め、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立及び推進に当たっては、次の事項を基本とする。

### 1 地域特性を反映した計画的な災害予防

- 地域特性に則し、災害の未然防止と被害を最小限に抑えるため、各種の防災対策事業を推進し、防災基盤の強化を図る。なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず災害対策の改善を図る。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、防災に配慮した土地利用、建築物の耐震・耐火対策の促進等、防災対策を進める。
- 災害時におけるライフライン施設の機能を確保するため災害予防対策を推進するとともに、効率的な応急対策を実施するための体制の整備を図る。
- 災害時の応急対策活動や物資の緊急輸送など、円滑な防災活動が実施できるよう防災に機能する道路ネットワークの計画的な整備を図るとともに、緊急輸送体制を確立する。
- 災害発生時の応急対策、その後の災害復旧を迅速に行うため、情報収集・伝達体制や組織体制など事前の体制整備を図る。
- 災害から自らを守るため、特に支援を必要とする避難行動要支援者を平時から把握するとともに、災害時における避難準備・高齢者等避難開始の伝達体制や避難誘導等、要配慮者の避難支援体制を確立する。
- 地区集会所・公民館、体育館、広場等の公共施設を防災拠点として機能強化を図り、災害時に避難や救助活動など円滑な災害応急活動が行えるよう活用する。
- 避難所の整備拡充と必要な設備の確保に努めるとともに、円滑な避難ができるよう住民に対する避難のための知識の普及に努める。
- 防災行政無線の整備、インターネットなどの活用による複合的な情報ネットワークを整備し、防災情報の収集機能強化や住民への多元的な情報提供システムを構築し、迅速かつ的確な防災情報の提供と避難誘導に努める。
- 防災資機材の整備や食料等の災害時に必要な物資を計画的に備蓄する。
- 住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方行政団体等の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動を展開するとともに、自主防災組織の確立や防災訓練の実施など自主防災活動

の活性化を積極的に支援する。また、自主防災組織や地域住民と地域事業所の連携による自主防災体制を強化し、地域防災力の向上を図る。

## 2 迅速で円滑な災害応急活動

- 災害発生後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立するとともに、災害事象に応じた具体的な行動マニュアルを整備し、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施できるよう体制の整備に努める。
- 災害発生時には防災関係機関相互の連携体制が重要となるため、応急活動及び復旧活動に関し、防災関係機関と相互応援の協定を締結するなど平常時から連携による応援体制を確立するものとし、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の市町村に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村との間の協定締結も考慮する。
- 災害発生直後の迅速な被害情報等の収集及び伝達、通信手段の確保に努める。
- 円滑な救助・救急、医療救護、消火活動及び緊急物資輸送のための交通の確保対策並びに緊急輸送を実施する。
- 被災者や要配慮者の安全な避難場所への避難誘導及び支援、食料・飲料水及び生活必需品等の調達及び供給を実施する。
- 被災者の生活確保に資する電気、水道、電話等のライフラインの迅速な応急復旧を図る。
- 防疫、災害廃棄物の迅速な処理及び応急仮設住宅の建設計画の体制を整備する。
- 児童生徒の安全確保と応急教育計画を作成し、実施する。

## 3 速やかな災害復旧・復興

- 被災者の生活相談窓口の設置や資金融資等の救護措置を充実させ、一般被災者や被災事業者の民生安定化を図る。
- 被害の状況から重要度、緊急度に応じて、被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進する。
- 復興の円滑化のため、あらかじめ情報システムや各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全と業務継続計画（BCP）の策定を行う。

## 第2章 防災関係機関、住民等の責務

### 第1節 防災関係機関の実施責任

防災関係機関の防災対策活動の実施責任は次のとおりであり、各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど、連携を強化して一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮する。

また、防災対策活動が効果的に推進されるためには、防災関係機関の職員はもとより、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠であることから、地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層努力する。

#### 1 町

町は、町域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

#### 2 県

県は、県域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく単独の市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要としたりするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

#### 3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、管轄する区域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。また、町及び県の防災活動が円滑・的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、町、県等の活動が円滑・的確に行われるように協力・援助する。

#### 5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、町地域防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施する。

## 第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

町、県並びに町の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者が、町域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

### 1 町

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
美 郷 町 美郷町消防団	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 町防災会議に係る事務に関する事。</p> <p>(2) 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。</p> <p>(3) 防災施設の整備に関する事。</p> <p>(4) 防災に係る教育、訓練に関する事。</p> <p>(5) 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</p> <p>(7) 生活必需品、応急食料等の備蓄に関する事。</p> <p>(8) 給水体制の整備に関する事。</p> <p>(9) 管内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。</p> <p>(10) 災害危険区域の把握に関する事。</p> <p>(11) 各種災害予防事業の推進に関する事。</p> <p>(12) 防災知識の普及に関する事。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(13) 水防・消防等応急対策に関する事。</p> <p>(14) 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事。</p> <p>(15) 避難の指示・勧告及び避難者の誘導並びに避難所の開設に関する事。</p> <p>(16) 災害時における文教、保健衛生に関する事。</p> <p>(17) 災害広報に関する事。</p> <p>(18) 被災者の救難、救助その他の保護に関する事。</p> <p>(19) 復旧資機材の確保に関する事。</p> <p>(20) 災害対策要員の確保・動員に関する事。</p> <p>(21) 災害時における交通、輸送の確保に関する事。</p> <p>(22) 関係防災機関が実施する災害対策の調整に関する事。</p> <p>(23) 地域安全対策に関する事。</p> <p>(24) 災害廃棄物の処理に関する事。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。</p> <p>(26) 災害弔慰金・災害障害見舞金の給付及び災害援護資金の貸付に関する事。</p> <p>(27) 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事。</p> <p>(28) 義援金品の受領、配分に関する事。</p>

2 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮 崎 県	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 県防災会議に係る事務に関する事。</p> <p>(2) 県災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事。</p> <p>(3) 防災施設の整備に関する事。</p> <p>(4) 防災に係る教育、訓練に関する事。</p> <p>(5) 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(6) 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事。</p> <p>(7) 食料・飲料水、その他生活必需品の備蓄に関する事。</p> <p>(8) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査に関する事。</p> <p>(9) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事。</p> <p>(10) 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事。</p> <p>(11) 防災知識の普及に関する事。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(12) 災害予警報等情報の収集・伝達に関する事。</p> <p>(13) 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事。</p> <p>(14) 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関する事。</p> <p>(15) 救助法の適用に関する事。</p> <p>(16) 災害時の防疫その他保健衛生に関する事。</p> <p>(17) 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関する事。</p> <p>(18) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関する事。</p> <p>(19) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関する事。</p> <p>(20) 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付に関する事。</p> <p>(21) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。</p> <p>(22) 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関する事。</p> <p>(23) 地域安全対策に関する事。</p> <p>(24) 災害廃棄物の処理に関する事。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(25) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関する事。</p> <p>(26) 物価の安定に関する事。</p> <p>(27) 義援金品の受領、配分に関する事。</p> <p>(28) 災害復旧資材の確保に関する事。</p> <p>(29) 災害融資等に関する事。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎県警察本部	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 災害警備計画に関すること。            (2) 通信確保に関すること。            (3) 関係機関との連絡協調に関すること。            (4) 災害装備資機材の整備に関すること。            (5) 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。            (6) 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること。            (7) 防災知識の普及に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(8) 災害情報の収集及び伝達に関すること。            (9) 被害実態の把握に関すること。            (10) 被災者の救出及び負傷者等の救護に関すること。            (11) 行方不明者の調査に関すること。            (12) 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関すること。            (13) 不法事案等の予防及び取締りに関すること。            (14) 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関すること。            (15) 避難路及び緊急交通路の確保に関すること。            (16) 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関すること。            (17) 広報活動に関すること。            (18) 死体の調査・検視に関すること。</p>

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州財務局 宮崎財務事務所	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における金融措置に関すること。            (2) 国有財産の無償貸付等の措置に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(3) 被災施設の復旧事業費の査定の立会いに関すること。            (4) 地方公共団体に対する災害融資に関すること。</p>
九州森林管理局 宮崎北部森林管理署 上椎葉森林事務所	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 国有保安林・治山施設の整備に関すること。            (2) 林野火災予防体制の整備に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 林野火災対策の実施に関すること。            (4) 災害対策用材の供給に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(5) 復旧対策用材の供給に関すること。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
九州厚生局	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。                      (2) 関係職員の現地派遣に関すること。                      (3) 関係機関との連絡調整に関すること。</p>
九州農政局	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 米穀の備蓄に関すること。                      (2) 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関すること。                      (3) 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(4) 農業関係被害の調査・報告に関すること。                      (5) 災害時における病害虫の防除及び家畜の管理等に関すること。                      (6) 応急用食料の調達・供給に関すること。                      (7) 種子及び飼料の調達・供給に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(8) 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること。                      (9) 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること。                      (10) 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること。                      (11) 土地改良機械の緊急貸付に関すること。                      (12) 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること。                      (13) 技術者の緊急派遣等に関すること。</p>
九州農政局 宮崎支局	<p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における応急用食料の供給・支援に関すること。</p>
九州運輸局 (宮崎運輸支局)	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 交通施設及び設備の整備に関すること。                      (2) 宿泊施設等の防災設備に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること。                      (4) 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること。                      (5) 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること。                      (6) 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること。                      (7) 緊急輸送命令に関すること。</p>
宮崎地方气象台	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。                      (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報及び警報等の防災情報の発表、伝達及び通信施設の整備に関すること。                      (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。                      (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
	(5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
九州総合通信局	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 非常通信体制の整備に関すること。            (2) 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 災害時における電気通信の確保に関すること。            (4) 非常通信の統制、管理に関すること。            (5) 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること。            (6) 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること。</p>
宮崎労働局	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること。            (2) 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること。</p> <p><b>【災害補償対策】</b></p> <p>(3) 労働者の業務上の災害補償保険に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(4) 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること。            (5) 復旧工事における労働災害の防止に関すること。</p>
九州地方整備局 延岡河川国道事務所	<p>国土交通大臣が直接管理する河川・道路等について、次の措置をとる。</p> <p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 気象観測通報についての協力に関すること。            (2) 防災上必要な教育及び訓練等に関すること。            (3) 災害危険区域の選定又は指導に関すること。            (4) 防災資機材の備蓄、整備に関すること。            (5) 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること。            (6) 道路、橋りょう等の耐震性の向上に関すること。            (7) 水防警報等の発表及び伝達に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(8) 洪水予報の発表及び伝達に関すること。            (9) 水防活動の指導に関すること。            (10) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること。            (11) 災害広報に関すること。            (12) 緊急物資及び人員輸送活動に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(13) 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること。</p> <p><b>【その他】</b></p> <p>(14) 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること。</p>

4 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第24普通科連隊)	<b>【災害予防】</b> (1) 災害派遣計画の作成に関する事。 (2) 地域防災計画に係る訓練の参加・協力に関する事。
航空自衛隊 (新田原基地)	<b>【災害応急対策】</b> (3) 災害派遣による町、県その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関する事。

5 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便(株) (神門・西郷・山三ヶ・宇納間・入下郵便局)	<b>【災害応急対策】</b> (1) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 (2) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事。 (3) 災害時における郵便局窓口業務の確保に関する事。
西日本電信電話(株) (宮崎支店) NTTコミュニケーションズ(株) (株)NTTドコモ (宮崎支店) KDDI(株) ソフトバンク(株)	<b>【災害予防】</b> (1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事。 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事。 <b>【災害応急対策】</b> (3) 津波警報、気象警報の伝達に関する事。 (4) 災害時における重要通信に関する事。 (5) 災害関係電報、電話料金の減免に関する事。
日本赤十字社宮崎県支部 (美郷町南郷分区・西郷分区・北郷分区)	<b>【災害予防】</b> (1) 災害医療体制の整備に関する事。 (2) 災害医療用薬品等の備蓄に関する事。 <b>【災害応急対策】</b> (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。 (4) 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関する事。
九州電力(株) 九州電力送配電(株)	<b>【災害予防】</b> (1) 電力施設の整備と防災管理に関する事。 <b>【災害応急対策】</b> (2) 災害時における電力の供給確保に関する事。 <b>【災害復旧】</b> (3) 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会 (宮崎放送局)	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 防災知識の普及に関すること。                      (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。                      (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。                      (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。                      (6) 災害時における広報に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
日本通運(株) (宮崎支店)	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する こと。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること。</p>

6 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎日日新聞社	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 防災知識の普及に関すること。                      (2) 災害時における報道の確保対策に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 気象予警報等の報道周知に関すること。                      (4) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する こと。                      (5) 災害時における広報に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(6) 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
(一社)宮崎県トラック協会	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(2) 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する こと。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(3) 復旧資材等の輸送協力に関すること。</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
宮崎交通(株)	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における被災者のバスによる輸送の確保に関すること。  (2) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送に関すること。</p>
(株)宮崎放送 (株)テレビ宮崎 (株)エフエム宮崎 (株)ケーブルメディアワイワイ	<p><b>【災害予防】</b></p> <p>(1) 防災知識の普及に関すること。  (2) 災害時における放送の確保対策に関すること。</p> <p><b>【災害応急対策】</b></p> <p>(3) 気象予警報等の放送周知に関すること。  (4) 避難所等への受信機の貸与に関すること。  (5) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること。  (6) 災害時における広報に関すること。</p> <p><b>【災害復旧】</b></p> <p>(7) 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること。</p>
(公社)宮崎県医師会 (日向市東臼杵郡医師会)	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における医療救護・助産の活動に関すること。  (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。</p>
(一社)宮崎県歯科医師会 (日向市・東臼杵郡歯科医師会)	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における歯科医療の実施に関すること。  (2) 身元不明遺体の個体識別の実施に関すること。</p>
(一社)宮崎県薬剤師会 (日向市・東臼杵郡薬剤師会)	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給に関すること。</p>
(公社)宮崎県看護協会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施に関すること。</p>
(一社)宮崎県LPガス協会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関すること。  (2) 災害時におけるガス供給の確保に関すること。</p>
宮崎県管工事協同組合連合会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における水道管復旧工事の施工に関すること。</p>
(一社)宮崎県警備業協会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における道路交通整理の補助に関すること。</p>
(一社)宮崎県建設業協会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 災害時における応急対策に関すること。</p>

7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日向農業協同組合 (株) 協同サービス	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。</p> <p>(2) 農作物災害応急対策の指導に関すること。</p> <p>(3) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関する こと。</p> <p>(4) 被災農家に対する融資あっせんに関すること。</p> <p>(5) 燃料（LPガス等）確保に関すること。</p>
耳川広域森林組合	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。</p> <p>(2) 被災組合員に対する融資のあっせんに関すること。</p> <p>(3) 救出活動等における重機、車両等の協力に関すること。</p> <p>(4) 風倒木、被害木、漂流木の処理に関すること。</p>
五十鈴川・ 上小丸川・ 西郷漁業協同組合	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 町及び県が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関する こと。</p> <p>(2) 共同利用施設の災害対策に関すること。</p> <p>(3) 被災組合員に対する融資又は融資のあっせんに関すること。</p>
美郷町商工会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力に関する こと。</p> <p>(2) 救助用物資、復旧資材の確保についての協力に関すること。</p> <p>(3) 被災会員に対する融資又は融資のあっせんに関すること。</p>
美郷町社会福祉協議会	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 町内の在宅要配慮者（高齢者等）の把握に関すること。</p> <p>(2) ボランティアの受付と支援に関すること。</p> <p>(3) 災害義援金の受付・管理に関すること。</p> <p>(4) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。</p>
病院等医療施設の管理者 (美郷町国民健康保険 西郷病院・ 南郷診療所・ 北郷診療所・ 西郷歯科診療所・ 南郷歯科診療所・ 北郷歯科診療所)	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。</p> <p>(2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関すること。</p> <p>(3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること。</p> <p>(4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること。</p>
社会福祉施設の管理者	<p><b>【災害予防・災害応急対策】</b></p> <p>(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施</p> <p>(2) 災害時における入所者の保護及び誘導</p>

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
危険物施設及び高圧 ガス施設の管理者	<b>【災害予防・災害応急対策】</b> (1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備
その他公共的団体及 び防災上重要な施設 の管理者	<b>【災害予防・災害応急対策】</b> (1) それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関 すること。

### 第3節 住民の責務

平成7年の基本法の改正により、「地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するように努めなければならない（基本法第7条第2項）」と定められたところである。

地域住民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という防災の原点にたち、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努める。

また、災害時には避難についての協力、応急措置への協力等防災に寄与する。

### 第4節 減災に向けた住民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、町、県、公共機関、事業者、住民それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成していけるものである。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進する住民運動の展開を図る。

# 第3章 町の現況と災害要因、災害記録

## 第1節 自然的条件

### 1 位置

本町は、宮崎県の北部、東臼杵郡の南部地域に位置し、総面積は448.84㎏と広大で、東は日向市、門川町、西は椎葉村、諸塚村、南は西都市、木城町、北は日之影町、延岡市の8市町村に隣接している。

所在地	東 経	北 緯
美郷町役場	131° 25′ 23″	32° 26′ 25″
宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地		

### 2 地形

本町は、東臼杵南部地域にある3村（旧北郷村、旧西郷村、旧南郷村）が対等合併として、平成18年1月1日に誕生した町で、中央部には耳川が貫流しているほか、北側には五十鈴川、南側には小丸川が流れている。

北郷は町内の北部に位置し、周囲を九州山脈脊梁山系に囲まれ、海拔は50m～1,100mで概して北面境界部が高く東に傾斜している。この高地山岳地帯に源を発する清流五十鈴川が北郷の中央部を貫流し、門川町尾末湾に注いでいる。

西郷は、町内の中央部に位置し、西部の山間地帯と東部の中山間地帯に分かれており、山間地帯は山岳が連なる森林と、溪谷が広がる間に集落と耕地が点在している。中山間地帯は、中央部を西から東へ耳川が流れ、その支流に沿って平坦地が広がっている。

南郷は町内の南部に位置し、中心部の神門で標高250m、九州山脈に連なる三方岳、清水岳、空野山、丸笹山、高峠、笹の峠など1,000m級を越す山岳が重なり合い、これらを水源に1級河川小丸川の本流、支流が豊富な水資源をもたらしている。

また、各区域とも総面積の90%～95%程度が森林となっている。

### 3 気候

本町は夏場の平均気温が26.5℃程度（7月～8月）で涼しい気候である。一方、年間総降水量が4,500mmを超える多雨高湿な地域である。初霜は11月下旬頃で、冬場は山間部の積雪が多い。晩霜は、例年4月中旬頃、時には5月上旬まで降りて農作物に被害を及ぼすこともある。

## 第2節 社会的条件

### 1 人口

令和4年10月1日現在の本町の総人口は4,545人で、ここ10年間は減少傾向にあり、特に年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が顕著である。

世帯数についても減少傾向を示しているが、総人口に比べて緩やかなものとなっており、一世帯当たり人口の減少を勘案すると、核家族化が進行していることがうかがえる。

なお、国勢調査の結果によると、人口は、平成17年6,874人（旧三村合計数）、平成22年6,248人、平成27年5,480人、令和2年4,826人と推移しており、この10年間で1,422人の減、減少率22.8%となっている。

また、令和2年の高齢化率は52.4%で、今後更に上昇することが予想される。加えて、令和2年国勢調査による世帯数2,137のうち692が単独世帯であり、このうち490が65歳以上の高齢単身者世帯となっている。

年次	世帯数 (戸)	人 口				一世帯 当たり 人口 (人)
		総 数	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳～)	
平成22年	2,516	6,248	634	2,928	2,686	2.48
平成23年	2,487	6,037	589	2,848	2,600	2.43
平成24年	2,493	5,967	582	2,774	2,611	2.39
平成25年	2,478	5,850	559	2,660	2,631	2.36
平成26年	2,446	5,721	548	2,524	2,649	2.34
平成27年	2,332	5,480	491	2,361	2,628	2.35
平成28年	2,297	5,328	480	2,245	2,603	2.32
平成29年	2,263	5,181	462	2,133	2,586	2.29
平成30年	2,206	4,994	434	2,006	2,554	2.26
令和元年	2,172	4,823	405	1,920	2,498	2.22
令和2年	2,137	4,826	422	1,915	2,489	2.26
令和3年	2,101	4,687	419	1,823	2,445	2.23
令和4年	2,059	4,545	402	1,755	2,388	2.21

(注) 各年10月1日現在の数値

(資料：宮崎県の推計人口と世帯数（年報）から作成（令和4年10月1日時点）)

## 2 産業

本町の産業別の人口は、昭和45年からの50年間でみると第1次産業は減少、第2次産業は増加の後、減少に転じている。第3次産業は横ばいから近年減少傾向にある。

年次	第1次産業	第2次産業	第3次産業	その他
昭和45年	4,701	597	1,544	—
昭和55年	3,009	1,203	1,572	3
平成7年	1,730	1,219	1,519	4
平成12年	1,124	978	1,571	2
平成17年	1,090	740	1,536	—
平成22年	1,025	505	1,391	—
平成27年	865	420	1,328	1
令和2年	953	365	1,178	4

(資料：国勢調査)

## 3 交通

本町の道路は、日向市と耳川流域の山間部町村を結ぶ主要道路である国道327号が西郷を経由して走り、また、隣接する北郷と南郷とは国道388号で結ばれている。これらに接続する形で町道や林道が結ばれている。南郷には、高千穂～五ヶ瀬～椎葉～南郷～西都市～高原町までつづく広域観光ルートで、県内の神話・伝説のふるさとをつなぐ、総延長約300kmの新しい街道がある。町内では茶屋越トンネル、中山～夜狩内線の中山トンネル、渡川～尾ノ八重線の空野トンネルが新たに整備され、住民の生活の利便性も向上し、経済、観光面でも大きな効果を上げている。しかし、道路の整備状況は、改良率、舗装率ともに低い水準となっている。

なお、鉄道や空港はなく、バスなどによる住民の足の確保等その対策が急がれる。

今後、本町の経済的、社会的活動等を支える道路網の骨格としての公共道路の早期整備は急務であり、住民生活に密接な道路は、地形条件などから山間部での安全対策を含めた改良工事等が急がれ、同時に、舗装道路面の補修、道路排水処理、安全施設等の設置などの整備が求められている。

このような現状のなか、ますます進行する高齢化社会に伴い、増加する高齢者や子ども等の交通弱者に対応するため、また、災害時の避難及び応急物資受入れのための緊急輸送路の確保のためにも、公共交通機関の整備が課題である。

### 第3節 災害記録

---

本町がこれまでに受けた災害には、台風、大雨、洪水、火災、地震等があり、被害の大きかったものを示すと、資料9-2「過去の特筆すべき災害記録」・9-3「近年の災害記録」のとおりである。

特に、平成17年9月初旬、九州地方を襲った台風14号は、土石流、地すべり、がけ崩れなどの土砂災害に併せて、河川の洪水・氾濫による家屋の流出・浸水など、住民生活に甚大な被害を及ぼした。この大型の台風14号の特徴は、九州西側に沿って北上しながら、比較的ゆっくりした速度で進み、長時間にわたって暴風、大雨が続き、町内南郷（旧南郷村）では、5日間で月間平均雨量の2.9倍となる1,321mmに達した。特に小丸川（1級河川）と耳川（2級河川）が増水・氾濫し、その沿線では、家屋の浸水など大災害を被ることとなった。これら河川に注ぐ支流もまた流木・土砂を飲み込み、濁流を増幅させ、耳川に架けられた橋長約80mの鉄鋼橋が3基流された。道路が寸断され、被災直後孤立した集落もあり、大規模な山腹崩壊も発生した。

また、小高い尾根から約250m下の河川まで、一山の片面が崩壊したと形容してもいいほどのむき出しの土肌状態になり、地元一般紙は、専門家の見解の下、「この一帯で降雨が長時間継続し、深い所では、地下100mの破碎している岩盤まで水が達し、地層内の水圧で土砂が浮き上がり不安定となり、同時に増水した河川が川岸に衝突。山の下部を削り取り、土砂崩壊の誘引となった」と記している。

## 第4節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

---

### 1 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策活動を推進するため、地域の災害要因の研究、他の地域の災害及び災害対策の研究、被害想定と防災体制等について継続的な調査研究を実施する。

### 2 災害及び社会構造の変化に対応する地域防災計画の修正

近年、都市化、高齢化、国際化、情報化など著しい社会構造の変化により、災害に対する脆弱性の高まりが見られるところである。

町は、これらの変化に十分配慮した防災対策活動を推進することが求められており、そのため、特に次のような変化について十分な対応を図るとともに、これらの社会構造等の変化に伴う災害の質的变化等に的確に対応し、確実な防災対策活動を推進するため、町地域防災計画については、機を失することなく必要な修正を行うものとする。

- (1) 本町では、町域の拡大に伴う災害危険箇所の増加、これらに対する監視や防災対策、災害応急対策など防災体制の充実強化も大きな課題となっている。

このため、地域特性や過去の災害の経験や教訓を踏まえ、住民と事業者、行政が共同して「災害に強い安全なまちづくり」をハード、ソフト両面から積極的に推進する必要がある。

- (2) 高齢者（とりわけ高齢者のみの世帯、独居老人）、障がい者、外国人等の要配慮者の増加傾向が見られる。

これらの対応として、防災知識の普及、災害に関する情報の提供、避難誘導、救助・救護対策等、要配慮者に配慮したきめ細かな防災上の施策を、福祉施策との連携を図りながら推進する必要がある。

また、社会福祉施設における災害に対する安全性の向上を図る必要がある。

- (3) 社会構造の変化は生活の利便性を向上させる一方で、ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通・輸送ネットワークへの依存度を増大させ、災害時にこれらが被害を受ければ日常生活や産業活動に重大・深刻な影響をもたらすこととなる。

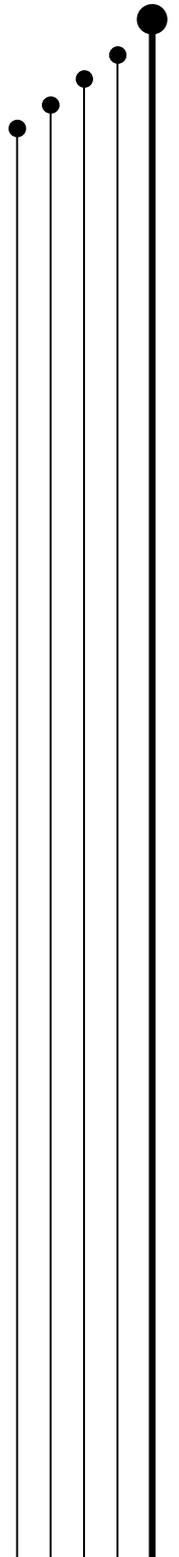
これらの対応として、施設の耐災性の向上を図るとともに、補完的機能を充実させる必要がある。

- (4) 住民意識の変化と生活環境の変革は近隣扶助意識の低下を招いている。

これらの対応として、自主防災組織の育成、要配慮者の参画を含めた多くの住民参加による定期的な防災訓練の実施など、コミュニティの強化を図る必要がある。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 第2編 共通対策編







# 第1章 基本的考え方

## 第1節 基本的考え方

---

本編は、町地域防災計画の第3編風水害等対策編、第4編地震災害対策編、第5編その他災害対策編に共通する事項を定める。

第3編から第5編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

## 第2章 災害予防対策計画

### 第1節 災害に強いまちづくりの推進

#### 第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

建設課

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っているため、町は、被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する。

#### 1 道路施設の安全性の向上

- (1) 橋りょう等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。
- (2) 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

#### 2 道路ネットワークの確保

- (1) 緊急輸送道路については、常に整備を図り、円滑な道路交通の確保に努める。
- (2) 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- (3) 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (4) 円滑な消防活動の実施などのため、広幅員の歩道等の整備を推進する。

#### 3 道路防災拠点施設の整備

災害発生時において、避難地、物資集荷場及び情報基地として機能する拠点施設の整備に努める。

#### 第2款 ライフライン施設の機能確保

総務課 町民生活課

電力、電話、ガス、水道等のライフライン施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や住民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、町は、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図るものとし、特に医療機関等の人命にかかわる重要施設への供給ラインの重点的な安全化を進めるものとする。

## 1 水道施設の整備

本町の水道施設は、18地区の簡易水道施設、15箇所の飲料水供給施設、33箇所のその他の水道施設があり、平成30年度より18地区の簡易水道事業を美郷町簡易水道事業として経営統合を行った。

水道施設が災害によって被害を受けると飲料水や生活水の確保、消火や医療活動等に大きな影響を及ぼすため、水道施設については、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水施設への影響を最小限度に抑えられるよう、安全性の高い水道システムの構築に努める。

- (1) 応急給水・復旧体制の整備
- (2) 相互応援体制の整備
- (3) 基幹的施設の耐震化
- (4) 安全性の高い水道システムの構築
- (5) 給水の安全性の確保

## 2 環境衛生施設の整備

生活排水処理施設の整備について、既存の農業集落排水施設などの計画的な更新を進める。また、農業集落排水施設の整備が困難な地域においては、合併処理浄化槽の整備を進め、生活排水処理率100%を目指していくが、その際は、施設の安全点検や安全性の確保に特に留意する。

## 3 ガス施設

ガス施設の災害予防措置については、ガス事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

## 4 電力施設の整備

災害に伴う電力施設被害防止のための予防措置は、九州電力(株)等電気事業者の計画によるが、町もこれに協力する。特に、災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、住民に対してパンフレット、チラシ等による広報活動を行い、予防に心掛ける。

- (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (2) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに電気事業者に連絡すること。
- (3) 断線垂下している電線には絶対に触れないこと。
- (4) 浸水・雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。
- (5) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (6) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。

## 5 通信施設の整備

通信施設の災害予防措置については、電気通信事業者の計画によるが、町もこれに協力する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

総務課 消防団

町は、災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作等の習熟に努める。

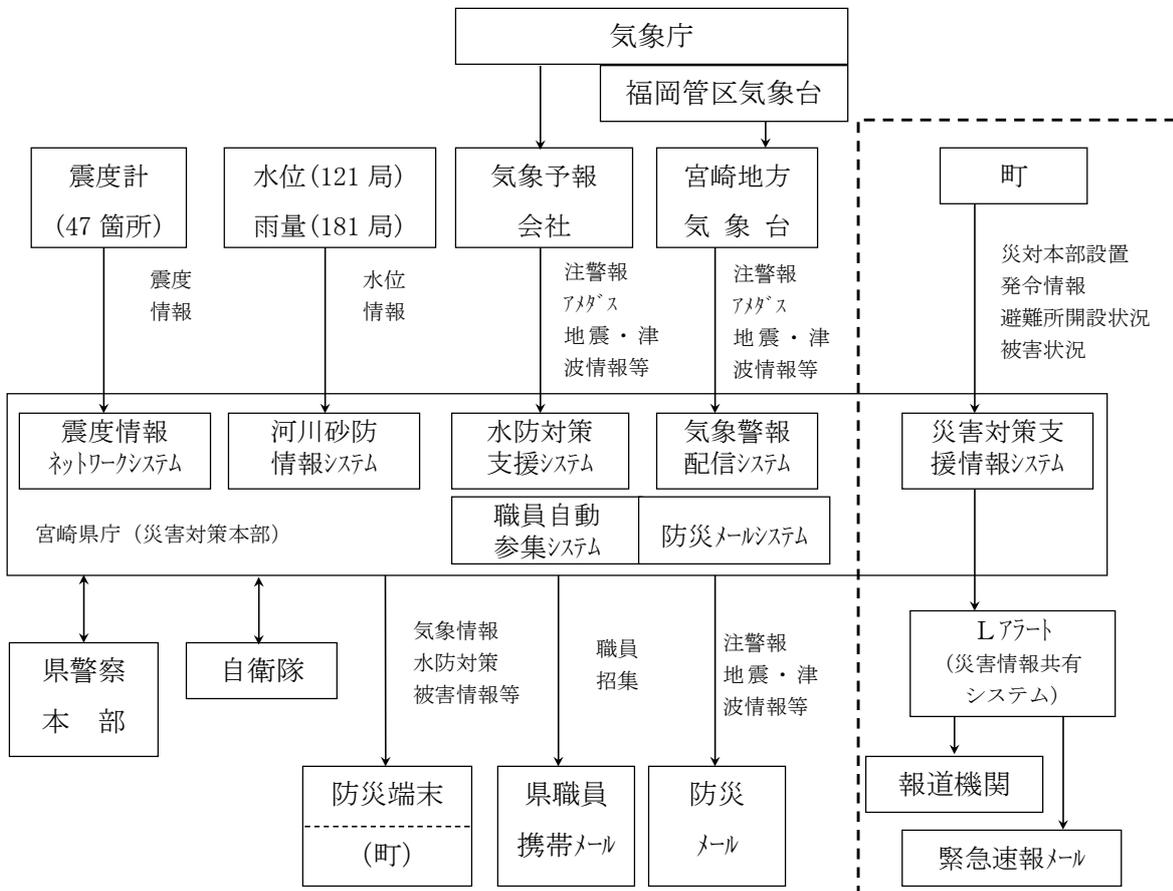
#### 1 通信施設の整備対策

住民に対して気象・防災に関する情報を迅速に伝達するため、全戸に整備済みの戸別方式の防災行政無線の適正な管理を住民に指導する。

#### 2 防災情報処理システム等の運用体制の確立

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくとともに、災害発生時の円滑な情報収集及び災害対策情報の伝達のため、平常時から関係者等への講習等を行い、県総合防災情報ネットワーク、防災情報処理システム、災害対策支援情報システム等の運用体制の確立に努める。

【宮崎県防災情報処理システム】



### 3 情報の収集・伝達体制の整備

国（宮崎地方気象台、九州地方整備局）、県及び関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報及び地震に関する情報をより効率的に活用するための体制の整備を図るとともに、報道機関や防災行政無線等により一般への提供体制の整備を図る。その際、要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達体制の整備を図る。

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力も得て実施する。
- (2) 災害時における通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施する。
- (3) パソコンネットワーク等の整備、活用を図る。  
また、避難所（小、中学校等）との情報連絡についても同様とする。  
さらに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、広報車、半鐘、サイレン、テレビ、CATVネットワーク、ラジオ、携帯電話（登録制メール、エリアメールを含む）、Lアラート（災害情報共有システム）、ワンセグ、インターネット、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。
- (4) 町内各地を熟知している郵便局職員の協力を得て、災害時における被災者等の情報収集、情報交換を図る。
- (5) アマチュア無線局の応援を得て、情報の収集等を図る。

### 4 情報の整理

平常時から、防災関連情報の収集・蓄積に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により、災害情報等の周知を図る。

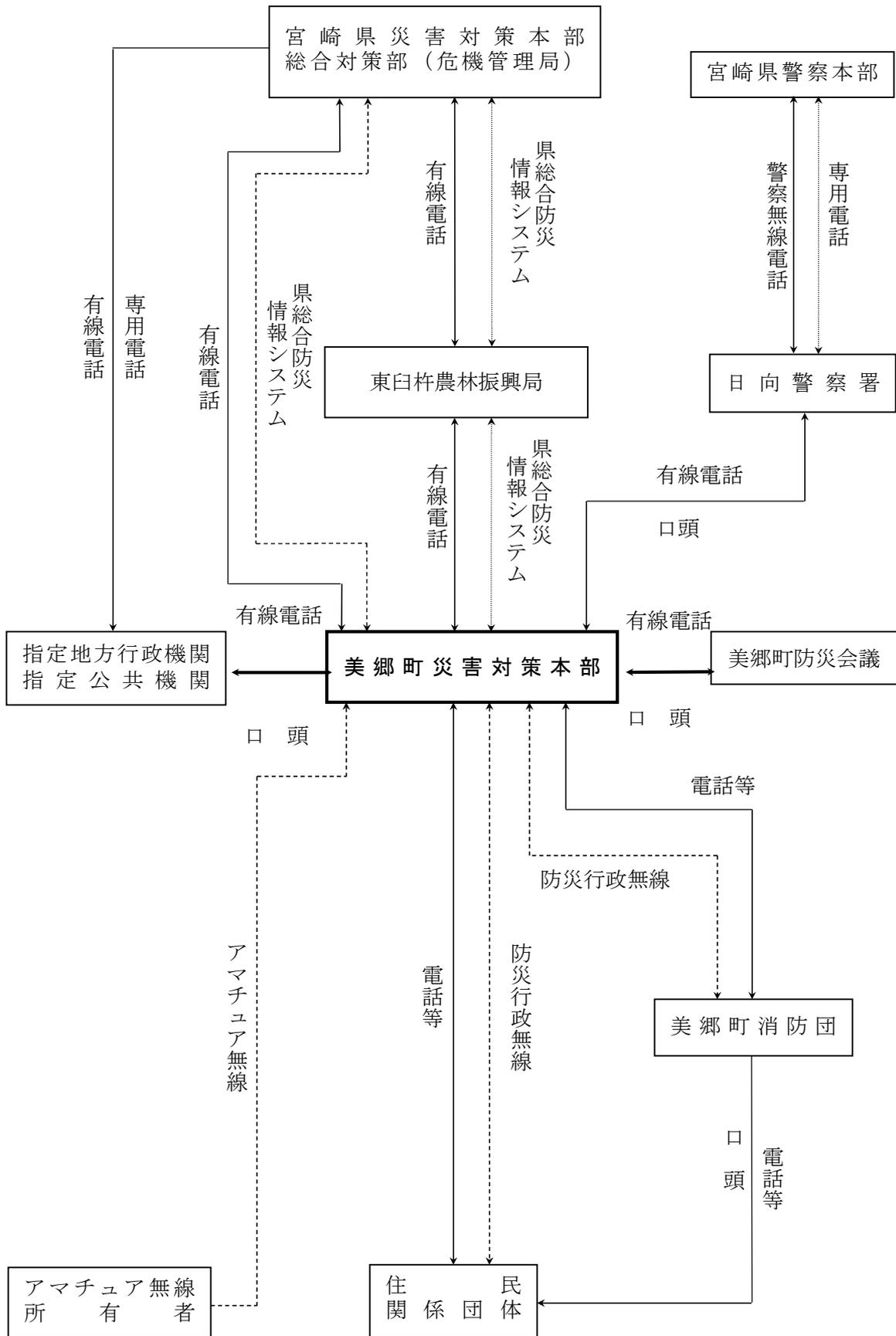
### 5 データの共有

気象、水防、砂防、道路等の防災に関するデータを県や関係機関と相互に送受信し、共有する体制の整備に努める。

### 6 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

【町における通信利用系統図】



**第2款 活動体制の整備**

町は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、活動体制を整備し、防災関係機関との連携を強化するとともに、地域の特性及び災害特性を考慮した対策を推進する。

**1 組織体制の整備**

町地域防災計画に基づき、防災関係機関との協力体制の整備を図る。

また、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努める。

**2 初動体制確立への備え****(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底**

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にする。

**(2) 参集時の交通手段の検討**

職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段等を事前に検討しておくものとする。

**(3) 情報伝達手段の確保**

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、あらかじめ情報連絡体制を整備しておくものとする。

**(4) 訓練による周知徹底**

職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うことを目的とした訓練を行う。

**(5) 災害時職員初動マニュアルの作成**

災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう災害時職員初動マニュアルを作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図る。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行う。

また、迅速に災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行う。

**(6) 災害対策本部職員用物資の確保**

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

**(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底**

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなく

なることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から指導を徹底する。

### 3 災害対策中枢拠点施設の整備

災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

### 4 広域応援体制等の整備充実

#### (1) 隣接及び県内市町村間の相互協力体制の整備

平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、その体制の整備と充実に努める。

#### (2) 自衛隊との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ、県、国の関係機関、指定公共機関と連携し、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や、ヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化に努める。

### 5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

#### (1) 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離発着場（資料7-1「緊急時ヘリコプター離発着場」参照）を選定しておくものとする。

#### (2) ヘリコプターによる現地訓練への参加・検証

県や自衛隊等が実施するヘリコプターによる現地訓練に参加し、その検証を行う。

### 6 アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、各種施設の整備はもとより、各機関が連携をもって行動するため、共通地図の作成や地域防災計画等の習熟による他機関の活動内容の把握など、ハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努める。

## 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

総務課 町民生活課 健康福祉課  
消防団

町は、大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力及び救急対応力の強化を図る。

また、特に初期段階で重要となる地域住民等による初期消火、救出及び応急手当能力の向上を図る。

## 1 消防力の充実強化

### (1) 消防施設・設備の強化と保全

「消防力の基準」に基づき、次のとおり消防施設を拡充強化し、また、その保全を図る。

ア 初動及び活動体制を確保するため、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。

イ 火災の場合の消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備及び性能点検を実施することにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期する。

ウ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実・強化を図る。

### (2) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は、地域防災の中核的存在である。消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図る。

### (3) 総合的な消防計画の策定

災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正する。

### (4) 消防団員の教育訓練

消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の推進を図る。

## 2 消防水利の確保

「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実、多様化に努めることとし、消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

## 3 救急・救助体制の整備

### (1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速かつ的確な応急処置を施し、町立病院等への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 通信体制の整備

イ 効果的な救急体制の確立

ウ 医療機関との連携強化

エ 住民に対する応急手当法の普及・啓発

### (2) 救助体制の整備

ア 消防団を中心に救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、関係機関との連携を強化する。

ウ 消防団、自主防災組織等による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投

光器、担架、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるため、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

#### 4 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

##### (1) 要配慮者等の把握

町社会福祉協議会と連携し、町内の高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者を把握しておくものとする。とりわけ寝たきり高齢者、ひとり暮らしの高齢者、身体障がい者等のいる家庭については、防火及び避難等の指導を行う。

##### (2) 初期消火力の向上

消防団、自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおき等を地域ぐるみで推進する。

また、事業所においても、消防団、自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

##### (3) 救出・応急手当能力の向上

###### ア 救出資機材の整備

町は、火災現場からの救出などに役立つ救出資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておくものとする。また、自主防災組織等が行う地域の取組を支援する。

###### イ 救助訓練

応急手当は、救命上極めて重要であることから、住民に対する応急手当方法の普及・啓発を図る。

また、自主防災組織を中心として行われる救助訓練の指導・助言に当たるとともに、訓練場の安全確保について十分な配慮をする。

###### ウ 応急手当資器材の把握

応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置箇所の周知を検討する。

### 第4款 医療救護体制の整備

健康福祉課 地域包括医療局  
町立病院・診療所

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じるほか、交通、通信網、電気、水道等のライフラインが途絶するなど、住民生活に大きな混乱を引き起こすことが予想される。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い、人的被害を最小限に食い止めるためには、通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能し得る医療救護体制を確立、強化していく必要

があるため、町は、県と連携を図りながら、医療救護体制の整備を積極的に推進する。

### 1 医薬品、医療資機材の整備

災害時における医療救護活動の実施に備え、平常時から避難所として指定している施設等に医薬品、医療資機材等を備蓄するよう努める。また、町立病院等医療機関とも連携して、備蓄体制を整備する。

### 2 医療体制等の整備

- (1) 町立病院等医療機関との情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。また、関係機関の協力を得て、防災訓練を実施するよう努める。
- (2) 多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するために、負傷者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。このため、傷病程度を選別を行うトリアージタグ\*を活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

※トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定すること。

※トリアージタグ

トリアージの判定内容を示す識別票

### 3 災害拠点病院等との連携

重篤患者など町内及び近隣の医療機関で対応できない場合に備えて、県により整備されている次の災害拠点病院との連携体制を整えるとともに、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備に努める。

- (1) 地域災害拠点病院（日向入郷）：社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院  
社会医療法人泉和会千代田病院  
医療法人誠和会和田病院
  - ア 被災地からの重症傷病者の受入れ
  - イ 傷病者の広域搬送
  - ウ 自己完結型の医療救護チームの派遣
  - エ 地域の医療機関への応急用資機材の貸し出し機能
- (2) 基幹災害拠点病院：県立宮崎病院、宮崎大学医学部附属病院
  - ア 地域災害拠点病院を更に強化した機能
  - イ 要員の訓練、研修機能

### 4 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動、救急搬送活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、自主防災組織、住民等に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等

について自主的に対応する必要があることを広報、研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

**第5款 緊急輸送体制の整備**

総務課 建設課

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が予想される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、町は、あらかじめ緊急輸送道路の整備に努めるとともに、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両等の調達体制を整備する。

**1 交通確保体制の整備**

交通規制の実施責任者及び整備方針は次のとおりである。

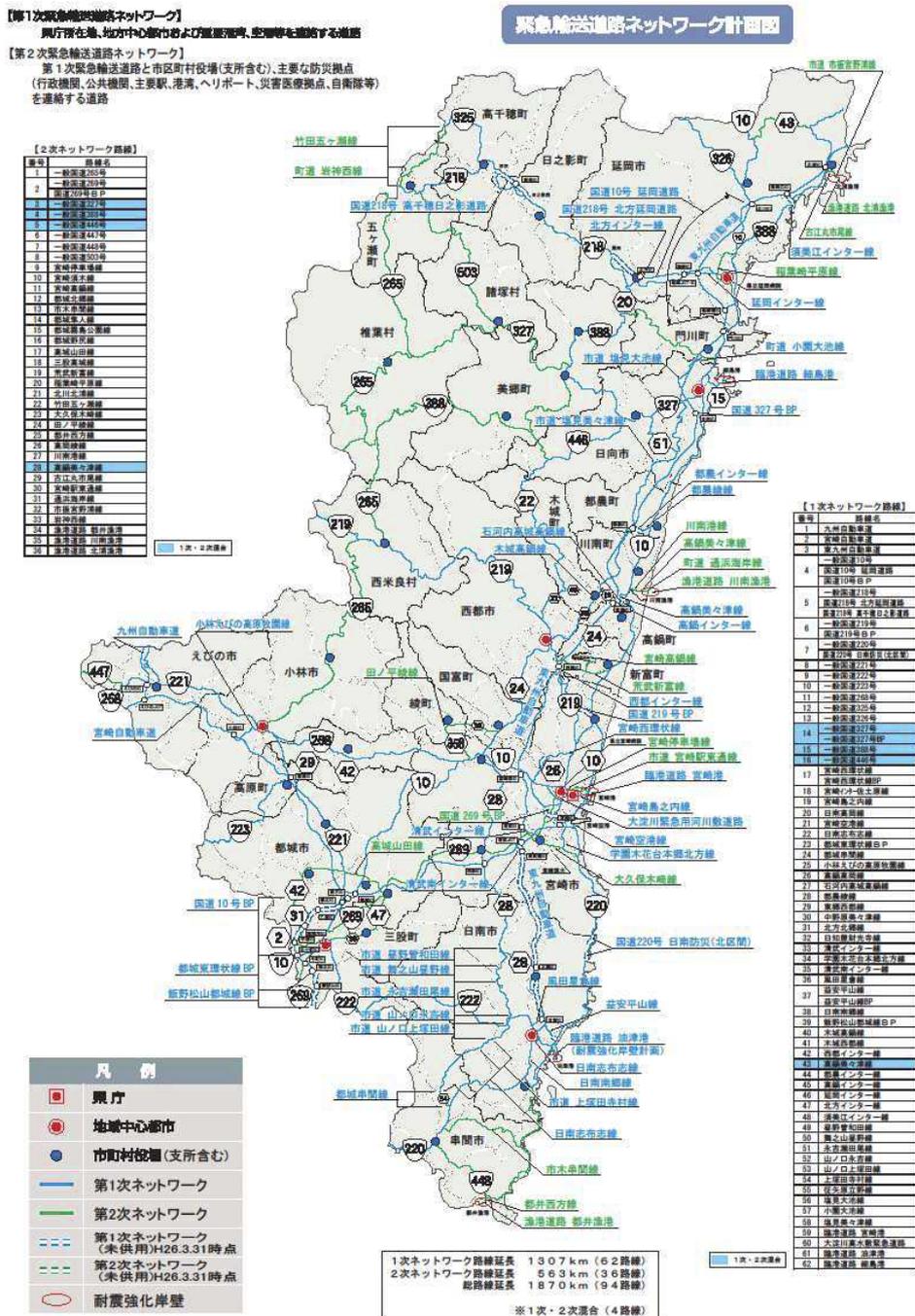
区分	実施責任者	範囲	整備方針
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通大臣（指定区間内の国道）</li> <li>・知事（指定区間を除く国道及び県道）</li> <li>・町長（町道）</li> </ul>	<p>（道路法第46条）</p> <p>1 道路の損壊、決壊その他の事由に因り交通が危険であると認められる場合</p> <p>2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合</p>	<p>道路、橋りょう等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。</p>
公安委員会・警察機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県公安委員会</li> <li>・警察署長</li> <li>・警察官</li> </ul>	<p>（基本法第76条）</p> <p>1 災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため、必要があると認めるとき。</p> <p>（道路交通法第4条～第6条）</p> <p>2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。</p> <p>3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合</p>	<p>(1) 発災時の交通安全や緊急通行車両等の通行確保を行うため、あるいは、防災訓練のための交通規制計画について、その作成に努める。</p> <p>(2) 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う班体制の整備に努める。</p> <p>(3) 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておくものとする。また、道路交通情報センターや報道機関との連携</p>

区分	実施責任者	範囲	整備方針
			を日頃から図っておく。 (4) 規制用サインカーや、規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

2 緊急輸送道路の整備

県から指定された緊急輸送道路の計画的な整備に努める。

【緊急輸送道路ネットワーク計画図】



### 3 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

#### (1) 事前届出の申請手続

##### ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

##### イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、県公安委員会に申請する。

##### ウ 申請書類（各2通）

(ア) 緊急通行車両等事前届出書

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

#### (2) 証明書の受理と確認

県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証の交付を受ける。

### 4 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

#### (1) 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両等とならないもの

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

#### (2) 申請手続

##### ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

##### イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、県公安委員会に申請する。

##### ウ 申請書類（各2通）

(ア) 規制除外車両事前届出書

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 業務の内容を疎明する書類又は車両の写真

#### (3) 証明書の交付

県公安委員会による規制除外車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認めら

れるものについては、規制除外車両事前届出済証の交付を受ける。

## 5 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化

### (1) 道路輸送

道路交通が確保されている場合、原則として町現有車両を使用するが、災害の規模に応じ、一般運送業者の協力を得て輸送を行う。

### (2) 空中輸送

地上輸送が不可能な場合、県（危機管理局）、県警察本部へ出動を要請するほか、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

### (3) 関係機関との協力関係の強化

災害時の迅速かつ的確な輸送手段の確保を図るために、協力協定の締結や運用計画を作成するなど、日頃から連携を図っておく。

## 6 輸送施設・集積拠点等の指定

災害時に被災者や救援物資、資機材等を輸送するため、輸送施設として、ヘリポート及び災害時の救援物資や資機材等の集積地を指定しておくものとする。

## 7 緊急輸送道路啓開体制の整備

### (1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と協議の上、選定基準を設けてあらかじめ定める。

### (2) 関係団体等との協力関係の強化

災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるよう、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

## 第6款 避難收容体制の整備

総務課 健康福祉課 建設課  
町民生活課

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、收容・保護を目的とした施設の提供が必要であるため、町は、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行う。

## 1 避難計画の策定と避難対象地区の指定

### (1) 避難計画の策定

次の事項に留意して、避難計画を作成するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施する。

ア 避難勧告又は指示（緊急）を行う基準及び伝達方法

イ 避難場所（避難地及び避難所）の名称、所在地、対象地区及び対象人口

ウ 避難場所への経路及び誘導方法

エ 避難所（福祉避難所を含む。）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

- (ア) 飲料水の供給
- (イ) 炊き出しその他による食品の供給
- (ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与
- (エ) 負傷者に対する応急救護
- (オ) 要配慮者に対する介助等の対応

オ 避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序の保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する各種相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

地域の実情から判断して、河川の氾濫等による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を把握するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進する。

## 2 避難場所、避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）の指定

防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立ち退きの確保を図るため、基本法第49条の4の規定に基づき、下記に定める基準に適合する施設又は場所を、洪水その他の異常な現象の種類ごとにあらかじめ指定するなど必要な手続きを行う。

ア 災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、居住者等に解放され、救助者等の受入れに供すべき屋上その他の部分について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくは移動その他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。

イ 洪水、がけ崩れ、土石流及び地すべり、大規模な火事、大量の降雨により雨水を排水できないことによる浸水等が発生した場合において、人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること。ただし、次に掲げる基準に適合する施設についてはこの限りではない。

- (ア) 当該異常な現象により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障の

ある事態を生じない構造のものであること。

- (イ) 洪水、浸水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用する施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ避難上有効な階段その他の経路があること。
  - ウ 上記以外においても、下記の条件を満たすよう努める。
    - (ア) 延焼火災の発生するおそれが大きい地域にあっては、避難場所と避難路の選定を合わせて確実に避難が可能となるように体系だった選定を行う。
    - (イ) 学校のグラウンド等を選定する場合、緊急時ヘリコプター離発着場、応急仮設住宅建設予定箇所等と重複しないように調整する。
- (2) 指定避難所（以下「避難所」という。）の指定
- 居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として、避難所（避難のための立ち退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、基本法第49条の7の規定に基づき、下記に定める基準に適合する公共施設その他施設をあらかじめ指定するなど必要な手続きを行う。
- ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
  - イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
  - ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
  - エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
  - オ 管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合があることから、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。
    - (ア) 隣接する市町村又は県の公共施設等の利用
    - (イ) 企業や個人が保有する施設等の利用
  - カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
  - キ 町の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市町村と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
  - ク 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (3) 避難路の確保
- 避難場所に至る避難路を確保するため、従来の改良、舗装道路環境整備事業等に防災性を付与し、整備の推進を図る。
- また、沿道の不燃化、緑地の整備、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずる。

(4) 商店街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる商店街、観光地においては、安全な避難場所及び避難道路を確保するとともに、避難誘導のための分かりやすい避難標識の設置に努める。

**3 避難場所及び避難所の広報と周知**

住民が的確な避難行動をとることができるよう、避難場所及び避難所や災害危険地域を明示した防災マップや広報紙・パンフレット等を活用した避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図る。

(1) 避難場所及び避難所の広報

避難場所及び避難所の指定を行った場合、広報紙等により、地域住民に対し次の事項についての周知徹底を図るとともに、避難場所及び避難所として指定した施設については、住民に分かりやすいよう避難所の表示を行う。

ア 避難場所及び避難所の名称

イ 避難場所及び避難所の所在位置

ウ 避難場所及び避難所への経路

エ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

住民に対し、次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、道路の混雑が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物資の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）

ウ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を踏まえて、土砂災害危険箇所図を作成するなど、住民に適切な方法で広報するとともに、危険箇所の巡回監視等に努める。

**4 避難施設の安全性確保と設備の整備**

(1) 避難所の安全性の確保

平常時から建物の安全性の確保を積極的に推進し、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や改築等の検討を図る。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の確保に努める。

また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電

源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープ等、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

なお、これらの実施に当たっては、施設管理者等の理解を得た上で実施する。

さらに、避難所等における仮設トイレの設置やし尿処理が円滑に行えるよう、各事業者との協定を締結するなど、協力体制の整備に努める。

## 5 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自力では住宅を確保することのできない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、次の事項に留意の上、応急仮設住宅の設置について供与体制を整備する。

### (1) 建設用地の選定

ア 応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し、その確保に努める。

イ 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、企業等の民有地の順に選定する。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則として無償で提供を受けられる土地とする。

### (2) 立地条件の配慮

建設用地は、水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所を選定する。

### (3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方など、用地の利用関係について明確にしておくものとする。

### (4) 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、必要に応じて建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくものとする。

### (5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定する。

### (6) 必要戸数の供給

ア 災害が発生した場合には、必要に応じて建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設できるよう整備しておくものとする。

イ 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等のやむを得ない事情がある場合、公営住宅の一時利用、民間アパート等の借上げ等

による実施することを検討しておくものとする。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、要配慮者など、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅の提供や設置後の地域社会づくり等を考慮した配置とする。

**第7款 備蓄に対する基本的な考え方**

健康福祉課 企画情報課  
町民生活課

災害発生直後に必要となる食料や物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。

町は、計画の推進に当たって、次の事項に留意した公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図る。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮する。

**1 備蓄方法**

(1) 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、避難所、公共施設等での公的備蓄に努める。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努める。

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。

(3) 物資の内容

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資を供給する。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者に配慮した物資の供給に配慮する。

**2 防災拠点以外での備蓄**

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

住民が、各家庭や職場で、平時から3日分の食料・飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発するものとし、住民は、その備蓄に努める。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分相当の備蓄に努める。

**第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備**

総務課 健康福祉課 町民生活課  
企画情報課 政策推進室

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料・飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合、町は、災害発生直後から被災者に対し、円滑に食料・飲料水及び生活必需品等の供給が行えるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図る。

**1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備**

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 必要に応じて、被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意し、その備蓄と供給体制の整備に努める。

- (ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに供給ができるよう、公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努める。
- (イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者・食物アレルギー等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努める。
- (ウ) 米穀・乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省生産局等との連絡・協力体制の整備を図る。

イ 事業所、住民等の備蓄

災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、事業所及び住民に対しておおむね3日分に相当する量を目標として備蓄するよう指導する。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

ア 応急給水・復旧基本計画の策定

被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定するものとし、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備する。

なお、計画に盛り込む事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

(イ) 応急復旧期間

目標復旧期間はおおむね4週間以内とする。

(ウ) 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間                    30ℓ/人日
- ・7日目まで                    200ℓ/人日
- ・14日目まで                   1000ℓ/人日

- ・ 15日から28日目まで 2500/人日
  - ・ 29日目以降 通常通水
- (エ) 応急供給拠点の設定
- 応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。
- (オ) 応急給水拠点の設定
- 給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。
- ・ 初めの3日間 避難所
  - ・ 7日目まで 避難所・給水拠点
  - ・ 14日目まで 150m程度
  - ・ 15日から28日目まで 10m以内
  - ・ 29日目以降 通常通水
- (カ) 応急資機材の確保
- 県及び他市町村からの応援資機材量を勘案の上、合理的な備蓄量を設定する。
- (キ) 応急資機材の受入・配送拠点の整備
- 資機材等の受入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。
- (ク) 応援受入拠点の整備
- 応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- また、緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分散化を行う。
- (ケ) 水質管理の強化
- 応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方法について周知する。
- イ 飲料水の備蓄及び供給体制の整備
- (ア) 避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通在庫備蓄（水の缶詰・ペットボトル等）による飲料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等による供給体制の整備に努める。
- (イ) 各家庭及び住民に対して、100～200入りのポリ容器を常備しておくよう指導する。

## 2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

### (1) 供給体制の整備

必要に応じて被災者に応急的な生活必需品の給（貸）与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努める。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給（貸）与が図られるよう、公的物資の備蓄に努めるとともに、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなどして流通在庫備蓄に努める。

イ 生活必需品の物資については、女性や子ども、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努める。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配付方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備する。

エ 生活必需品の例示

(ア) 寝具

就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等

(イ) 外衣

ジャージ、洋服、作業衣、子ども服等

(ウ) 肌着

男女下着、子ども下着等

(エ) 身の回り品

タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等

(オ) 食器、日用品

食器・はし・皿、せっけん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ、粉（液体）ミルク用品、離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ、電池、感染症予防対策物品等

(カ) その他、応急的に必要な生活必需品

(2) 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民が日常生活に必要となる上記(1)エに掲げる品目を備えるよう指導する。

## 第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

総務課

災害発生時には、町、県及び防災関係機関等の中で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となるため、町は、平常時からソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図る。

### 1 防災行政無線等の整備

(1) 防災行政無線整備の推進

町が使用する防災行政無線には、次の2種類があるが、同報系無線を中心に整備を図る。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し町役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を町役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないよう、防災行政無線の維持管理を推進する。

(2) 消防無線整備の推進

消防団及び関係市町村と連携を図り、以下の消防無線の充実に努める。

- ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実に努める。
- イ 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実に努める。
- ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

(3) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、CATVネットワーク、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）※、ワンセグ、インターネット、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

※Lアラート（災害情報共有システム）

災害発生時に、地方公共団体・ライフライン事業者等が、放送局・アプリ事業者等の多様なメディアを通じて地域住民等に対して必要な情報を迅速かつ効率的に伝達する情報基盤

2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、対応方針を定めておく必要がある。

また、広報に当たっては、県等他の機関の広報との連携・協力について配慮する。

(1) 広報窓口の明確化

取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制を整備する。

(2) 放送要請の事前確認

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

3 被災者からの問い合わせに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対して的確な情報を提供できるよう次の体制を整備する。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・FAXを設置し、職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (2) 緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られる体制の整備を図る。
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」、携帯電話の「災害用伝言板」の活用に関する知識の普及に努める。

**第10款 要配慮者等安全確保体制の整備**

近年の災害では、自力で避難することが困難な高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦や日本語での災害情報が理解できにくい外国人等いわゆる要配慮者と呼ばれる人々の犠牲が多くなっている。

このため、高齢化や国際化の急速な進展を迎え、町及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者等の安全確保体制の整備に努める。

**1 社会福祉施設等の防災体制の充実**

社会福祉施設の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備する。

**(1) 防災組織体制の整備**

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくものとする。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

**(2) 緊急応援連絡体制の整備**

関係機関との通信手段の確保・整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域やボランティア組織等との連携に努める。

また、施設入所者等の親族等の緊急連絡先についても把握しておくものとする。

**(3) 施設の安全性等の確保**

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、平常時から施設の安全性等の確保に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

**(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄**

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

**(5) 防災教育、防災訓練の実施**

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防団、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

**(6) 防災士の資格取得**

職員の防災士資格取得に努めること。

**(7) 県、市町村への協力**

県又は町が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

## 2 避難行動要支援者の救護体制の整備

要配慮者のうち災害発生時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者に関し、次の事項に留意し、体制を整備する。

### (1) 避難行動要支援者名簿の整備

福祉部局と防災部局の連携の下、平常時から避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認その他生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成する。

なお、避難行動要支援者名簿については、基本法第49条の10に基づくものとして、美郷町災害時要援護者避難支援計画で定める災害時要援護者台帳を読み替えて活用できるものとする。

### ア 避難行動要支援者の範囲

本町における避難行動要支援者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当するものとする。

- (ア) ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者（70歳以上）
- (イ) 介護保険における要介護・要支援認定者（要介護4以上）
- (ウ) 障がい者（身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の所有者）
- (エ) 上記のほか、他者の支援がなければ避難できない在宅者で、かつ家族等による必要な支援が受けられない等の理由により、支援を要する者（寝たきり、難病患者、日本語に不慣れな外国人等）
- (オ) その他、本人からの申し出により、地域内の関係者で協議した結果、避難行動要支援者と認めた者

### イ 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

### ウ 情報収集の方法

#### (ア) 町内部での情報収集

基本法第49条の10第3項に基づき、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、内部で保有する情報を活用し、避難行動要支援者に該当する者を把握し、避難行動要

支援者名簿を作成するため、関係部局で把握している要介護高齢者、障がい者等の情報を集約する。

(イ) 県等からの情報の取得

避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、基本法第49条の10第4項の規定に基づき、知事その他の者に対して、町が把握していない要配慮者の情報の提供を依頼する。

なお、情報提供の依頼及び提供に際しては、法令に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にする。

エ 避難行動要支援者名簿の管理

作成された避難行動要支援者名簿は、福祉担当部局で原本を保管し、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施する関係機関（以下「避難支援等関係者」という。）には当該名簿（写し）を配付して管理する。

なお、避難行動要支援者名簿が適正に情報管理されるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

また、災害規模等によっては、町の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や県との連携などにより、避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と共有

避難行動要支援者名簿を最新の状態に保つため、少なくとも1年に一度、避難行動要支援者名簿情報の総確認を行うとともに、日頃から以下の方法により、避難行動要支援者の把握に努める。

また、名簿を更新した場合は、町関係部局及び当該避難行動要支援者の避難支援等関係者にも定期的に周知する。

カ 避難行動要支援者名簿の利用及び提供

避難支援等の実施のため、避難行動要支援者名簿を内部で利用するとともに、避難行動要支援者本人から同意を得た上で、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者及び担当の避難支援者に提供する。

ただし、災害発生時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、当該名簿を効果的に利用し、避難支援等が行われるよう努める。

(ア) 避難支援等関係者の範囲

避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者は、次に掲げる機関等とし、災害発生時には、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等の協力を求める。

- a 消防団
- b 民生委員・児童委員
- c 町社会福祉協議会

- d 自主防災組織
- e 自治会長
- f その他災害時に避難行動要支援者の避難支援等を行う者

(イ) 名簿提供に当たっての留意事項

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の事項に留意して行う。

- a 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含むため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- b 基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- c 施錠可能な場所に避難行動支援者名簿の保管を行うよう指導すること。
- d 避難行動要支援者名簿を複製しないよう指導すること。
- e 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者に限定するよう指導すること。
- f 名簿情報の取扱状況を報告させること。
- g 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、必要に応じて個人情報の取扱いに関する研修を開催すること。

キ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の避難支援時における安全を確保するため、避難行動要支援者や避難支援等関係者を含めた地域住民全体でルールや計画を作成し、周知する。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達体制の整備に努める。

(3) 相互協力体制の整備

民生委員・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織等との連携により、要配慮者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練等の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所での生活に資する車いす、携帯便器、おむつ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備する。なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努める。

### 3 外国人に対する防災対策の充実

#### (1) 外国人の所在の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、必要な支援が円滑にできるよう、平常時から住民登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

#### (2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレット等を配布するなど、防災知識の普及・啓発に努める。

#### (3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

外国人を支援し災害時に対応できる体制づくりを推進するため、県と連携し、外国人相談窓口や避難施設等の案内板の設置、語学ボランティアの確保等について、整備するよう努める。

なお、避難場所、避難所、避難路等の避難施設の案内板については、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、必要に応じて、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報紙やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字での情報提供を検討する。

### 4 帰宅困難者対策関係

災害発生時に、公共交通機関が運行を停止したり、交通が途絶したりして、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生する場合に備えて、町は、住民や企業等に対し、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、従業員等が一定期間事業所内に留まることができる備蓄の必要性等の周知を図る。また、必要に応じて、一時滞在施設の確保等に努める。

## 第11款 防災訓練の実施

総務課 消防団

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。

町は、関係機関と連携の下、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実・強化を図る。

## 1 防災訓練の実施責務・協力

- (1) 町単独で又は他の防災関係機関と共同して、必要な防災訓練を行う。
- (2) 住民その他関係ある団体は、町が行う防災訓練に積極的に参加する。

## 2 防災訓練の種別、内容及び時期

### (1) 総合防災訓練

総合防災訓練は、次の基準により総合防災訓練計画を定めて実施する。

#### ア 訓練参加機関

- (ア) 美郷町
- (イ) 日向警察署
- (ウ) 美郷町消防団
- (エ) 美郷町社会福祉協議会
- (オ) その他の機関、団体

#### イ 訓練項目

- (ア) 災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
- (イ) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- (ウ) 広域応援活動
- (エ) 救助・救急及び消火活動
- (オ) 医療救護活動
- (カ) 避難収容活動
- (キ) 公共施設等の応急復旧活動
- (ク) ライフライン施設の応急復旧
- (ケ) 防災関係機関の連携
- (コ) その他必要な訓練

#### ウ 訓練実施時期

5月～11月の間に行う。

### (2) 水防訓練

水防訓練は、次の基準により水防訓練実施要領を定め実施する。

#### ア 訓練項目

- (ア) 観測訓練（水位、雨量等）
- (イ) 通報訓練（電信、無線、伝達）
- (ウ) 動員訓練（消防団の動員、居住者の応援）
- (エ) 輸送訓練（資材、器材、人員）
- (オ) 工法訓練（各水防工法）
- (カ) 避難、立ち退き訓練（危険区域居住者の避難）
- (キ) その他

## 第2編 共通対策編

- イ 訓練実施時期  
5月～11月の間に行う。
- (3) 消防教育訓練  
消防教育訓練は、消防教養基準に基づき、次により実施する。
  - ア 教育
    - (ア) 学校教育  
消防団員の学校教育については、県消防学校に委託して実施する。
    - (イ) 一般教育  
一般教育については、次の事項について実施計画を定めて行う。
      - a 科目
      - b 受講者
      - c 受講期間
  - イ 訓練
    - (ア) 消防訓練大会  
消防訓練大会を開催して、消防ポンプ操法及び規律訓練を徹底する。
    - (イ) 火災防御訓練  
火災防御訓練は、次の種目別に実施計画を定めて行う。
      - a 基本訓練
      - b 建物火災防御訓練
      - c 林野火災防御訓練
      - d 車両火災防御訓練
      - e その他の必要な訓練
- (4) 災害救助訓練  
救助、救護を円滑に遂行するため、必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。
- (5) 避難訓練
  - ア 町長、町教育委員会又は小中学校長は、その管理する施設に係る避難訓練計画を定め実施する。
  - イ 町長は、病院、旅館、その他必要があると認める施設の管理者に対し、避難訓練の実施に関する指導、協力を行う。
- (6) 非常無線通信訓練  
災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、宮崎地区非常通信協議会が計画する非常無線通信訓練計画に基づき訓練を実施する。
- (7) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練  
災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(8) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(9) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ、協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(10) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練

車両、ヘリコプター等保有機関と連携し、災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動に関する訓練を実施する。

### 3 訓練の場所等

(1) 訓練の種類に応じて、最も訓練効果のある場所を選定し実施する。

なお、家屋の密集している火災危険区域、がけ崩れ等土砂災害のおそれのある地域、洪水・浸水のおそれのある地域など、それぞれの地域の特性を十分検討する。

(2) 防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、必要な限度において、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限する。

### 4 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、事業所、店舗等その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、消防計画に基づき避難訓練を定期的実施する。

また、地域で行われる防災訓練に積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策を行うことにより地域に貢献するよう努める。

(2) 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等を対象とした安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

(3) 住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及・啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施など、災害に備えた活動を継続的に実施するよう努める。

## 5 防災訓練の検証

防災訓練の終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずる。

### 第12款 災害復旧・復興への備え

関係各課

町は、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

#### 1 各種データの保存・整備

##### (1) データの保存

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備する。

##### (2) データのバックアップ

資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるとともに、保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講ずる。

#### 2 防災資機材等の備蓄

##### (1) 水防倉庫及び水防資器材

管理する区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備する。なお、本町における水防倉庫既設箇所及び水防資器材の状況は、資料5-1「水防倉庫及び水防資器材備蓄状況」のとおりである。

##### (2) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

## 第3節 住民の防災活動の促進

### 第1款 防災知識の普及

総務課 教育委員会

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、町、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努める。

#### 1 住民に対する防災知識の普及

##### (1) 講習会等の開催

町や関係機関が実施する防災をテーマとした講演会、研修会、防災訓練、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

##### (2) 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対してはどのような配慮が必要か、また、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にどのように配慮するのかなど、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成し、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙その他町で発行する刊行物による普及

イ 防災無線放送による普及

ウ 広報車の巡回による普及

エ その他のメディアの活用

(ア) テレビ及びラジオの活用

(イ) 普及・啓発用映像の活用

(ウ) 新聞による普及

(エ) インターネットの活用

(オ) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用

##### (3) 防災知識の普及・啓発の内容

住民に対する防災知識の普及・啓発の内容は、おおむね次のとおりである。

なお、普及に際しては、要配慮者に十分配慮して行う。

ア 住民等の責務

(ア) 自ら災害に備えるための手段を講ずること。

(イ) 自発的に防災活動に参加すること。

## 第2編 共通対策編

### イ 地域防災計画の概要

### ウ 災害予防措置

#### (ア) 家庭での予防・安全対策（「自助」の取組）

- a 災害に備えた3日分の食料・飲料水等の備蓄
- b 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、感染症予防対策物品等）の準備
- c 出火防止、初期消火等の心得
- d タンスや食器棚などの家具の転倒防止
- e 家屋内、路上、自動車運転中等様々な条件下で災害が発生したときの行動
- f 災害時の家族内の連絡体制の確保
- g 避難路、避難場所及び避難方法の確認
- h 負傷者、要配慮者等の救助の心構えと準備
- i 農作物の災害予防事前措置
- j 地震や火事に備えた住宅保険や共済への加入
- k 住宅の耐震性の点検、耐震補強等
- l その他

#### (イ) 地域での備え（「共助」の取組）

- a 自主防災組織や自治会への加入と避難・消火・救護訓練への参加
- b 地域における防災資機材（消火器、担架、テント、救出用具等）の整備・管理
- c 高齢者や障がい者などの要配慮者への避難誘導體制の検討・整備
- d 災害危険箇所の周知
- e 避難場所、避難所での行動
- f その他

### エ 災害応急措置

#### (ア) 災害対策本部の組織、編成、分掌事務

#### (イ) 災害調査及び報告の要領、連絡方法

#### (ウ) 防疫の心得及び消毒等の要領

#### (エ) 災害時の心得

- a 災害情報の聴取及び聴取方法
- b 停電時の照明
- c 非常食料、身の回り品等の整備及び貴重品の始末
- d 屋根・雨戸等の補強
- e 排水溝の整備
- f 初期消火、出火防止の徹底
- g 避難の方法、避難路、避難場所の確認
- h 高齢者等要配慮者の避難誘導及び避難所での支援

#### (オ) その他

### オ 災害復旧措置

カ その他の災害の態様に応じてとるべき手段・方法等

(4) 防災知識の普及・啓発の時期

普及の内容により、最も効果のある時期を選んで行う。

なお、町その他防災関係機関は、「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」と併せて重点的な防災思想の普及宣伝に努める。

## 2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

また、地域コミュニティなど、多様な主体の関わりの中で、防災に関する教育の普及推進を図る。

(1) 児童生徒に対する防災教育

小学校、中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及・啓発、防災意識の高揚を図る。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられるが、これらの教育に当たっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行う。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、役割分担及び指導の具体的な内容について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、関係資料の配布及び心肺蘇生法等の指導者研修会等を通して、指導者の資質向上を図る。

## 3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会への参加

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。

また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や病院など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処し得る自衛消防・自主防災体制の強化を図る。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて、災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて、防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難地、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図る。

6 災害教訓の伝承

(1) 大災害に関する資料の整理及び公開

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

(2) 住民による災害教訓の伝承

住民においては、自ら災害教訓の伝承に努める。

町は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

**第2款 自主防災組織等の育成強化**

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、町は、自主防災組織の強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び活性化の促進を図る。その際、自発的な防災活動と女性の参画の促進に努める。

**1 組織率の向上と活動支援****(1) 活動カバー率の向上****ア 自主防災組織の結成**

自治公民館を中心とした既存の自主防災組織への加入や、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行うほか、他地域への通勤者が多い地区は、昼夜間の活動に支障のないよう組織の編成を行う。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図る。

**イ 普及・啓発活動の実施**

防災講演会や研修会への参加、パンフレット等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

**ウ 自主防災組織の活動内容****(ア) 平常時**

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日頃の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等に関する防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

**(イ) 発災時**

- a 初期消火の実施
- b 情報の収集・伝達
- c 救出・救護の実施及び協力
- d 集団避難の実施
- e 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- f 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

自主防災組織への資機材の整備等については、国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置できるよう努める。

【自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例】

情報連絡用	携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等
消火用	可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等
水防用	救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等
救出救護用	AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり、マット等
給食給水用	給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用	リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー、空調機器、パーティション等
防災教育用	模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの養成

自主防災組織のリーダーを養成するため、防災士要請研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。

なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮する。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、本章第2節第11款「防災訓練の実施」に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

3 事業所防災体制の強化

(1) 企業の防災活動の推進

ア 企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、企業防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備する。

イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に

認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、町及び県が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努める。

エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

カ 企業の防災力の向上に係る支援

町及び県は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組を積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図る。

また、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行う。

キ 事業継続力強化支援計画の策定

町及び県は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっており、町は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

(3) 危険物等施設の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

(4) 地震防災に関する対策計画の策定

南海トラフ特措法の制定を踏まえ、町は、不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理者に対して対策計画の策定を促進する。

#### 4 地区防災計画の策定

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、本計画に地区防災計画を位置づけるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定める。

### 第3款 ボランティアの環境整備

健康福祉課 町民生活課  
教育委員会

町は、大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

#### 1 ボランティアの種類と活動内容

町がボランティアと効果的に連携するには、ボランティアそれぞれの役割について理解し、平時からその体制と連携方策について計画しておく必要がある。

##### (1) 一般労力提供型ボランティア

- ア 炊き出し、物資の仕分・配給への協力
- イ 避難所の運営への協力
- ウ 安否情報、生活情報の収集・伝達
- エ 清掃等の衛生管理
- オ 高齢者、障がい者等の介護、看護補助

##### (2) 専門技術型ボランティア

専門技術型ボランティアとは、公的資格や特殊技術を持つ者をいい、災害支援の目的及び活動範囲が明確である。

- ア 災害支援ボランティア講習修了者
- イ アマチュア無線技士
- ウ 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師等
- エ 建築物の応急危険度判定技術者、土砂災害の危険度判定技術者
- オ 航空機、船舶、特殊車両等の操縦、運転の資格者
- カ 通訳（外国語、手話）

## 2 活動促進のための体制づくり

### (1) 町における取組

#### ア ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、町社会福祉協議会と連携し、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係する課が担当窓口となり調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置し、ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

#### イ ボランティアの活動環境の整備

外部からボランティアが駆けつけた場合を想定し、その宿泊場所や活動拠点の候補地を選定しておくものとする。

### (2) 町社会福祉協議会における取組

#### ア ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立

県社会福祉協議会と連携して「受入窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、町域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

#### イ コーディネートシステムの構築

災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

なお、被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、おおむね次のとおりとする。

##### (ア) 被災者のニーズ調査

##### (イ) 被災者やボランティアからの相談受付

##### (ウ) 要配慮者への支援

##### a ボランティア活動希望者の派遣

##### b ボランティア活動プログラムの策定と提供

##### c ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

##### (エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

##### (オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

#### ウ ボランティアの養成・登録等

##### (ア) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等が開催する災害時における対応のノウハウに関する研修会等に積極的に参加する。その際、町内で活動している福祉ボランティア等にも積極的に参加を呼びかける。

##### (イ) ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生委員・児童委員、社会福祉施設等

がボランティア活動の中核となることが期待されるため、県社会福祉協議会及び日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。

(ウ) ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。

(エ) ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。

エ ボランティアの活動環境の整備

県社会福祉協議会と連携の下、次のとおり、ボランティアの活動環境の整備に努める。

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に住民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から住民・企業等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行う。

(イ) ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(ウ) 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。

(エ) ボランティアコーディネーターの配置

専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

(オ) ボランティア保険への加入促進

ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

(カ) 災害廃棄物の処理体制の整備

被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

(3) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、平日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導する。

なお、活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配付等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配

慮しながら主体的に活動に参加させる。

### 3 地域安全活動ボランティアの体制整備

#### (1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時においては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、暗がりの安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施する地域安全ボランティア活動への協力、支援体制を防犯協会、警察、町・県、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

#### (2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、町の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や防災ボランティア活動訓練を実施する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 災害対策本部の設置

全 部

町は、町の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。

#### 1 災害対策本部の設置

町長は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合に、町域内における災害に応急に対処するため、本計画の定めるところにより「美郷町災害対策本部」を設置し、防災の推進を図る。

なお、災害対策本部を設置するに至らない場合は、「美郷町情報連絡本部」又は「美郷町災害警戒本部」を設置して対処するものとし、その所掌事務は、災害対策本部に準ずる。

##### (1) 設置基準

災害対策本部の具体的な設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとするが、おおむね次に掲げる基準により設置する。

ア 町域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。

イ 町域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。

ウ 県災害対策本部が設置された場合において、町災害対策本部設置の必要を認めたとき。

##### (2) 設置場所

災害対策本部の設置場所は、役場本所庁舎総務課内とするが、庁舎の被災状況に応じて、代替場所を役場北郷支所及び南郷支所とする。

##### (3) 災害対策本部の配備

災害対策本部は、災害の種類、規模及び程度等によって、本節第2款で定める職員の参集及び動員体制に基づいた各種の配備体制をとる。

##### (4) 災害対策本部の廃止

災害対策本部は、災害の危険が解消したと認められたとき又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められたときは、廃止する。

(5) 設置又は廃止時の通知及び公表

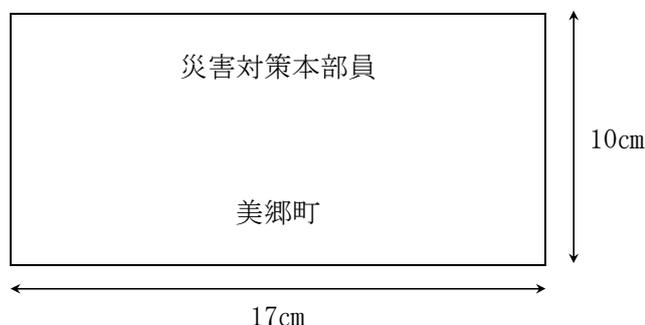
災害対策本部を設置及び廃止したときは、次の要領により、通知・公表する。

担当部門	通知又は公表先	通知又は公表の方法
総務対策部	本部構成員	庁内放送、電話その他迅速な方法で知らせる。
	関係機関	電話、その他迅速な方法で知らせる。
	一般住民	広報車又は防災行政無線により公表。

(6) 本部職員の標識

災害応急措置に従事する職員は、図示の腕章をつけるものとする。

【本部職員の標識】



(注) 白地、文字は赤とする。

(7) 本部の組織

- ア 本部に本部長及び副本部長を置き、本部長には町長を、副本部長には副町長をもって充てる。ただし、本部長及び副本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長の指名した者がその職務を代理する。
- イ 本部に別表1に掲げる部及び班を置く。
- ウ 部に部長、班に班長及び班員を置く。
- エ 部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した者がその職務を代理する。
- オ 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- カ 災害対策本部員は、教育長、消防団長、美郷町役場課設置条例（平成18年美郷町条例第7号）に規定する課（室・局）長をもって充てる。
- キ 本部会議は、必要の都度本部長が招集し、本部長は本部会議の議長となる。
- ク 本部の事務分掌と職員の役割分担は別表2のとおりとする。
- ケ このほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

## 第2編 共通対策編

### (8) 職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ、災害応急対策に係る町長の職務に関して、町長に事故があるとき又は町長が欠けたときは、次の順位で職務を代理する。

第1順位 副町長

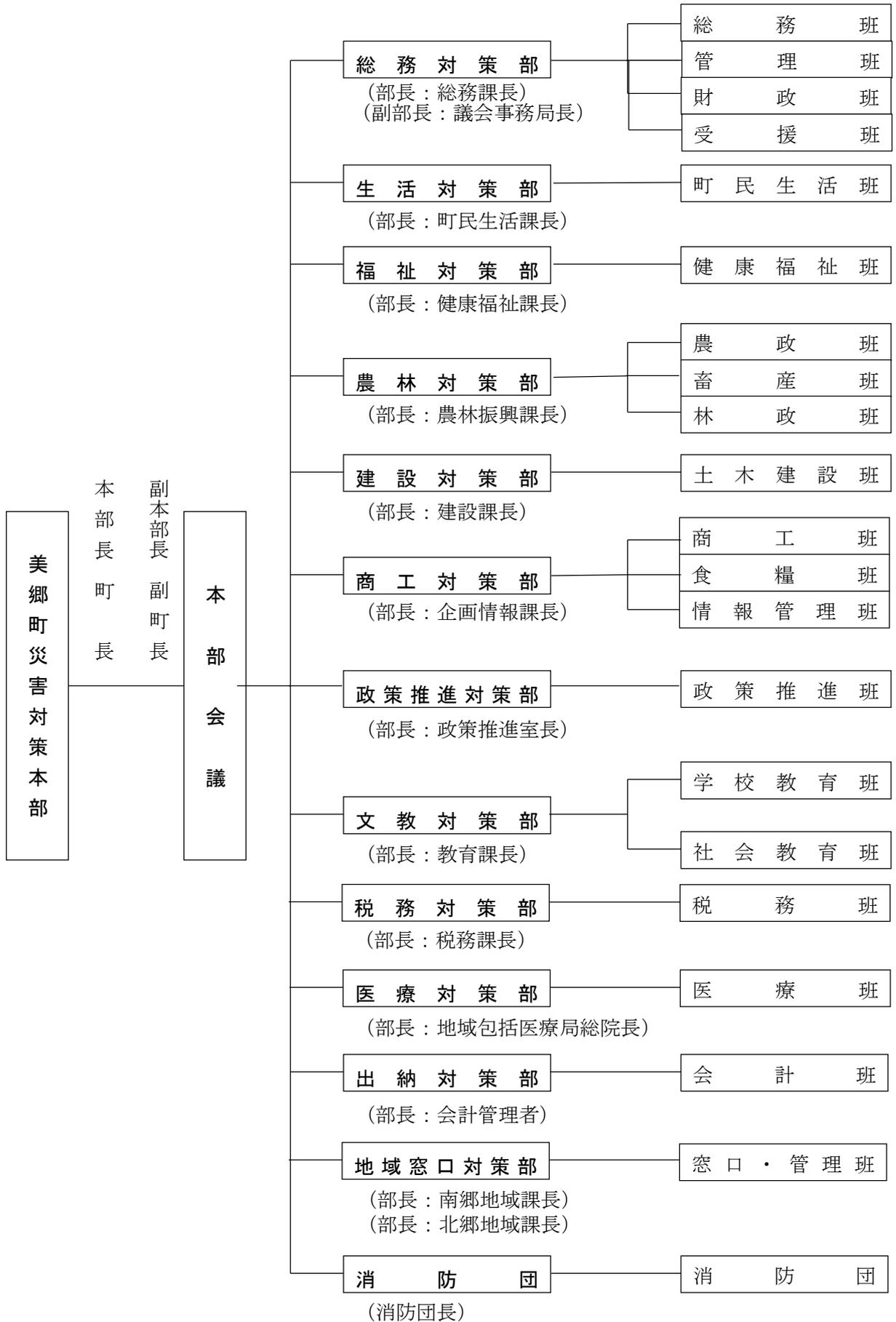
第2順位 総務課長

## 2 現地災害対策本部の開設

災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

- (1) 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- (2) 現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準ずるものとし、現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

別表1 美郷町災害対策本部組織表



別表2 美郷町災害対策本部事務分掌と職員の役割分担

部名 (部長)	班名	分掌事務
総務対策部 (総務課長) (議会事務局長)	総務班	1 本部の庶務に関する事。 2 本部会議に関する事。 3 防災会議その他関係機関団体との連絡調整に関する事。 4 警報等の伝達及び災害広報に関する事。 5 災害情報の収集及び伝達報告に関する事。 6 被害状況の収集集計、報告に関する事。 7 災害応急対策の取りまとめ、伝達報告に関する事。 8 災害要望書の作成配付に関する事。 9 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事。 10 消防団に関する事。 11 関係機関、団体に対する協力及び応援要請に関する事。 12 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 13 災害時の輸送に関する事。 14 災害関係文書の受理配付に関する事。 15 避難所の開設・運営に関する事。(生活対策部と連携) 16 本部各班及び総務対策部内の連絡調整に関する事。 17 支所の総括に関する事。 18 その他、他部に属しない事項
	管理班	1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。 2 町有施設の災害対策に関する事。 3 その他、本部の事務に必要な施設の整備に関する事。
	財政班	1 災害対策の予算及び資金に関する事。
	受援班	1 受援に関する事。
生活対策部 (町民生活課長)	町民生活班	1 避難所の開設・運営に関する事。(総務対策部と連携) 2 給水に関する事。 3 災害救援物資等の配給に関する事。 4 災害による死亡者の処置に関する事。 5 救助法、被災者生活再建支援法に関する事。 6 生活相談、各種更正資金の貸付に関する事。 7 義援金、弔慰金に関する事。 8 水道施設の災害対策に関する事。 9 水道施設の被害調査に関する事。 10 避難住宅、仮設住宅に関する事。 11 被害住宅復興資金に関する事。 12 生活対策部内の連絡調整に関する事。

部 名 (部 長)	班 名	分 掌 事 務
福 祉 対 策 部 〔健康福祉〕 課長	健康福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害による負傷者に関すること。</li> <li>2 健康、心の相談に関すること。</li> <li>3 家屋消毒、防疫に関すること。</li> <li>4 社会福祉施設の災害に関すること。</li> <li>5 社会福祉施設の被害調査に関すること。</li> <li>6 避難行動要支援者名簿に関すること。</li> <li>7 美郷町社会福祉協議会との連携に関すること。</li> <li>8 健康福祉対策部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
農 林 対 策 部 〔農林振興〕 課長	農政班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被害農漁家の災害融資に関すること。</li> <li>2 被害農家の営農指導に関すること。</li> <li>3 農作物及び農業用施設（土木班の農業用施設を除く。以下同じ。）の災害対策に関すること。</li> <li>4 農作物及び農業用施設の被害調査に関すること。</li> <li>5 水産物及び水産施設の災害対策に関すること。</li> <li>6 水産物及び水産施設の被害調査に関すること。</li> <li>7 農林対策部内の連絡調整に関すること。</li> </ol>
	畜産班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜及び畜産施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 家畜及び畜産施設の被害調査に関すること。</li> </ol>
	林業班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 林産物及び林業施設（土木班の林業施設を除く。以下同じ。）の災害対策に関すること。</li> <li>2 貯木・流木の災害対策に関すること。</li> <li>3 林産物及び林産施設の被害調査に関すること。</li> <li>4 林業の災害融資に関すること。</li> <li>5 町有林の災害対策に関すること。</li> <li>6 町有林の被害調査に関すること。</li> <li>7 災害用木材の払下げに関すること。</li> </ol>
建 設 対 策 部 (建設課長)	土木建設班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地及び農業用施設の災害対策に関すること。</li> <li>2 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。</li> <li>3 林地及び林業施設の災害対策に関すること。</li> <li>4 林地及び林業施設の被害調査に関すること。</li> <li>5 公共土木施設の災害対策に関すること。</li> <li>6 公共土木施設の被害調査に関すること。</li> <li>7 建築物の災害対策に関すること。</li> <li>8 建築物の災害調査に関すること。</li> </ol>
政策推進対策部 〔政策推進〕 室長	政策推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ふるさと納税（災害時支援の寄付）に関すること。</li> </ol>

第2編 共通対策編

部 名 (部 長)	班 名	分 掌 事 務
商 工 対 策 部 ( 企 画 情 報 ) 課 長	商工班	1 商業及び鉱工業の災害対策に関すること。 2 商業及び鉱工業の被害調査に関すること。 3 被災商鉱工業者に対する融資に関すること。 4 商工対策部内の連絡調整に関すること。
	食糧班	1 災害用食糧の確保に関すること。
	情報管理班	1 情報システムの管理と総務班との連携に関すること。
文 教 対 策 部 ( 教 育 課 長 )	学校教育班	1 教育施設の災害対策に関すること。 2 教育施設の被害調査に関すること。 3 児童生徒の避難に関すること。 4 災害時の応急教育に関すること。 5 災害時の学校給食に関すること。 6 教育関係義援金品の受付に関すること。 7 文教対策班内の連絡調整に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設の災害対策に関すること。 2 社会教育施設の被害調査に関すること。 3 災害活動に協力する婦人会青年団等の連絡調整に関すること。
税 務 対 策 部 ( 税 務 課 長 )	納税班	1 被災納税者の調査に関すること。 2 被災納税者の減免等に関すること。
医 療 対 策 部 ( 地 域 包 括 ) 医 療 局 総 院 長	医療班	1 災害時の医療、助産に関すること。 2 災害時の防疫、清掃に関すること。 3 医療施設の災害対策に関すること。 4 医療施設の被害調査に関すること。 5 救護所の設置・運営に関すること。
出 納 対 策 部 ( 会 計 管 理 者 )	会計班	1 義援金品の受付保管に関すること。
地 域 窓 口 対 策 部 ( 南 郷 地 域 課 長 ) ( 北 郷 地 域 課 長 )	窓口・ 管理班	1 災害情報の収集及び伝達報告に関すること。 2 被害状況の収集集計、報告に関すること。 3 災害関係文書の受理配付に関すること。 4 総務対策部との連絡調整に関すること。 5 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 6 町有施設の災害対策に関すること。
消 防 団 ( 消 防 団 長 )		1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。

**第2款 職員の参集及び動員**

全 部

職員は、町内において大規模災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開する。

**1 配備体制**

災害時の動員配備は原則として次のとおりとする。

なお、災害の状況により適時増員、減員を行う。

体制		情報連絡本部	災害警戒本部	災害対策本部
		第1配備	第2配備	第3配備
配備の基準	風水害 その他 災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>●美郷町に警報が発令されたとき。</li> <li>●その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●左記の場合で、総務課長が被害の発生のおそれがあると認めたとき。</li> <li>●軽微な被害が発生し総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。</li> <li>●台風等の直撃が明らかで、かなりの被害が予想されるとき。</li> <li>●その他、町長が必要と認めたとき。</li> </ul>
	地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内で震度4以上の地震が発生したとき。</li> <li>●その他総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●町内で震度5弱以上の地震が発生したとき。</li> <li>●軽微な被害が発生し総務課長が必要と認めたとき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。</li> <li>●その他町長が必要と認めたとき。</li> </ul>
本部の長		総務課長	総務課長	本部長町長 副本部長 副町長
本部付				教育長
総務対策部 総務課		指定した職員を交代で	指定した職員を交代で	全職員
生活対策部 町民生活課		待機	指定した職員を交代で	全職員
福祉対策部 健康福祉課		待機	指定した職員を交代で	全職員
農林対策部 農林振興課		待機	指定した職員を交代で	全職員
政策推進対策部 政策推進室		待機	指定した職員を交代で	全職員
建設対策部 建設課		指定した職員を交代で	指定した職員を交代で	全職員
商工対策部 企画情報課		待機	指定した職員を交代で	全職員
文教対策部 教育課		待機	指定した職員を交代で	全職員
医療対策部 地域包括医療局		待機	指定した職員を交代で	全職員
税務対策部 税務課		待機	指定した職員を交代で	全職員

体制	情報連絡本部	災害警戒本部	災害対策本部
	第1配備	第2配備	第3配備
出納対策部 会計課	待機	指定した職員を交代で	全職員
地域窓口対策部 (南郷支所) 南郷地域課 消防団本部	指定した職員を交代で 2名を交代で	指定した職員を交代で 2名を交代で	全職員 全団員の中から指定した団員
地域窓口対策部 (北郷支所) 北郷地域課 消防団本部	指定した職員を交代で 2名を交代で	指定した職員を交代で 2名を交代で	全職員 全団員の中から指定した団員
消防団 団幹部 本部 各分団 各部	待機 指定した団員を交代で 待機	待機 指定した団員を交代で 指定した団員を交代で	全団員 全団員 全団員

(注1) 「待機」とは役場等での勤務は要しないが、連絡があったら対応できる状態をいう。

(注2) 災害の状況により適時増員、減員を行う。

(注3) 「指定した職員を交代で」とは、管理職を含む。

(注4) 職員と消防団員は、待機から有事出動も考慮して配備すること。

## 2 職員の動員

### (1) 動員の指示

町は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難しいと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立する上で必要があると認めるときは、職員の動員を指示する。

なお、職員参集・配備基準に基づいて体制がとられている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を図る。

### (2) 動員の伝達

動員の伝達は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとし、庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により支所等に対し伝達する。

また、勤務時間外においては、あらかじめ定める非常連絡網に従って電話連絡する。

#### ア 勤務時間内

総務対策部は、動員配備に関する情報を各課（室・局）長に通知する。

#### イ 勤務時間外（休日・夜間）

##### (ア) 情報連絡本部体制（第1配備）

課内で非常連絡網を作成し、総務課長は、非常連絡網に基づき関係職員に連絡する。

##### (イ) 災害警戒本部体制（第2配備）

総務課長は、町長に報告するとともに、非常連絡網により関係職員に連絡する。

##### (ウ) 本部体制（第3配備）

町長は、関係職員に連絡する。

### (3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達する。

(4) 出勤及び自主参集

職員は普段からテレビ・新聞等の防災情報に留意し、災害対策本部の立ち上げが予想されるときは、作業服、安全靴、懐中電灯等活動に資する装備を持参し、更に自宅の防災対策を十分に講じた上で登庁する。

ア 参集途上での被害状況の観察

(ア) 被害状況（土砂災害の発生、河川の増水、道路や橋りょうの被害等）を観察しながら参集し、被害を目撃した場合、あるいは危険を覚知した場合は、登庁後直ちに総務対策部に報告する。

(イ) 参集途上で生き埋め現場等を発見し救援活動に携わる場合、周囲の人に総務対策部への連絡を依頼する。

イ 参集場所

登庁後は、各所属に参集する。

### 3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた参集場所に登庁し、災害対策業務に従事する。

また、地震の発生を認知した職員は、テレビやラジオ等で地震情報を確認するなど積極的に情報収集に当たる。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害に対応する知識を習得するなど、常に自己研鑽に努める。

(3) 登庁できない場合の措置

職員は、家族の負傷等やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受ける。

### 4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに総務対策部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進する。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1款 災害情報の収集・連絡

全部

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、町は、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達する。

なお、初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力をあげることが必要であり、また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。

このため、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し、情報収集を行う。

#### 1 第1次情報等の収集

災害発生後、直ちに被害概況の把握を行い、県に対して報告する。

報告に当たっては災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

なお、被害概況の収集に当たっては、被災現地に職員を派遣するほか、次の方法による。

##### (1) 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

##### (2) テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

##### (3) アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

##### (4) 消防団からの情報収集

防災行政無線（移動系）等により、消防団から情報を収集する。

##### (5) 民間企業からの情報収集

物流・宅配会社、トラック会社、バス会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

##### (6) 郵便局、森林管理署、森林組合、農業協同組合等からの情報収集

各団体の協力を得て情報を収集する。

#### 2 被害情報、応急対策活動情報の収集・伝達

防災関係機関と連携し、次のとおり被害状況、応急対策活動等の状況を収集するとともに、これらの情報を取りまとめ、防災関係機関に情報を提供する。

##### (1) 情報収集・伝達活動

ア 町域内において、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、災害概況即報及び被害状況即報の様式（資料10-1「災害概況即報」・10-2「被害状況即報」）を用いて、県（県災

害対策本部東臼杵地方支部) やその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努める。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後 20 日以内に行う。

- (ア) 町災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。
- (ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。
- (エ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき。

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県（県災害対策本部）に直接連絡をとる。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告し、報告後速やかにその内容について連絡する。

ウ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県（県災害対策本部）その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

エ 地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県（県災害対策本部）及び国（消防庁）へ同時に報告する。

(2) 被害状況等の集約

ア 調査区分及び災害報告取りまとめ担当課

次の区分により各担当課において情報を収集し、その取りまとめを行う。

区 分	担 当		協 力 団 体 等
	担 当 課	責 任 者	
人住家等被害 福祉施設関係被害 衛生関係被害	健康福祉課 税務課	健康福祉課長 税務課長	北部福祉こどもセンター 施設管理者
農林水産関係被害 観光関係被害	農林振興課 企画情報課	農林振興課長 企画情報課長	東臼杵農林振興局 日向農業協同組合 協
土木関係被害 水道関係被害	建設課 町民生活課	建設課長 町民生活課長	日向土木事務所
商工鉱業関係被害 町有財産関係被害	企画情報課 政策推進室	企画情報課長 政策推進室長	商工業者 施設管理者
教育関係被害	教育委員会	教育課長	施設管理者
総 括	総務課	総務課長	

## 第2編 共通対策編

### イ 調査要領

各責任者は、必要に応じ、所属職員を現地に派遣する等の方法により状況を掌握する。

### ウ 調査及び報告期限

各担当課は被害状況の調査結果を毎日午前10時及び15時までに、総務課に報告する。  
総務課はこれを取りまとめ集計する。

なお、管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者から情報を収集し、総務課において集約する。

### エ 警察情報との調整

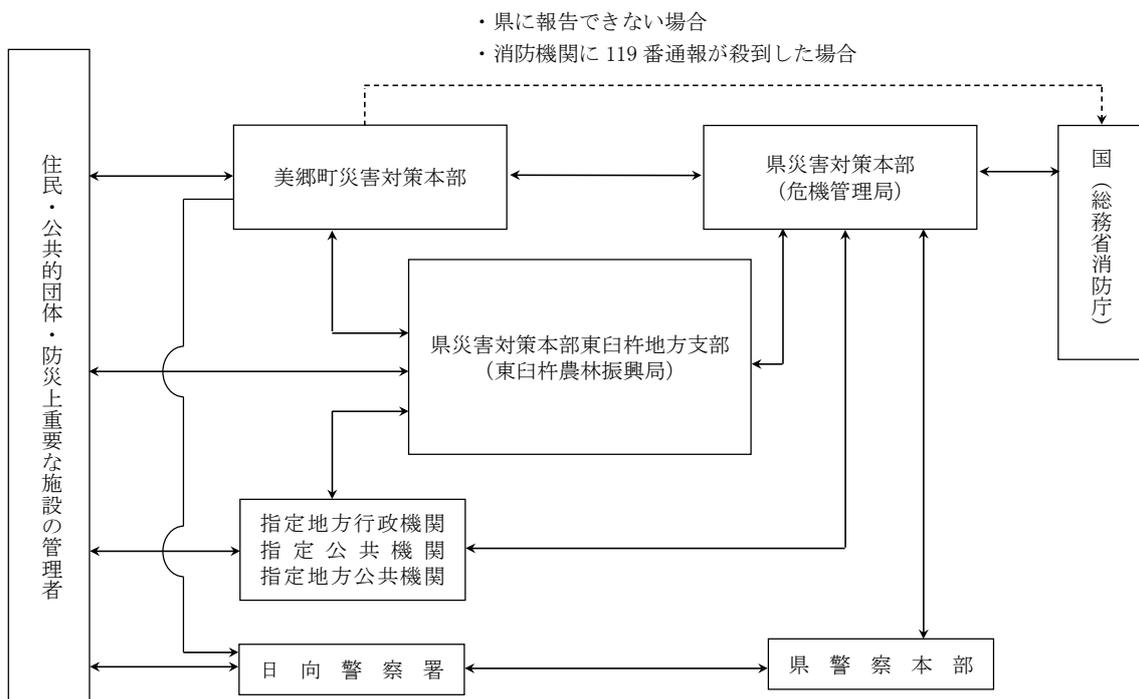
総務課は日向警察署と緊密な連絡をとり、情報の交換、調整を図り、被害状況の正確を期する。

## (3) 情報の伝達

集約した被害状況等を次のとおり伝達する。

### ア 情報伝達の流れ

#### 【情報収集・伝達の流れ】



イ 被害情報等の伝達手段

- (ア) 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段により行う。
- (イ) 有線が途絶した場合は、衛星携帯電話、県総合防災情報ネットワーク、九州電力(株)ダム情報伝送専用衛星電話、防災行政無線、NTT西日本災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- (ウ) すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

ウ 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。災害状況等の報告は、資料10-1「災害概況即報」及び資料10-2「被害状況即報」による。

(ア) 即報（資料10-1「災害概況即報」・10-2「被害状況即報」）

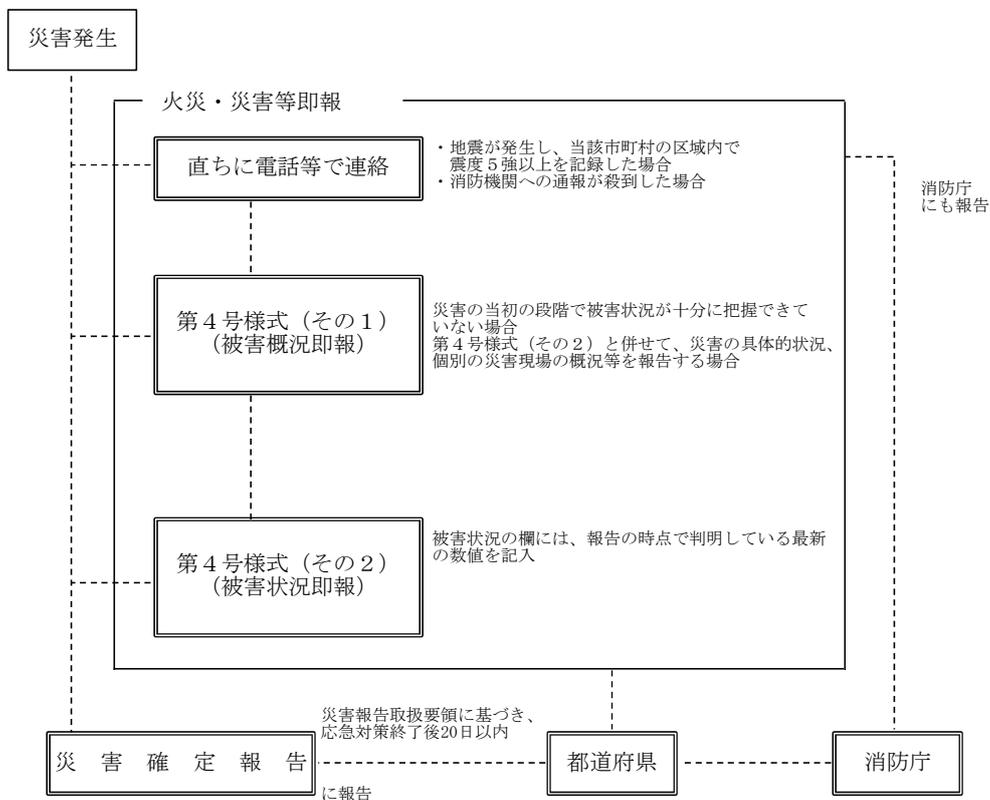
災害発生後速やかに、被害の有無、災害対策本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。

また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。

(イ) 確定報（資料10-2「被害状況即報」）

応急対策終了後20日以内に報告

【事務処理フロー】



(ウ) 報告先

報告先	平日	夜間・休日
消防庁	(N T T回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (F A X)  (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033 (F A X)	(N T T回線) 03-5253-7777 03-5253-7553 (F A X)  (地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036 (F A X)
県災害対策本部 (危機管理局)	<b>【通常災害：台風等】</b> (N T T回線) 0985-26-7941・0078 0985-32-4475 (F A X)  (県総合防災情報ネットワーク) 2276 2283・2284 (F A X)	<b>【災害監視室】</b> (N T T回線) 0985-26-0203 0985-26-7825 (F A X)  (県総合防災情報ネットワーク) 27-78 27-79 (F A X)
県災害対策本部 東臼杵地方支部 (東臼杵農林振興局)	(N T T回線) 0982-32-6134 0982-32-6139 (F A X)	左同

(エ) 被害の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準による。

【被害状況判定基準】

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	

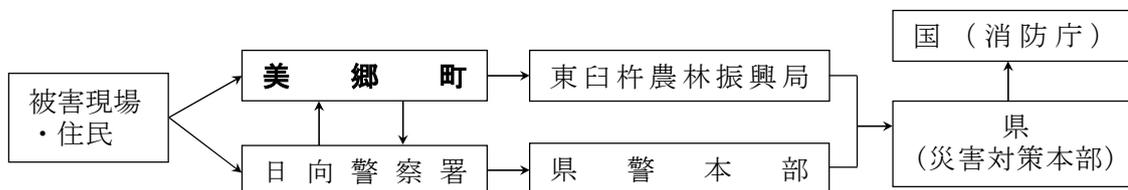
3 非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	がけ崩れ	山及びがけ崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	

5 その他の被害	電 気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公 共 施 設 被 害 市 町 村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
商 工 観 光 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具、観光施設被害等とする。	
C A T V ネットワーク被害	CATVネットワーク被害とは、各センター施設及び各家庭までのケーブル網の被害とする。	

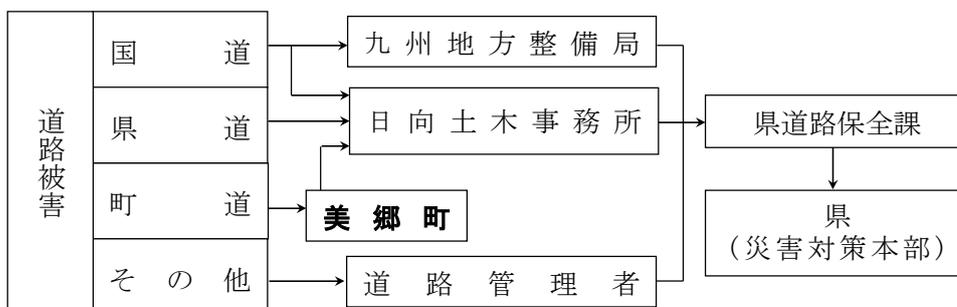
(4) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、次の要領で情報の収集・伝達を実施する。

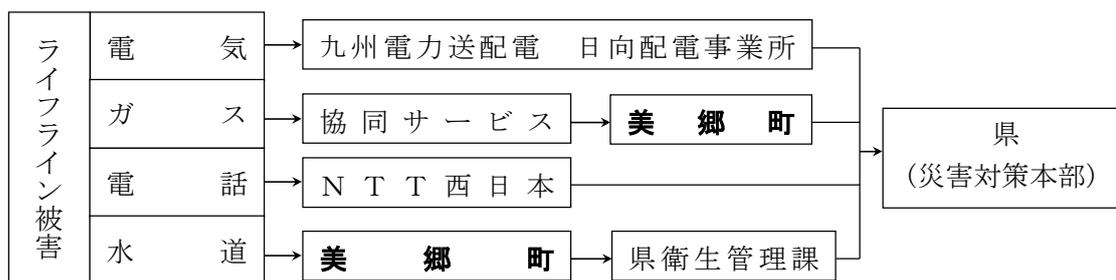
ア 情報収集・伝達系統1 (死者、負傷者、建物被害、その他の被害)



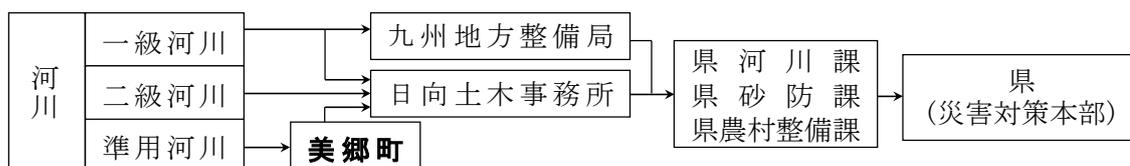
イ 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



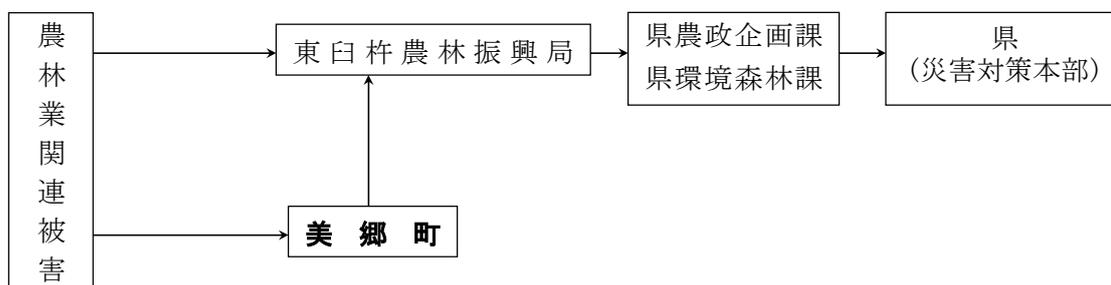
ウ 情報収集・伝達系統3 (ライフライン被害)



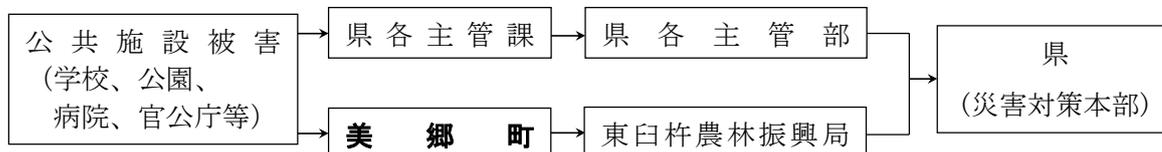
エ 情報収集・伝達系統4 (河川)



オ 情報収集・伝達系統5 (農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



カ 情報収集・伝達系統6 (その他公共施設)



3 住民への広報

(1) 広報活動

ア 広報内容

(ア) 被災地住民に対する広報内容

被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な次の情報を優先的に広報する。

- a 火災防止の呼びかけ (通電火災の防止、ガス漏れの警戒、放火警戒等)
- b 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- c 流言、飛語の防止の呼びかけ
- d 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- e 近隣の助け合いの呼びかけ

- f 公的な避難所（福祉避難所を含む。）、救護所の開設状況
- g 電気・電話・ガス・水道の被害状況、復旧状況
- h バスの被害状況、運行状況
- i 救援物資、食料、水の配付等の状況
- j し尿処理、衛生に関する情報
- k 被災者への相談サービスの開設状況
- l 遺体の安置場所、死亡手続等の情報
- m 臨時休校等の情報
- n ボランティア組織からの連絡
- o 全般的な被害状況
- p 防災関係機関が実施している対策の状況

(イ) 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるよう、他機関に対し協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- a 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- b 流言、飛語の防止の呼びかけ
- c 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- d 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- e ボランティア活動への参加の呼びかけ
- f 全般的な被害状況
- g 防災関係機関が実施している対策の状況

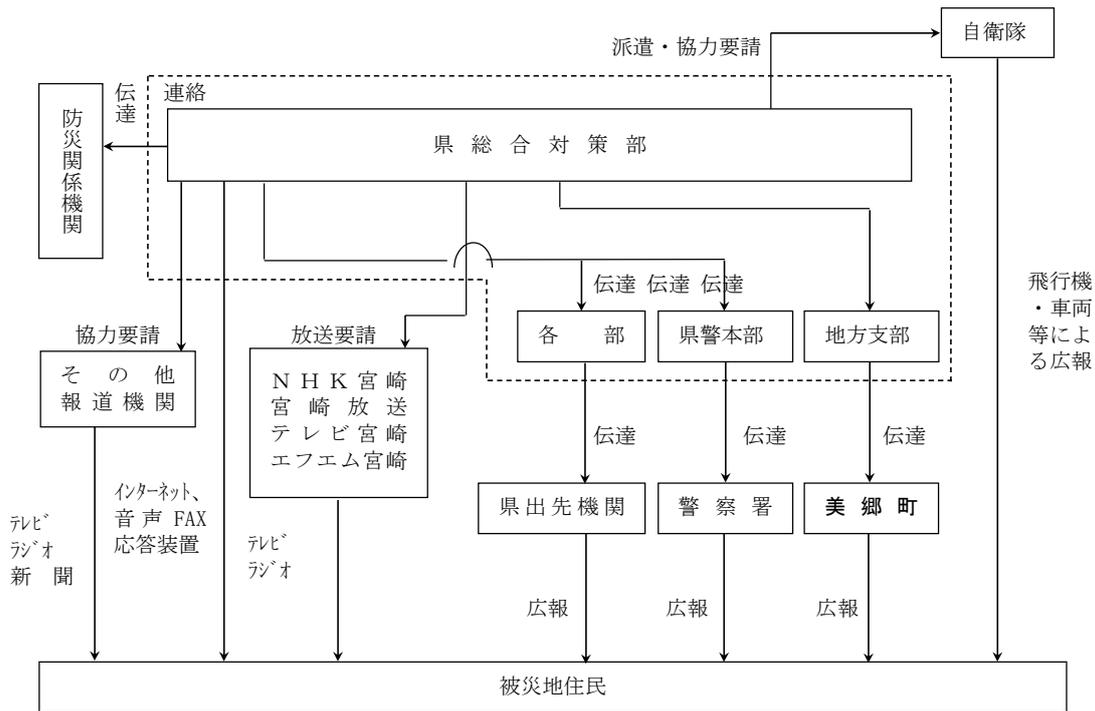
イ 広報手段

保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線（同報系）
- (イ) 広報車による呼びかけ
- (ウ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (エ) ビラの配布
- (オ) 携帯電話（緊急速報メールを含む。）
- (カ) インターネット
- (キ) 立看板、掲示板
- (ク) CATVの自主チャンネルによる放送
- (ケ) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

【広報活動実施系統図】



(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼に対しては、可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、町長（災害対策本部長）が必要と認める情報について、速やかに実施する。また、発表に当たっては、県等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮する。

**第2款 通信手段の確保**

総務対策部

町は、災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

また、無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるため、関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

## 1 専用通信設備の運用

### (1) 通信設備の機能確認

有線通信設備及び防災行政無線を有効に機能させるために、災害後直ちに設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧する。

### (2) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ確に実施するため、県本庁を中枢に県出先機関、町、日本赤十字社宮崎県支部及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

## 2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信設備による交信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合、次のような代替手段を用いる。

### (1) NTT西日本の災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・情報等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話が可能である。

災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店へ依頼する。

### (2) NTT西日本の非常・緊急電報の利用

災害時において通信手段の確保が困難な場合で、応急対策等のため必要があるときは、電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急電報を利用する。

#### ア 非常電報

非常電報とは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な内容を事項とする電報である。

#### イ 緊急電報

緊急電報とは、上記の非常事態のほか公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報である。

#### ウ 非常電報・緊急電報の利用方法

115番（局番なし）をダイヤルし、NTTコミュニケータを呼び出し、NTTコミュニケータが出たら

(ア) 「非常又は緊急扱いの電報の申込み」と告げる。

(イ) あらかじめ指定した登録電話番号と通話責任者名等を告げる。

(ウ) 届け先、通信文等を申し出る。

### (3) 携帯電話の使用

迅速かつ確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

### (4) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することがで

きないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信（以下「非常通信」という。）を行うことができる。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておく必要がある。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は、次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
- (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
- (エ) 道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- (オ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

発信したい通信文を次の順序で電報頼信紙（なければ普通の用紙でもよい。）にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

- (ア) 宛先の住所、氏名（職名）及び分かれば電話番号
- (イ) 本文（200字以内）、末尾に発信人名（段落で区切る。）
- (ウ) 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また、余白の末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

(5) 他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ、通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第27条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

**【通信設備が優先利（使）用できる機関名】**

通信設備設置機関		申込み窓口
県	総合防災情報ネットワーク	県危機管理局・東臼杵農林振興局・日向土木事務所
県警察本部		県警察本部—通信指令室長 日向警察署—署長
九州地方整備局		情報通信技術課長・河川国道事務所長等
大阪航空局宮崎空港事務所		その都度依頼する。

宮崎地方气象台	その都度依頼する。
九州電力(株)	日向営業所・日向土木保修所・耳川水力整備事務所
九州電力配送(株)	日向配電事業所・九電ハイテック
宮崎県LPガス協会	その都度依頼する。
陸上自衛隊	その都度依頼する。(都城駐屯地、えびの駐屯地)
航空自衛隊	その都度依頼する。(新田原基地)

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。保有機関は、宮崎県、県内26市町村、九州地方整備局（宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所）、宮崎海上保安部、県警察本部、自衛隊、7つの消防局及び消防本部、消防署である。

【町内の防災相互通信用無線局整備状況（158.35MHz）】

免許人名	設置場所（住所）	設置台数
美郷町	美郷町西郷田代1 美郷町役場内	2台
	美郷町南郷神門287 美郷町南郷支所内	1台
	美郷町北郷宇納間404 美郷町北郷支所内	1台

(7) 放送機能の利用

緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

なお、町長の放送要請は、知事を通じて行う。

(8) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

災害時や災害復旧時の通信手段として九州総合通信局が備蓄している災害対策用移動通信機器（簡易無線局、衛星携帯電話）の貸出しを要請する。

(9) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保する。

(10) 自衛隊の通信支援

自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、本章第3節第2款「自衛隊災害派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

(11) アマチュア無線ボランティアの活用

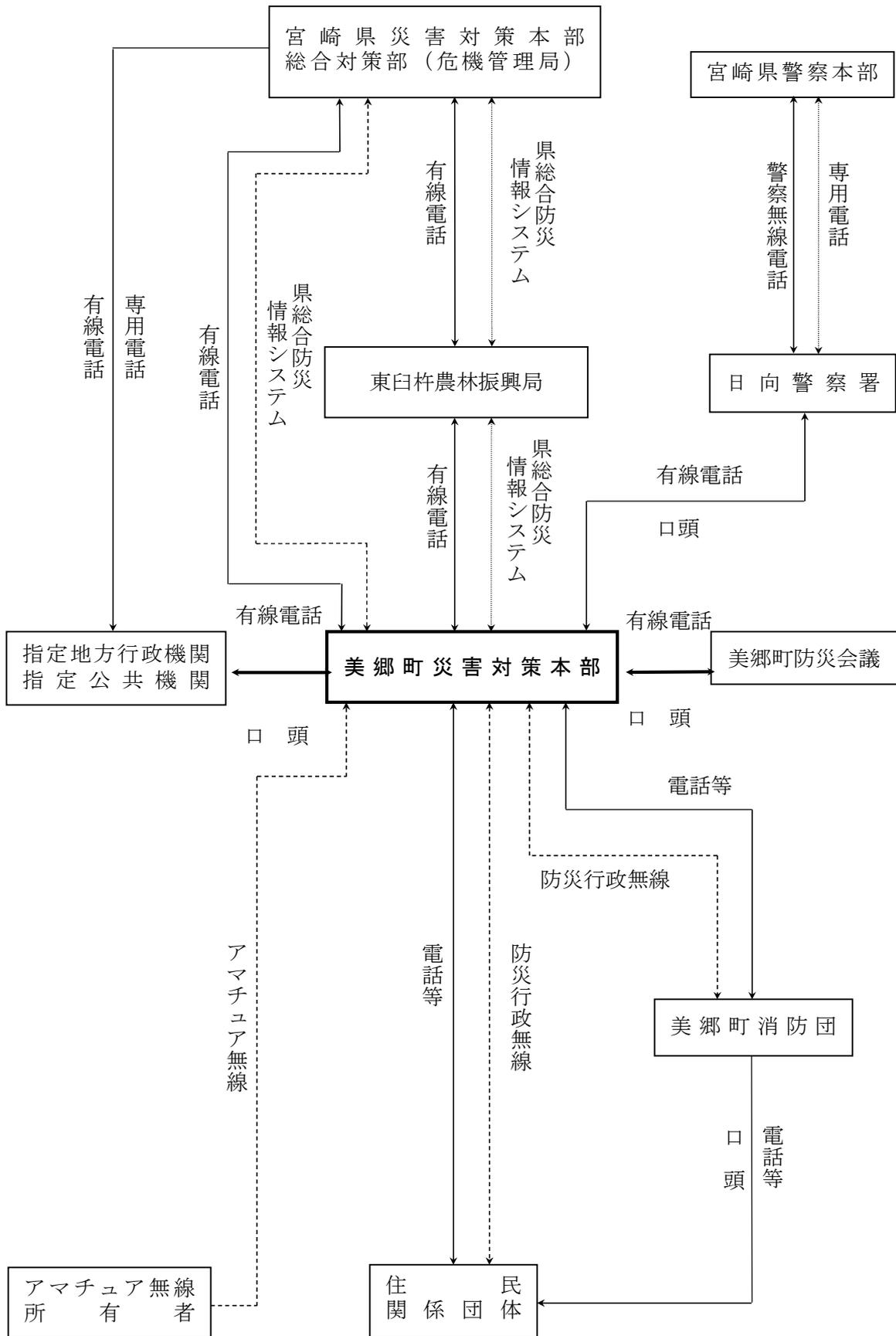
ア 受入体制の確保

宮崎地区非常通信協議会を通じて、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生時は同協議会を「受入窓口」にしてアマチュア無線ボランティアを確保する。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

- (ア) 非常通信
- (イ) その他の情報収集活動

【町における通信利用系統図】



## 第3節 広域応援活動

総務対策部 政策推進対策部

### 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

町は、町域内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速かつ的確な応援要請の手続を行うとともに、受入体制の確保を図る（資料2-1「災害応援協定等」参照）。

#### 1 応援要請の実施

##### (1) 他市町村への要請

町長は、町の区域に係る災害について、適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に掲げるとおりである。

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他応援のため必要な事項

##### (2) 県等への応援要請又は職員派遣のあっせん要請

町長は、知事又は指定地方行政機関等に対し、応援又は職員派遣のあっせんに求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書により要請する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

##### ア 応援要請時に記載する事項

- (ア) 災害の状況
- (イ) 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

- (エ) 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (カ) その他必要な事項

イ 職員派遣あっせん要請時に記載する事項

- (ア) 派遣のあっせんを求める理由
- (イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項

ウ 消防防災ヘリコプターの活用

県消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、電話又はFAXにより行うとともに、後日、速やかに緊急運航要請書を提出する。要請に当たって明らかにすべき事項は、次のとおりである。

- (ア) 災害の種類
- (イ) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (ウ) 災害現場の気象状況
- (エ) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場との通信方法
- (オ) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (カ) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (キ) その他必要な事項

エ 国の機関に対する職員派遣の要請

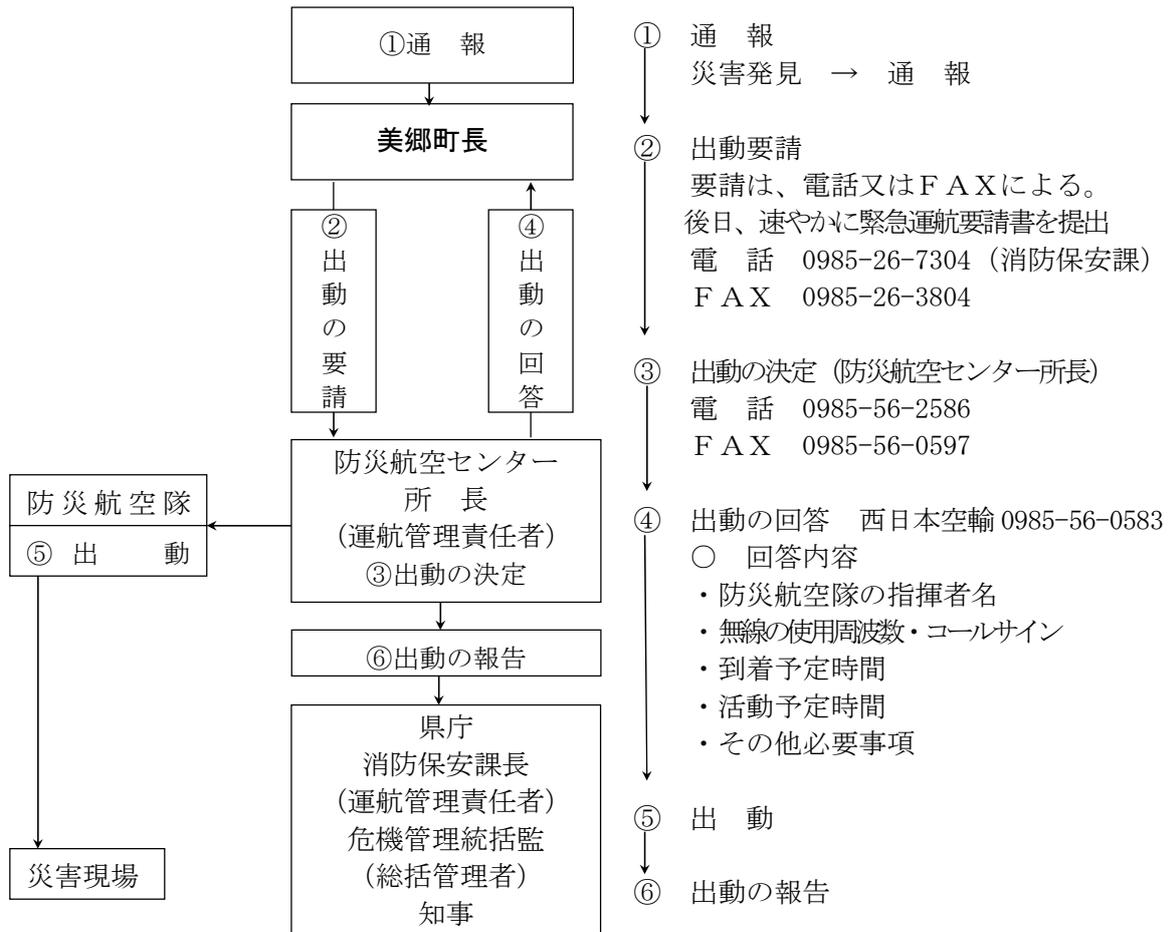
町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書により当該機関の職員の派遣を要請する。

- (ア) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) その他職員の派遣について必要な事項

(3) 民間団体等に対する要請

町長は、町の区域における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

【消防防災ヘリコプター緊急運航要請フロー】



2 応援受入体制の確保

(1) 連絡体制の確保

町長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、県及び関係他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

(2) 受入体制の確保

町長は、国及び関係都道府県・他市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制を確保するとともに、ボランティア等の人的応援についてもあらかじめその体制を整備する。

また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努める。

ア 連絡窓口

県及び関係他市町村等との連絡窓口は、総務対策部とする。

イ 受入施設

県及び関係他市町村等からの物資等の受入施設は、資料7-2「物資の集積拠点」のと

おりとする。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、原則として町の負担とする。

また、指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、その都度定めたもの、あるいは協議して定めた方法に従う。

### 3 消防機関の応援要請

町の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

応援派遣要請を必要とする災害規模は、次のとおりとする。

- (1) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (2) 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- (3) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (4) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- (5) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

### 4 受援計画

町は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努める。

### 5 県等の応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

災害の発生により町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することや、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等について、その全部又は一部を知事が町に代わって行う。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

災害の発生により町及び県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等について、その全部又は一部を指定行政機関の長等が町に代わって行う。

## 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

町は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

### 1 自衛隊に対する災害派遣要請

#### (1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりである。

ア 天災地変その他災害に際して、人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ、自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

#### (2) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

項目	内容
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年1月10日総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(3) 災害派遣要請の手続

ア 災害派遣の要請権者

自衛隊の災害派遣要請は、知事が、自衛隊法第83条に基づき、自己の判断又は町長の要請を受けて必要と認めるときに、原則として次の事項を明確にして行う。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) その他参考となるべき事項

イ 要請手続

知事による自衛隊の派遣要請の手続は、文書により行う。ただし、緊急を要する場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を送達する。

ウ 知事への災害派遣要請の依頼

(ア) 災害派遣要請の依頼者

知事に対する自衛隊災害派遣要請の依頼は、原則として町長（連絡窓口は総務課）が行う。

(イ) 派遣要請依頼の手続

町長が知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県（危機管理局）に依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。（資料10-8「自衛隊災害派遣要請書」参照）

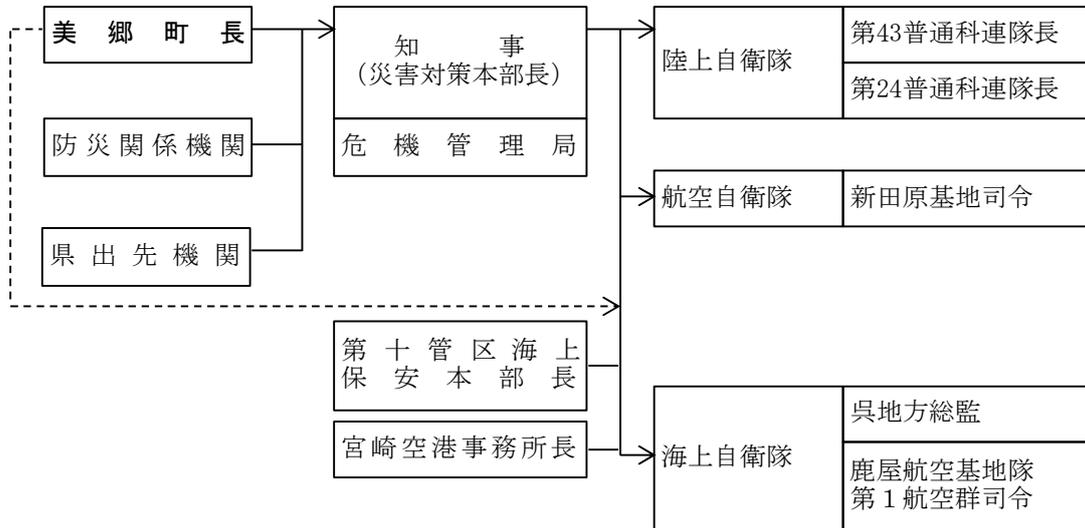
(ウ) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼することができない場合には、その旨及び町に係る災害の状況を次表に示す自衛隊に通知する。この際、事後速やかにその旨を知事に通知する。

【災害派遣の要請先】

区分	通知先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町一街区12号	0986-23-3944
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983-35-1121

【災害派遣要請系統図】



2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

自衛隊の指定部隊等の長は、知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。
- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。
- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。
- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがない

と認められること。この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整の下に適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は、前記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

### 3 自衛隊受入体制の確立

#### (1) 受入体制

町は、派遣部隊の受入れに際して、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置する。

##### ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備する。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立する。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定する。

##### イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ、最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、派遣部隊の名称、隊員数、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況その他参考となる事項等を知事に報告する。

#### (2) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、緊急時ヘリコプター離発着場等の諸準備に万全を期する。

緊急時ヘリコプター離発着場の選定と準備については、次のとおりとする。

ア 使用ヘリポート名（特別の場合を除き指定されているヘリポートを使用する。）、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行う。

イ ヘリポートにはヘリコプターに安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくものとする。

ウ あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径10m以上の⊕印を記し、着陸中心を示す。

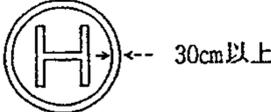
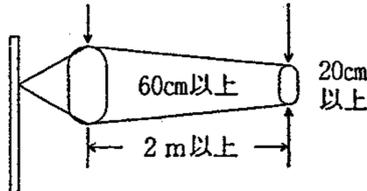
エ 夜間は、カンテラ等によりヘリポート（別に指定するものに限る。）の着陸地点15m平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行う。

オ ヘリポートと役場及びその他必要箇所と通信連絡を確保しておくものとする。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。

カ ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくものとする。

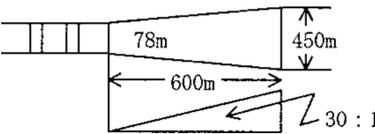
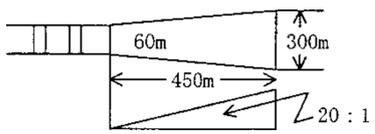
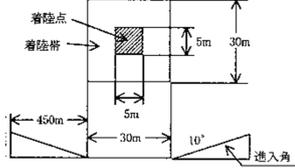
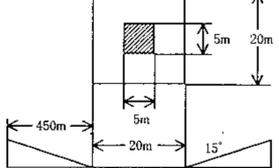
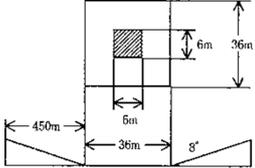
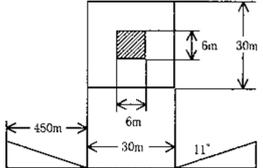
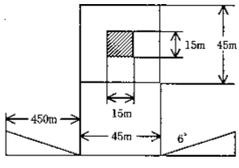
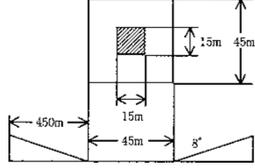
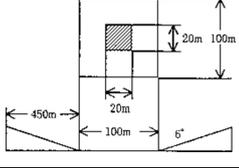
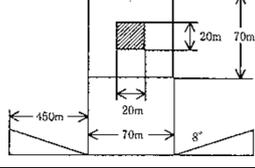
- キ 地面は堅固で傾斜9度以内とする。
- ク 四方に仰角9度（OH-6の場合は12度）以上の障害物がないこと。
- ケ 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないよう重量計を準備する。
- コ 大型車両等が進入できること。
- サ 林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m以上）、水利（100t以上）を考慮する。
- シ ヘリポート付近への立入禁止の措置を講ずる。

【ヘリポートの表示要領】

<p>1 着陸点</p>		<p>着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径10m以上の円を描き、中央にHと記す。</p>
<p>2 風向指示器</p>		<p>着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹流し、又は旗を立てる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 布製</li> <li>(2) 風速25m/sに耐えられる強度</li> </ul>

【軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積】

① 着陸のための最小限所要地積

1		a	b	c
		項目	標準	応急
2	固定翼機	滑走路	30m 	20m 
		LR-1 進入区域		
3	回転翼機	OH-6		
4		UH-1H AH-1S		
5		V-107 UH-60J		
6		CH-47		
備考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

② 回転翼機離発着のための最小限所要地積

1		a	b	c
		機種	同時発着機数	
2	OH-6		4	12
3	UH-1H AH-1S	30m × 120m	4	12
4	V-107 UH-60J	50m × 150m	4	12
5	CH-47J	75m × 200m	4	12
		300m × 300m	4	12

(3) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、依頼者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定める。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣にかかわる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及びくみ取り料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と町が協議する。

4 派遣部隊等の撤収要請

町長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を依頼する（資料10-9「自衛隊災害派遣部隊撤収要請書」参照）。

5 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

ア 旗による信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項	適 要
赤 旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を請う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄 旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を請う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青 旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

イ 身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す。		ここに着陸するな。
	当方の受信機は作動している。		ここに着陸せよ。
	通信筒を使用せよ。		器材的援助及び部品を要する。
	然り (YES)。		間もなく進行できるのでできれば待て。
	否 (NO)。		収容頼む。 航空機は大破した。
	万事OK。 待つ必要なし。		

ウ 生存者対空信号 (生存者の使用する対空目視信号の記号)

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定
4	Y	肯定
5	↑	この方向に前進中

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

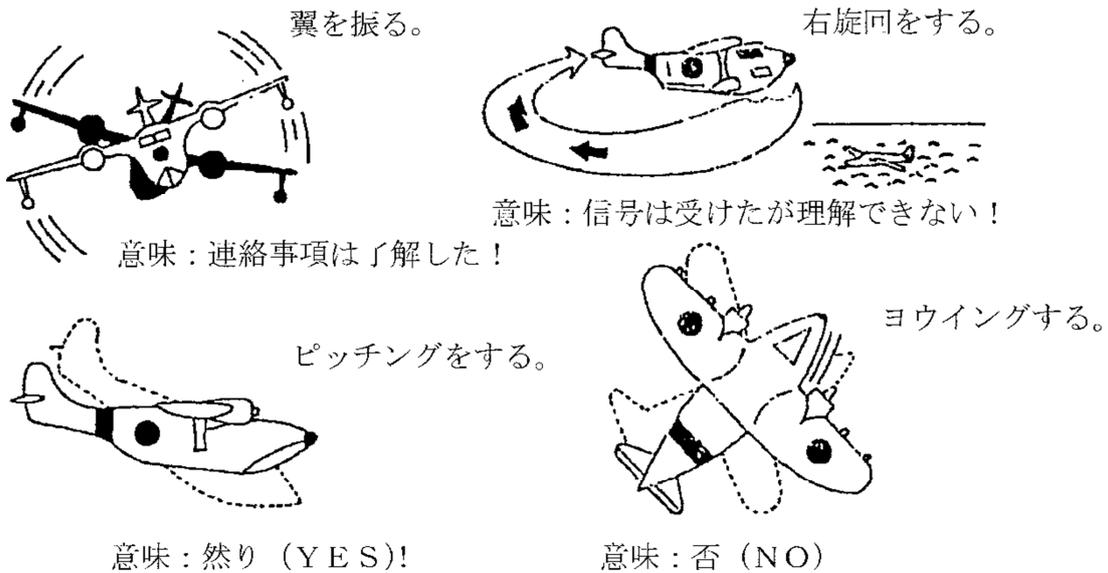
事項	信号
了解	翼を振る (ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行 (機首を左右交互に向ける。)

(3) 航空機から地上に対する信号要領

事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下を繰り返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

【対空目視信号（航空機の応答信号）】

ア 昼間又は月夜



イ 夜間

- (ア) 発光信号（緑）による点滅「・ー・」の連続  
意味：連絡事項は了承した！
- (イ) 発光信号（赤）による点滅の連続  
意味：信号は受けたが理解できない！

※地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→┆）で明確に示すものとする。

## 第4節 救助・救急及び消火活動

### 第1款 救助・救急活動

総務対策部 生活対策部 消防団

災害による死傷者等をできる限り最小限に抑えるため、町は、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な救助・救急及び消火活動を実施する。

#### 1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、町長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 町は、町域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は、本章第3節第2款「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

#### 2 救助・救急活動

##### (1) 情報収集、伝達

###### ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

###### イ 災害状況の報告

総務課長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

##### (2) 救助・救急要請への対応

災害発生後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、次の対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は、できる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携の上、実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

##### (3) 救助資機材の調達

家屋の倒壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

##### (4) 応急救護所の設置

災害現場では、必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボラン

ティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じた必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

イ 施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、搬送先の医療機関が治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

3 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

- (1) 各区や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって、地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、町、警察等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り町、警察等と連絡をとり、その指導を受ける。

**第2款 消火活動**

総務対策部 消防団

消防組織法に規定するように消防責任は町にあり、町がその責任において消防活動を実施する。消防活動の実施に当たっては、消防機関と相互の連携を図りつつ、住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な消防活動を実施する。

また、大災害等で必要ある場合は、県に対し、応援を要請する。

1 情報収集、伝達

(1) 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などにより、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 災害状況の報告

総務課長・消防団長は、災害の状況を町長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

2 応援派遣要請

町長は、町自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の消防機関に対して応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

### 3 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては、直ちに出動できる体制を確保する。

### 4 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。町は、早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行うものとし、応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」、「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づき実施する。

### 5 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認める場合、消防団員は、基本法第76条の3第4項の規定に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

## 第5節 医療救護活動

### 第1款 医療救護活動

医療対策部

医療救護は住民の生命と安全に直接かかわることであり、迅速な活動が要求されるため、町は、県及び関係市町村、各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら、被災者の救援に万全を期する。

#### 1 医療救護班による医療救護活動

医療救護の実施は、医療対策部（医療班）が、町立病院及び診療所の協力を得て、医療救護班を編成して行う。町で編成する医療救護班で不足する場合は、DMAT<sup>\*</sup>、JMAT<sup>\*</sup>、DPAT<sup>\*</sup>等の医療救護班の応援を要請する。

なお、この場合においては、町医療救護班を包含し、編成するものとする。

#### ※DMAT

医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職及び事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム

#### ※JMAT

DMATの活動後、被災地で病院・診療所の支援及び避難所や救護所での医療に従事する日本医師会が被災地に派遣する災害医療チーム

#### ※DPAT

大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム

#### (1) 医療救護班の編成

機関名	名称	備考
町立病院及び診療所	町医療救護班	町立医療機関で編成
県立病院	県立病院救護班	
日本赤十字社	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班 日本赤十字社宮崎県支部現地医療班	
医師会	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
歯科医師会	歯科医療救護班	民間医療機関等で構成
国立病院等	協力医療救護班	公立病院等で編成
保健所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の構成

- ア 医師又は歯科医師 1名
- イ 保健師、助産師若しくは看護師（准看護師を含む。）又は歯科衛生士 3名
- ウ 事務担当者 1名

(3) 救護所の設置

医療救護班は、応急救護所を設けるとともに、必要に応じて、町内の病院及び診療所（救助法適用時）、隣接市町村の区域内の病院及び診療所を利用して臨時救護所を設ける。

なお、本町における応急救護所の設置予定場所は、次のとおりとする。

- ア 南郷総合保健センター
- イ 西郷健康管理センター
- ウ 北郷総合保健センター

(4) 医療救護班による活動

ア 医療救護班は、傷病者の救護に当たるため、次の活動を重点的に行う。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し、巡回救護を行う。

- (ア) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）
- (イ) 重傷者の応急手当及び中毒症者に対する処置
- (ウ) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽傷者に対する医療
- (オ) 助産活動
- (カ) 死体の検案
- (キ) 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

イ 医療救護班の医療で対処できない重傷者及び中等症者は、救護病院等に収容し、次の活動を行う。

- (ア) 重傷者及び中等症者の収容と処置
- (イ) 助産
- (ウ) 死体の検案
- (エ) 医療救護活動の記録及び町（災害対策本部）への収容状況等の報告

## 2 医薬品等の調達

- (1) 医療救護班は、その使用する医薬品及び衛生材料等を携行する。
- (2) 医療救護の実施のため必要な医薬品及び衛生材料等が不足する場合、近隣市町村の関係業者から調達する。
- (3) 近隣市町村の関係業者から医薬品及び衛生材料等の調達が不可能な場合、知事又は隣接市町村長に対し、調達・あっせんを要請する。
- (4) 輸血用血液製剤については、県を通じ宮崎県赤十字血液センターに供給を要請する。また、必要に応じて日本赤十字社九州血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

### 3 後方医療救護機関との連携

被災地内の災害医療活動を調整するため、県は、被災が位置の災害拠点病院や災害対策本部等に災害医療コーディネーターを配置し、災害の状況に応じて適切な医療体制が構築されるよう助言するとともに、医師や看護師等の医療スタッフの配置や、患者の収容先医療機関の確保等の調整を行う。

町は、現地災害医療コーディネーターと連携の下、医療救護班では対処できない重中等症者を、後方医療施設（地域災害拠点病院、基幹災害拠点病院）に搬送、収容する。

### 4 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、次のとおり、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

#### (1) 傷病者の搬送

傷病者の搬送は、町所有の緊急車両若しくは患者輸送車で対応するが、これのみでは十分な対応ができない場合、公用車等の活用を図る。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、緊急車両若しくは患者輸送車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、県危機管理局、宮崎大学医学部附属病院救命救急センター、自衛隊等関係機関と連携を図る。その際、使用病院を明示し、病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場を指定する。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図る。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮する。

#### (2) 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の車両で対応するが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県危機管理局、自衛隊等関係機関と連携を図る。

#### (3) 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、県危機管理局、自衛隊等関係機関と連携を図る。

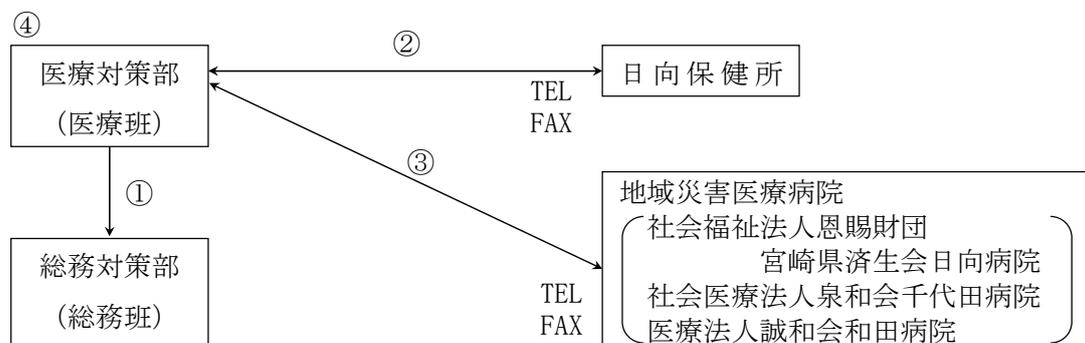
### 5 医療情報の確保等

医療機関の稼働状況等の情報は極めて重要度が高いため、医療班はEMIS（広域災害救急医療情報システム）、DMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）、みやざき医療ナビ

等により医療に関する情報の収集・共有・広報を行うとともに、応援要請等必要な対策を講ずる。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行う。

【医療情報の確保等の方法】



- ① 医療班は、町内医療機関に関する以下の情報を的確に把握し総務班に報告する。また、災害時において町内及び近隣の医療機関等と連絡を取り、診療可能な医療機関等を把握する。
  - ・被災状況（ライフラインの状況を含む。）
  - ・稼働状況
  - ・入院患者の状況（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
  - ・外来患者の集中状況等（人工透析患者等早期の対策が必要な患者に留意する。）
  - ・血液、医薬品、資機材の状況
  - ・医師、看護師等医療スタッフの状況
- ② 医療班は、日向保健所から以下の情報を入手し、総務班に報告する。
  - ・医薬品、医療用資機材の調達可能性
  - ・県からの医療班の派遣の可能性
- ③ 医療班は、地域災害医療センター指定病院に関する以下の情報を的確に把握し総務班に報告する。
  - ・被災状況（ライフラインの状況を含む。）
  - ・稼働状況（ヘリポートを含む。）
  - ・外来患者の集中状況等
  - ・血液、医薬品、資機材の状況
  - ・医師、看護師等医療スタッフの状況
- ④ 医療班は、把握した情報を必要に応じて①～③の機関に還元するとともに、照会があればそれに応じる。また、把握した情報のうち、住民等に広報すべき情報を、防災行政無線（同報系）等を通じて広報する。

**第2款 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策**

医療対策部

多数の死傷者を伴う道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

**1 災害発生時の迅速な通報連絡**

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。
- (2) 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。
- (3) 通報を受けた町長は、その旨を東臼杵農林振興局長（東臼杵地方支部長）へ通報連絡する。
- (4) 通報連絡を受けた東臼杵農林振興局長（東臼杵地方支部長）は、その旨を県保健所長及び知事（危機管理局）へ報告するものとし、知事（危機管理局及び福祉保健部）は、自衛隊、DMA T指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県医師会等へ連絡する。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会は、速やかに関係医療施設に連絡する。
- (6) 通報の内容は次のとおりである。
  - ア 事故等発生（発見）の日時・事故等発生（発見）の場所
  - イ 事故等発生（発見）の状況・その他参考事項

**2 医師等医療関係者の出動**

町長は、事故の通報連絡を受けたときは、直ちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部東臼杵地区長、美郷町南郷分区・西郷分区・北郷分区長及び日向東臼杵郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣する。

**3 救急医療の範囲**

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

**4 対策本部の設置**

町長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、他の市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図る。

対策本部の総括責任者は、町長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

**5 傷病者の搬送**

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮する。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、町長が本計画に基づいて行う。

## 6 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか、必要がある場合は、町長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図る。

## 7 費用の範囲と負担区分

### (1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

### (2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担する。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する町が負担する。

ウ 前各号について救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

### (3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

## 8 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法、救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担する。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

### 第1款 交通の確保

総務対策部 建設対策部

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経済輸送のために確保する必要があるため、町は、他の道路管理者、警察（県公安委員会）その他関係機関と連携し、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施する。

その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図る。

#### 1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、緊急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。

さらに、あらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

- (5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。

#### 2 交通規制の実施及び道路交通の確保等

- (1) 実施責任者等

##### ア 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりであり、町は、他の道路管理者、警察（県公安委員会）その他関係機関と連携し、交通規制の対象、区間、区域、期間、理由その他必要な事項等について相互に緊密な連携に努める。

根拠法	実施責任者	交通規制措置
道路法 第46条	国土交通大臣 (指定区間内の国道)	災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限する。
	知事 (指定区間を除く国道及び県道)	
	町長 (町道)	

根拠法	実施責任者		交通規制措置
道路交通法 第4条 第5条	公安委員会・ 警察機関	県公安委員会 警察署長 警察官	災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限する。 また、必要に応じ、警察署長による交通規制のほか、警察官による現場の交通規制を実施する。
基本法 第76条 第1項		県公安委員会	災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する。

イ 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行う。

ウ 発見者等の通報

災害時に道路、橋りょう等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路の管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(ア) 危険箇所における規制

- a 道路法に基づく規制（同法第46条）
- b 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

(イ) 緊急通行のための規制（県公安委員会）

基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

イ 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置する。

ウ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、県内又は県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急

の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとる。

(ア) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとる。

a 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等が行われたときは、基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。

なお、緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

b 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知する。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知する。

c 周知措置

県内又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両等以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

エ 警察官等の措置命令等

(ア) 警察官の措置命令（基本法第76条の3第1項、第2項）

a 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両等の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

b 上記aにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

c 上記bの場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛官及び消防団員の措置

a 警察官がその場にはいない場合に限り、自衛官又は消防団員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、基本法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

b 自衛官及び消防団員の警察署長への通知

自衛官及び消防団員は上記aの措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置を

とった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

【様式1（標示）】



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位は、cm とする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法を2倍まで拡大し、又は、図示の寸法の1/2まで縮小することができる。

オ 緊急通行車両の確認等

町長は、知事又は県公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、車両確認証明書並びに標章の交付を受ける。

(ア) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

届出済証の交付を受けている車両の確認は、県警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施され、緊急通行車両であると確認された場合は、様式2の標章及び様式3の証明書の交付を受ける。

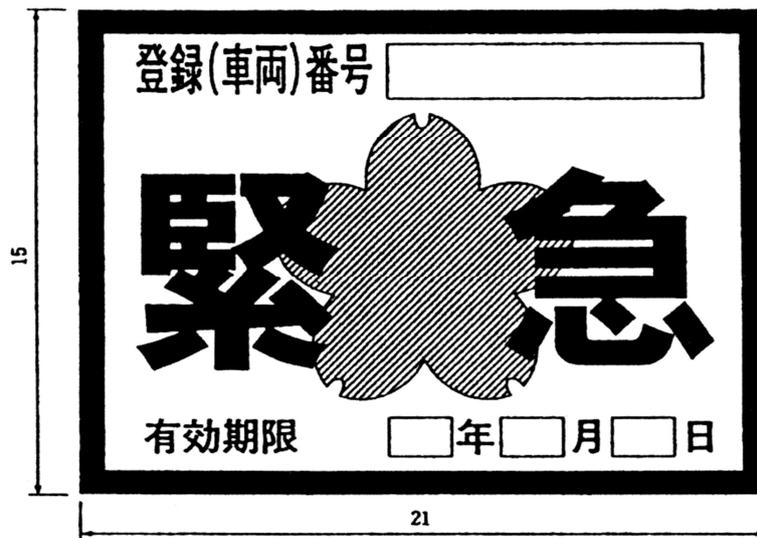
(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両の確認

災害発生時に緊急輸送等に使用する車両で、事前届出がなされていない緊急通行車両の確認は、緊急通行車両等確認申請書（様式4）（資料10-5）により、必要書類を添付して警察署等に申請し、警察署等において、審査・確認が行われた場合、様式2の標章と様式3の証明書の交付を受ける。

(ウ) 標章の掲示

交付を受けた標章（様式2）は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示する。

【様式2（標章）】



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式3（証明書）】

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
宮崎県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 過	出 発 地	目 的 地	
備 考			

（注）用紙は、日本工業規格A5とする。

(3) 町における交通規制の実施

災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

なお、町は、自らが管理しない道路、橋りょう等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

ア 災害時において、交通に危険があると認められる場合又は被災道路の応急補修及び応急復旧等の措置を講ずる必要のある場合には、区域又は区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

イ 道路法による交通規制を行ったときは、直ちに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の定める様式により標示を行う。

ウ 道路交通の規制の措置を講じた場合、標示板の掲示及び報道機関を通じて、交通関係者、一般通行者等に対する広報を実施するとともに、適当な回路を選定して、できる限り交通に支障のないように努める。

(4) 道路交通確保

ア 他の道路管理者、県公安委員会と連携し、他の防災関係機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 他の道路管理者と連携し、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送に充てる道路を優先して行う。

ウ 路上における著しく大きな障害物等の除去については、必要に応じて、他の道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等と協力して所要の措置をとる。

(5) 自動車運転者のとるべき措置

基本法により、災害が発生し又はまさに発生しようとしている町域（これに隣接し又は近接する市町村を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両等以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう。）内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに車を次の場所へ移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両等の通行の妨害とならない方法により駐車する。

ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両等の通行の妨害となっ

ているときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかったり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。

また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

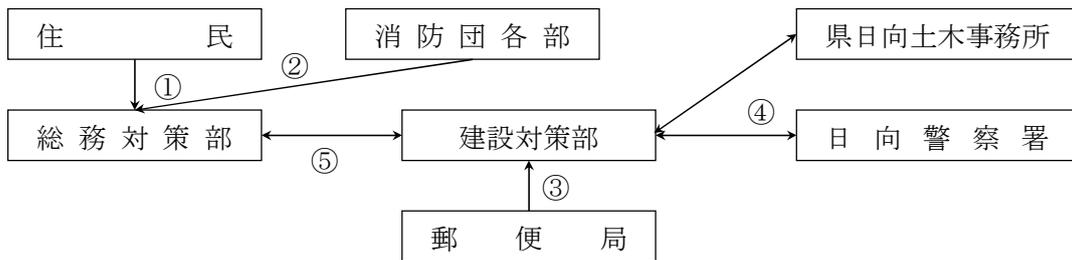
### 3 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

#### (1) 被害状況の把握

所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、関係機関と連携し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

なお、災害発生後の町内の道路の被害状況、交通状況（県公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む。）については、次のとおり把握する。

【道路の被害状況、交通状況の把握の方法】



- ①～② 総務対策部は、住民及び消防団各部からの通報を受け付け建設対策部に報告する。
- ③ 建設対策部は、「道路情報提供サービスに関する覚書」に基づき各郵便局から道路の破損状況等に関する情報を入手する。
- ④ 建設対策部は、パトロール等を実施して町内の重要道路（国道 327 号、国道 388 号等）の被害及び道路上の障害物の状況を把握するとともに、県日向土木事務所、日向警察署等関係機関と連絡を密にとり隣接町村を含む道路被害の状況及び交通状況（県公安委員会等の実施する交通規制の状況を含む。）を把握する。
- ⑤ 建設対策部は、①～④までで把握した情報を取りまとめて、逐次総務対策部に報告するとともに、住民への広報に努める。

#### (2) 緊急輸送ルート啓開の実施

町域内の緊急輸送ルートの被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに日向土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

被害状況に基づき、県及び関係業界から使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

また、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとし、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

(5) 応急復旧

町は、被害を受けた緊急輸送路について、直ちに応急復旧し、交通の確保に努める。

## 第2款 緊急輸送活動

総務対策部 建設対策部

災害時における緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、町は、県及び関係機関と連携し、人員及び物資の輸送に必要な車両、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

なお、緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮した活動を行うものとする。

### 1 輸送に当たっての配慮事項

- (1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとる。
- (2) 緊急輸送は、次の優先順位に従って行うことを原則とする。
  - ア 人命の救助、安全の確保
  - イ 被害の拡大防止
  - ウ 災害応急対策の円滑な実施
- (3) 町内で輸送手段等の調整ができないときは、県又は災害時における応援協定を締結している他市町村に協力を要請する。

### 2 災害発生後の各段階において優先されるもの

- (1) 第1段階（災害発生直後の初動期）
  - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
  - イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
  - ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
  - エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者

- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料
- (2) 第2段階（応急対策活動期）
  - ア 上記(1)の続行
  - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
  - ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
  - エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
- (3) 第3段階（復旧活動期）
  - ア 上記(2)の続行
  - イ 災害復旧に必要な人員、物資
  - ウ 生活用品
  - エ 郵便物
  - オ 廃棄物の搬出

### 3 緊急輸送活動

- (1) 町が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町で行うことを原則とする。
- (2) 町長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

### 4 道路輸送手段の確保

- (1) 車両等の確保
  - ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行う。
    - (ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等
    - (イ) 公共的団体に属する車両等
    - (ウ) 自衛隊の車両等
    - (エ) 営業用の車両等（トラック協会等）
    - (オ) 自家用の車両等
  - イ 町で車両等の確保が困難な場合又は輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図る。
- (2) 人力による輸送
  - ア 災害のため車両等による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。
  - イ 町長は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

ウ 人力による輸送は地元消防団、地域住民の協力を要請して行う。ただし、住民による人力輸送が困難な場合は、県に自衛隊の災害派遣を要請して行う。

## 5 航空輸送体制の確立

災害により道路損壊が相次ぐなど、陸上交通に支障や遅滞があるときは、住民避難、物資、機械等の輸送などの応急対策活動は、ヘリコプターなどによる航空輸送に頼らざるを得ない事態も発生するため、町は、緊急時ヘリコプター離発着場（資料7-1参照）を確保するとともに、ヘリコプターの手配体制を整備する。

- (1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
- (2) 東臼杵地方支部は、町を通じあらかじめ定めたヘリポートの使用可能状況を把握し、県（県災害対策本部）に報告する。
- (3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、県を通じて自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。

なお、投下場所の選定、安全の確保については、その都度定める。

## 6 物資の集積拠点及び要員の確保

- (1) 物資の集積拠点は、原則として資料7-2「物資の集積拠点」のとおりとするが、町は、災害の状況により緊急時ヘリコプター離発着場周辺に集積地を設けるなど、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。
- (2) 町は、物資の集積配分業務を円滑に行うため、必要に応じて物資の集積拠点に職員を配備し、派遣された県職員等と協力して物資の配分を行う（本章第8節参照）。

## 7 燃料の確保

町は、平時から石油関連団体等との連携を強化し、輸送業者による輸送あるいは借上げ車両等の燃料の確保に努めるとともに、的確な供給体制の構築を図る。

## 第7節 避難収容活動

### 第1款 避難誘導の実施

総務対策部 生活対策部  
福祉対策部 文教対策部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、町は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また、安全に誘導し、被害の発生防止に努める。

#### 1 避難対策の実施責任者

##### (1) 避難の勧告・指示

避難の勧告・指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行する（基本法第60条第5項～7項）。

区分	災害種別	実施責任者	根拠法
避難の勧告	災害全般	町長	基本法第60条
避難の指示	災害全般	町長	基本法第60条
		警察官	警察官職務執行法第4条第1項
			基本法第61条
	自衛官	自衛隊法第94条	
	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条
地すべり	知事又はその命を受けた吏員	地すべり等防止法第25条	

##### (2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は基本法で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う。

なお、知事は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行する（基本法第73条第1項）。

災害種別	実施責任者	根拠法
災害全般	町又はその委任を受けて町長の職権を行う町職員	基本法第63条第2項
	警察官	基本法第63条第2項
	自衛官	基本法第63条第3項

災害種別	実施責任者	根拠法
火災	消防団員	消防法第23条の2
	警察官	消防法第23条の2
水災	消防団長・消防団員	水防法第21条第1項
	警察官	水防法第21条2項
火災・水災以外	消防団員	消防法第36条
	警察官	消防法第36条

(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、町及び各自治区等が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施する。

(4) 被災者の運送

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。

2 住民の自主避難

住民は、周囲の状況等により避難が必要であると判断したときには、自主的に避難し、その旨を町に連絡するものとする。

また、町は、平素から危険地区、避難場所、避難経路、避難の方法等を周知するとともに、住民が自主的な避難や緊急避難ができるよう指導をしておくものとする。

3 高齢者等避難、避難指示等

町長は、火災、崖崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行う。

また、要配慮者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、町は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表する。

(1) 避難指示等が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示等を行う。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・土砂災害（がけ崩れ、地すべり、土石流）</li> <li>・延焼火災</li> <li>・危険物漏洩（劇毒物、爆発物）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物倒壊</li> <li>・水害</li> <li>・その他</li> </ul>
--	--

(2) 高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保の発令基準

高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の避難情報の提供について、河川管理者及び地方気象台等関係機関の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にした「避難指示等の発令・伝達マニュアル」を作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

なお、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保の発令基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区 分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> <li>● 避難するのに時間がかかる高齢者などの要援護者が、避難を始めなければならない段階</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難に時間がかかる要援護者は、決められた避難所に避難する。</li> <li>● 家族などは要援護者の避難をサポートする。</li> <li>● 通常の避難行動ができる人は、家族との連絡、非常時持出品の用意などの避難準備を始める。</li> </ul>
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害が発生するおそれが極めて高い状況</li> <li>● 対象地域の全員が速やかに避難をしなければならない状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 対象地域の全員が速やかに避難所等に避難する。</li> <li>● 避難所等までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所へ避難する。</li> </ul>
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 既に災害が発生している状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 命を守るために最善の行動をとる。</li> </ul>

(3) 高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保の発令の実施

ア 避難指示者の措置

各実施責任者は、災害の状況に応じて次のとおり、高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の避難情報を発令する。

なお、本町においては、基本的には総務課からの報告に基づき町長が出すことになるが、町長に報告し、判断を仰ぐいとまがない場合には、副町長の判断により出すものとする。

実施責任者	実施内容
町 長	○要配慮者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難の避難情報を提供する。
	○火災、がけ崩れ、洪水等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。 ○必要に応じて国又は県に必要な助言を求める。このため、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。
警察官	○町長が指示できないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、若しくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示する。この場合、避難の指示をした旨を町長に通知する。
	○前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、県公安委員会に報告しなければならない。
知事又はその委任を受けた職員	○災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示（緊急）を行う。
	○地すべり法第25条に基づき、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条に基づき、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

イ 高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の内容

高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の避難情報の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

- (ア) 発令者
- (イ) 差し迫っている具体的な危険予想
- (ウ) 避難対象地区名
- (エ) 避難日時、避難先及び避難経路
- (オ) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- (カ) 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

ウ 避難措置の周知

町長は自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

町長は、避難指示等を行った状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の避難情報の発令を行った場合、直ちに指示等が出された地域の住民に対して、防災行政無線による放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、次の事項に留意の上、警察官、自衛官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。

a テレビ、CATVネットワーク、ラジオ、防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等のSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に周知徹底する。

b 特に避難行動要支援者への伝達については、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなど、十分に配慮する。

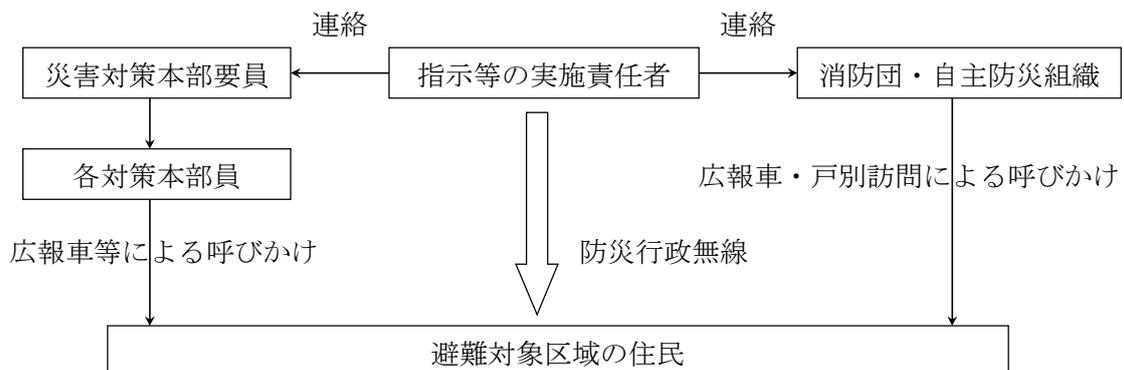
c 防災行政無線（同報系）の放送において、町長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。

d 防災行政無線（同報系）等での伝達の際は、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる伝達手段とする。

e 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

【高齢者等避難及び避難指示並びに緊急安全確保等の避難情報の伝達系統】



エ 避難指示等の解除

避難指示者は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

4 避難実施の方法

町長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期する。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させる。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いにより全員の安全避難を図る。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は、次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努める。

- ア 避難に当たっては、町、消防団、警察等が協力し、安全な経路を選定の上、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止並びに避難の安全迅速化を図る。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示する。
- ウ 避難路の指定に当たっては、避難対象地区から避難先までを結ぶ道路のうち、幅員が広く、避難誘導時における安全が確保されている道路を選定する。
- エ 避難誘導員は、避難立ち退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立ち退きについて適宜指導をする。
- オ 避難対象地域に対しては、事後速やかに避難漏れや要救出者の有無を確かめる。

(3) 学校・教育施設等における避難誘導

- ア 避難誘導措置に関する各学校への通報・連絡は、あらかじめ整備されている連絡網を用い、迅速かつ確実に行う。
- イ 校長等は、おおむね次の方法で避難誘導を安全かつ迅速に行うよう努める。
  - (ア) 災害種別に応じた避難指示等の伝達
  - (イ) 避難場所の指定
  - (ウ) 避難順位及び避難場所までの誘導責任者の決定
  - (エ) 児童生徒の携行品を指示
  - (オ) 余裕がある場合の書類、備品等の搬出計画
- ウ 災害が学校内又は学校付近で発生した場合、校長は速やかに関係機関に通報する。
- エ 災害の種別、程度により児童生徒を家庭に帰宅させる場合は、次の方法による。
  - (ア) 教師の誘導を必要とする場合は、集落ごとに安全な場所まで誘導する。
  - (イ) 集落ごとに児童生徒を集団下校させる場合は、校区内の危険箇所（がけ崩れ、危険な橋等）の通行を避ける。
- オ 児童生徒が家庭にいる場合における臨時休校の通告方法、連絡網を各家庭に周知徹底させる。

(4) 避難場所への町職員等の配置

町が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため町職員又は消防団員を配置する。

(5) 避難場所における救護等

ア 避難場所に配置された町職員等は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

(ア) 洪水・火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達

(イ) 避難した者の掌握

(ウ) 必要な応急の救護

(エ) 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容

イ 町が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力する。

(6) 避難状況の報告

ア 町は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接又は日向警察署を通じて、次に掲げる避難状況の報告を求める。

(ア) 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）

b 上記事態に対し、応急的にとられた措置

c 町に対する要請事項

(イ) 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

a 避難場所名

b 避難者数・避難世帯数

c 必要な救助・保護の内容

d 町に対する要請事項

イ 町は、避難状況について、県へ報告する。

## 5 警戒区域の設定

(1) 設定の基準（災害全般）

ア 町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官は、町長（権限の委託を受けた町の職員を含む。）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、町長は、警察官から警戒区域を設定した旨の通知を受ける。

ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、町長は、自衛官から警戒区域を設定した旨を受ける。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 町長、警察官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 町長及び警察官は、協力して住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

(3) 住民等への周知

町は、警戒区域の設定を行った場合、避難の勧告等と同様、関係機関及び住民に対してその内容を周知する。

## 6 孤立地域対策

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と交通手段の孤立である。情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を阻害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に甚大な影響を及ぼす。

孤立が予想される地域については、常にこれを念頭に置き避難対策を実施する。

(1) 孤立実態の把握対策

ア 孤立予想地域に対し、衛星電話、NTT回線及び防災無線等を整備して、孤立状況の確認を行う。

イ 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対して直ちに速報する。

(2) 救助・救出対策

ア ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に速報する。

イ ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

ウ 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。

エ 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討して、必要に応じて、県又は近隣他市町村の応援を得て、救出を推進する。

(3) 通信手段の確保

職員の派遣、防災行政無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

う回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 7 住民の措置

(1) 食料品等を相互に融通し合い、地域全体としての当面の生活確保について協力し合う。

- (2) 住民自らも、隣接地域及び町との連絡確保に努める。
- (3) 農道、林道等の使用可能な回路の活用及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、町との連絡確保に自ら努める。

## 第2款 避難所の開設、運営

総務対策部 生活対策部  
福祉対策部 文教対策部

町は、災害によって住居等を喪失した被災者に対し、避難所等を開設し一時的に収容保護する。また、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進する。

### 1 避難所の開設、運営

#### (1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する必要があると認められるときは、各区長、公民館長等へも協力を依頼し、次により速やかに避難所を開設して被災者を避難誘導する。その際、特に、要配慮者への避難誘導に留意する。

#### ア 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む。）
- (ウ) 災害によって、被害を受けるおそれのある者
  - a 町長の避難命令を受けた者
  - b 町長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者

#### イ 開設場所

- (ア) あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設する。
- (イ) あらかじめ指定した避難所が不足する場合には、公的宿泊施設、旅館等の借上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- (ウ) 災害の様相が深刻で、町内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への収容委託や隣接市町村の建物又は土地の借上げにより避難所を開設する。
- (エ) 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活相談員等を配置する。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

ウ 設置期間

- (ア) 必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小する。
- (イ) 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図る。特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図る。
- (ウ) 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進める。
- (エ) 救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生大臣の承認を必要とするため、県と協議する。

エ 県への報告

町は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告する。この場合の報告事項は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 避難所の開設の日時及び場所
- (イ) 開設数及び収容人員
- (ウ) 開設見込み期間

オ 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設営に支障が生じた場合には、必要に応じて隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請する。

(2) 避難所の運営

町は、次の事項に留意の上、避難所の適正な運営に当たる。

ア 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置する。ただし、災害発生直後から当分の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことが予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- (ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を作成し、災害対策本部へ報告する。この場合、避難所で生活せず食事のみ受け取っている被災者等の情報も把握する。
- (イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。

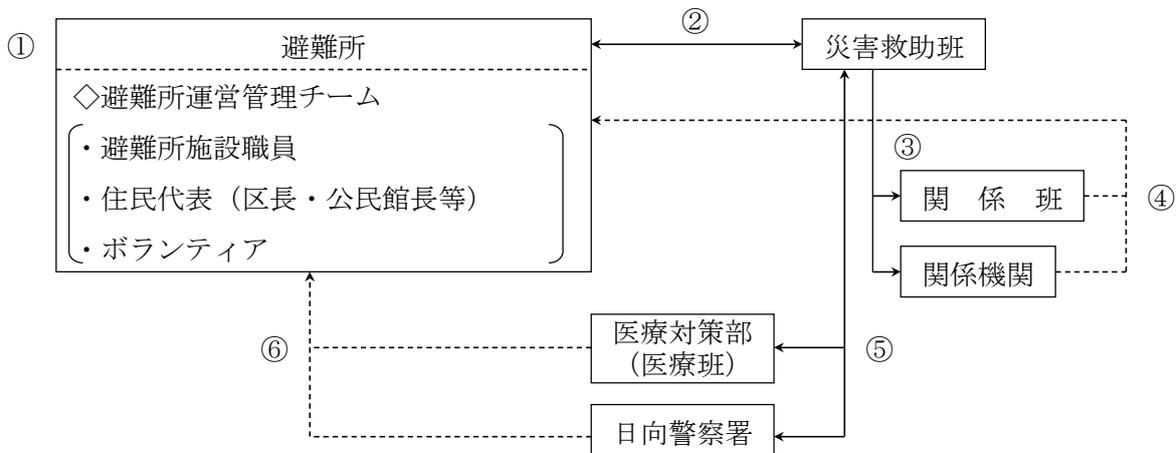
(ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に災害対策本部と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配付状況を記録する。

(エ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

(オ) 情報伝達手段を確保し、避難者に対して正確な情報及び指示を与える。

【避難所の運営管理体制】



- ① 各避難所に、避難所施設職員、住民代表（区長・公民館長等）、ボランティアで構成する避難所運営管理チームを組織し、当該避難所の円滑な運営を行う。避難所運営管理チームは、避難所日誌を作成し情報の整理に努める。
- ② 災害対策本部と避難所運営管理チームとの円滑な連携を図るため、総務対策部と福祉対策部で構成する災害救助班を組織し、避難所運営管理チームから当該避難所のニーズ（必要な物資、その他措置すべき事項）を把握する。
- ③ 災害救助班は、②で把握したニーズを関係班及び関係機関に伝え対応を要請する。
- ④ ③で要請を受けた関係班及び関係機関は、必要な措置を講ずる。
- ⑤ 災害救助班は、②で把握したニーズを医療班、日向警察署に伝える。
- ⑥ 医療班、日向警察署は、適時避難所を巡回し、避難所のニーズを把握するとともに、必要な措置を講じ、その結果を災害救助班に報告する。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、避難所の衛生管理など必要な対策を講じるとともに、次の事項について対応する。

- (ア) 避難者の世帯人員や不足状況に応じ、避難者に必要な食料その他生活必需品を公平かつ効率的に配付する。
- (イ) 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。

また、避難所での健康状態の悪化を防止するための適切な食料等の分配、食事の提供等栄養管理に努める。

**【避難所の標準設備例（避難所の開設が長期に及ぶ場合）】**

○特設コーナー：	<input type="checkbox"/> 広報広聴コーナー <input type="checkbox"/> 避難所救護センター（保健室等） <input type="checkbox"/> 情報連絡室（無線、電話、FAX等） <input type="checkbox"/> 更衣室	
○資機材等：	<input type="checkbox"/> 寝具 <input type="checkbox"/> 被服 <input type="checkbox"/> 日用品（タオル、歯ブラシ等） <input type="checkbox"/> 常備薬 <input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> 炊き出し備品 <input type="checkbox"/> 特設・臨時電話 <input type="checkbox"/> 畳・カーペット <input type="checkbox"/> 間仕切り用パーティション <input type="checkbox"/> 洗濯機 <input type="checkbox"/> 乾燥機	<input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ <input type="checkbox"/> 簡易シャワー <input type="checkbox"/> 仮設風呂 <input type="checkbox"/> 扇風機 <input type="checkbox"/> 網戸 <input type="checkbox"/> ストープ <input type="checkbox"/> 暖房機 <input type="checkbox"/> 電源設備 <input type="checkbox"/> 給水タンク <input type="checkbox"/> 掲示板 <input type="checkbox"/> パソコン
○スペース：	<input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 仮設風呂 <input type="checkbox"/> 掲示板	<input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> 給水タンク <input type="checkbox"/> 資機材置場

- (ウ) 避難所として指定する施設について平常時からバリアフリー化に努めるものとし、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- (エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに、必要な電気容量を確保する。
- (オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、FAX等の通信手段を確保する。
- (カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努める。

- a 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースを設置すること。
- b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配付したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配付方法を工夫すること。
- c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
- d 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努めること。
- f 必要に応じて、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めること。
- g 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮すること。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること。

- (キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

#### エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、避難所の運営も避難者による自主管理体制に移行し、職員は後方支援業務に従事するように努める。

また、避難者の自主的な生活ルールづくりを支援する。

#### オ 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

## 2 避難者の把握

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、町は、被災者の状況把握にかかわる業務を積極的に行う。

### (1) 避難者、在宅被災者の把握

#### ア 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握する。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

(ア) 登録事項

- a 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- b 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- c 親族の連絡先
- d 住家被害の状況や人的被害の状況
- e 食料・飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- f 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- g 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- h その他必要とする項目

(イ) 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任した上で行う。

(ウ) 登録内容の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配付数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

(エ) 登録内容の報告

登録内容は、日々、災害対策本部に集約する。

なお、救助法が適用となった場合は、必要な項目を県に報告する。

イ 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

特に、要配慮者が、情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。

(2) 被災認定

町は、本章第16節「災害救助法の適用」の基準により被災認定を行う。

### 3 避難生活環境の確保

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、町は、県と連携の下、次のとおり避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努める。

(1) 避難所生活環境の整備

ア 衛生環境の維持

要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、必要に応じて町外事業者による移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

イ 清潔保持に必要な知識の普及

限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等具体的な衛生教育を行う。

(2) 健康管理

ア 被災者の健康状態の把握

(ア) 医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

(イ) 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、効果的な処遇検討ができるよう努める。

(ウ) 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

イ 被災者の精神状態の把握

(ア) 避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

(イ) 避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら幼児や児童の保育を行う。

ウ 継続的要援助者のリストアップ

援助者が変更しても継続援助が提供できるよう、継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

エ 関係機関との連携の強化

症状の安定のために一時的な入院が必要な者などに対しては、福祉施設、一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。

さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないように継続的な援助を行う。

4 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町村への受入については当該市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対して当該他の都道府県との協議を要請する。

また、町は、居住地以外の市町村へ避難する避難者に対して、避難先の自治体と連携の上、必要な情報等の提供に努めるものとする。

なお、大規模災害の発生による町機能の喪失等により、町において広域的避難に係る事務が

行えなくなった場合、県は、町に代わり必要な手続を行う。

### 第3款 要配慮者への配慮

総務対策部 生活対策部  
福祉対策部

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施に当たり、きめ細かな対応が必要であり、町は、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進する。特に、避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行う。

#### 1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

##### (1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や消防団、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を得て、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿を提供でき、この場合、名簿情報を提供することについて本人の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や消防団、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行う。

##### (2) 早期に必要なとなる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意の上、対応に努める。

##### ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たる。

(イ) 障がい者用のトイレ・スロープ等の段差解消設備の仮設、車いすの貸与、紙おむつや携帯便器提供と使用場所の確保、訪問介護員の派遣など、要配慮者へ保健・福祉サービスの提供を行う。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等において、要配慮者が不利にならないよう介助に配慮する。食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。また、配付の際にも配付場所、配付時間を別に設ける等の配慮をする。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利にならないよう、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者に対しては点字、日本語が理解できない外国人には多言語等を活用するなど要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

(オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないよう、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ 福祉避難所での対策

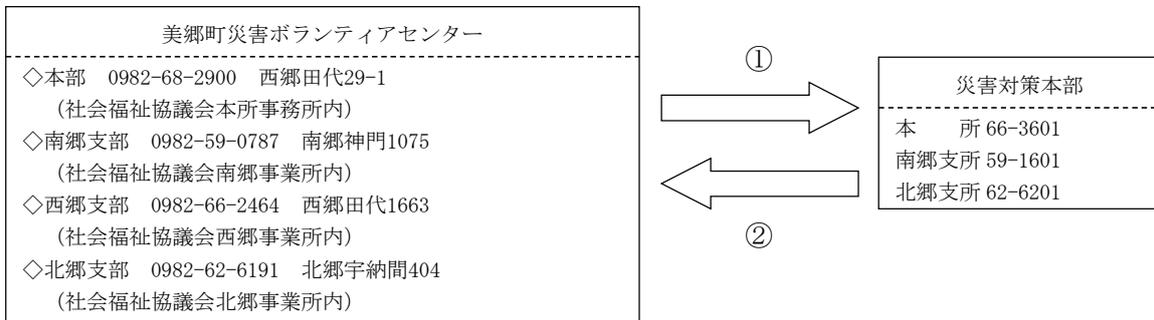
福祉避難所においては、上記アの対応とともに、次の事項に留意する。

- (ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するよう努めるとともに、男女双方の視点に配慮する。
- (イ) 相談等に当たる介助員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、訪問介護員の派遣や社会福祉施設への入所等の保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。
- (ウ) 避難が長期化する場合は、要配慮者の状況に応じ、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等を行う。

2 関係団体等との連携

町は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所（福祉避難所を含む。）の管理者、自主防災組織、自治公民館、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、訪問介護員、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。特に、要配慮者の救援活動に当たっては、町社会福祉協議会が設置する「美郷町災害ボランティアセンター」と連携し、活動が円滑に進むように努める。

【災害ボランティアセンターとの連携体制】



- ① 町社会福祉協議会会長は、災害ボランティアセンターを設置した旨を町災害対策本部へ連絡し、次の情報を災害対策本部へ提供するものとする。
  - ・要配慮者リスト等、要援護者に関する情報
  - ・災害救助ボランティアの派遣地域、活動内容
  - ・連絡担当職員の氏名、連絡先
- ② 災害対策本部は、災害ボランティアセンターへ次の情報を提供する。
  - ・避難勧告等の発令状況
  - ・各地域の避難所開設状況
  - ・救護所の開設状況
  - ・道路の被災状況、応急復旧の状況
  - ・連絡担当職員の氏名、連絡先

連携上の留意点

- ・ N T T が指定する災害時優先電話、町の災害時等緊急電話（非公表）の電話番号を確認する。
- ・ 衛星携帯電話、防災行政無線の非常時連絡手段を確保する。
- ・ 災害対策本部、災害ボランティアセンターの活動が重複することなく効率的に行われるよう連携を図る。
- ・ 不足する車両や資機材を、お互いの活動に支障のない範囲で融通し合う。

### 3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

社会福祉施設管理者は、次のとおり、社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策を実施するものとし、町は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

#### (1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行うこと。

#### (2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

#### (3) 食料・飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、町等に対して供給応援を要請すること。

#### (4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

#### (5) 相談窓口開設への協力

町が開設する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口開設に協力すること。

#### (6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知等により、対応すること。

### 4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

町は、次のとおり、避難行動要支援者に対する安全確保対策を実施する。

#### (1) 支援要員の確保

避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努める。

(2) 安否確認、救助活動

保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

(3) 搬送体制の確保

避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

民生委員・児童委員、訪問介護員及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料・飲料水及び生活必需品等の確保並びに配付を行う際の要配慮者への配慮

要配慮者に配慮した食料・飲料水、生活必需品等を確保する。また、配付場所や配付時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配付を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

医師、民生委員・児童委員、訪問介護員、保健師などの関係職種によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

ア 避難所の物理的障壁の除去（バリアフリー化）

避難所として指定する施設について平常時からバリアフリー化に努めるものとし、物理的障壁の除去（バリアフリー化）されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者（ガイドヘルパー）の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ア) 町は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等の配置に努め、日常生活上の支援を行う。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置期間は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付

き住宅（シルバーハウジング）への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努める。

## 5 外国人に対する安全確保対策

町は、次のとおり、外国人に対する安全確保対策を実施する。

### (1) 外国人の避難誘導

語学ボランティアの協力を得て多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

### (2) 安否確認、救助活動

警察、近隣住民（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

### (3) 情報の提供

#### ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

#### イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

### (4) 外国人相談窓口の開設

県の協力の下、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 第4款 応急住宅の確保

建設対策部

町は、住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対し、県と連携の下、①応急仮設住宅の設置、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供する。

### 1 基本事項

- (1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、救助法の適用のあった場合、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。ただし、状況が急迫し、知事が行うことができない場合は、町長が行う。
- (2) 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場

合には、(一社)プレハブ建築協会、(一社)県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請する。

- (3) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

## 2 応急仮設住宅の供与・管理

町は、次のとおり応急仮設住宅の供与・管理又は県が実施する応急仮設住宅の供与・管理への協力を行う。

### (1) 供与期間等

救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

### (2) 設置戸数の決定

災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、町と県が協議の上、設置戸数を決定する。

### (3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、町の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供する。

なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により無償貸与を受けられるため、必要に応じて九州財務局宮崎財務事務所と協議する。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、設置期間等の利用関係についてあらかじめ所有者と契約書を締結しておくものとする。

### (4) 建設資材の調達

救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。

なお、調達に当たっては、(一社)プレハブ建築協会、(一社)県建設業協会等の協力を得る。

### (5) 入居者の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、町は、入居者の選定に当たって福祉保健課、民生委員・児童委員等からなる選考委員会を設置する。

基準…住家が全焼、全壊又は流失し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯、病弱者等
- ③ 前各号に準ずる者

### (6) 福祉仮設住宅の設置

必要に応じて、高齢者等日常生活に特別な配慮を要する者が利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も設置する。

(7) 応急仮設住宅の管理

- ア 町長は、県から委任を受けたときは、応急仮設住宅の維持管理に努めなければならない。
- イ 応急仮設住宅の維持管理に当たっては、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努める。
- ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置する。
- エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位と併せて個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問い合わせに対する情報の開示の可否等を記載する。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意する。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを入居者に対し十分説明し理解を得ておく。

(9) 地域社会づくり

- ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
- イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を勧めるものとする。
- ウ 自治会においては、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行う。
- エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅が集積する地域においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮する。
- オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等が連携し、見守り活動を行うよう配慮する。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援する。

- ア 恒久住宅需要の的確な把握
- イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- オ その他、住宅等に関する情報の提供

**3 被災住宅の応急修理**

町は、次のとおり被災住宅の応急修理又は県が実施する被災住宅の応急修理への協力を行う。

(1) 応急修理の期間

救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了する。

(2) 応急修理の戸数の決定

応急修理を要する戸数を速やかに把握し、町と県が協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積については、特に制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等で日常生活を維持するのに必要な最小部分について、救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

被災者の状況を調査の上、次の基準により対象世帯を決定する。

なお、町は、対象世帯の選定に当たって、福祉保健課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

基準…半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく、自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。
---

(5) 建築相談窓口の設置

建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

町長は、この事務について、町職員のみでは対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

#### 4 公的住宅等の空家の活用

町は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空家に一時的に入居させる。

また、状況に応じ、他市町村等への被災者の一時入居について県へ要請する。

## 第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

### 第1款 食料の供給

生活対策部 商工対策部

町は、災害による住居被害や電気・ガス・水道・電話・食料流通等、生命・生活を支えるシステムが麻痺することにより、被災者が自ら食事・飲料水及び生活必需品を得る手段がない場合、食料・飲料水及び生活必需品を供給する。

なお、食料・飲料水及び生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、必要に応じ県に対して支援及び総合調整を要請する。

#### 1 食料の調達

##### (1) 調達方法

###### ア 主食（米穀）

米穀の調達は、原則として、町内米穀小売業者から購入して行うが、必要数量が確保できない場合は、東臼杵農林振興局を通じて知事に要請する。

###### イ 副食、調味料

副食、調味料は、原則として町が直接販売店より調達するが、町内における調達が不可能であり若しくは必要数量の確保ができない場合は、県にそのあつせんを依頼する。

##### (2) 食料の応急供給

災害の程度が甚だしく、交通、通信の断絶等により応急用食料の供給に関する知事の指示を受けられない事由が生じ、町長が必要と認めた場合には直接農林水産省生産局長に対し、文書により応急用食料の緊急引き渡しの要請を行う。

#### 2 炊き出しその他による食料の給与

災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合は、炊き出しや公的備蓄等から食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

##### (1) 対象者

ア 被災者……………炊き出しにより、被災者に対し配給を行う必要がある場合（避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で当該施設から食品の給与を受けることができない者など、災害により現に食事を得る手段がない者とする。）

イ 応急供給受給者…災害により、供給機関が通常の供給を行うことができないため、その機関を通じないで供給を行う必要がある場合

ウ 災害救助従事者…災害地において救助や急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要がある場合

(2) 品目

米穀（米飯を含む。）、乾パン、即席めん類及び食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。

なお、乳児に対する供給は、原則として調整粉乳とする。

(3) 供給数量

供給数量は、1人当たりの基本供給量に、受配者及び供給の日数に相当する数量を加えたものとする。

【1人当たりの供給量】

品目	基 準
米 穀	被災者 1食当たり精米 200g 以内 応急供給受給者 1人1日当たり精米 400g 以内 災害救助従事者 1食当たり精米 300g 以内
乾 パン	1食当たり 1包（100g 入り）
食 パン	1食当たり 185g 以内
調整粉乳	乳児1日当たり 200g 以内

(4) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給する。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給する。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、食物アレルギー等への対応等を図る。

(5) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食（市販の弁当、おにぎり）等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図る。

(6) 県、近隣市町村への協力要請

本町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

3 物資集積拠点の指定及び管理

(1) 物資集積拠点の指定

あらかじめ定めた物資の集積拠点（資料7-2参照）を活用し、調達した食料等の物資の集配を行う。

(2) 物資集積拠点の管理

食料等の物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資集積拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食料等物資の管理に万全を期する。

(3) 物資の配分及び配送

派遣された県職員と協力して、食料等の物資の適切な配分及び配送を行う。

**第2款 飲料水の供給及び給水の実施**

生活対策部 商工対策部

町は、災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

なお、飲料水の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

**1 飲料水の確保**

災害により水道施設その他の給水設備等が被災し、住民が飲料水を確保することが困難となったときは、住民に必要最小限の飲料水を供給して住民の生活を守るために、まず飲料水の確保を行う。

(1) 水源の確保

水源施設が被災し、飲料水の確保ができないときは、井戸水、河川等の飲用に適するものを水源とする。

(2) 水源の水質検査・保全

確保された水源は、化学処理を加えて飲用に適するかどうかの検査を行う。

また、水量、水質等の調査を適時行い、応急水源の保全に努める。

なお、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、消毒その他の方法により衛生上無害な水質とした上で供給する。

(3) 公的備蓄・流通在庫備蓄による飲料水の確保

水の缶詰、ペットボトル等の提供について、公的備蓄を放出するほか、製造・流通業者に依頼し、流通在庫備蓄による供給体制を整備しておくものとする。

**2 飲料水の供給**

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

被災地における最低給水量は、1人1日20ℓを目安とするが、被災直後は、生命維持の1人1日3ℓ程度とするなど、状況に応じ給水量を増減する。

(3) 給水体制の確立

ア 町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

(ア) 被災者や避難所の状況

- (イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況
- (ウ) 通水状況
- (エ) 飲料水の汚染状況

イ 自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

ウ 医療機関、社会福祉施設については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速かつ的確な対応を図る。

エ 激甚災害等のため町だけで給水を実施することが困難な場合には、宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書等により県、隣接市町村及び自衛隊へ応援要請する。

### 3 応急給水の実施

町は、給水施設の被災状況を把握し、最も適当な給水方法により給水活動を実施する。

なお、給水する水の水質確認については、日向保健所及び県公衆衛生センターに協力を求める。

#### (1) 給水方法

##### ア 車両による給水

避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対して、給水タンクを利用し拠点給水する。

なお、医療機関、福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。

##### (ア) 輸送による給水

被災地の近隣地域に適当な補給水源がある場合は、給水車に補給水源から取水し、被災地域内への輸送の上、住民に給水する。

##### (イ) 浄水装置による給水

輸送その他の方法による給水が困難であり、付近に利用可能な水源がある場合は、浄水装置その他の必要資材を用いて浄化したものを飲料水として住民に供給する。

##### (ウ) 浄・給水場等での拠点給水

住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。

##### (エ) ポリ容器等による給水

a 避難所等に収容されている被災者及びその他の被災者で、町長が必要と認めた被災者に対し、ポリ容器等により拠点給水する。

b 学校、保育所で給水の必要があると認めたものに対し、20ℓ容器により必要個数を整備する。

c 避難所が小さく、かつ、点在している場合で、容器の備えのない被災者及び一般の被災者に対し、ポリ袋により配給する。

d 水の缶詰、ペットボトル等は、製造業者等に提供を要請し、必要に応じて配給する。

(2) 公平で効率的な応急給水

水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとし、応急給水の実施に当たっては、防災行政無線、広報車等を用い、給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく住民に広報する。

(3) 応急給水基本計画

他市町村等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案する。

(4) 作業体制の確保

被災時において早急な状況把握の下に効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行う。

(5) 重要施設の優先的給水

人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行う。

**第3款 生活必需品の供給活動**

生活対策部

町は、災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は破損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

なお、生活必需品の供給活動は、基本的には町長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

**1 生活必需品の調達**

次の例示品目を公的備蓄、町内関係業者等から給（貸）与するとともに、県に協力を要請する。

**【例示品目】**

① 寝具	毛布等
② 日用品雑貨	石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等
③ 衣料品	作業着、下着、靴下、運動靴等
④ 炊事用具	鍋、釜、やかん、包丁、缶切等

⑤ 食器	箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等
⑥ 光熱材料	ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等
⑦ 補装具類	車いす・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具等
⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資	生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等
⑧ その他	ビニールシート等

## 2 生活必需品の給（貸）与

住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を給（貸）与する。

### (1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家への立ち入りが禁止されており、被服・寝具その他生活必需品を喪失・き損又は入手できない者

### (2) 給（貸）与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

### (3) 給（貸）与の方法

ア 生活必需品を一律的に配付するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯ごとの人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給（貸）与する。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給（貸）与する。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給（貸）与する。

### (4) 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品の給（貸）与の実施が困難と認めるときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

## 3 物資集積拠点及び管理・配送

県及び近隣市町村からの救援物資の集積・配分等については、本節第1款「3 物資集積拠点の指定及び管理」に準じて行う。

## 第9節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

### 第1款 保健衛生対策の実施

福祉対策部

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、町は、県と連携の下、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障がいを生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

#### 1 健康対策の実施

##### (1) 救護所の設置等

避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮する。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

##### (2) 巡回健康相談の実施

ア 避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

イ 仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施する。

ウ 保健・医療・福祉等のサービスの提供について、県の助言を受けつつ、福祉関係者やかかりつけ医師、民生委員・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行う。

##### (3) 巡回栄養相談の実施

ア 避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

イ 避難所閉鎖後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

#### 2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

##### (1) 精神科救急医療の確保

治療の中断（薬切れ等）や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、受け入れる病床を確保するため、県に対し、精神科救急医療の確保を要請する。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

県との協力の下に保健所に心の救護所を設置する。

また、必要に応じて、DPA T\*の派遣要請を行う。心の救護所は、DPA Tの派遣等支援体制の進展に応じて、次のとおり救護活動を実施する。

なお、心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供（FAXニュース等）は、町に一元化し、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム（ボランティアによる派遣チーム等を含む。）等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

ア 第一段階

- (ア) 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動
- (イ) DPA T活動拠点本部を通じた保健所とDPA T先遣隊・DPA Tとの連携

イ 第二段階

- (ア) DPA Tによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- (イ) 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

- (ア) 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- (イ) 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

エ 第四段階

- (ア) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動
- (イ) 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発
- (ウ) DPA T活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- (エ) 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、県と連携の下、「心のケア」や「PTSD\*」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配布することなどにより、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

※DPA T（再掲）

大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な技術・能力を有する災害派遣精神医療チーム

※PTSD（心的外傷後ストレス症候群）

強烈なショック体験、強い精神的ストレスが心のダメージとなつて、時間がたつてからも、その経験に対して強い恐怖を感じるもの

## 第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

町は、災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県と連携の下、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

### 1 防疫対策の実施

#### (1) 防疫班の設置

災害対策本部を設置した場合、感染症等のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的として、防疫班も併せて設置する。

#### (2) 防疫措置情報の収集・報告

気象庁及び警察等と連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

なお、医療機関においては、被災者に係る感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報連絡を迅速に行う。

#### (3) 防疫対策

県と連携の下、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

#### (4) 防疫活動に必要な消毒薬品・器具器材等の調達

##### ア 器具器材

消毒用噴霧器等を利用して防疫活動を行うが、器具器材が不足する場合は、他の関係機関から借入れを行う。

##### イ 消毒薬品

消毒薬品は、福祉対策班において町内の関係業者（薬局店）から調達を行うが、調達不能の場合は、日向保健所に調達あっせん要請を行う。

#### (5) 防疫措置等の実施

##### ア 検病調査及び健康診断

(ア) 滞水地域においては通常2日に1回以上、集団避難所においては少なくとも1日1回以上検病調査を行う。

(イ) 検病調査の結果、必要があるときは、健康診断を実施する。

イ 臨時予防接種

感染症予防上必要があるときは、対象者の範囲及び期日を指定し、県と協力して予防接種を実施する。

ウ 消毒

町長は、知事（日向保健所長）の指示があったときは、次の消毒活動を行う。

- (ア) 浸水家屋、下水、その他不潔な場所の消毒
- (イ) 避難場所のトイレの消毒
- (ウ) 井戸の消毒
- (エ) 飲料水の消毒及び衛生指導
- (オ) 床上浸水地域に対しては、被災直後に各戸にクレゾール、クロール石灰等の消毒剤の配付と床、壁の拭浄、手洗設備の設置、トイレの消毒など衛生上の指導を行う。

なお、浸水家屋に対する消毒は、次の基準による。

浸水程度	クレゾール (家庭配付用 室内)	生石灰 (家庭配付用 便所等)	8%次亜塩素酸ソーダ (家庭配付用)
床上浸水	1戸当たり 200 g	1戸当たり 6 kg	1戸当たり 20 kg
床下浸水	1戸当たり 100 g	1戸当たり 6 kg	

エ 患者等に対する措置

被災地に感染症患者等が発生したときは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいた対応をとる。

オ 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、県の指導の下に避難所における防疫の徹底を図る。この場合、衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て防疫の完璧を期する。

(6) 予防教育及び広報活動

パンフレット等又は関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(7) 記録の整備及び状況等の報告

警察等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を日向保健所長に報告する。

(8) その他

災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、「災害防疫の実施について（昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知）」により行う。

## 2 食品衛生対策の実施

### (1) 食中毒の未然防止

被災地における食品の衛生確保を図るため、県が編成する食品衛生指導班に協力して、監視指導を実施するなど、飲食に起因する食中毒を未然に防止する。

ア 避難所その他炊き出し施設の実態を把握し、次の現地指導の徹底によって不良食品を排除し、衛生的で安全な食品を供給する。

(ア) 手洗消毒の励行

(イ) 食器、器具の洗浄、消毒

(ウ) 給食従事者の健康診断

(エ) 原材料、食品の検査

イ 営業施設の被災の状況を速やかに把握し、被災施設の監視、検査等の実施に協力することによって不良食品の供給を排除する。

(ア) 滞水期間中営業の自粛

(イ) 浸水を受けた施設の清掃、消毒

(ウ) 使用水の衛生管理

(エ) 汚水により汚染された食品の廃棄

(オ) 停電により腐敗、変質した食品の廃棄

ウ 一般家庭については、食品衛生上の危害の発生防止のため、次の事項について啓発指導を行う。

(ア) 手洗いの励行

(イ) 食器類の消毒使用

(ウ) 食品の衛生保持

(エ) 台所、冷蔵庫の清潔

エ その他

営業所並びにその家族、従業員の健康診断、検便等の実施、その他保健所の指示、指導する事項について協力する。

### (2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、県の指示の下、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

### (3) 住民が実施する食品衛生対策

ア 住宅内の汚染物の清掃、消毒等は、努めて衛生的に処理する。

イ 避難場所等において良好な衛生状態を保つよう注意する。

## 3 愛護動物の救護の実施

### (1) 愛護動物の飼育場所の設置

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るため、県、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

県と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

また、必要に応じて、次の事項について支援を要請する。

ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等の支援

イ 避難所から保護施設への愛護動物の受入れ及び譲渡等の調整

**第3款 し尿、ごみ、がれきの処理**

生活対策部

災害による大量の廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）や倒壊物・落下物等によるがれきの発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、町は、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全に努める。

**1 し尿処理**

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋のくみ取り式便槽のし尿排出量を推計する。

イ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案の上、当該避難所等の仮設（簡易）トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

また、近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 河川、プール等の水の利用

水道施設の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、その活用を図る。

ウ 仮設（簡易）トイレの設置

必要に応じて、必要に応じて水洗便所の使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理に当たっては、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

なお、仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されているが、これらの製品は様々な処理方式であるため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、その活用について検討する。

エ 住民及び自主防災組織の行動

(ア) 水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理する。

(イ) 自主防災組織が中心となり、仮設（簡易）トイレの設置及び管理を行う。

## 2 ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

ア 災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定する。

イ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

ウ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、清掃計画を定める。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇上げによる処理体制を確立する。

イ 応援要請

処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 生活ごみ、粗大ごみの収集、処理開始と収集の完了

避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

イ ごみの一時保管場所の確保

災害により粗大ごみ、不燃ごみ等が大量に発生し処理施設での処理が困難な場合は、周辺環境等に十分注意した上で仮置き場を設ける。

なお、可能な限りリサイクルに努める。

また、生活ごみについては、消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を配付するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し優先的に処理する。

ウ 住民への広報

可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。

また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

3 がれきの処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握するとともに処理計画を定めるとともに、県に連絡する。

(2) 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

ア 撤去作業

災害等により損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

イ 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空地の確保

損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残がい物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置き場を十分に確保する。

また、破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確保する。

4 死亡獣畜の処理

- (1) 死亡獣畜の処理は、所有者が行う。ただし、所有者が不明であるとき又は所有者が実施することが困難なときは、町長が実施する。

- (2) 日向保健所長の指導を受け、環境衛生上他に影響を及ぼさないよう配慮して、次の方法で処理する。

ア 埋没

深さ2.5m以上の穴に埋没し、クレゾール水、ダイアジノン乳剤及び石灰を散布した後1m以上土砂で覆うこと。

イ 焼却

0.5m以上の穴で実施し、焼却後は土砂で覆うこと。

## 5 環境対策

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため町は、県の指導の下、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努める。

## 6 住民の行動

- (1) 可燃物等自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置き場へ搬出する。
- (2) 河川、道路及び谷間等に投棄しない。

## 第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

### 第1款 行方不明者及び遺体の搜索

生活対策部 消防団

行方不明者及び遺体の搜索については、家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、町は、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努める。

#### 1 行方不明者の調査

災害時における行方不明者の調査は、町が消防団及び警察機関と協力して行う。

#### 2 遺体の搜索

##### (1) 搜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定される者の搜索は、町が県、県警察本部、日赤奉仕団等の協力の下に実施する。

##### (2) 搜索活動の実施

遺体搜索活動は、災害の規模に応じて搜索班を編成し、必要に応じて警察等の関係機関及び地域住民の協力を求めて実施する。

### 第2款 遺体の確認、埋葬の実施

生活対策部

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、町は、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図る。

なお、遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

#### 1 遺体の確認

(1) 遺体を発見した場合には、速やかに警察に連絡する。

(2) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

(3) 身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡の上、遺体を引き渡す。

- (4) 身元不明遺体については、警察と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、遺品を適切に保存するとともに、歯科医師会の協力を得て身元の確認に努める。
- (5) 遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体については、警察による戸籍法第92条第1項に規定する検視調書を待って遺体の引き渡しを受け、遺体の処理を行う。

## 2 遺体の処理

遺体の処理は、町において処理班を編成し、必要に応じて町立病院等、地区住民の協力を求めて実施する。ただし、町のみで対応が困難な場合は、県及び日本赤十字社宮崎県支部の協力を得て行う。

なお、対応が困難な場合は、宮崎大学附属病院、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

### (1) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い、遺体を一時保存し、身元確認、検案及び埋葬に備える。

### (2) 検案

検案とは、医師法上、医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が、最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき、医学的検査をなすことであり、検案については、町において実施する。

ただし、遺体が多数の場合等で町のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部の協力を得て行うものとするが、なお対応が困難な場合は、宮崎大学附属病院、国立病院等の関係機関の協力を要請する。

### (3) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、町が設置する遺体収容所に収容する。

#### ア 遺体収容所（安置所）の設置

被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。

被害が集中した場合は遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村に協力を要請する。

#### イ 棺等の確保

死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

#### ウ 身元不明遺体の集中安置

延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品ともに少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

### 3 遺体の埋葬等

#### (1) 死亡者数の確認

適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

#### (2) 遺体の埋葬等

遺体の埋葬等は、町において実施するものとし、原則として火葬とする。

遺体の埋葬等に当たっては、棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う（ただし、救助法適用時においては、県が自ら行うことを妨げない）。

町の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

また、身元の判明しない遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

#### (3) 広域火葬の実施

県内市町村の火葬能力では不十分な場合は、県が他県の市町村での火葬の受入れを要請するが、町は県の調整結果に基づき、具体的に他県の市町村の各火葬場と打ち合わせを行い、遺体を搬送する。

## 第11節 秩序の維持、物価の安定等に関する活動

### 第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策

総務対策部 商工対策部

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害発生の直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、町は、関係機関等との緊密な連携の下に、警察が行う災害情報の収集、分析及び被災地域等における秩序の維持活動に積極的に協力する。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

#### 1 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものがあげられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断等による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

#### 2 住民への広報・伝達

混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について防災行政無線等で呼びかけを行う。

#### 3 警備活動の強化

- (1) 警備体制への協力

警察が中心となって実施する災害警備計画に協力し、住民の安全を守る。

- (2) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

##### ア 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、搜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝

達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを活用する。

イ 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、地域住民と連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

ウ 地域安全相談活動

必要により、地域安全相談所を開設し、要配慮者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

エ 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体等と連携して訪問活動を行う。

#### 4 保安対策

関係機関の保安対策に協力し、住民の安全を守る。

#### 5 帰宅困難者対策

災害の発生により、交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学者、買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料・飲料水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

### 第2款 物価の安定、物資の安定供給

商工対策部

町は、生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

#### 1 物価の安定

- (1) 買占め、売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。

## 第2編 共通対策編

- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。

### 2 物資の供給確保

管内又は広域圏で流通業者との連携を図る。

## 第12節 公共土木施設等の応急復旧活動

### 第1款 公共土木施設等の応急復旧活動

総務対策部 建設対策部  
農林対策部

道路等の交通施設、砂防施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、町は、これらの施設については、それぞれの応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図る。

#### 1 道路施設

##### (1) 緊急点検

被害を受けた道路、橋りょう及び交通状況を速やかに把握するため、災害発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握するとともに、住民等からの道路情報の収集に努める。

##### (2) 二次災害の防止対策

災害発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講ずるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

##### (3) 応急復旧対策及び緊急輸送体制の確保

道路が災害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。その際、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路を優先利用して交通の確保に努める。

また、町が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに次の事項を日向土木事務所に報告する。

ア 被害の発生した日時及び場所

イ 被害の内容及び程度

ウ う回道路の有無

なお、農道、林道、作業路等を緊急輸送車両等の通行に使用する場合、関係機関と協議して交通の確保に努める。

##### (4) 情報の連絡・広報

被害の状況、応急措置、復旧状況について、県との連絡を密にし、住民に対してそれらの情報を広報する。

##### (5) 林道、付帯施設等の整備

災害等の発生により道路が不通になった場合、円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため、う回路として重要な役割を果たす林道の整備を行うほか、防災機能を発揮する

付帯施設を整備する。

## 2 河川施設

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 被災箇所のうち、次期出水により被害が予想される箇所について、二次災害防止工事を行う。
- (4) 災害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させ、改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

## 3 地すべり応急対策

- (1) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難勧告、避難指示等の処置を講ずる。
- (2) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行う。

## 4 土石流対策

- (1) 必要に応じて、避難勧告等の措置を講ずる。
- (2) 放置すれば下流又は周辺の人家等へ影響するおそれが大きいものについて、仮設防護柵等を施工する。特に二次災害の危険性の高い被災箇所については、緊急に土砂対策工事を実施する。

## 5 農地・農業施設

農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じて管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- (1) 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。

なお、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については町が点検を行い、農道についても、町において通行の危険等の確認、点検を行う。

- (2) 災害により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。なお、排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。
- (3) 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。
- (4) 農道については、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

## 第13節 ライフライン施設の応急復旧

### 第1款 ライフライン施設の応急復旧

総務対策部 生活対策部  
建設対策部

水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、住民の生活機能は著しく低下し、麻痺状態となることも予想される。

このため、町は、早期復旧を目指して応急体制を整備するとともに、防災関係機関、各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図る。

#### 1 水道施設

##### (1) 代替措置及び応急復旧体制の確立

あらかじめ定めた行動指針に基づき、応急給水及び応急復旧を実施する。具体的対策については本章第8節第2款による。

##### (2) 応急対策要員の確保

災害応急対策活動に必要な人員を速やかに確保するため、非常配備における動員体制を整備する。

なお、災害の状況により人員が不足する場合は、指定工事業者等に協力を求めて確保する。

##### (3) 応急対策用資機材の確保

応急復旧を実施するため必要な資材及び機材を確保する。

なお、災害の状況により資材及び機材が不足する場合は、指定工事業者等から緊急に調達する。

##### (4) 応急措置

ア 災害発生に際しては、施設の防護に全力をあげ、被災の範囲をできるだけ少なくする。

イ 施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないように処理するとともに、有害物等が混入したおそれがある場合は、直ちに給水を停止し、水道の使用を中止するよう住民に周知する。

ウ 配水管の幹線が各所で破損し、漏水が著しく給水を一時停止することが適当と考えられる場合は、配水池からの配水を停止し、破損箇所の応急修理を行う。

エ 施設に汚水が浸入した場合は、汚水の排除、洗管消毒による機械器具類の整備及び洗浄消毒を行った上で給水する。

オ 施設が破損し、給水不能又は給水不良となった一部区域に対しては、他系統からの応援給水を行うとともに、施設の応急的な復旧に努める。

カ 施設が破損し、全域的に給水不能となったときは、施設の応急的な復旧に全力をあげるとともに他の市町村から給水を受けるための給水車の派遣等、飲料水の最低量の確保に努

## 第2編 共通対策編

めるほか、給水場所等についての住民への周知を徹底する。

キ 水道施設の復旧に当たっては、あらかじめ定めた順位により、被害の程度、被害箇所の重要度等を勘案して行う。

なお、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行う。

### (5) 広報活動

発災後は、住民の混乱を防止するため、次の事項について、積極的な広報活動を実施する。

ア 水道施設の被害状況及び復旧見込み

イ 給水拠点の場所及び応急給水見込み

ウ 水質についての注意事項

## 2 電力施設

### (1) 広報活動

九州電力(株)と協力し、電力施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施するとともに、感電事故及び漏電等による出火を防止するため、住民に対し次のような注意喚起を行う。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らないこと。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用すること。

ウ 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

### (2) 応急対策

町は、九州電力(株)が行う応急対策に協力する。

## 3 電気通信施設

### (1) 町通信施設の応急活動

ア 通信施設が被災した場合、町職員と電気通信事業者等保守業者は、復旧活動を行い、通信の確保に努める。

イ 停電が発生し、通信施設への復電までに長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。

ウ 孤立防止用無線等の災害時用通信手段により、通信の確保を図る。

エ 災害時用通信手段等も使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

### (2) 応急対策

町は、関係事業者が行う応急対策に協力する。

#### 4 事業者間の連絡・協力

水道、電力、電話等のライフライン施設や道路等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となるため、県及び各事業者と相互に連携を図り、迅速かつ円滑な対応を図る。

##### (1) 連絡体制の確保

町、県及び各事業者は、災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で十分に連絡を取り合う。

##### (2) 連絡・協議

町、県及び各事業者は、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、それぞれにおいて協議結果を踏まえた復旧を進める。

## 第14節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1款 被災者等への的確な情報伝達活動

総務対策部 生活対策部  
福祉対策部

災害後に被災者が余儀なくされる不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくために、きめ細かで適切な情報提供を行う。

#### 1 ニーズの把握

##### (1) 被災者のニーズの把握

被災者のニーズを把握するため、職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、被災者のニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数箇所の避難所を巡回するチームを設けて、被災者のニーズを把握する。

- ア 家族、縁故者等の安否
- イ 不足している生活物資の補給
- ウ 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等）
- エ メンタルケア
- オ 介護サービス
- カ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

##### (2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）や障がい者等のケアニーズの把握については、町職員、社会福祉協議会職員、民生委員・児童委員、訪問介護員、保健師などによる巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアによる巡回訪問等により、ニーズの把握に努める。

- ア 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
- イ 病院通院介助
- ウ 話し相手
- エ 応急仮設住宅への入居募集
- オ 縁故者への連絡
- カ 母国との連絡

#### 2 生活情報の提供

各種媒体を活用して、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局等の協力を得て、定期的に放送を行い、必要な情報の提供を行う。

(2) インターネット等の活用

交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに答えるため、町のホームページを活用して、必要な生活情報の提供を行う。

また、ポータルサイト・サーバー運営業者の協力を得て、的確な情報を提供できるよう努める。

(3) F A Xの活用

N T T西日本、電器メーカー等の協力を得て、F A Xを活用した定期的に必要な情報の提供を避難所に対して行う。

(4) 「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」の活用

安否情報の伝達手段として災害発生時に有効なN T T西日本の「災害用伝言ダイヤル」、携帯電話の「災害用伝言板」について、その活用方法の広報紙への掲載、各庁舎・避難所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。

### 3 相談窓口の設置

被災者の多種多様な悩みに対応するため、次のとおり、各種相談窓口を設置する。

(1) 総合窓口の設置

下記(2)に示すような各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、防災関係機関その他団体のそれぞれが設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問い合わせに対して、適切な相談窓口を紹介する。

(2) 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、以下のような相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、県、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

#### 【相談窓口において取り扱うもの】

- |      |         |             |        |       |
|------|---------|-------------|--------|-------|
| ①住宅  | ②医療・衛生  | ③福祉         | ④雇用・労働 | ⑤消費生活 |
| ⑥廃棄物 | ⑦ライフライン | ⑧金融         | ⑨法律相談  | ⑩保険   |
| ⑪教育  | ⑫心の悩み   | ⑬外国人等に関する事項 |        |       |

### 4 住民等からの被災者の安否確認

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災

## 第2編 共通対策編

者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないように当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。

## 第15節 自発的支援の受入れ

### 第1款 ボランティア活動の受入れ

福祉対策部 生活対策部

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町、県及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。このため、町は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより早期の被災者支援対策を講じる。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

#### 1 ボランティア「受入窓口」の設置・運営

##### (1) 町における措置

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については、必要に応じて町（災害対策本部内）に設置する災害救助班（総務対策部と福祉対策部が共同で組織する。）がその総合調整を行う。

##### (2) 町社会福祉協議会における措置

###### ア 受入体制の確保

災害発生後直ちに、町の指示を受けて町社会福祉協議会にボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）を設置し、ボランティアの受入体制を確保する。

被害が甚大で、町のみでは対応できないと判断される場合は、県社会福祉協議会に支援を要請するほか、他市町村の社会福祉協議会に対しても、県社会福祉協議会を通じて、ボランティアの受入れ・派遣体制の確保を要請するなどして、支援体制の確立を図る。

###### イ 「受入窓口」の運営

受入窓口においては、県社会福祉協議会が設置するボランティア支援本部、ボランティア救援対策本部等と連携し、次の分担によりその運営を行う。

###### (ア) ボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）の活動内容

- a 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- b ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- c 活動中のボランティアへの支援
- d ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- e 被災者やボランティアに対する情報提供

- f ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
  - g 災害対策本部との連絡調整
  - h 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
  - i ボランティアコーディネーターの受入れ
  - j その他被災者の生活支援に必要な活動
- (イ) ボランティア救援対策本部の活動内容
- ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。
- ボランティア救援対策本部は、ボランティア現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きやボランティア現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。
- a ボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）の支援
  - b 県内外からのボランティアの登録と派遣
  - c 全国からの支援の受入れと提供
  - d ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
  - e 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携
- (ウ) ボランティア支援本部の活動内容
- a 報道機関等への情報提供・広報
  - b パソコン・FAX等を活用した情報提供
  - c 他都道府県からの支援受入れと要請
  - d ボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）や災害対策本部内に編成される災害救助班との連絡調整
- (エ) 被災地外の市町村社会福祉協議会の窓口の活動内容
- 当該地域内のボランティア活動希望者の登録とオリエンテーションを行い、求められる活動内容ごとに活動可能な者を取りまとめ、ボランティア救援対策本部やボランティア支援本部に連絡（登録）するほか次の業務を担う。
- a ボランティアコーディネーターの派遣
  - b 被災地の状況把握と関係団体への情報提供
  - c ボランティア救援対策本部及びボランティア支援本部との連携

## 2 ボランティア「受入窓口」との連携・協力

### (1) ボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）との連携

町は、災害発生後、災害救助班の設置時に、コーディネートを担当する職員を配置し、町とボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）との連絡調整、情報収集・提供

活動等を行う。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

町がボランティア現地本部（災害ボランティアセンター）を通じてボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援（給水、炊き出し、救援物資の仕分け・配付、高齢者等の介護等）

ウ 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）

エ 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配付・配達等）

オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、町社会福祉協議会と連携し、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

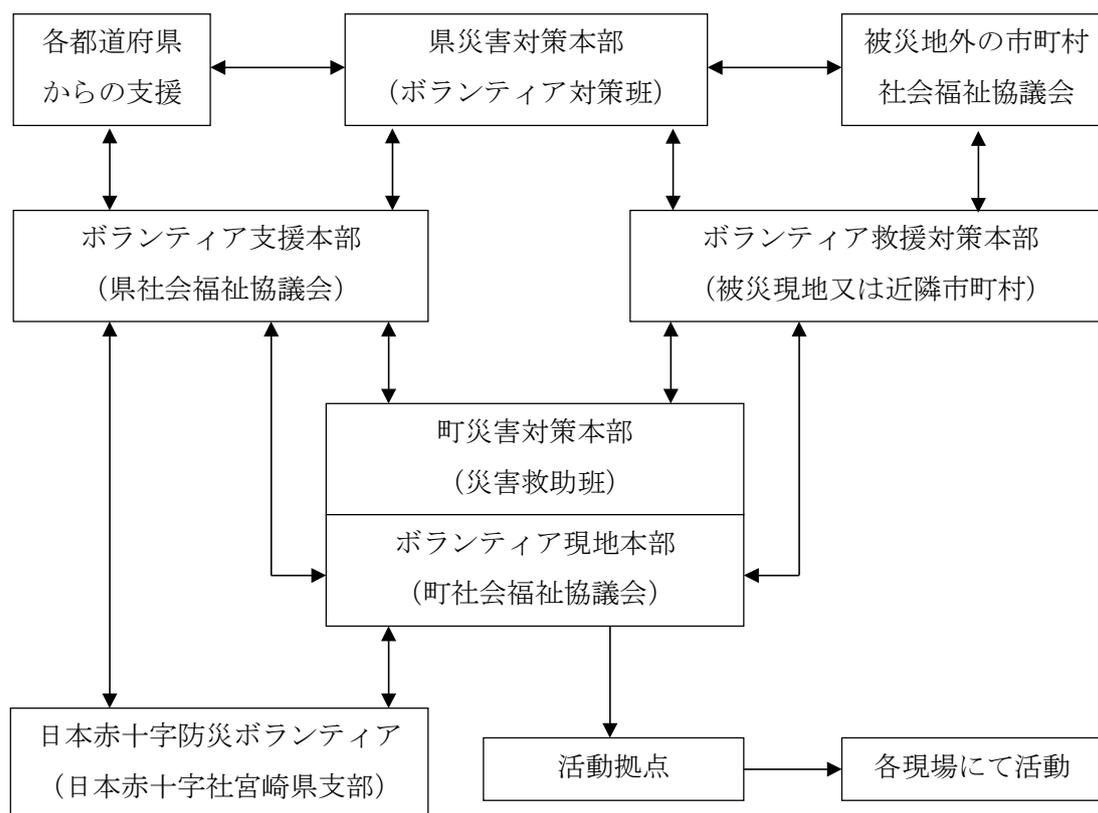
ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。

イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。

ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。

エ 女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。

【ボランティア受入窓口と体系】



3 地域安全ボランティアの活動

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・町との連携・協力体制の構築に努める。

(2) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における（災害時に備えた）主な地域安全活動

- (ア) 災害時の避難場所や避難経路の確認と、要配慮者世帯に対する周知活動
- (イ) 危険箇所の点検活動
- (ウ) 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- (エ) 地域でのパトロール活動
- (オ) 地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- (ア) 地域での安全パトロール活動
- (イ) 避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- (ウ) 高齢者等の要配慮者宅訪問活動

- (エ) 防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等のおそれのある新たな危険箇所の確認活動
- (オ) 防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

## 第2款 義援物資、義援金の受入れ・配分

生活対策部 出納対策部

義援物資及び義援金は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、町は、受入体制を確立し、町社会福祉協議会、県及び関係機関と連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図る。

### 1 受入体制の確立

#### (1) 受付窓口の設置等

救援物資及び義援金の受付窓口をそれぞれ次のとおり設置し、直接町が受領したものについて、原則として寄託者に受領書を発行する。

- ア 義援物資の受付窓口 ⇨ 生活対策部町民生活班
- イ 義援金の受付窓口 ⇨ 出納対策部会計班

#### (2) 保管場所等の確保

##### ア 義援物資

町は、大量の救援物資が送られてくることを想定し、資料7-2「物資の集積拠点」を一時保管場所として整備するとともに、避難所への輸送方法等を迅速に定める。

##### イ 義援金

出納対策部会計班は、義援金専用の預貯金口座を設け、払出までの間、預貯金を保管する。

### 2 義援物資の受入れ・配分

#### (1) 募集

町は、災害の発生に際して、町社会福祉協議会、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ア 品目別に区分して発送することとし、できるだけ単品で一包みとすること。
- イ 梱包は開かなくても内容が分かるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ 物資は、新品が望ましいこと。

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も併せて要請すること。

オ 一定期間経過後は、状況に応じて物資から義援金募集への転換も検討すること。

(2) 輸送

町は、県及び関係機関と連携の下、被災者の状況等に応じて集積された物資の輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送する。

(3) 配分

町は、ボランティア等の協力を得て速やかに被災者へ物資を配分する。なお、配分に当たっては、被災者の状況、ニーズ等を把握し、配分計画等を作成の上、計画的に配分する。

### 3 義援金の受入れ

(1) 募集

町は、災害の発生に際して、必要に応じ町社会福祉協議会、県及び関係機関と連携して被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

町は、義援金の適正な配分が達成されるよう、生活対策部町民生活班を中心に、町教育委員会及び町社会福祉協議会等からなる義援金及び見舞金分配委員会を設置し、適正な配分について協議した上で迅速に行う。

## 第16節 災害救助法の適用

### 第1款 災害救助法の適用

総務対策部 生活対策部  
医療対策部

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れ等の各種災害により、多大な人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は、迅速に救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続を行う。

#### 1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助の種類は、次のとおりである。

なお、知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、救助法第13条第1項の規定に基づき、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

#### 2 被災認定の基準

救助法の適用に当たっては、町が被害状況の把握及び認定を、次の基準により行う。

##### (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

##### (2) 住家の滅失等の算定

###### ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損傷、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した

程度のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれ一つの世帯として取り扱う。

3 災害救助法の適用基準

救助法による救助は、町内における住家の被害が次に掲げる人口に応じた滅失世帯数に達し、現に応急的な救助を必要とするときに町が行う。

- (1) 本町内における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被 災 世 帯 数
5,000 人未満		30 世帯
<b>5,000 人以上</b>	<b>15,000 人未満</b>	<b>40 世帯</b>
15,000 人以上	30,000 人未満	50 世帯
30,000 人以上	50,000 人未満	60 世帯
50,000 人以上	100,000 人未満	80 世帯
100,000 人以上	300,000 人未満	100 世帯
300,000 人以上		150 世帯

本町の総人口は、表中の「5,000 人未満」に該当するため、対応する被災世帯数は30世帯となる。

- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、本町内の被災世帯数が表の被災世帯数の2分の1に達したとき。
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、本町の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 町の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

#### 4 災害救助法の適用手続

(1) 災害に対し、本町における被害が上記「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当する場合、町長は、災害報告要領により直ちにその旨を知事に報告し、救助法の適用を申請する。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

(2) 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができない場合、町長は、救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その指揮を受ける。

#### 5 災害救助法による救助の程度と期間

救助法による救助の程度・方法及び期間は、資料9-1「災害救助基準」による。

## 第17節 文教対策

### 第1款 学校教育対策

文教対策部

学校は、災害発生時における児童生徒の安全を最優先に確保する。

町教育委員会は、災害復旧等により、通常の教育の実施が困難な場合、応急的に円滑な教育活動を行うための計画を定め、実施する。

#### 1 応急教育

##### (1) 実施責任者

町立学校の応急教育は、文教対策部（町教育委員会）が計画し、実施する。

##### (2) 応急教育計画の作成とその実施

町教育委員会は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等についての計画を定め、適切な応急対策を実施する。

##### (3) 児童生徒の安全の確保措置

校長は、災害発生時における児童生徒の安全の確保、応急教育等に関し、次の措置をとる。

#### ア 事前準備

- (ア) 学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し、職員に周知する。
- (イ) 作成した応急教育計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。
- (ウ) 災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
  - a 防災にかかわる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
  - b 災害発生時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
  - c 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
  - d 町教育委員会、警察署、消防団及び保護者への連絡網の確認を行う。
  - e 時間外における所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を職員に周知させておく。

#### イ 災害時の体制

- (ア) 状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- (イ) 災害の規模、児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会に連絡するとともに、校舎の管理に必要な教職員等を確保するなどして、万全の体制を確立する。

(ウ) あらかじめ定めた応急教育計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど、災害状況に則した対応を行う。

ウ 災害復旧時の体制

(ア) 教職員を掌握するとともに、被災状況の調査や校舎の整備を行い、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与を行うよう努める。

(イ) 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については、町教育委員会が指導・助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。

(ウ) 教職員の分担を定め、地域ごとに避難した児童生徒の把握に努める。

(エ) 災害の推移を把握し、町教育委員会と協議の上、平常授業に戻るよう努め、その時期については、早急に保護者に連絡する。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた町立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 学校施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

町において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するのに必要な施設・設備を確保することができない場合、町教育委員会は、県教育委員会に対して代替校舎の確保を要請する。

(5) 教職員補充措置

町教育委員会は、災害発生時における教職員の被害状況について、速やかに県教育委員会に報告し、教職員の補充を図る。

## 2 就学援助に関する措置

町教育委員会は、被災により就学が困難となり、また、学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、次により支援を行う。

(1) 被災により就学困難となった町立小中学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとる。

(2) 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、その供給を支援する。

(3) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

## 3 学校給食の応急措置

町教育委員会は、応急給食の必要があると認めるときは、関係機関（県教育委員会等）と協議の上、応急給食を実施するものとし、この際、次の事項に留意する。

(1) 被害があっても、でき得る限り継続実施するよう努めること。

- (2) 給食施設が被災し、給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
- (3) 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出しに供されることもあるので、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
- (4) 被災地においては感染症発生のおそれがあるため、衛生については特に留意すること。

#### 4 災害時における環境衛生の確保

校長は、災害時における環境衛生を確保するため、次の措置を講じる。

- (1) 事前準備
  - ア 保健室常備の救急用器材、薬品の確保等の必要な処置を施す。
  - イ 常に児童生徒に対して、災害時における衛生に留意するよう指導する。
- (2) 災害時の措置  
保健所の指示等により感染症、防疫対策について、必要な措置を速やかに行う。

#### 5 災害時における心の健康への支援

町教育委員会は、被災した児童生徒の健康管理に配慮した健康相談等を実施し、災害に関連して心の傷を受けた児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

- (1) 事前準備
  - ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に進める。
  - イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。
- (2) 災害時の措置  
災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

#### 6 教育の再開

町教育委員会は、避難住民の安全、健康管理等の十分な対策を優先するため、教育の再開に当たっては、次のような臨時の措置で対処する。

- (1) 臨時のカリキュラムでの対応
  - ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保について、その可能性を検討する。
  - イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認した上で、午前中に授業を行い、午後は自宅の手伝い又は近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。
- (2) 公共施設の利用  
道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開

する。

(3) その他

ア 民間施設の活用

イ プレハブ教室の早期設置

ウ 訪問教育の実施等

(ア) 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の確保が図れないなどして登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。

(イ) 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

**第2款 文化財保護対策**

文教対策部

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、町教育委員会は、必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

なお、木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防団と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

**1 予防対策の実施**

- (1) 県教育委員会等と常時連携を密にして、町内文化財の災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理整頓を図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に対して、防火に十分注意するよう指導を行う。
- (4) 文化財保存調査委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し、県との連携を図りながら災害の防止に努める。
- (5) 文化庁文化財保護部発行（昭和45年3月）「文化財防火、防犯の手引き」により、文化財の所有者等に対して、防災措置についての指導を行う。
- (6) 文化財防火デー（毎年1月26日）の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及・啓発を図る。

**2 被害状況の把握と応急対策の実施**

情報収集に努め、被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を行う。

なお、指定文化財が被害を受けたときは、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生し、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

## 第4章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

#### 第1款 復旧・復興計画の基本的方向

関係各課

町は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、県と連携をとりながら迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定める。

#### 1 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落した場合は従来どおり、中長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

#### 2 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことは困難となる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、町が主体となって住民の意向を尊重しつつ、協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとし、併せて要配慮者の参画も促進する。

この場合、被災地である町がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担の下に、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

### 第1款 公共施設災害復旧事業計画

関係各課

町は、災害復旧に当たって、各施設の原状復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を定めるものとし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して定めることとする。この場合、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう、関係機関と事前協議を行い、その調整を図る。

#### 1 事業計画の種別

次に掲げる事業計画について、被害の都度検討し、作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 道路施設災害復旧事業計画
  - イ 河川施設災害復旧事業計画
  - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 水道災害復旧事業計画
- (4) 住宅災害復旧事業計画
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (6) 公共医療施設・病院等災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (9) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (10) その他の計画

#### 2 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努める。

#### 3 災害復旧資金の確保措置

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施を図る。なお、町において災害復旧資金の必要が生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図る。

**第2款 激甚災害の指定**

関係各課

町は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じる。

**1 制度の概要**

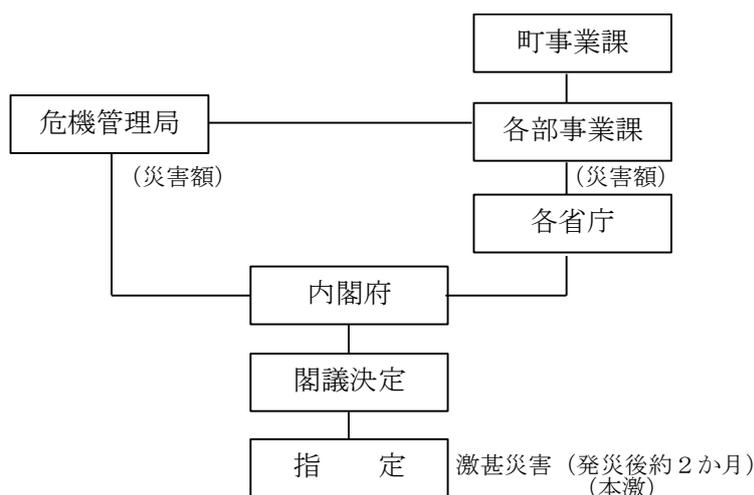
激甚災害については、広域的（全国レベル）な「本激甚指定」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚」の2とおりの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される（局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。）。

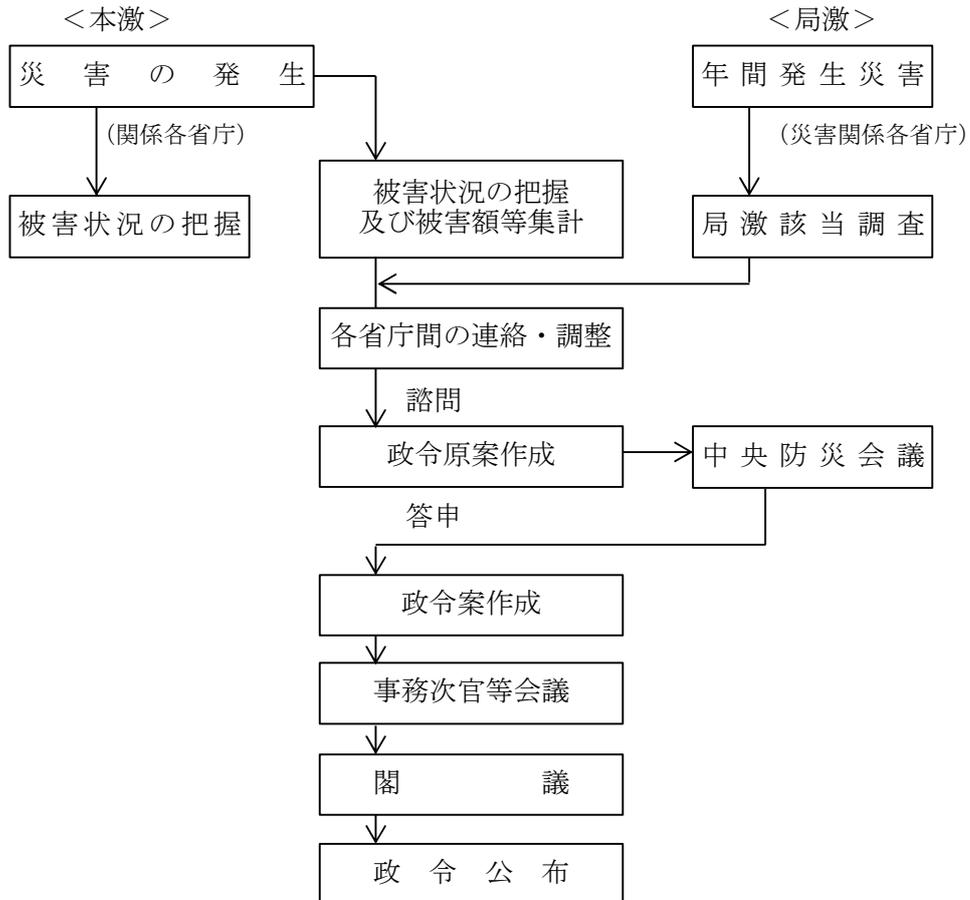
**2 災害調査**

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

**【激甚災害指定フロー図】**



【激甚災害及び適用措置の指定手順】



## 第3節 計画的復興の進め方

### 第1款 計画的復興

関係各課

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、町の再建は、産業基盤の改変を要するような、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業の実施により行うこととなる。したがって、町は、被災地域の復興に当たって、関係機関と連携し、計画的に事業を推進する。

なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応する。

#### 1 災害復興対策本部の設置

被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

#### 2 災害復興方針・計画の策定

##### (1) 災害復興方針の策定

学識経験者、有識者、町議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

なお、災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

##### (2) 災害復興計画の策定

災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行うものとし、当該計画においては、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

#### 3 災害復興事業の実施

##### (1) 専管部署の設置

災害復興に関する専管部署を設置する。

##### (2) 災害復興事業の実施

災害復興計画に基づき、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興事業を推進する。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

### 第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

総務課 町民生活課

町は、各種支援措置について、被災地以外へ避難等を行っている被災者を含めて広報するとともに、相談窓口を設置する。

#### 1 総合相談窓口の設置

県と協力して、第3章第14節第1款「被災者等への的確な情報伝達活動」の「3 相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置する。

#### 2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため、県と共同で出張相談所を開設する。

なお、主な参加機関は次のとおりである。

県（農林振興局、福祉こどもセンター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会、町社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力(株)及びN T T西日本(株)

### 第2款 生活確保資金の融資等

総務課 町民生活課 税務課  
企画情報課

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付等により、被災者の自立的生活再建の支援を行うとともに、これを含む各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続きの簡素化、迅速化を図る。

#### 1 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、町の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。

なお、費用負担は国1/2、県1/4、町1/4となっている。

【災害弔慰金等の概要】

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害</li> <li>・ 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害</li> <li>・ 県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害</li> <li>・ 救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害</li> </ul>
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障がいの程度		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 両目が失明したもの</li> <li>② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの</li> <li>③ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>④ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの</li> <li>⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの</li> <li>⑥ 両上肢の用を全廃したもの</li> <li>⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの</li> <li>⑧ 両下肢の用を全廃したもの</li> <li>⑨ 精神又は身体の障がい重複する場合における当該重複する障がいの程度が前各号と同程度以上と認められるもの</li> </ul>

(注) 災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害については、県単独事業による弔慰金支給制度があるので、町は所用の措置を講ずること（費用負担県1/2、町1/2、支給額 ①生計維持者500万円、②その他の者250万円）。

## 2 災害援護資金の貸付

町は、「災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）」に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行う。

なお、資金貸付の財源は、町が国から2/3、県から1/3を無利子で貸し付けを受けることにより賄うこととなっている。

【災害援護資金の概要】

災害援護資金	対象災害	自然災害	県内において救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失（特別の事情がある場合は（ ）内の額とし、重複する場合は50万円を調整する。）	150万円 150万円 170万円 (250) 250万円 (350) 350万円	}-250万円 }-270万円 (350) }-350万円
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)	
		1人	220万円未満	
		2人	430万円未満	
		3人	620万円未満	
		4人	730万円未満	
		5人以上	(1人増すごとに730万円に30万円を加えた額)	
		ただし、その世帯の住居が滅失した場合に当たっては、1,270万円とする。		
	利率	年3% (据置期間は無利子)		
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
	償還期限	10年 (据置期間を含む。)		
償還方法	年賦又は半年賦			

3 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から速やかな自立更生を促すため、民生委員・児童委員及び町社会福祉協議会が窓口となり、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

## 【生活福祉資金の概要】

資金名	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会（窓口は、町社会福祉協議会）
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象者	災害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、おおむね町民税非課税程度、又は世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内
年利	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	貸付の日から6月（特別の場合、2年）
償還期限	① 災害援護資金 7年以内 ② 住宅資金 7年以内
償還方法	月賦（元金均等償還）
保証人	原則必要（借入者と同一市町村居住者）

## 4 母子父子寡婦福祉資金の貸付

「母子父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）」に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、町及び福祉事務所が窓口となり母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

## 【母子寡婦福祉資金の概要】

資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県（窓口は、北部福祉こどもセンター）
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父若しくは寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年1.5% ただし、据置期間中は無利子
措置期間	貸付の日から6か月
償還期限	措置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

5 被災者生活再建支援制度

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10万人未満に限る。）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
- ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。

（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

ア 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

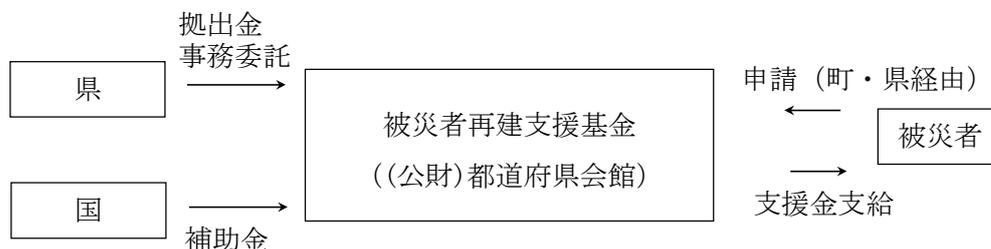
イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支援金支給の仕組み

【被災者生活再建支援金支給の仕組み】



申請窓口	町
申請時の添付書面	①基礎支援金罹災証明書、住民票等 ②加算支援金契約書（住宅の購入、賃借等）等
申請期間	①基礎支援金災害発生日から13月以内 ②加算支援金災害発生日から37月以内

6 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と県内市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(2) 支援金の額

1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおりである。

- ア 全壊 20万円
- イ 半壊 15万円
- ウ 床上浸水 10万円

(3) 支援金交付先

被災市町村とする（被災者へは町が支給する。）。

7 罹災証明の交付

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時から住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなど、罹災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

8 雇用の確保

町は、災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するため、公共職業安

定所の長と協力して、災害により離職を余儀なくされた住民等の再就職等を促進する。

### 第3款 税対策等による被災者の負担の軽減

税務課 町民生活課

町は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置等の対策を積極的に推進する。

#### 1 町税等の減免措置

- (1) 町長は、地方税法第15条に基づき、町税の納税者がその財産について災害を受けたため、税金を一時に納めることができないと認めたときは、納税者の申請により1年以内の範囲で、町税の徴収猶予を行う。
- (2) 町長は、地方税法第20条の5の2の規定に基づく町の災害による町税の納入等の期限延長に関する関係条例により、被災者のうち、町税の納入等ができない者に対し、期限の延長を行う。

#### 2 国民健康保険税、介護保険料及びその他使用料等の減免

町長は、国民健康保険税条例及び介護保険条例に基づく税（料）並びに社会福祉施設における負担金（料）を伴うものについて、災害を受けたため、税（料）及び負担金（料）を一時に納めることができないと認めたときは、それぞれの規定による徴収猶予及び減免の措置を講ずる。

### 第4款 住宅確保の支援

建設課

町は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧を行うものとし、町で対応が困難な場合は県に支援を要請する。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行う。

#### 1 災害公営住宅の建設

- (1) 災害公営住宅は、次のいずれかに該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものである。
  - ア 暴風雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象による災害の場合
    - (ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
    - (イ) 本町の区域内の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。

- (ウ) 滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。
- イ 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき。）
  - (ア) 被災地域の滅失戸数が200戸（激甚災害は100戸）以上のとき。
  - (イ) 滅失戸数が、本町の区域内の住宅戸数の1割以上のとき。
- (2) 災害公営住宅は、原則として町が建設し、管理する。
- (3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次による。

ア 入居者資格

次の条件を満たす者（高齢者等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)）

- (ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。
- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ウ) 公営住宅入居基準の収入金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

建設戸数は、被災滅失住家戸数の3割（激甚災害は5割）以内とする。ただし、他市町村で余分があるときは、3割（激甚災害は5割）を超えることができる。

## 2 災害住宅融資

### (1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町は、県と連携して被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応する。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、被災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行う。

### (2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していた被災者（罹災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるため、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行う。

また、罹災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努める。

## 第5款 災害復興基金の設立

総務課

町は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

## 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

### 第1款 被災中小企業の復興支援

企画情報課

町は、被災した中小企業の再建を促進するため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進するとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

#### 1 被災状況把握のための体制整備

町及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に務めるものとする。

#### 2 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに調査する。

#### 3 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県、関係金融機関と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

#### 4 中小企業者に対する金融制度の周知

町は、県からの通知により、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

#### 5 金融相談の実施

信用保証協会、商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

#### 6 政府系統金融機関に関する災害特別融資の要請

県に対し政府系統金融機関の災害特別融資のあっせんを要請する。

### 第2款 農林水産業の復興支援

農林振興課

町は、農林漁業関係団体等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、経営の安定化と早期復旧を積極的に推進する。

#### 1 農業関係

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資

法」という。)が適用された場合、被害農業者及び被害農業協同組合に対し、低利の経営資金及び事業資金の融通を円滑にして、農業経営の維持安定を図るほか、災害の状況に応じて県単独の災害資金を活用し、被害農業者の経営再建を図る。

また、(株)日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金(農地等の復旧資金)、農林漁業施設資金(施設復旧資金)を活用し、早急な災害復旧を図る。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金(1号資金、4号資金)、農業近代化資金における県の貸付利率の特例(施設災害復旧対策)の適用により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

## 2 林業関係

天災融資法が適用された場合、被害林業者に対し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進する。

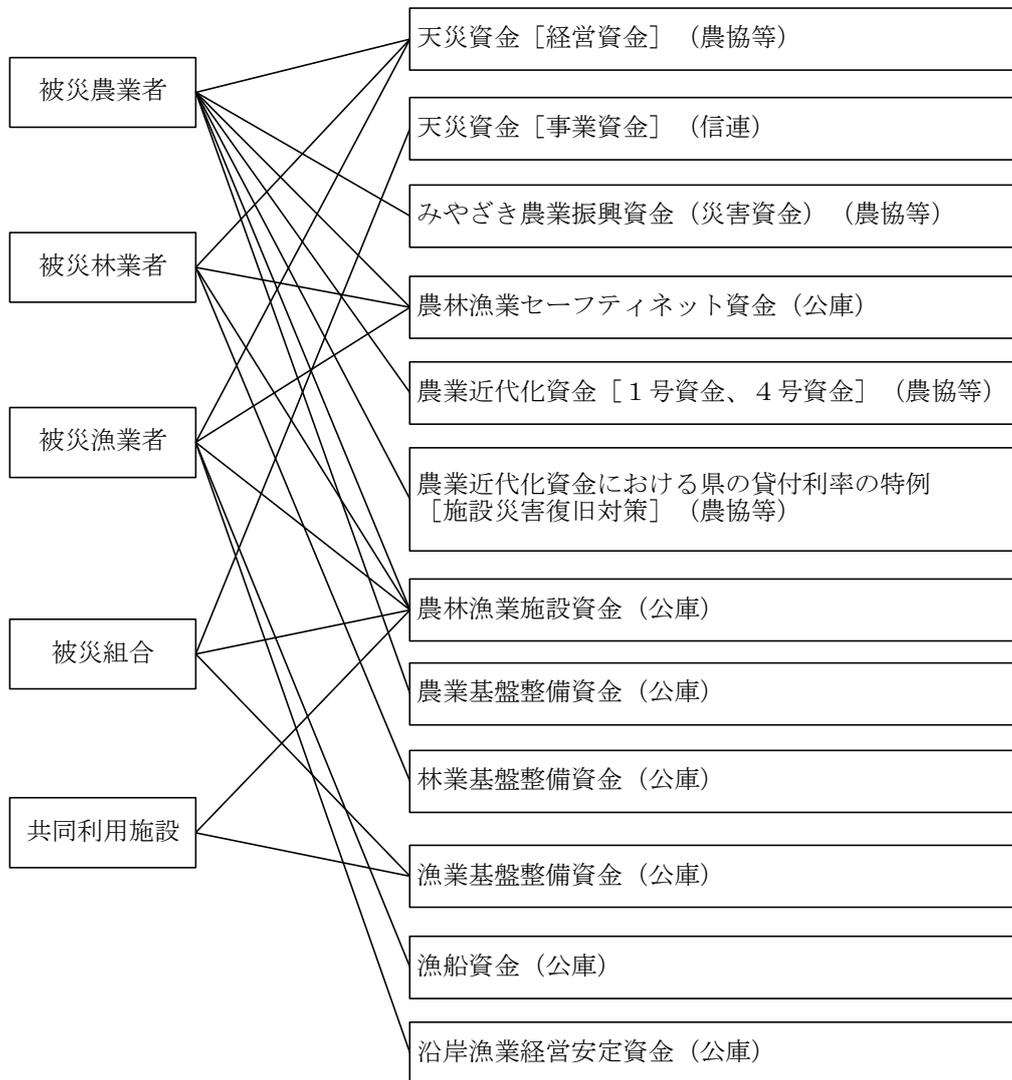
また、林業者に対する(株)日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進する。

## 3 水産業関係

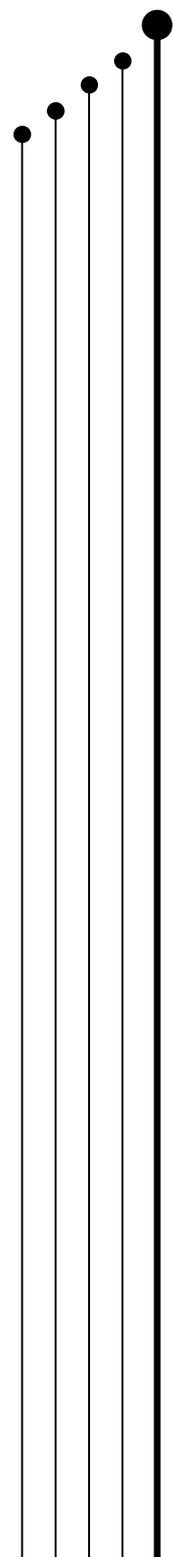
天災融資法が適用された場合、被害漁業者に対して、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進する。

また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融の積極的な利用を指導するとともに、(株)日本政策金融公庫の融資制度の活用を図る。

【農林漁業関係融資の種類】



# 第3編 風水害等対策編





# 第1章 災害特性等

## 第1節 基本的考え方

本町は台風常襲地帯に位置しており、毎年台風来襲による暴風、豪雨により住民は大きな被害を被っている。

このため、本編は住民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するべく、平成17年の台風14号をはじめ、過去の大規模な災害の経験を教訓に近年の社会構造の変化を踏まえ、総合的かつ計画的な防災対策を推進させることにより、住民の生命、身体及び財産を風水害から保護することを目的とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 宮崎県における風水害等の概況

県内の気象災害を原因別、月別に整理したものを次に示す。県内の主な災害は台風による暴風雨災害及びこれに伴う高潮災害並びに低気圧、前線等による水害であって、これらによりしばしば大被害を受けている。

【月別気象災害発生件数（昭和20年～平成8年）】

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風	暴風雨害						5	23	40	32	11	2		113
	風害							1	2	3	1			7
	水害						1	6	11	2	1			21
梅雨	水害					6	64	34	1					105
低気圧 前線	暴風雨害	1						1						2
	大(豪)雨害	2	4	9	21	17	23	11	22	32	16	8	1	166
	強風害	1	1	5	3	3						2		15
雷	雨害			1	2	1		3	3					10
大	雪害	6	3									2		11
長	雨害		1	1	2	2		2		3			1	12
干	害	1			1	1	3	3	2			1	1	13
暖	冬害		1										2	3
寒	(冷)害	10	1	1	1			1						14
季	節風害		2											2
凍	霜害	6	1	10	14	2						2	1	36
たつ	巻・せん風害		1		1	1	1	1	5	7	3	2	1	23
高	潮害								1	2				3
落	雷害			1	1		2	5	7	1	1			18
雹	害			1		6	4					1		12
視	程障害					1								1
高	水害							1						1

(注) 1. 上表の干害、暖冬のような長期にわたる災害はその発生月の欄に掲げた。

(注) 2. 二つ以上の現象があった場合は重複して算出した。

(注) 3. 上表は宮崎県刊行の「宮崎県災異史」による。

## 1 台風による被害

台風災害は県内の気象災害中、その首位を占めるものである。地理的立地条件は台風により度々の襲来を受け、年々被る台風災害は莫大なものである。これは次の要因等がその主な原因であり、1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある（昭和20年9月17日枕崎台風）。

- ① 台風の襲来回数が多い。
- ② 台風の最盛期（中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる。）に本県を襲うことが多い。
- ③ 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長いことなどが、その主な原因である。

### (1) 台風災害の状況

台風による被害は周知のとおり人畜、建造物、農地、林地、農作物など全般に及び、その程度は1個の台風で死傷者369名、住家11,837戸を全半壊させ、その被害総額は、県財政規模の2倍以上となった例もある（昭和26年10月14日のルース台風）。

農作物被害は、農業県であるだけにその影響は大きく、台風の一つひとつが住民の経済を左右しているほどである。

### (2) 宮崎県における台風の特性

本県は、九州の東部に位置し、東は日向灘、南は志布志湾を隔てて太平洋に面し、北と北西は高く険しい九州山脈を境にして大分県と熊本県に接し、南西は霧島山系を境界として鹿児島県に連なっている。

以上のような地理的条件から、毎年のように台風の襲来を受けているが、その襲来回数と経路及びその強度を示すと次のとおりである。

#### ア 台風の襲来回数

県内に被害を及ぼした台風を調べると（統計期間1949～2008年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による。）年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害を受けている。

#### イ 台風の襲来季節

県内に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別で見ると次表のとおりである。

これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。

また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっており、更に詳しくみると、7月下旬、8月下旬は20回と多い傾向がある。

【台風の月別襲来回数（昭和40年～平成26年）】

旬 \ 月	7月	8月	9月	10月
上旬	5	13	10	11
中旬	7	14	18	10
下旬	20	20	16	4
月合計	32	47	44	25

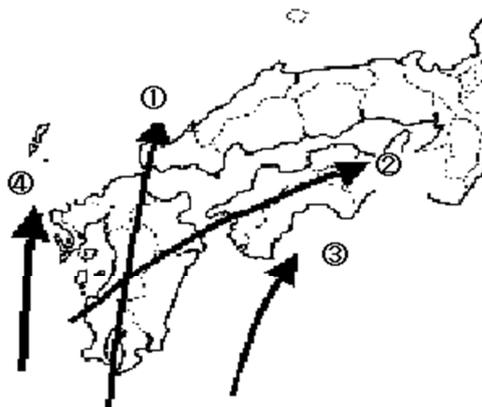
（注）災害の記録（宮崎県）に掲載されている本県に影響した台風を集計

ウ 台風の経路

県内に影響を及ぼす台風の約70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものであるが、過去の資料（昭和24年～平成26年）で大きな災害をもたらした台風42個（被害総額50億円以上について調査した）についての経路をみると、次のようになっている。

【県内に被害をもたらした台風の経路（昭和24年～平成26年）】

- ①九州南部に上陸した九州縦断 13個
- ②九州西部に上陸した九州斜断 6個
- ③日向灘を北上 7個
- ④九州西方海上を北上 12個
- ⑤その他 4個



エ 台風の強さ

県内で観測された台風の最大風速は細島で69.3m/s（1951年10月14日、ルース台風）を観測している。

また、日最大降水量は田口原839mm（1971年8月29日、台風第23号）を記録している。このことから本県における台風の強さが極めて強烈であることを伺い知ることができる。

なお、台風による風雨の強さを示すと、次のとおりである。

【 台風による日最大風速の累計順位 (m/sec)】

	地名	種別／順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大風速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1～ 2019.12
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.7	1961.8～ 2019.12
		風向	S	SSE	SSE	SSE	NW	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2005.9.6	1964.9.24	
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1943.1～ 2019.12
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1～ 2019.12
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	

【台風による日最大瞬間風速の累計順位 (m/sec)】

	地名	種別／ 順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	55.4	46.8	45.3	44.3	1937.1～
		風向	SE	SSE	SE	SE	SE	
		年月日	1993.9.3	1945.9.17	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	2019.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2019.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2019.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2019.12

【日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位 (mm)】

	地名	種類／ 順位	1位	2位	3位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2019.12
	延岡	降水量	363.5	315.0	309.5	1961.8～
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	2011.10.21	2019.12
	都城	降水量	429.0	400.5	372.0	1943.1～
		年月日	2005.9.5	1982.8.26	2019.7.3	2019.12
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2019.12
日最大1時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2019.12
	延岡	降水量	82.7	81.5	80.0	1961.6～
		年月日	1963.10.25	2016.9.20	2000.7.27	2019.12
	都城	降水量	96.5	88.0	76.5	1942.6～
		年月日	2012.7.22	2016.9.20	2008.8.5	2019.12
	油津	降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1～
		年月日	1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3	2019.12

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど8～10月に起きているが、降水量はややばらつき6～10月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど増大するが、暴風の継続時間も大きく影響する。本県は他地方に比べてこの時間が一般に長く、かなり被害を増大させている。

1954年9月14日の台風12号では、宮崎は11日12時にはじまり、14日の16時まで76時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ19時間、21時間となっている。

また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ1954年8月17日の台風第5号の例でも、宮崎の72時間に対して、足摺岬41時間、潮岬36時間、名古屋、東京いずれも23時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多く、台風が台湾の東方、北緯23度～25度まで北上すると、本県ではにわか雨が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100mm～200mmの降水量に達することが多い。しかも台風による雨は急に降り始めるものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終わりは、台風が中心が宮崎から600kmの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

#### オ 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していくのであるから、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく右側は大きい。したがって、本県の地形的条件とあいまって通過経路により風雨の強さが著しく異なる。

台風が九州の西方を通過するか、又は九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、被害も大きい。

これに反して東側日向灘を通過するときの台風は、風雨ともに比較的弱く、被害も少ない場合が多い。

##### (ア) 台風の経路別にみた暴風の特性

台風の経路により県内に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

##### a 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風19個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速を示すと下記の表に示すとおりであり、それぞれ次のような特徴がみられる。

- |   |
|---|
| ① 九州南部に上陸し縦断北上したもの（上陸縦断型）<br>……………風速30m/s前後から40m/s弱で最も強い。 |
| ② 九州西方海上を通過したもの（西方型）<br>……………風速20m/s前後で①に次ぐ。              |
| ③ 九州東方海上を通過したもの（東方型）<br>……………風速20m/s以下で最も弱い。              |

## 【台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）】

## ① 上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9. 17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風 13 号	S E 35.2
30. 9. 30	台風 22 号	SSE 32.6
39. 9. 24	台風 20 号	ESE 29.2
44. 8. 22	台風 9 号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風 13 号	S E 27.4

## ② 西方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7. 17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7. 20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9. 10	台風 12 号	SSE 18.8
32. 8. 19	台風 7 号	ESE 22.0
平成 1. 7. 27	台風 11 号	E 20.4
5. 8. 10	台風 7 号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風 14 号	ESE 21.1

## ③ 東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9. 16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風 9 号	N E 18.0
54. 9. 30	台風 6 号	N 17.3
平成 2. 9. 29	台風 20 号	N E 17.0
15. 8. 8	台風 10 号	N E 15.9
16. 10. 20	台風 23 号	NNE 16.9

(統計期間：1945～2008年)

## b 本県の暴風の状況と台風の位置との関係

- ① 西方型・・・宮崎の暴風（「10m/s以上の風」以下同じ。）は台風が北緯25度付近に達したころから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向して進行速度を増したころ観測される。
- ② 上陸縦断型・暴風の始まりは北緯28度付近に達したころで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯30度線に達したころに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。
- ③ 東方型・・・暴風は、台風が北緯27度付近に達したころから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったころに吹き終る。最大風速は、北緯31度～32度付近で観測される。

(イ) 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によって大体の型がある。

また、台風の経路により県内の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと次のとおりである。

a 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- ① 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- ② 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- ③ 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときとか、台風の前面に前線があるようなときには異常な豪雨になることがある。

b 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯23度～25度付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風の中心が宮崎から約600kmの距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

(3) 台風と水害

水害の発生件数中、台風起因するものは梅雨、低気圧前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大するが、降水量がどのくらいになると水害が発生するかを宮崎県災異誌の水害について被害発生降水量の下限から調べると、次表のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量200mmで、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増し、350mm以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は、降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

【総降水量と水害の程度】

被害種類 降水量	床上浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけ崩れ	死者
200mm 以下	なし	なし	少	少	なし
300mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350mm 以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

2 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日雨量400mmを超えるほどの大雨になった記録（宮崎で観測した587.2mm、昭14.10.16）もあるが、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍

しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50～100mm、冬期は10～40mm程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して寒冷前線のような移動性の前線は一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

### 3 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生し、その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

県内において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2017年の統計では27個であり、全国4位の多さとなっている。

竜巻が発生する要因は、県内では台風によるものが多く、台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200km～300km離れて位置する場合に発生しやすい。

なお、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

## 第3節 被害想定

---

本計画の樹立に当たっては、本町の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後町域に発生することを想定して策定する。

### 1 台風13号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

### 2 台風12号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

### 3 枕崎台風（風が強く被害の大きかった代表的な台風）

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

### 4 台風19号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

5 台風14号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成17年9月6日
最大瞬間風速・風向	43.1m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	1321.0mm（神門）
死傷者	13名
家屋全半壊流出	4,517戸
床上浸水	1,405戸

## 第2章 風水害予防対策計画

### 第1節 風水害に強いまちづくり

#### 第1款 風水害に強いまちづくりの推進

総務課 建設課 農林振興課

町は、地域の特性に配慮しつつ、治山、治水事業等を総合的、計画的に推進するとともに、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

#### 1 河川氾濫に伴う浸水想定区域における対策

- (1) 九州地方整備局及び県による浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水想定区域内又は主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの名称及び所在地について定めるものとする。
- (2) 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。
- (3) 定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内等及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

#### 2 土砂災害警戒区域における対策

- (1) 県による土砂災害警戒区域の指定があったときは、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域について、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより、安全な避難場所の確保等、避難体制の充実・強化を図る。
- (2) 町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内等の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者が円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法、避難場所、施設の名称及び所在地、その他必

要な事項を定める。

- (3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。

### 3 災害危険箇所対策の実施

町は、次のとおり、災害危険箇所対策を実施する。

#### (1) 危険箇所の調査

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、地すべり、山・がけ崩れその他異常現象により災害の発生するおそれのある地域については、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握する（町内の災害危険箇所については、資料3「危険箇所関係」参照）。

#### (2) 危険箇所

##### ア 土石流危険溪流等

関係機関と連携を図り、土石流の発生が予想される危険溪流等を調査・把握し、住民への周知を図る。

なお、治水上、砂防のため砂防設備を必要とする土地及び一定の行為を制限すべき土地については、国土交通大臣が砂防指定地として指定する。

##### イ 地すべり危険箇所等

関係機関と連携を図り、地すべりの発生が予想される地すべり危険箇所等を調査・把握し、住民への周知を図る。

なお、地すべりを起こしている区域又は地すべりを起こすおそれの極めて大きい区域及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、又は誘発するおそれの極めて大きい地域については主務大臣が地すべり防止区域として指定する。

##### ウ 急傾斜地崩壊危険箇所等

関係機関と連携を図り、がけ崩れの発生が予想される急傾斜地崩壊危険箇所等を調査・把握し、住民への周知を図る。

なお、崩壊のおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれがあるもの及び崩壊の助長又は誘発を防止するため行為の制限を必要とする区域については、知事が急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

##### エ 建築基準法に基づく災害危険区域

県と連携の下、建築基準法に基づく災害危険区域を指定し、その区域内における建築に関する制限について条例で定める。

また、がけ地近接等危険住宅移転事業により、がけ地に近接する既存の不適合住宅の移転を推進する。

##### オ 河川災害危険区域

河川等の災害危険区域を把握し、異常降雨によって河川の水位が上昇しているとき又は

指定河川について水防警報が発せられたとき等には、危険区域内の巡視を行うなど監視体制を強化する。

カ 主要道路交通途絶予想箇所

管理する道路においては、落石、崩土、河川の氾濫、浸水等により交通の途絶が予想される箇所を指定し、標示を行うとともに、町職員による定期的な防災パトロールを実施し、実態の把握に努める。

また、防災上緊急度の高い箇所から順次防災工事を実施し、場合によっては通行規制や通行止めの措置を行い、被害の未然防止に努める。

キ その他の災害危険箇所

各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知するとともに、法指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定める。

(3) 危険区域の調査結果の周知

ア 災害危険箇所の点検体制の確立

日向土木事務所、警察等防災関係機関等と連携して、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。

災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域住民の代表者等の参加を得て行うよう努める。

イ 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

(ア) 災害危険箇所の内容を住民に十分に認識してもらえよう、国等の調査結果を周知・公表する。

また、危険箇所以外でも災害の発生が予想されるため、災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

(イ) 町独自に、新たに把握すべき土石流、がけ崩れ、地すべりなどの危険性について調査し、その結果を積極的に住民へ周知する。

ウ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

災害危険箇所に係る避難場所、避難所、避難路、避難方法を次に示すあらゆる手段により、地域住民に周知する。

(ア) 災害危険箇所、避難場所、避難所、避難路及び避難方法の明示

(イ) 災害危険箇所の他、避難場所、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図（防災マップ）の作成・掲示・配付

(ウ) 広報紙、町のホームページ、ポスターやパンフレット等により、また、自治公民館長等を通じた周知

4 建築物の安全性確保

次のとおり建築物の安全性確保対策を実施する。

(1) 防災建築の促進

ア 小規模な木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進する。

イ 公営住宅

公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

ア 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について定期報告を行い、維持保全、防災避難等について安全の確保を図る。

イ 地すべり、がけ崩れ等により身体、生命に危険を及ぼすおそれがあると町長が認める地域内に居住している住民が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築並びに建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除去、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者が移転する住宅の新築又は改良については、その経費について、住宅金融支援機構の特別融資がなされるため、該当者について融資利用を促進することによって安全化を図る。

ウ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う住民に対しての事業を行う。

5 重要施設の安全性確保

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物については、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

**第2款 道路等交通関係施設の整備と管理**

共通対策編第2章第1節第1款に準ずる。

**第3款 ライフライン施設の機能確保**

共通対策編第2章第1節第2款に準ずる。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 災害発生直前における体制の整備

総務課 消防団

町は、風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。特に、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。

このため、避難指示や緊急安全確保のほか、一般住民に対して避難準備を呼び掛けるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難情報（以下「高齢者等避難」という。）を伝達する。

#### 1 減災協議会の設置

水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体計に推進することを目的として、県、市町村、河川国道事務所が組織する「大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、地方公共団体、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、水利ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

#### 2 警報等の伝達体制の整備

町は、宮崎地方气象台、県危機管理局等関係機関との連携を密にして、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとし、円滑で速やかな気象情報、警報等の情報の伝達ができるよう体制の整備に努める。

また、降雨の長期化等により災害危険が増大していると判断されるときは、大雨への警戒を強め、必要に応じ事前避難に関する広報を実施するため、事前に広報要領を定めておくものとする。

なお、緊急を要する事項については、「災害時優先電話」（共通対策編第3章第2節第2款参照）をもって行うものとする。

#### 3 避難誘導體制の整備

町は、風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導が行えるよう、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

避難誘導體制の整備については、共通対策編第2章第2節第6款によるほか、本款の定めるところによる。

(1) 避難対象地区の指定、警戒巡視員の選任等

過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して、台風・豪雨等による浸水や山・がけ崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を避難対象地区として指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。

また、必要に応じて地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の整備

地域の実情を応じた、次の事項について明記した避難計画の整備に努める。

ア 災害危険箇所の概況

被災する危険性がある地区の世帯数・人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者や福祉施設等の状況を定める。

イ 住民への情報伝達方法

防災行政無線、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法を定める。

ウ 避難所・避難路

構造や立地条件等、安全性と利便性に十分配慮して定める。

エ 避難誘導員等

避難誘導を行う体制について定めるものとし、特に、避難行動要支援者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講じる。

(3) 要配慮者対策

要配慮者を速やかに避難誘導するため、地域住民、消防団、自主防災組織、町社会福祉協議会等の協力を得ながら、平常時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

(4) 避難指示等の基準の明確化

町長は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、台風情報、洪水警報等により、それ以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設の利用者に命の危機を及ぼすと判断したものについては避難措置を講ずるが、それらの発令が的確に行えるよう、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」を参考に、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進める。

(5) 避難場所、避難所及び避難路の安全確保

避難場所の指定や避難所の確保については、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行うとともに、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。また、避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(6) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、主に次のような伝達手段により、危険区域ごとに伝達系統や伝達体制をあらかじめ整備しておくものとする。

ア 防災行政無線

- イ 緊急速報メール
  - ウ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）
  - エ 広報車、消防団による広報
  - オ 電話、FAX、登録制メール
  - カ 消防団、警察、自主防災組織、近隣住民等による直接的な声かけ
- (7) 自主避難体制の整備

住民が、気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等における自主避難を円滑に行えるよう、広報紙をはじめ、あらゆる機会を通じて住民に対する指導に努める。

また、住民においても、豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう日常的に徹底を図る。

#### 4 災害未然防止活動体制の整備

- (1) 公共施設管理者の措置
- 所管施設の緊急点検や応急的な復旧等のための体制の整備、必要な資機材の備蓄を行う。
- また、町長は、平常時から水防活動の体制整備を図っておくものとする。
- (2) 水防施設等の整備
- 町は、当該管理区域内の適地に、必要とする水防倉庫又はその他の代用備蓄施設を設け、必要な器具資材を準備しておくものとする。

#### 5 水防活動体制の整備

町は、次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資器材の備蓄のほか、次に掲げる事項
- ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資器材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (2) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (3) 平常時における河川、道路等の水防対象箇所の巡視
- (4) 河川ごとの水防工法の検討
- (5) 居住者への立退の指示体制の整備
- (6) 洪水時等における水防活動体制の整備

### 第2款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第2章第2節第1款に準ずる。

**第3款 活動体制の整備**

共通対策編第2章第2節第2款に準ずる。

**第4款 救急・救助及び消火活動体制の整備**

共通対策編第2章第2節第3款に準ずる。

**第5款 医療救護体制の整備**

共通対策編第2章第2節第4款に準ずる。

**第6款 緊急輸送体制の整備**

共通対策編第2章第2節第5款に準ずる。

**第7款 避難収容体制の整備**

共通対策編第2章第2節第6款に準ずる。

**第8款 備蓄に対する基本的な考え方**

共通対策編第2章第2節第7款に準ずる。

**第9款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備**

共通対策編第2章第2節第8款に準ずる。

**第10款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備**

共通対策編第2章第2節第9款に準ずる。

**第11款 要配慮者等安全確保体制の整備**

共通対策編第2章第2節第10款に準ずる。

**第12款 防災訓練の実施**

共通対策編第2章第2節第11款に準ずる。

**第13款 災害復旧・復興への備え**

共通対策編第2章第2節第12款に準ずる。

### 第3節 住民の防災活動の促進

---

#### 第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章第3節第1款に準ずる。

#### 第2款 自主防災組織等の育成強化

共通対策編第2章第3節第2款に準ずる。

#### 第3款 ボランティアの環境整備

共通対策編第2章第3節第3款に準ずる。

## 第4節 風水害に関する調査・研究

---

### 第1款 調査研究の推進

総務課

町は、風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

#### 1 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、町は、これらの現象の分析、検討に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図る。

また、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備する。

#### 2 調査・研究項目

町は、町内における危険区域の実態を把握し、県が行う調査・研究に協力する。

# 第3章 風水害応急対策計画

## 第1節 災害発生直前の対応

### 第1款 警報等の伝達

総務対策部

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要であり、特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する要配慮者の迅速な避難や風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

このため、町は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため正確な情報の速やかな発表と伝達を行う。

#### 1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

気象注意報、警報等の発表及び解除は、気象業務法に基づき宮崎地方気象台が行う。

##### (1) 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報及び気象特別警報

###### ア 細分区域

美郷町	府県予報区	宮崎県
	一次細分区域	北部山沿い
	市町村等をまとめた地域	椎葉・美郷地区

###### イ 注意報・警報・特別警報の種類及び基準等

###### (ア) 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供することとなる。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(イ) 注意報・警報・特別警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予測値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

種類		発表基準
注意報	大雨	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。災害に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2となる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数基準が19以上、又は土壌雨量指数基準が154以上になると予想される場合
	洪水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。災害に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2となる。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・流域雨量指数基準が耳川流域で55以上、小丸川流域で21.5以上、五十鈴川流域で16.8以上になると予想される場合
	強風	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速10m/s以上になると予想される場合
	風雪	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い、平均風速10m/s以上になると予想される場合
	大雪	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合
	雷	落雷等によって被害が予想される場合
	濃霧	濃霧によって交通機関に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合

種類		発表基準	
注意報		具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・濃霧によって視程が陸上で100m以下になると予想される場合	
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・最小湿度が40%以下で実効湿度65%以下になると予想される場合	
	霜	早霜、晩霜等によって農作物等に被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・11月20日までの早霜及び3月20日以降の晩霜、最低気温が4℃以下で農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	低温	低温によって、農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。	
		冬期	最低気温が平野部で-5℃以下、山沿いで-8℃以下になると予想される場合
		夏期	日平均気温が平年より4℃以上低い日が3日続いたあと、更に2日以上続くと予想される場合
	なだれ	雪崩により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、積雪の深さが100cm以上で次のいずれかが予想される場合である。 ① 気温3℃以上の好天 ② 低気圧等による降雨 ③ 降雪の深さ30cm以上	
	着氷・着雪	着氷：著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合 着雪：著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃～2℃、湿度90%以上になると予想される場合	
	※地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	
	※浸水	浸水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合	

種類		発表基準
警報	大雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。）。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数基準が26以上、又は土壌雨量指数基準が224以上になると予想される場合
	洪水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・流域雨量指数基準が耳川流域で68.8以上、小丸川流域で26.9以上、五十鈴川流域で21以上になると予想される場合
	暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が20m/s以上になると予想される場合
	暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が20m/s以上で雪を伴うと予想される場合
	大雪	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で10cm以上、山沿いで30cm以上になると予想される場合
	※地面現象	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
	※浸水	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合（大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明示される。）。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。 具体的には、台風や集中豪雨により数十年に一度の降水量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。
	暴風	暴風が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合

種類		発表基準
	暴風雪	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	大雪が特に異常であるため重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(警報・注意報基準一覧の解説)

- ① 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。
- ② 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- ③ 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- ④ ※印を付している注意報、警報は標題を出さないで、気象注意報、警報と含めて行う。
- ⑤ 注意報、警報は、その種類にかかわらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除され、新たな注意報、警報に切り替えられる。

ウ 警報、及び注意報の切替、解除等

(ア) 以下の場合には警報・注意報の切替を行う。

- a 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む。）する必要がある場合
- b 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む。）する必要がある場合
- c 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合
- d 警報・注意報を発表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合  
で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合
- e 警報発表の可能性の有無にかかわる場合
- f 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合

(イ) 解除について

現象が終了若しくは弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速や

かに解除する。

(2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

<警報の危険度分布の概要>

種類	概要
大雨警報 (土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒): 命を守るために最善の行動をとる必要がある警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
大雨警報(浸水害)の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象でない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒): 命を守るために最善の行動をとる必要がある警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫): 避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤): 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄): 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(3) 早期注意情報(警報級の可能性)

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(北部山沿いなど)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮崎県)で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(4) 宮崎県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、宮崎県と宮崎気象地象台が共同で発表する。なお、これを補則する情報である土砂災害に関するメッシュ情報で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができ、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。

(6) 記録的短時間大雨情報

県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認することができる。

宮崎県の発表基準は、1時間120ミリ以上を観測又は解析したときである。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、一次細分区域単位（北部山沿いなど）で発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（北部山沿いなど）で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(8) 水防警報

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通大臣または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによる。

(9) 土砂災害緊急情報

河道閉塞など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の

避難勧告の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

【国土交通省】

- ア 河道閉塞による湛水又は噴火に伴う降灰等を発生原因とする土石流
- イ 河道閉塞による湛水

【県】

- ア 地すべり

(10) 火災警報

火災警報の発表及び解除は、消防法に基づき町長が行う。

火災警報の発令の基準は、次のとおりである。

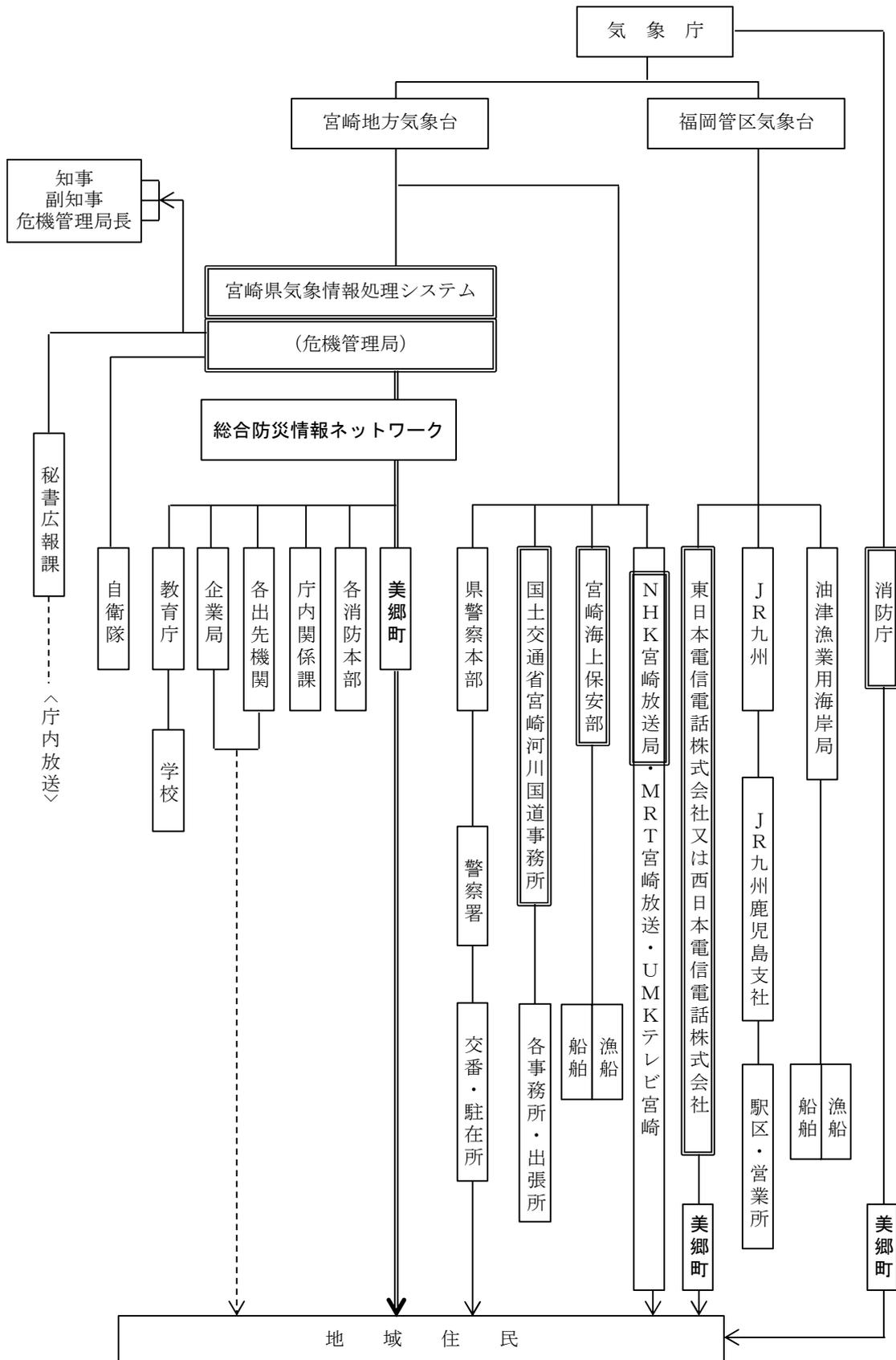
- (ア) 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき。
- (イ) 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき。

2 警報時の伝達系統及び伝達方法

(1) 伝達系統

気象警報の伝達は、次の系統図に示す経路によって伝達される。

【気象警報伝達系統図】



(注) 二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法令伝達先

(2) 伝達方法

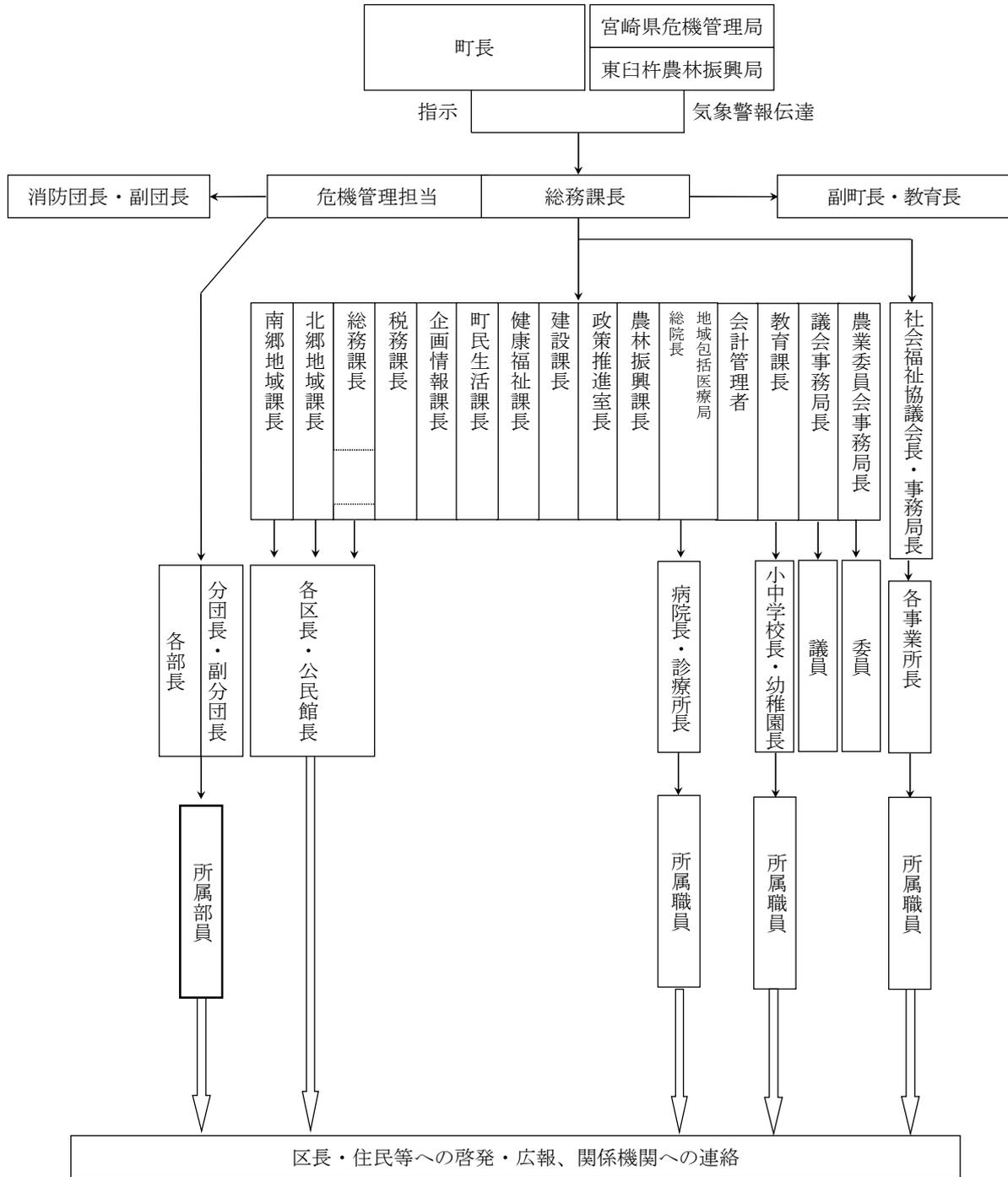
ア 関係機関から通報される警報等は、勤務時間中は総務課、勤務時間外は警備員が受領する。

イ 町は、アの警報等を受領したときは、町職員及び町関連機関に、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関・団体・学校・住民等に対して必要な事項を周知させ、その徹底を図る。

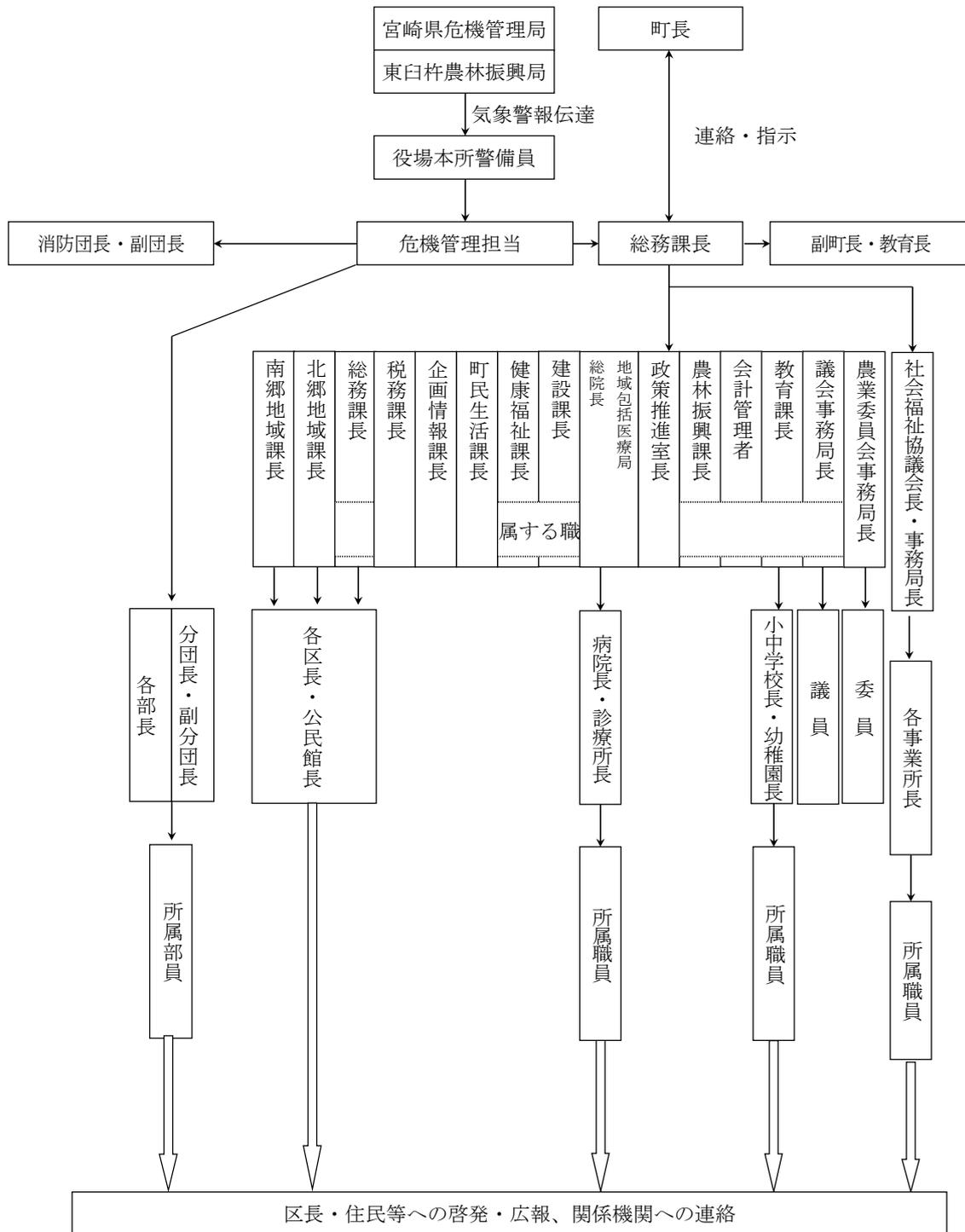
ウ 周知徹底の方法は、おおむね次のとおりである。

- (ア) 防災行政無線による。
- (イ) 広報車等による。
- (ウ) 電話等による。
- (エ) その他適切な方法による。

警戒体制・気象情報の伝達経路〔勤務時間内〕



【警戒体制・気象情報の伝達経路〔勤務時間外〕】



### 3 異常現象発見者の通報

災害の発生するおそれのある異常な現象（下記(6)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を直ちに町長に通報する。

(3) 町長の通報

上記(1)及び(2)によって、異常現象を知った町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。

ただし、下記(6)の表中、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行う。

ア 気象官署

イ 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

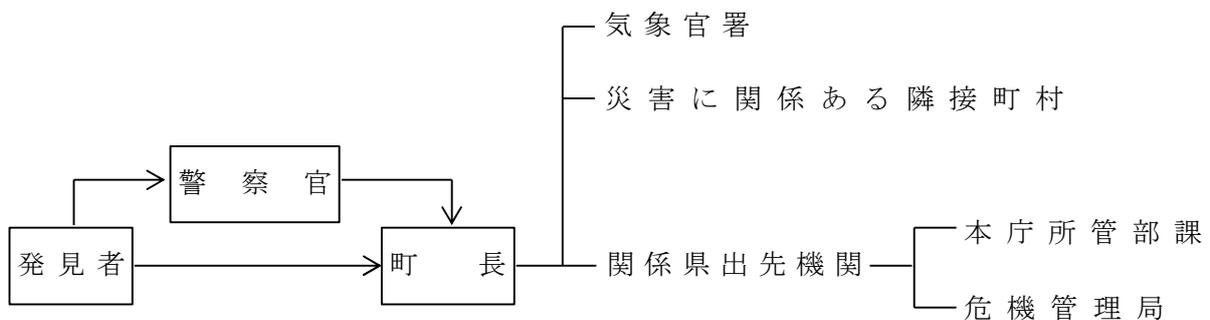
ウ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

(4) 住民等に対する周知徹底

異常現象の通知を受けた町及び関係機関は、その現象によって災害の発生が予想される地域の住民及び他の関係機関に周知徹底を図る。

(5) 異常現象通報系統

【異常現象通報系統】



(6) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	竜巻、強い降雹等

## 第2款 避難誘導の実施

町は、風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、避難が困難にならないよう、明るい時間帯や風雨が強まる前の時間帯等の高齢者等避難の発令や避難指示の発令等に留意し、適切な避難誘導を実施するなど、災害の発生に備える。

風水害時の避難誘導は、共通対策編第3章第7節第1款によるほか、本款によるものとする。

### 1 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに高齢者等避難の発令や避難指示の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施する。

### 2 要避難状況の早期把握

町長は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、高齢者等避難の発令や避難指示の発令等をはじめ、迅速かつ確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

### 3 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

#### (1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、警報発表以降着手する警戒活動により、地域の状況を的確に把握し、高齢者等避難の発令や避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

#### (2) 土砂災害のおそれのある箇所

土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずる。

### 4 避難指示等の伝達

住民への避難勧告等の伝達に当たっては、同報系防災行政無線（個別受信機を含む。）を始め、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能含む。）、ワンセグ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ適確な伝達

に努めるものとする。

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

また、住民に対する避難情報の提供や避難指示及び災害発生情報の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難情報及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難指示等の発令に努めるものとする。

更に、災害の切迫度に応じて避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

## 5 早期自主避難の実施

風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に次のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

### (1) 浸水危険区域

河川が避難判断水位に達し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し、浸水の危険性が高まった場合

### (2) 土砂災害発生のおそれ

ア 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合

イ 溪流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混ざり始めた場合

ウ 降雨が続いているにもかかわらず、溪流の水位が急激に減少し始めた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため。）

エ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず、低下しない場合

オ がけ地において落石や崩壊が生じ始めた場合

カ その他

## 6 安全確保措置の周知

状況によっては避難所等へ移動を行うことがかえって危険を伴う等やむを得ない場合と住民等自身が判断する場合は、「近隣のより安全な場所への移動」又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は住民等への周知徹底に努めるものとする。

【河川災害に係る避難の判断水位】

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
小丸川 天神橋	2.60	3.20	3.20	4.40
五十鈴川 中原橋	1.60	2.40	2.40	3.30
耳川 東郷橋 (参考値)	3.00	4.00	4.10	5.10
避難の情報	—	—	レベル3 避難準備・高齢者 等避難開始	レベル4 避難勧告・避難 指示（緊急）

【土砂災害に係る避難の判断基準】

対象地域	土砂災害警戒区域	気象庁が発表する「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」のうち、土砂災害の危険性が示されたメッシュに含まれ、かつ土砂災害警戒区域を有する地区等に対し発表する。
	上記以外の地域	土砂災害の発生又はその前兆現象を職員等が確認の上、必要かつ十分な範囲を判断し、発表する。
判 断 基 準		
レベル3 高齢者等避難	土砂災害警戒区域内の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合</li> <li>②大雨注意報（土砂災害）が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合</li> <li>③数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</li> <li>④強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</li> </ul>
	すべての地域	⑤特に必要である場合
レベル4 避難指示	土砂災害警戒区域内の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>①土砂災害警戒情報が発表された場合</li> <li>②大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫）に示されたメッシュに含まれる場合</li> <li>③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</li> </ul>
	すべての地域	④近隣で土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
レベル5 緊急安全確保	土砂災害警戒区域内の地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨特別警報が発表され、かつ、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「災害切迫」（黒）に示されたメッシュに含まれる場合</li> <li>②大雨特別警報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表されたとき。</li> </ul>
	すべての地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>③土砂災害が発生したとき（近隣を含む。）</li> <li>④山鳴り、流木の流出の発生が確認されたとき。</li> <li>⑤町域に係る大雨特別警報が発表された場合など、避難指示等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要があるとき。</li> </ul>
解除	○当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は、降雨が終わった後であっても災害が発生することがあるため、今後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地パトロールや情報収集を行うなど、現地の状況を踏まえ総合的に判断を行う。	

### 第3款 災害未然防止対策

町は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

#### 1 河川等の巡視

風水害の発生のおそれがある場合には、河川等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。

#### 2 道路パトロール、事前規制等の措置

所管の道路について、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

#### 3 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した住民等は、その旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

## 第2節 活動体制の確立

---

### 第1款 災害対策本部の設置

全 部

風水害時の災害対策本部の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、その設置基準については、次による。

- ① 台風が本町を直撃することが明らかなきとき。
- ② 台風の通過により本町が暴風域に入ることが明らかでかなりの被害が予想される時。
- ③ 大雨警報又は洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのある時。
- ④ その町長が必要と認めた時。

### 第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章第1節第2款に準ずる。

## 第3節 水防計画

### 第1款 水防計画

総務対策部 消防団

風水害時は、河川の増水、斜面崩壊等のため、水防活動や土砂災害等の防止対策を行う事態が予想される。このため、町は、水防団（消防団）を出動させ、県や地域内外の協力・応援を得て警戒活動を強化し、水防・土砂災害防止対策を実施し、被害の軽減を図る。

#### 1 水防組織

水防本部の組織及び事務分掌については、共通対策編第3章第1節第1款の災害対策本部の組織及び事務分掌に準ずる。

#### 2 水防警報

##### (1) 水防警報を発する基準

##### ア 水防警報発令の基準

水防警報発令の基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか又ははん濫注意水位を超えるおそれがあるときであり、国土交通大臣若しくは知事が水防警報の発令を行う。

水防警報に関する基準等は、県水防計画書に記載のとおりである。

##### イ 水防警報の段階

河川に係る水防警報発令の段階は次のとおりである。

待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき。
出動	水防団員（消防団員）が出動する必要があるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・法崩れ、亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき。

(2) 水防警報の発報担当者及び受報者

知事が水防警報を行う、本町に係る河川の水防警報発報担当者及び受報担当者は、次のとおりである。

水系名	河川名	発報担当者	受 報 担 当 者
小 丸 川	小 丸 川 ( 上 流 )	日向土木事務所長	日向市長、美郷町長
五 十 鈴 川	五 十 鈴 川	日向土木事務所長	門川町長、美郷町長

3 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、次に掲げるものとする。

(1) 警戒信号（水防第1信号）

はん濫注意水位に達したことを知らせるもので、水防（消防）団幹部の出動を行い水防資器材の整備点検、水防活動の準備を知らせるもの。

(2) 出動信号（水防第2信号）

水防団（消防団）全員が出動すべきことを知らせるもの。

(3) 協力信号（水防第3信号）

町の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

(4) 避難信号（水防第4信号）

必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの。

区分	方法			サイレン信号			
	警 鐘 信 号			サイレン信号			
(水防第1信号) 警 戒 信 号	○休止	○休止	○休止	約5秒 ○	約15秒 休 止	約5秒 ○	約15秒 休 止
(水防第2信号) 出 動 信 号	○○○	○○○	○○○	約5秒 ○	約6秒 休 止	約5秒 ○	約6秒 休 止
(水防第3信号) 協 力 信 号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒 ○	約5秒 休 止	約10秒 ○	約5秒 休 止
(水防第4信号) 避 難 信 号	乱 打			約1分 ○	約5秒 休 止	約1分 ○	約5秒 休 止

- (備考) 1 信号は、適宜の時間継続する。  
 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。  
 3 危険がなくなったときは口頭伝達により周知させる。

4 水位情報の通知及び周知

(1) 水位情報の通知及び周知の対象区域

知事が、水位が避難判断水位に達した旨を通知及び周知する、本町に係る水位周知河川、

水位観測所及び担当事務所は、次のとおりである。

水系名	河川名	観測所名	事務所名
小丸川	小丸川	天神橋	日向土木事務所
五十鈴川	五十鈴川	中原橋	日向土木事務所

(2) 水位情報通知及び周知の目的

洪水時に住民が円滑かつ迅速な避難できるような情報を、町が洪水情報としての確に提供（河川管理者などからの情報により得られる実際の洪水時の水位の上昇速度、降雨や雨域の変化の状況、河川管理施設の状況などと併せて総合的に判断して提供）できるようにする。

(3) 水位情報の通知及び周知基準

知事が、水位周知河川の水位を町及び報道機関へ通知・発表する基準となる避難判断水位は、次のとおりである。

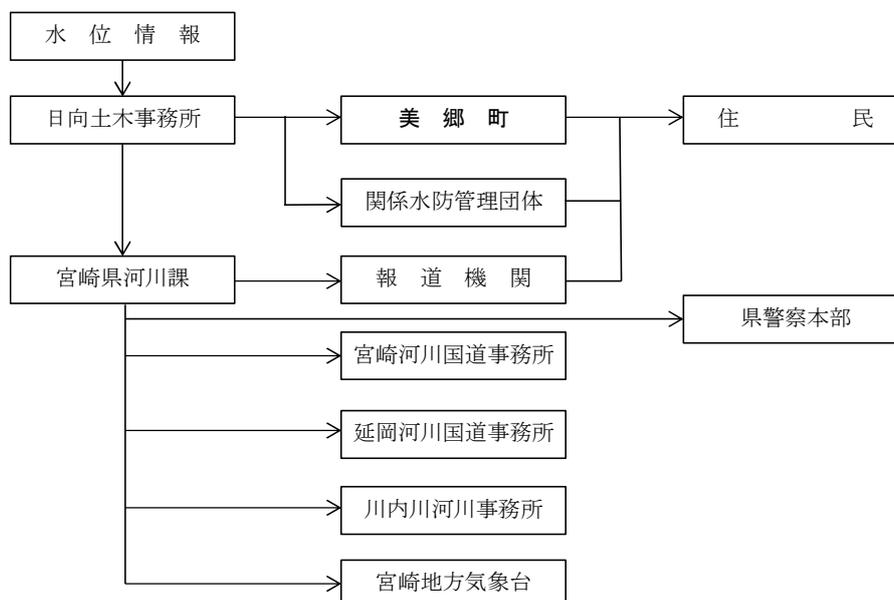
(単位：m)

河川名	観測所名	観測所管理者	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	はん濫発生
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
小丸川	天神橋	県	2.60	3.20	3.20	4.40	—
五十鈴川	中原橋	県	1.60	2.40	2.40	3.30	—

(4) 伝達系統

知事が水位情報を通知・発表する区域における水位情報の通知及び周知の伝達系統は次のとおりである。

【水位周知河川の水位情報の通知及び周知系統】



## 5 水防活動

### (1) 予報及び警報とその措置

#### ア 水防に必要な予報及び警報の種類

本町における気象業務法第14条の2に基づく気象庁が行う水防に必要な予報及び警報は、次のとおりである。

- (ア) 気象注意報、気象警報（宮崎地方気象台発表）
- (イ) 洪水注意報、洪水警報（宮崎地方気象台発表）

#### イ 措置

町は、次の場合直ちに土木事務所、港湾事務所に連絡する。

- (ア) 水防団（消防団）が水防のため出動したとき。
- (イ) 水防作業を開始したとき。

### (2) 水防団（消防団）の出動

町長は、次に示す基準により出動準備又は出動の指令を出し、水防団（消防団）の水防活動を適切に行わせる。

#### ア 出動準備

次の場合、町長は、水防団（消防団）に出動準備をさせる。

- (ア) 洪水予報が発せられたとき又は県水防計画に定められた警戒水位に達するおそれがあると予想される時。
- (イ) 豪雨によりがけ崩れ等のおそれがあるとき又はその他水防上必要と認められるとき。
- (ウ) 気象予報、洪水予報、水防警報等により洪水の危険が予想される時。

#### イ 出動

次の場合、町長は、水防団（消防団）を出動させる。

- (ア) 警戒水位に達し、更に上昇の見込みがあるときや用排水路に水害発生のおそれがあるとき。
- (イ) 台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- (ウ) その他決壊等の危険を感知したとき。

### (3) 監視及び警戒

#### ア 常時監視

町長は、関係河川等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、日向土木事務所に連絡する。

#### イ 非常警戒

町長は、水防体制が発動されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心に巡視し、次のような異常を発見した場合は直ちに日向土木事務所に連絡するとともに、水防作業を開始する。

- (ア) 裏法の漏水又は飽水による亀裂及び崩れ
- (イ) 表法で水当たりの強い場所の亀裂又は一部流出（崩壊）

- (ウ) 天端の亀裂又は沈下
  - (エ) 越水
  - (オ) 橋りょうその他の構造物との取付部分の異常
- (4) 決壊等の通報及び決壊後の処理

決壊又は越水・溢水等が発生したときは、町長、水防団長（消防団長）は直ちにその旨を日向土木事務所、東臼杵農林振興局及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告しなければならない。

日向土木事務所は、県水防本部、警察その他必要な機関に連絡とともに、決壊箇所については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

- (5) 水防解除

町長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、これを一般住民に周知するとともに、日向土木事務所に対しその旨通報する。この通報を受けた日向土木事務所は直ちに県水防本部に報告する。

## 第4節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

---

### 第1款 災害情報の収集・連絡

共通対策編第3章第2節第1款に準ずる。

### 第2款 通信手段の確保

共通対策編第3章第2節第2款に準ずる。

## 第5節 広域応援活動

---

### 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

共通対策編第3章第3節第1款に準ずる。

### 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

共通対策編第3章第3節第2款に準ずる。

## 第6節 救助・救急及び消火活動

---

### 第1款 救助・救急活動

共通対策編第3章第4節第1款に準ずる。

### 第2款 消火活動

共通対策編第3章第4節第2款に準ずる。

## 第7節 医療救護活動

---

### 第1款 医療救護活動

共通対策編第3章第5節第1款に準ずる。

## 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

### 第1款 交通の確保

共通対策編第3章第6節第1款に準ずる。

### 第2款 緊急輸送活動

共通対策編第3章第6節第2款に準ずる。

## 第9節 避難収容活動

---

### 第1款 避難誘導の実施

共通対策編第3章第7節第1款に準ずる。

### 第2款 避難所の開設、運営

共通対策編第3章第7節第2款に準ずる。

### 第3款 要配慮者への配慮

共通対策編第3章第7節第3款に準ずる。

**第4款 応急住宅の確保**

共通対策編第3章第7節第4款に準ずる。

**第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動**

---

**第1款 食料の供給**

共通対策編第3章第8節第1款に準ずる。

**第2款 飲料水の供給及び給水の実施**

共通対策編第3章第8節第2款に準ずる。

**第3款 生活必需品の供給活動**

共通対策編第3章第8節第3款に準ずる。

**第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動**

---

**第1款 保健衛生対策の実施**

共通対策編第3章第9節第1款に準ずる。

**第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施**

共通対策編第3章第9節第2款に準ずる。

**第3款 し尿、ごみ、がれきの処理**

共通対策編第3章第9節第3款に準ずる。

**第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動**

---

**第1款 行方不明者及び遺体の搜索**

共通対策編第3章第10節第1款に準ずる。

**第2款 遺体の確認、埋葬の実施**

共通対策編第3章第10節第2款に準ずる。

**第13節 秩序の維持、物価の安定等に関する活動**

---

**第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策**

共通対策編第3章第11節第1款に準ずる。

**第2款 物価の安定、物資の安定供給**

共通対策編第3章第11節第2款に準ずる。

## 第14節 公共施設等の応急復旧活動

---

### 第1款 公共土木施設等の応急復旧活動

共通対策編第3章第12節第1款に準ずる。

## 第15節 ライフライン施設の応急復旧

---

### 第1款 ライフライン施設の応急復旧

共通対策編第3章第13節第1款に準ずる。

## 第16節 秩序の維持、物価の安定等に関する活動

---

### 第1款 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章第14節第1款に準ずる。

## 第17節 自発的支援の受入れ

---

### 第1款 ボランティア活動の受入れ

共通対策編第3章第15節第1款に準ずる。

### 第2款 義援物資、義援金の受入れ・配分

共通対策編第3章第15節第2款に準ずる。

## 第18節 災害救助法の適用

---

### 第1款 災害救助法の適用

共通対策編第3章第16節第1款に準ずる。

## 第19節 文教対策

---

### 第1款 学校教育対策

共通対策編第3章第17節第1款に準ずる。

### 第2款 文化財保護対策

共通対策編第3章第17節第2款に準ずる。

## 第20節 農林水産畜産関係対策

### 第1款 農林水産畜産物応急対策

農林対策部

風水害等により、農業生産基盤、林道・治山施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害、燃料、電気の途絶による花きなどのハウス作物被害といった間接的な被害が予想される。

このため、町は、各関係機関と相互に連携を図りながら、被害を最小限に食い止めるための的確な対応を行う。

#### 1 事前・事後対策の周知徹底

##### (1) 事前対策

台風等により農林産物に甚大な被害が発生するおそれがあるとき、町は、県等と連携して事前対策を樹立し、日向農業協同組合、耳川広域森林組合等を通じて農林業者に周知する。

##### (2) 事後対策

台風等により農林産物に甚大な被害を受けたとき、町は、県等と連携して事後対策を樹立し、日向農業協同組合、耳川広域森林組合等を通じて農林業者に周知する。

#### 2 農産物応急対策

##### (1) 種苗確保

ア 農政班は、災害により農産物の播き直し及び植えかえを必要とする場合、日向農業協同組合に必要な種苗の確保を要請するとともに、県に報告する。

イ 要請を受けた日向農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめて管内で確保できないものについては上部機関の連合会等に種苗の購買を発注し必要量を確保する。

##### (2) 病虫害の防除

災害による病虫害を防除するため、農政班は県の作成する「病虫害緊急防除対策」を踏まえ適切な防除計画を樹立し、日向農業協同組合等を通じて農業者に周知する。

また、県が緊急防除指導班を編成した場合は、その活動に積極的に協力する。

#### 3 家畜応急対策

##### (1) 家畜の管理

浸水、土砂災害等の災害が予想される時又は発生したとき、畜産班は、飼養者に対して家畜を安全な場所へ避難させるよう指導する。

##### (2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、県（家畜保健衛生所）が家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を編成したとき、畜産班はその活動に積極的に協力する。

なお、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合、畜産班は県に対して診療班の派遣を要請する。

また、災害による死亡獣畜については、へい獣処理場で処理するものとするが、道路の寸断等により処理ができない場合、家畜の飼養者に対して、畜産班に届出を行い、知事の許可を得て死亡獣畜の埋却又は焼却を行うよう指導する。

(3) 飼料の確保

畜産班は、災害により飼料の確保が困難となった場合、県に対して政府保有の飼料用穀類の放出等飼料の確保に関する応援を求める。

**4 水産物応急対策**

(1) 水産養殖の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合、町長は、その生産を確保するためのあっせんの措置を講ずる。

(2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又は、その発生まん延のため被災の報告があった場合は、県の水産試験機関に対し防除対策等について指導を受ける。

**5 林産物応急対策**

(1) 災害用木材の供給対策

災害により復旧用材として供給の必要を生じた場合、町長は、森林組合に対して必要量の確保及びあっせんを要請する。

(2) 森林病虫害防除対策

災害による病虫害の緊急防除対策を樹立し、森林組合の協力を得て防除班を編成し、一斉防除を実施する。

## 第21節 雪害対策計画

---

### 第1款 雪害対策

総務対策部 建設対策部

町は、豪雪に際し、住民生活の安定と産業経済の停滞を防止するため、主要道路の交通の確保を図り、併せて豪雪災害の拡大を防止するための対策を実施する。

#### 1 実施責任者

町は、県、指定地方行政機関、指定公共機関等と緊密な関係を保ち、雪害対策についての迅速適切な措置を講ずる。

#### 2 組織の確立

豪雪による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策本部等を設置し、必要な配備体制をとる。

#### 3 道路交通の確保

##### (1) 除雪路線の決定

町は、町内の主要道路を主体として、隣県との連絡、物資の輸送及び民生の安定を図る上で重要な路線について、交通量、道路現況及び気象条件等を勘案して決定する。

##### (2) 除雪体制の整備

町は、除雪に当って、早急に対応するものとし、直ちに出動できる体制を整備する。

##### (3) 情報連絡

情報連絡については、共通対策編第3章第2節第1款によるものとするが、特に町長は、その地域内の積雪、除雪路線の状況について、日向土木事務所を通じて県へ通報する。

#### 4 医療品の確保及び医療措置

積雪により交通が途絶した場合における緊急医薬品等の輸送や、急病人の搬送等の対策は、自衛隊の航空機災害派遣による緊急輸送により措置する。

## 第4章 風水害復旧・復興対策

### 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

---

#### 第1款 復旧・復興計画の基本的方向

共通対策編第4章第1節第1款に準ずる。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

---

#### 第1款 公共施設災害復旧事業計画

共通対策編第4章第2節第1款に準ずる。

#### 第2款 激甚災害の指定

共通対策編第4章第2節第2款に準ずる。

### 第3節 計画的復興の進め方

---

#### 第1款 計画的復興

共通対策編第4章第3節第1款に準ずる。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

---

### 第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

共通対策編第4章第4節第1款に準ずる。

### 第2款 生活確保資金の融資等

共通対策編第4章第4節第2款に準ずる。

### 第3款 税対策等による被災者の負担の軽減

共通対策編第4章第4節第3款に準ずる。

### 第4款 住宅確保の支援

共通対策編第4章第4節第4款に準ずる。

### 第5款 災害復興基金の設立

共通対策編第4章第4節第5款に準ずる。

## 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

---

### 第1款 被災中小企業の復興支援

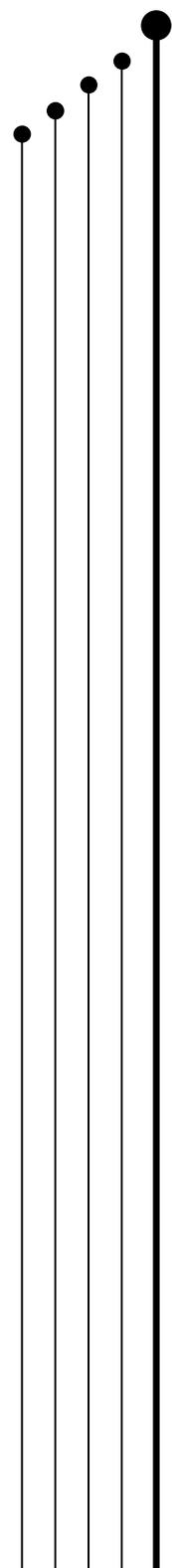
共通対策編第4章第5節第1款に準ずる。

**第2款 農林水産業の復興支援**

共通対策編第4章第5節第2款に準ずる。



# 第4編 地震災害対策編





# 第1章 地震の想定と地震災害対策

## 第1節 基本的考え方

我が国では、これまで駿河湾から九州にかけての太平洋沖の南海トラフ沿いにおいて、約100年から150年の間隔で大きな地震が発生していることから、東海地震、東南海・南海地震の対策が進められてきた。

一方、県においては、国の東南海・南海地震の想定を踏まえ、平成18年度に日向灘地震、えびの・小林地震についてシミュレーションを行い、地震・津波の防災対策に取り組んできた。

このような中、平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波であり、東北地方から関東地方にかけての太平洋沿岸部を中心に甚大な被害をもたらす結果となった。

このことから、国では、「今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである。」との考えを基に、平成24年8月に南海トラフ巨大地震の想定を公表した。さらに、令和元年6月、国（内閣府）は「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」のフォローアップとして、最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、各種被害の想定を再計算し公表した。

県では、これを受けて宮崎県としての最大クラスの地震（M9.1）、津波（M9.0）のシミュレーションを行い、平成25年10月にこの最大クラスの地震・津波、いわゆる南海トラフ巨大地震により生じる県内の被害想定を行い、令和2年3月には平成25年の想定から5年以上が経過していることから、これまでの防災対策の取り組みの効果を把握するために、地震動、津波は平成25年の結果を用いて、そのほかは最新のデータ（建築物や人口、ライフライン等のデータ、津波避難意識アンケート結果等）に基づき、各種被害の想定を再計算し想定の見直しを行った。

この想定は、本町においてもこれまでの想定をはるかに超えるものであることから、この想定への取組を今後の町の防災・減災対策の基本として取り組んでいくことを基本とする。

また、本町は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規程に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域の指定を受けており、本計画は、同法第6条の規定に基づき、南海トラフ特措法第5条第2項で規定する事項も併せて定めた計画とする。

なお、本編に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 宮崎県における地震の概況

### 1 宮崎県を取り巻く地震環境

図1-1は1993年以降に宮崎県付近に発生した地震の震源とマグニチュードを示したもの

であり、日向灘に震源が集中していることが伺える。

また、数は日向灘沖ほど多くはないが、えびの市、小林市付近にもマグニチュード5から6程度の地震が発生している。

図1-2は図1-1を南(A-B投影)からみたもので熊本県から宮崎県、日向灘沖にかけての断面に対し、震源の深さ方向に着目して描いた震源断面図である。

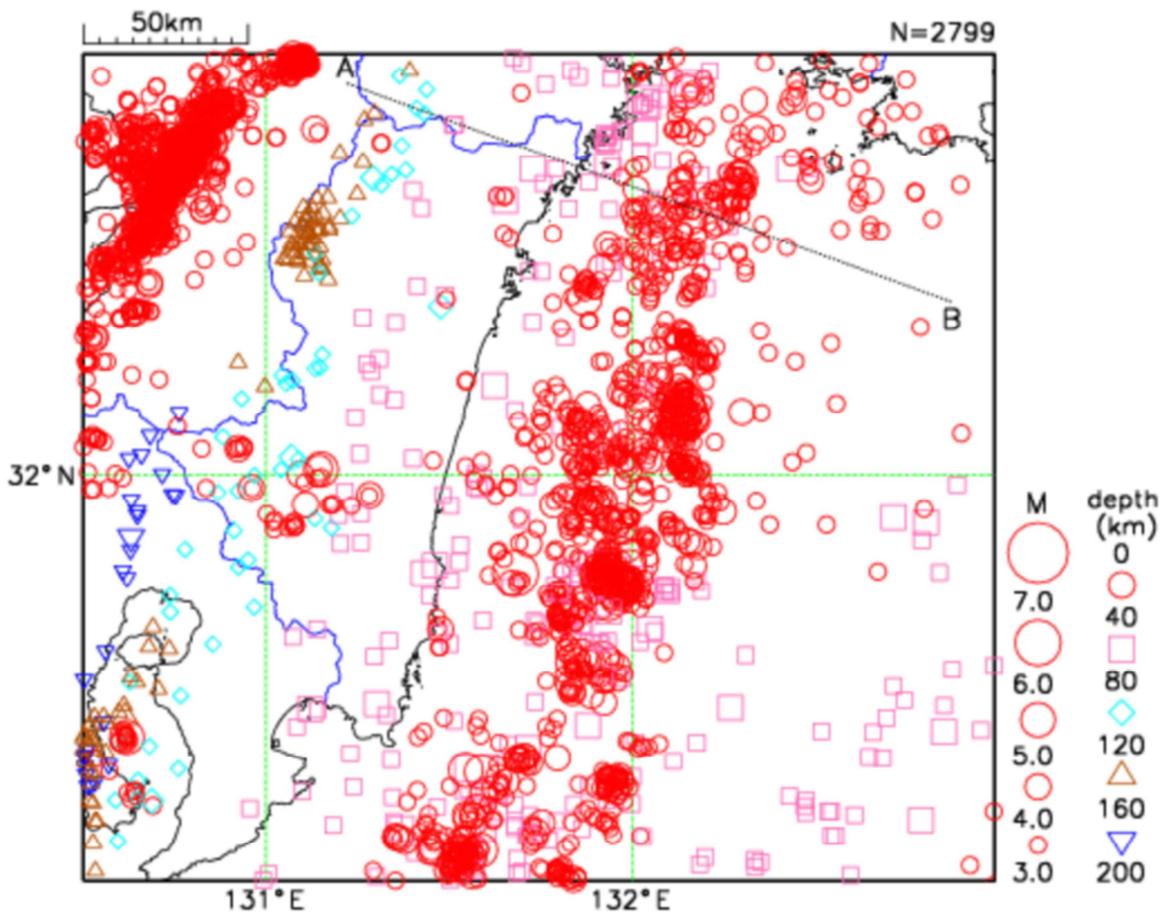
日向灘沖から宮崎市の方向では、震源がプレート境界の形状にそって徐々に深くなる傾向がわかる。これに対して、内陸部では比較的浅いところに集中する傾向がある。

これらのことから、日向灘沖の地震は一般に言われるプレート境界型の地震であり、内陸部で発生する地震は直下型地震であると考えられる。

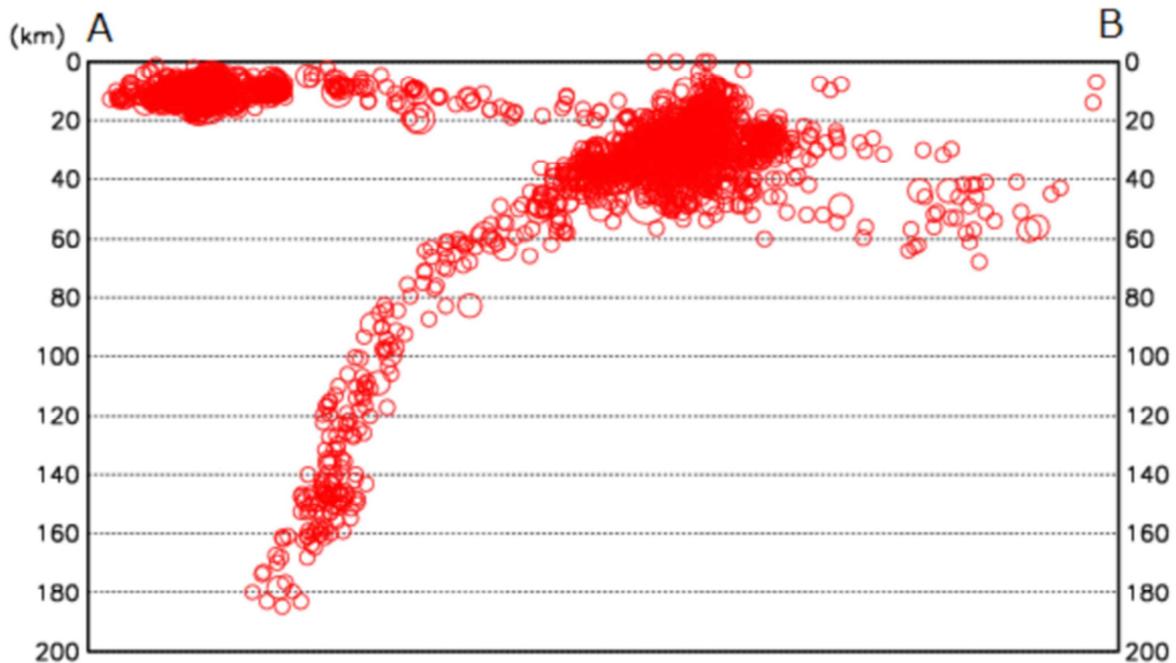
これまでの知見では、一般にプレート境界型(海洋型)地震は比較的頻繁に発生し、マグニチュードも大きく、長周期の地震を発生することが多いことがわかっている。これに対し、内陸型(直下型)地震では、発生周期が比較的長く、マグニチュードもあまり大きくないことが多い。

しかし地震動は短周期の衝撃型震動を発生させ、比較的狭い範囲に大きな被害をもたらすことが知られている。阪神・淡路大震災の例は、この直下型地震の典型といえる。

【図1-1 宮崎県周辺に発生した地震とその大きさ(1993.1.1~2019.12.31)】



【図1-2 宮崎県を中心とした、地震の震源断面図】



## 2 宮崎県における地震被害

宮崎県東方沖の日向灘では、ほぼ十数年から数十年に一度の割合でM7クラスの地震が発生し、多くの場合津波を伴う。例えば、1662年の地震、1941年の地震（M7.2）や1968年の地震（M7.5）では、地震動による被害とともに、津波被害も生じた。

一方、1931年の地震（M7.1）及び1961年の地震では、津波は小さく、地震動による被害が大きかった。このような津波の小さな地震は、震源域が比較的陸域に近く、震源がやや深かったと考えられる。

また、より北側の日向灘北部から豊後水道にかけての地震でも被害を受けることがある。例えば、この地域を震源域とする1769年の地震（M7 3/4）では、延岡などで被害が生じた。

さらに、陸域の下へ深く沈み込んだ（100～150kmほど）フィリピン海プレート内の地震で被害を受けることがある。

1898年の九州中部の深い地震（M6.7、深さ約150km）や1899年の宮崎県南部の深い地震（M6.4、深さ約100km）では小被害が生じ、1909年の宮崎県西部の深い地震（M7.6、深さ約150km）では、宮崎市周辺などで煙突の倒壊や家屋の半壊などの被害が生じた。

本県には、日向灘に面した宮崎平野があり、その西側には九州山地が広がる。県南西部の鹿児島県との県境には霧島火山があって、その北東麓にえびの市から都城市に至る盆地がある。

宮崎平野の北部には、海岸に沿って階段状の平坦な土地（海成段丘）が発達している。このような地形は長期間にわたって土地が隆起することで作られるが、このことと日向灘などの地震の関係はまだよく分かっていない。

また、県内には活断層はほとんど知られていないが、陸域の浅い地震によって、局所的に大

きな被害を受ける場合がある。

被害が大きかったのは、1968年えびの地震（M6.1）であり、この地震では、えびの市（当時えびの町）を中心に多くの住宅が全半壊し、多数の山・がけ崩れが発生した。えびの地方には、1913年にも5月と7月の2度にわたって群発地震が発生している。

なお、宮崎県では、南海トラフ沿いの巨大地震のなかで四国沖から紀伊半島沖が震源域となった場合、地震動や津波による被害を受けることもある。

例えば、1707年の宝永地震（M8.4）では延岡や宮崎などで十数名の死者を出し、1946年の南海地震（M8.0）では2m近い高さの津波が押し寄せて、家屋半壊、船舶の流出損壊、浸水家屋などの被害が生じた。

また、海外の地震によっても被害が生じることがあり、1960年のチリ地震津波では、最大2m前後の津波が来襲し、満潮時と重なって、沿岸地域で床上浸水をはじめ、水田の冠水、船舶被害などの被害が生じた。

【宮崎県の被害地震一覧】

No.	発生年月日	震央地名 〔地震名〕	規模	被害概要
1	1662. 10. 31	日向灘 〔外所地震〕	7.6	死者多数、潰家3,800戸
2	1769. 8. 29	豊後水道	7.7	高鍋城、佐土原城損壊、寺社町家破損多
3	1899. 11. 25	日向灘	7.1	家屋、石垣等の破損、土地の亀裂等
4	1903. 10. 11（明治36）	日向灘	6.2	灯台破損
5	1913. 4. 13（大正 2）	日向灘	6.8	壁の亀裂等
6	1929. 5. 22（昭和 4）	日向灘	6.9	煙突崩壊、家屋の損壊等
7	1931. 11. 2（昭和 6）	日向灘	7.1	死者1、負傷者29、全壊4、半壊10 一部破損多数
8	1939. 3. 20（昭和14）	日向灘	6.5	死者1、負傷者1、全壊1、一部破損多
9	1941. 11. 19（昭和16）	日向灘	7.2	負傷者5、全壊1、一部破損多数
10	1946. 12. 21（昭和21）	紀伊半島沖 「昭和南海地震」	8.0	負傷者5、半壊3、家屋浸水1,165
11	1948. 5. 9（昭和23）	日向灘	6.5	壁土落下等
12	1960. 5. 24（昭和35）	チリ地震 津波	8.5	床上浸水168戸、床下浸水145戸 船舶被害32隻
13	1961. 2. 27（昭和36）	日向灘	7.0	死者1、負傷者4、全壊1 半壊4、一部破損104
14	1968. 2. 21（昭和43）	鹿児島県薩摩地方 「えびの地震」	6.1	負傷者35、全壊451、半壊896 一部破損3,597
15	1968. 4. 1（昭和43）	日向灘	7.5	負傷者15、半壊1、一部損壊9
16	1969. 4. 21（昭和44）	日向灘	6.5	負傷者2
17	1970. 7. 26（昭和45）	日向灘	6.7	負傷者13、道路決壊2、山崩れ4
18	1984. 8. 7（昭和59）	日向灘	7.1	負傷者9、一部損壊319
19	1987. 3. 18（昭和62）	日向灘	6.6	死者1、負傷者6、一部損壊432 道路損壊、山崩れ、がけ崩れ等

## 第3節 被害想定

本計画の策定に当たって想定する地震は、平成24年3月に国が最新の科学的知見に基づき公表し、その後、国及び県において更に検討が進められた「南海トラフ巨大地震」とし、被害想定については、県が平成25年10月に公表した、「南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定」に基づき、さらに令和2年3月、住宅戸数や人口など最新のデータに更新し想定を見直したものとし、以下に概説する。

### 1 被害想定概要

静岡県は駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生しており、国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害の想定を公表した。

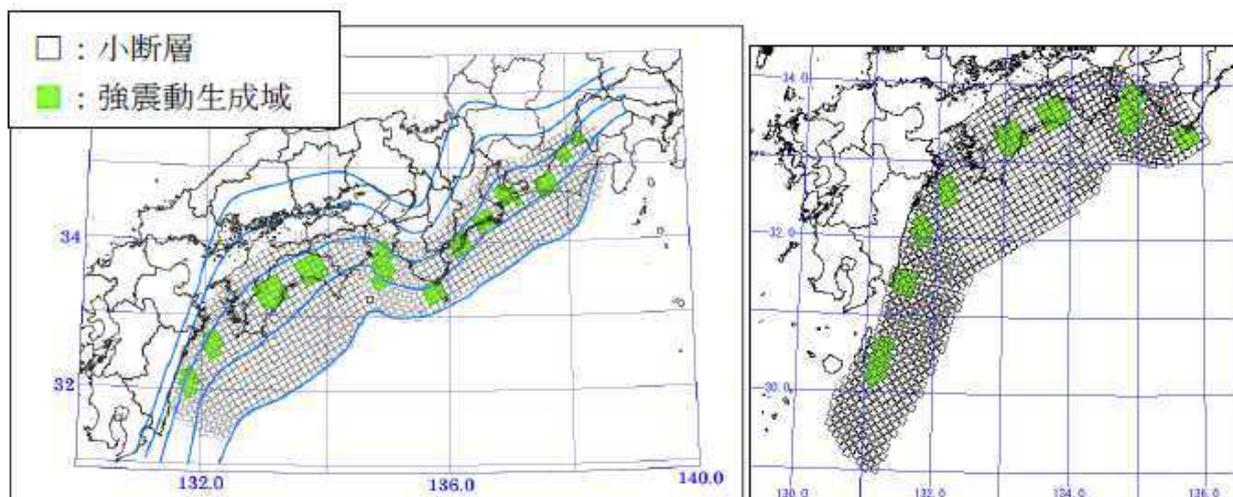
また、県においては、国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行っている。

#### (1) 地震動

県では、県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012.8)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定したほか、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定した。

#### 【強震断層モデル】

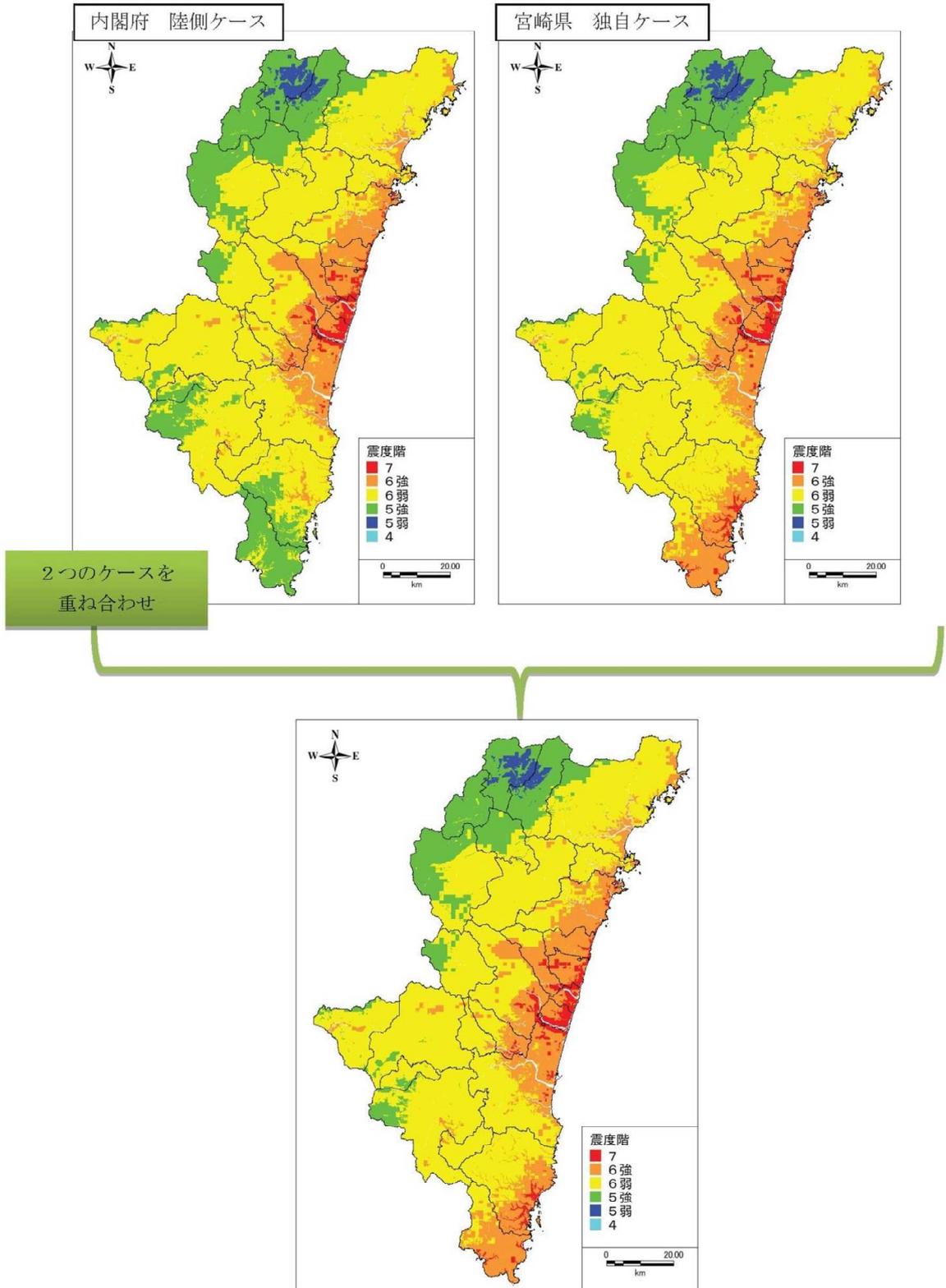
※ (左) 内閣府モデル (M9.0) (右) 宮崎県独自モデル (M8.9)



(注) 強震動生成域：強い地震を発生させるところ。

また、上記の2つの強震断層モデルを基に、地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。予測される震度分布は、以下のとおりである。

【予測される震度分布】



(2) 被害想定的前提とする外力

県は、県内に影響の大きい2つのケース（最大震度7）について、各種想定を行った。

ア 想定ケース

想定ケース	概要
想定ケース①	内閣府（2012）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）を用いて、県が独自に再解析した地震動の想定結果に基づくケース
想定ケース②	県が独自に設定した強震断層モデルによる地震動に基づくケース

イ 被害想定シーンと条件

(ア) シーン（季節・時刻）については、特徴的な3種類を設定（内閣府同様）

(イ) 風速については、比較的強い風速毎秒8mを設定（内閣府同様）

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高くなる。</li> <li>※屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</li> </ul>
②夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災するケースが多い。</li> <li>・木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は、シーン①と比較して少ない。</li> <li>※木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定</li> </ul>
③冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>・オフィスや繁華街周辺に滞留者が多数存在する。</li> <li>・道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況であり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>

3 各種被害の想定

(1) 建物被害

【全半壊棟数】

(想定ケース①、シーン設定③)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
—	約10	約70	約530	約20	約30	—	約90	約560

(想定ケース②、シーン設定③)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・焼失	半壊
—	約10	約70	約520	約10	約30	—	約80	約550

「—」：若干数を示す。

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 人的被害

【死傷者数】

(想定ケース①、シーン設定①)

(単位：人)

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
—	—	約 70	—	—	—	—	—	—	—	約 10	約 70

(想定ケース②、シーン設定①)

(単位：人)

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
—	—	約 60	—	—	—	—	—	—	—	約 10	約 70

「—」：若干数を示す。

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

【要救助者数（自力脱出困難者数）】

(想定ケース①)

(単位：人)

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
約 10	—	約 10

(想定ケース②)

(単位：人)

揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数		
冬深夜	夏 12 時	冬 18 時
約 10	—	約 10

(3) ライフライン被害

【上水道】

(想定ケース①)

(単位：人・%)

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
約 5,000	約 4,700	95	約 3,600	72	約 2,000	40	約 300	6

(想定ケース②)

(単位：人・%)

給水人口	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率	断水人口	断水率
約 5,000	約 4,700	94	約 3,600	71	約 1,900	39	約 290	6

(注)：断水率は、給水人口に占める断水人口の割合

【電力】

(想定ケース①)

(単位：軒・%)

電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
約 4,500	約 3,900	86	約 1,500	34	約 170	4	約 10	0

(想定ケース②)

(単位：人・%)

電灯軒数	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率	停電軒数	停電率
約 4,500	約 3,900	86	約 1,500	34	約 170	4	約 10	0

(注)：停電率は、電灯軒数に占める停電軒数の割合

【通信（固定電話）】

(想定ケース①)

(単位：回線・%)

回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率
約 2,200	約 1,900	86	約 750	34	約 10	0	—	0

(想定ケース②)

(単位：回線・%)

回線数	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1か月後	
	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率	不通回線数	停電率
約 2,200	約 1,900	86	約 740	34	約 10	0	—	0

「—」：若干数を示す。

(注)：不通回線率は、回線数に占める不通回線数の割合

【通信（携帯電話）】

(想定ケース①)

(単位：%・ランク)

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
13	A	47	C	17	—	13	—

(想定ケース②)

(単位：%・ランク)

被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
13	A	47	C	16	—	13	—

「—」：若干数を示す。

(注)：停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合

(注)：携帯電話不通ランク

A：非常につながりにくい、B：つながりにくい、C：ややつながりにくい。

(4) 交通施設被害

**【道路】**

(想定ケース①)

(単位：箇所)

被害箇所
約 40

(想定ケース②)

(単位：箇所)

被害箇所
約 40

(5) 生活への影響

**【避難者】**

(想定ケース①)

(単位：人)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
約 270	約 160	約 110	約 790	約 390	約 390	約 550	約 160	約 380

(想定ケース②)

(単位：人)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
約 260	約 150	約 100	約 760	約 380	約 380	約 530	約 160	約 370

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

**【帰宅困難者】**

(想定ケース①)

(単位：人)

就業者・通学者数	帰宅困難者
約 2,100	約 420

(想定ケース②)

(単位：人)

就業者・通学者数	帰宅困難者
約 2,100	約 420

【物資需要量】

(想定ケース①)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
約 580	約 11,000	約 320	約 1,400	約 5,900	約 270	約 590	約 890	約 160

(想定ケース②)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食糧 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
約 560	約 11,000	約 310	約 1,400	約 5,800	約 260	約 570	約 870	約 150

【医療機能】

(想定ケース①)

(単位：人)

人的被害			要転院 患者数	医療需要	
死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
約 10	約 70	約 40	約 10	約 50	約 30

(想定ケース②)

(単位：人)

人的被害			要転院 患者数	医療需要	
死者	負傷者	重傷者		要入院	要外来
約 10	約 70	約 40	約 10	約 50	約 30

(6) 災害廃棄物等

【災害廃棄物等】

(想定ケース①)

災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万 m <sup>3</sup> )
—	—

(想定ケース②)

災害廃棄物 (万トン)	災害廃棄物 (万 m <sup>3</sup> )
—	—

「—」：若干数を示す。

(7) その他の被害

【エレベータ内閉じ込め】

(想定ケース①)

閉じ込めにつながり得るエレベータ停止建物棟数(棟)		閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数(台)		エレベータ閉じ込め者数(人)					
				冬深夜		夏12時		冬18時	
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(想定ケース②)

閉じ込めにつながり得るエレベータ停止建物棟数(棟)		閉じ込めにつながり得るエレベータ停止台数(台)		エレベータ閉じ込め者数(人)					
				冬深夜		夏12時		冬18時	
事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅	事務所	住宅
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

「—」：若干数を示す。

【要配慮者】

(想定ケース①)

(単位：人)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
約90	約50	約30	約250	約130	約130	約180	約50	約120

(想定ケース②)

(単位：人)

被災1日後			被災1週間後			被災1か月後		
避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
約80	約50	約30	約240	約120	約120	約170	約50	約120

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(注)：属性間での重複がある。

【要配慮者（1週間後の避難所避難者に占める人数）】

(想定ケース①)

(単位：人)

65歳以上の単身高齢者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	要介護認定者（要支援者を除く。）	難病患者	妊産婦	外国人
約 50	約 10	約 40	約 10	—	約 30	—	—	—

(想定ケース②)

(単位：人)

65歳以上の単身高齢者	5歳未満の乳幼児	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	要介護認定者（要支援者を除く。）	難病患者	妊産婦	外国人
約 50	約 10	約 40	約 10	—	約 30	—	—	—

「—」：若干数を示す。

(注)：属性間での重複がある。

【被災可能性のある重要文化財】

(想定ケース①)

(単位：施設)

総数	要因別内訳	
	揺れ	火災
1	0	0

(想定ケース②)

(単位：施設)

総数	要因別内訳	
	揺れ	火災
1	0	0

(注)：重要文化財の件数は、宮崎県教育庁文化財課「平成30年度宮崎県文化財行政要覧」に掲載されている重要文化財20件（美術工芸品11件、建造物9件）（平成30年10月31日指定分まで）を対象としている。

【孤立可能性のある集落（揺れ）】

(想定ケース①)

(単位：箇所)

県総数	美郷町内		
	農業集落	漁業集落	計
48	2	0	2

(想定ケース②)

(単位：箇所)

県総数	美郷町内		
	農業集落	漁業集落	計
48	1	0	1

#### 第4編 地震災害対策編

(注)：孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査 内閣府平成26年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としている。

## 第4節 減災に向けた取組

### 1 減災目標

上記第3節で掲げた被害想定では、本町においても大きな被害が想定されているが、これらの被害を最小限にとどめるため、県の「南海トラフ巨大地震等に伴う被害想定」においては、次のような取組を推進することで効率的な減災効果を得られると示している。

#### (1) 建物被害

#### 【全半壊棟数（想定ケース①、シーン設定③）】

(耐震化率 80%)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
—	約 10	約 70	約 530	約 20	約 30	—	約 90	約 560



(耐震化率 90%)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
—	約 10	約 20	約 180	約 20	約 30	—	約 40	約 220

「—」：若干数を示す。

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

#### 【全半壊棟数（想定ケース②、シーン設定③）】

(耐震化率 80%)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
—	約 10	約 70	約 520	約 10	約 30	—	約 80	約 550



(耐震化率 90%)

(単位：棟)

液状化		揺れ		急傾斜地崩壊		火災	合計	
全壊	半壊	全壊	半壊	全壊	半壊	焼失	全壊・ 焼失	半壊
—	約 10	約 20	約 170	約 20	約 30	—	約 40	約 210

「—」：若干数を示す。

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

(2) 人的被害

【死傷者数（想定ケース①、シーン設定①）】

(耐震化率 80%)

(単位：人)

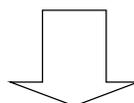
建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
—	—	約 70	—	—	—	—	—	—	—	約 10	約 70

【死傷者数（想定ケース②、シーン設定①）】

(耐震化率 80%)

(単位：人)

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
—	—	約 60	—	—	—	—	—	—	—	約 10	約 70



耐震化＋早期避難比率高

(耐震化率 90%・早期避難者比率高＋呼びかけ)

(単位：人)

建物倒壊				急傾斜地崩壊		火災		ブロック塀ほか		合計	
死者	(家具)	負傷者	(家具)	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
—	—	約 20	—	—	—	—	—	—	—	—	約 30

「—」：若干数を示す。

(注)：四捨五入の関係で合計が一致しない場合がある。

このため、本町においても、県の取組と歩調を合わせ、協力して取り組むことで、建物の耐震化率を90%へ高め、また、適切なタイミングで避難する人の割合を高めることにより、人的被害を約70人から30人（負傷者数：約70人→30人）に軽減する。

また、避難場所の確保や避難訓練の実施、広域連携の推進など各種対策にも取り組むことにより、更に被害を軽減していくことを目標とする。

2 目標達成のための取組

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は、次のとおりとする。

(1) 地域の防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」「共助」が重要であることから、自主防災活動の活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機

関と地域との連携 強化を進め、地域の防災力の向上を図る。

(2) 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は、建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進などによる居住空間内の安全確保を図る。

(3) 外部空間における安全確保対策の充実

地震災害に強いまちづくりについて、長期的な課題として検討を進めるとともに、重要インフラの整備や土砂災害対策の促進を図るほか、ライフライン対策などの促進を図る。

(4) 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、防災関係機関との連携強化や後方支援拠点を活用した総合防災訓練の実施等を行うとともに、県と連携を図りながら災害時医療体制の整備や、避難所等における保健衛生・防疫対策、震災関連死等の防止対策に取り組む。

(5) 防災体制の充実、広域連携体制の確立

防災体制の充実を図るため、業務継続計画の策定や防災拠点施設となる庁舎の整備等を行うとともに、被災者への支援やボランティア関係機関との連携など災害対応力の強化を推進する。

また、国や県、他市町村、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

## 第2章 地震災害予防計画

### 第1節 地震に強いまちづくり

#### 第1款 地域防災構造の強化

総務課 企画情報課 建設課

県の地震被害想定調査においては、特に人口の集中した地域の被害が大きくなっており、地震による被害を最小限にするためには、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

町は、財政的、時間的制約下において地震に強いまちづくりを推進していくため、次のとおり、災害に対する危険度の高い地域を把握し、重点的かつ緊急に整備を要する地域を明確にするとともに、緊急度の高いものからその整備に努める。

#### 1 防災空間の確保

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

##### (1) 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備

同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、地域の不燃化構造の推進等を図る。

##### (2) 防災通路や避難路となる道路の整備

災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。

その際、まちの構造、交通及び防災等を総合的に検討し、特にその効果の高い広幅員の道路について緊急性の高いものから整備を促進する。

##### (3) 防災拠点や避難地となる公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる公園緑地等の整備を推進するとともに、防災機能を強化するため、災害応急対策施設の整備を推進し、公園の防災機能の一層の充実を図る。

また、町地域防災計画に位置づけられた行政施設等と一体となって防災拠点となるように活用を図る。具体的には、平常時における防災訓練の場、あるいは防災資機材等の備蓄の場としての活用、更には災害時における避難場所や災害応急対策活動の拠点等としての活用を図る。

##### (4) 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な地域においては、火災発生危険性が高いだけでなく、消防車両が進入できない道路が多いため消防活動の困難性が特徴としてあげられる。このため、これらの区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

## 2 地域の再開発等の推進

### (1) 住宅密集地整備促進事業の推進

防災上、居住環境上の課題を抱える住宅密集地の整備を促進するため、老朽木造建築物の共同・協調建て替えや除却、従前居住者の居住確保、道路、公園等の地区施設の整備等を総合的かつ段階的に推進することにより、地震、火災等の災害の防止を図る。

### (2) 河川施設の整備

災害時における避難路、避難地並びに防災活動拠点等として利用できる河川整備を河川管理者と連携・協力して推進する。

## 3 指定緊急避難場所、避難路の確保等

### (1) 避難施設整備計画の作成

夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

### (2) 指定緊急避難場所の指定

延焼火災、がけ崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って指定緊急避難場所の指定を行う。

#### ア 管理条件

災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

#### イ 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

#### ウ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であるほか、このうち、洪水等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

#### エ その他

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと。

(ア) 当該施設が地震に対して安全な構造であること。

(イ) 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等がないこと。

### (3) 広域避難地の整備

密集地等においては、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、上記(2)で指定した避難地に加え、次の設置基準に従って広域避難地の整備を行う。

ア 広域避難地は、周辺地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、グラウンド、公共空地等とする。

なお、有効面積は、広域避難地内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。

- イ 広域避難地は、想定される避難者に見合った有効面積を有するものとして配置する。
- ウ 広域避難地は、大規模なげ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- エ 広域避難地周辺においては、大火輻射熱を考慮し、建築物の耐震不燃化を図る。
- オ 地区分けをする際は自治公民館単位を原則とするが、主要道路・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。また、到達距離は2km以内を目安とする。

#### (4) 避難路の整備

地域の状況に応じ、原則として次の基準により避難路を選定し、整備する。

- ア なるべく付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- イ 万一の場合に備え、代替路も選定しておくこと。

#### (5) 避難路の確保

町職員ほか避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為を排除し避難路の通行確保に努める。

## 第2款 建築物の安全化

総務課 企画情報課 建設課

県の地震被害想定調査結果によると、本町においても多数の建築物に被害が発生することが予想されており、町は、これを軽減するため、建築物の耐震化や不燃化及び液状化対策を推進していくものとし、特に、既存建築物の耐震改修及び応急対策実施上重要な建築物の耐震性の強化を推進する。

### 1 建築物の耐震性の強化

#### (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

昭和56年以前に建築された現行の耐震基準を満たさない建築物の耐震性の向上の促進を図るため、県や建築関係団体との連携の下、次のような取組を行う。

- ア 耐震診断を行う建築技術者の養成  
建築物耐震診断を行う建築士を養成するよう努める。
- イ 広報活動等  
建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を進める。  
また、これに併せて一般住民等の耐震診断等に関する相談窓口についての広報活動を展開する。
- ウ 所有者等への指導等  
現行の耐震基準に適合しない建築物の所有者等を対象として耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修に努めるように指導する。

エ 木造住宅の耐震化に対する支援等

木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用促進や国の耐震改修促進税制の周知を行うとともに、その他、建築士等の第三者によるアドバイス等の推進、事業者情報などの情報提供を行う。

(2) 建築物の落下物対策の推進

ア 建築物の落下防止対策

地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

(ア) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し、修繕を指導する。

(イ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、次の施策を推進する。

(ア) 住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(イ) 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

(ウ) ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

(エ) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

ウ 建築物の地震対策の促進

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減や、エレベーター閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

## 2 建築物の不燃化の促進

(1) 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等防災上の観点から、特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。

準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また、用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

(2) 建築物の防火の推進

建築物の新築や増改築の際には、建築基準法に基づく防火の指導を行うとともに、既存

建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

### 3 重要施設の耐震性強化

#### (1) 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

#### (2) 耐震診断が義務づけられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務づけられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合、耐震補強工事を計画的に推進する。

#### (3) 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務づけられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

町は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかでないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

### 4 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

町及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、人命にかかわる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化するよう努める。

## 第3款 地盤災害防止対策の推進

総務課 建設課

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。町は、地形・地質及び多雨地域といった自然的条件から土砂災害の被害を受けやすい地域を把握するとともに、災害危険度の高い場所についての確かな予防対策を実施し、住民の生命・財産の保全に努める。

#### 1 地盤情報の把握と周知

地理的・社会的変化に対応できるよう土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区及び土砂災害警戒区域等について、県と協

力して定期的に危険度を把握するための調査点検を実施し、これら土砂災害の危険箇所についての住民への周知に努める。

## 2 土地利用の適正誘導

町は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から前項で触れた災害危険度の的確な把握及びこれらの危険箇所等の周知によって、災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。

## 3 土砂災害防止対策の推進

町は、次のとおり土砂災害防止対策を推進する。

### (1) 警戒避難体制の整備

県が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行ったときは、町地域防災計画において、当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

### (2) 土砂災害危険箇所における対策工事の推進

土砂災害危険箇所の法指定箇所については、各種対策事業の実施を推進する。

### (3) 警戒体制の確立

危険区域について、現状観測、防止施設の管理、パトロールの実施などの警戒体制を確立する。

### (4) 応急対策用資機材

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

## 4 造成地災害防止対策の推進

### (1) 災害防止に関する指導、監督

町は、造成地に発生する災害の防止について、都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

### (2) 災害防止に関する指導基準

#### ア 災害危険度の高い区域

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の各区域内の土地については、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

#### イ 人工がけ面の安全措置

宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

#### ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

## 第4款 河川・治山・砂防施設の整備と管理

県の地震被害想定調査の結果によると、河川等施設の破堤による被害が想定されており、町は、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努める。

### 1 河川施設等の整備と管理

#### (1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋りょう等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

#### (2) 頭首工等における管理体制の整備

災害時に一貫した管理が行えるよう、関係機関との連絡体制を確立しておくなど、管理体制の整備、徹底を図る。

#### (3) 防災体制等の整備

河川情報等のテレメーターシステムを利用し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制を整備する。

### 2 治山・砂防施設の整備と管理

#### (1) 治山施設

##### ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するため、定期的に点検・調査を実施する。

なお、危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域の指定を経て治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

##### イ 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設について、国の設計指針及び県の基準に基づき耐震性の確保を図る。

また、既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

#### (2) 砂防施設

##### ア 砂防設備の整備

(ア) 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

(イ) 砂防指定地内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、設備の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

##### イ 地すべり防止施設の整備

(ア) 緊急度の高い危険箇所から順次、施設整備に努め、表面水・浸透水・地下水の排除や抑止杭等による防止工事を進める。

(イ) 地すべり防止区域内の制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

急傾斜地崩壊危険区域内の制限行為の監視を強化するとともに、急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じた補修等を行う。

### 第5款 道路等交通関係施設の整備と管理

共通対策対策編第2章第1節第1款に準ずる。ただし、道路及び橋りょう等については、耐震性の向上に努める。

### 第6款 ライフライン施設の機能確保

共通対策対策編第2章第1節第2款に準ずる。ただし、基幹的水道施設等については、特に耐震性の確保に努める。

### 第7款 危険物等施設の安全確保

総務課

地震による被害を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

危険物施設（資料4-1「危険物施設一覧」）は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。特に、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡システムの確保等）の作成に関する指導を徹底するほか、関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図るとともに、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施を励行することにより、防災意識の高揚を図る。

#### 1 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクの設置に当たっては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクを設置する箇所の地盤調査の実施や規制基準を踏まえた工法を用いるよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導を行う。

さらに、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

## 2 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等については、県と連携し、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

### 第8款 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

総務課

町は、県の被害想定調査の結果を踏まえ、緊急に防災機能の向上を図るため、県と連携の下、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を実施する。

なお、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

#### 1 事業の推進等

地震防災対策を計画的に推進するため、県は、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、県内全域を対象に、平成28年度を初年度とした第五次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。

町は、第五次地震防災緊急事業五箇年計画及び新・宮崎県地震減災計画を踏まえ、これら計画の推進に当たっては、県と協議を行い、町が実施する事業については県の指導の下、整備を進める。

#### 2 公共施設等耐震化事業の推進

##### (1) 事業の趣旨等

阪神・淡路大震災の教訓や地震防災対策特別措置法の趣旨等を踏まえ、大規模な地震等が発生した場合にも住民の安全が確保できるよう緊急に防災機能の向上を図るため、国の財政支援を受けて、公共施設等の耐震化を推進する。

##### (2) 対象事業

次のような施設であって、地域防災計画上その耐震改修を進めることとした施設を対象とする。

なお、建築物については、原則として非木造の2階以上又は延床面積200㎡以上の建築物であって、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものを対象とする。

## 第4編 地震災害対策編

- ア 地域防災計画上の避難所とされている公共施設、公用施設
  - イ 不特定多数の者が利用する公共施設（橋りょう等の道路、歩道橋等の交通安全施設等を含む。）等
  - ウ 災害時に災害対策の拠点となる公共施設、公用施設（庁舎を含む。）
- (3) 公共施設等の耐震化の推進

町は、公共施設等の耐震化を推進するとともに、必要に応じて事業内容、事業量、事業実施年度等を記載した公共施設等耐震化事業計画の作成を検討する。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

### 第1款 情報の収集・連絡体制の整備

共通対策編第2章第2節第1款に準ずる。

### 第2款 活動体制の整備

共通対策編第2章第2節第2款に準ずる。

### 第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

総務課 消防団

共通対策編第2章第2節第3款に準ずる。ただし、出火防止体制の整備及び耐震性消防水利の充実については、以下による。

#### 1 出火防止体制の整備

町は、消防団と協力して、防災活動の充実強化を図り、火災予防対策を実施する。

##### (1) 一般家庭に対する指導

出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、次の事項の知識の普及に努める。

- ア 耐震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及
- イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
- ウ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
- エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
- オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底
- カ 出火防止対策及び火災発生時における消火措置の徹底

##### (2) 事業所等に対する指導

ア 多数の者が利用する学校、病院、店舗等の施設に対しては、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含めた消防計画の作成、避難訓練等の実施、消防用設備の点検整備、火気の使用監督を行うこと等について、十分な指導を行う。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 化学薬品を保管している事業所、教育機関等に対し、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対する規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災等の災害発生の未然防止を図る。

(4) 建築同意制度の活用

消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図る。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を使用しなければならない防火対象物について、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行う。

(6) 火災発生の未然防止

火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の貯蔵取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止するとともに、店舗等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行う。

(7) 火災予防運動の実施

毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり展開される秋季全国火災予防運動（11月9日～11月15日）、県林野火災予防運動（1月30日～2月5日）、春季全国火災予防運動（3月1日～3月7日）を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対して火災予防思想の普及向上に努める。

## 2 耐震性消防水利の充実

町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実、多様化に努めるとともに、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

なお、震災時には、水道施設の被害や水圧の低下等による消火栓の破損等も予想されるため、今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プール等の保有水の活用、河川等の自然水利の開発や確保をより一層推進する。

### 第4款 医療救護体制の整備

共通対策編第2章第2節第4款に準ずる。

なお、医療機関は施設の耐震性強化に努める。

### 第5款 緊急輸送体制の整備

共通対策編第2章第2節第5款に準ずる。

なお、町及び各道路管理者は道路の耐震性の強化に努める。

### 第6款 避難収容体制の整備

共通対策編第2章第2節第6款に準ずる。ただし、多くの住民の避難施設となる学校及び公共施設等については、特に耐震化及び耐火性に留意した施設の指定に努める。

### 第7款 備蓄に対する基本的な考え方

共通対策編第2章第2節第7款に準ずる。

### 第8款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

共通対策編第2章第2節第8款に準ずる。

### 第9款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

共通対策編第2章第2節第9款に準ずる。

### 第10款 要配慮者等安全確保体制の整備

共通対策編第2章第2節第10款に準ずる。

**第11款 二次災害防止体制の整備**

県の地震被害想定調査結果によると、地震後に発生する火災、土砂災害等の二次災害による被害が想定されている。

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、これらの二次災害を防止することが重要である。

町は、有効な二次災害防止活動を行うため、日頃からの対策及び活動を推進する。

**1 土砂災害防止体制の整備**

災害時においては、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等の危険性が特に指摘されている。二次災害予防のため、それらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検が実施できる体制を整備する。

- (1) 情報収集体制の整備
- (2) 警戒避難体制の整備

**2 建築物災害防止体制の整備**

災害時において、地震により被災した建築物の余震等による二次災害から住民の生命を守るため、被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定体制の整備を図る。

- (1) 想定される地震の規模、建築物の被害等を推定し、優先的に判定を実施する施設、区域等を整理するとともに、判定士の受入体制等を整備する。
- (2) 判定活動に必要な判定業務用品を建築物の被害想定に応じて配備する。

**3 危険物等災害防止体制の整備**

消防法に定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化を図る。

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

**4 宅地災害防止体制の整備**

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合において、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止し、住民の安全の確保を図るため、震災時に宅地危険度判定を行う宅地判定

## 第4編 地震災害対策編

実施体制を整備し、宅地判定士の受入体制を整備する。

### 第12款 防災訓練の実施

共通対策編第2章第2節第11款に準ずる。

### 第13款 災害復旧・復興への備え

共通対策編第2章第2節第12款に準ずる。

### 第3節 住民の防災活動の促進

---

#### 第1款 防災知識の普及

共通対策編第2章第3節第1款に準ずる。

#### 第2款 自主防災組織等の育成強化

共通対策編第2章第3節第2款に準ずる。

なお、がけ崩れ、建物倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町及び警察機関等に通報するとともに、二次災害に十分注意した上で救助活動等に努めるよう留意を促す。

#### 第3款 ボランティアの環境整備

共通対策編第2章第3節第3款に準ずる。

## 第4節 地震災害に関する調査・研究

---

### 第1款 調査研究の推進

総務課

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、地震災害対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。既に、国や県においても、様々な研究が行われているところであるが、町においても、近年の防災をめぐる社会構造の変化に対応するため、必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進する。

#### 1 県内活断層等の調査

国及び県が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの累積に努める。

#### 2 地震災害対策に関する調査・研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。

したがって、過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを常に調査研究し、災害防止策の向上に努める。

なお、地震災害対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 地盤の液状化に関する調査研究
- (4) 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- (5) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (6) 地震災害に伴う社会心理に関する調査研究
- (7) 避難に関する調査研究
- (8) 防災情報システムに関する調査研究
- (9) 地震時における交通確保に関する研究
- (10) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (11) 広域応援・受援に関する研究

## 第3章 地震災害応急対策計画

### 第1節 活動体制の確立

#### 第1款 災害対策本部の設置

全 部

地震災害時の災害対策本部の設置については、共通対策編第3章第1節第1款によるほか、その設置基準については、次による。

- ① 町内に震度6弱以上の地震があったとき。
- ② 大規模な災害が発生したとき。
- ③ その町長が必要と認めたとき。

#### 第2款 職員の参集及び動員

共通対策編第3章第1節第2款に準ずる。

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

### 第1款 災害情報の収集・連絡

全部

共通対策編第3章第2節第1款に準ずる。ただし、地震情報等の収集・連絡及び異常現象発見者の通報義務については、以下による。

なお、町は、地震発生直後から被災状況を正確に把握するため、災害情報及び被害情報については、特に住民の生命にかかわる情報に重点を置いて収集し、その内容については速やかに県・関係機関等に報告する必要がある、収集した災害情報等を県や関係機関との間で共有し、応急対策に活用する。

#### 1 地震情報等の収集・連絡

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、被害情報、応急対策活動の情報を防災関係機関が共有することは極めて重要であり、町は、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達し、最終的に住民に伝える。

また、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

##### (1) 地震情報の収集

県内の市町村に設置されている計測震度計による震度情報が震度情報ネットワーク・システムにより表示されるほか、気象庁では、地震情報を発表しており、これらの地震情報を一刻も早く入手して防災体制をとる。

##### ア 地震情報の種類と内容

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約188地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面活動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村名を発表

地震情報の種類	発表基準	内容
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その地点名を発表
その他の情報	・顕著な地震の震源要旨を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね30分以内に発表 日本や国外への津波の影響についても記述して発表

イ 「南海トラフ地震に関する情報」の種類及び発表条件

「南海トラフ地震に関する情報」は、南海トラフ全域を対象に地震発生の可能性の高まりについてお知らせするもので、この情報の種類と発表条件は次のとおり。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	・観測された異常な現象（※）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	・巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	・巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※ 南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	・（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。）

※ 南海トラフの規定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

ウ 地震解説資料

宮崎地方気象台は、県内で震度4以上の揺れを観測したときなどに防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料を作成して、県及び防災関係機関に提供し、ホームページに公表する。

(2) 緊急地震速報

ア 緊急地震速報の発表

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（本町における緊急地震速報で用いられる区域：宮崎県北部山沿い）に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。また、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

イ 緊急地震速報の伝達

全国瞬時警報システム（J-ALERT）等による伝達を受けた緊急地震速報は、防災行政無線等により、住民等へ伝達する。

ウ 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉を開けて避難路を確保する。
集客施設	施設の館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

車の運転中	<p>後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキを避けるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。</p>
-------	---

エ 普及・啓発の推進

住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及啓発に努める。

オ 緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

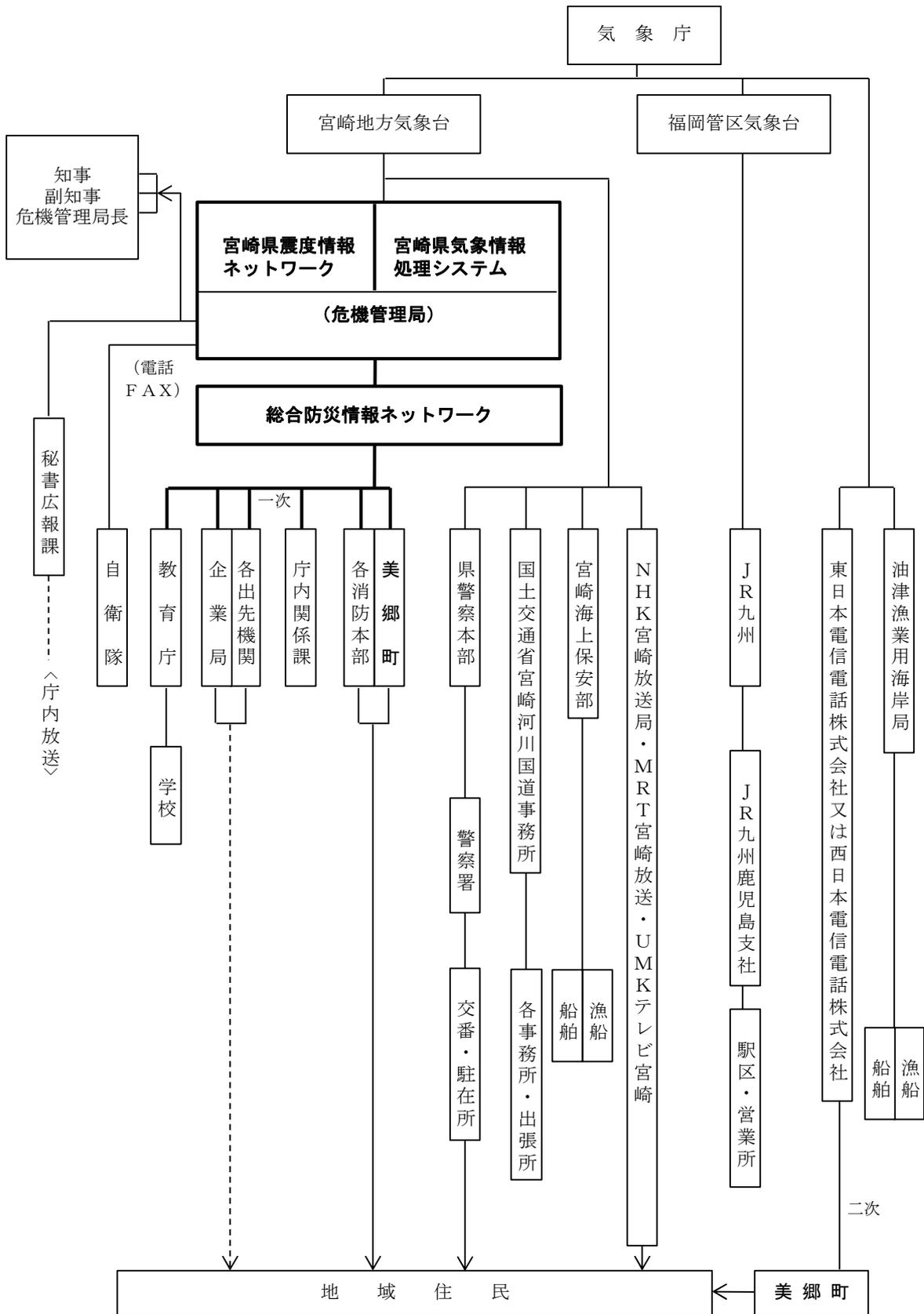
(3) 地震情報の伝達

地震情報の伝達は、下記で示す「地震情報の伝達系統」によって伝達される。

町は、情報の伝達を受けたときは、役場内に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握するとともに、速やかに住民その他関係のある公私の団体等に周知徹底する。

なお、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

【地震情報の伝達系統】



## 2 異常現象発見者の通報義務

地割れ等、災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

この通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に、また町長は、宮崎地方气象台、県(危機管理局)、その他の関係機関に通報しなければならない。

### 第2款 通信手段の確保

共通対策編第3章第2節第2款に準ずる。

## 第3節 広域応援活動

---

### 第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

共通対策編第3章第3節第1款に準ずる。

### 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

共通対策編第3章第3節第2款に準ずる。

## 第4節 救助・救急及び消火活動

### 第1款 救助・救急活動

共通対策編第3章第4節第1款に準ずる。

### 第2款 消火活動

総務対策部 消防団

共通対策編第3章第4節第2款に準ずる。ただし、地震発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きいため、町は、消防機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な消防活動を実施する。

#### 1 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則を踏まえ、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

##### (1) 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区に対して住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じて避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

##### (2) 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

##### (3) 密集地火災消火活動優先の原則

大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、住居等密集地に面する部分の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

##### (4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般住居等密集地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地区に対しては、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

##### (5) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

## 2 住民、自主防災組織、事業所による消火活動

### (1) 住民の活動

#### ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

#### イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

### (2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊（消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

### (3) 事業所の活動

#### ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

#### イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

#### ウ 災害拡大防止措置

高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

## 第5節 医療救護活動

---

### 第1款 医療救護活動

共通対策編第3章第5節第1款に準ずる。

## 第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

---

### 第1款 交通の確保

共通対策編第3章第6節第1款に準ずる。

### 第2款 緊急輸送活動

共通対策編第3章第6節第2款に準ずる。

## 第7節 避難収容活動

---

### 第1款 避難誘導の実施

共通対策編第3章第7節第1款に準ずる。

### 第2款 避難所の開設、運営

共通対策編第3章第7節第2款に準ずる。

**第3款 要配慮者への配慮**

共通対策編第3章第7節第3款に準ずる。

**第4款 応急住宅の確保**

共通対策編第3章第7節第4款に準ずる。

**第8節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動**

---

**第1款 食料の供給**

共通対策編第3章第8節第1款に準ずる。

**第2款 飲料水の供給及び給水の実施**

共通対策編第3章第8節第2款に準ずる。

**第3款 生活必需品の供給活動**

共通対策編第3章第8節第3款に準ずる。

**第9節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動**

---

**第1款 保健衛生対策の実施**

共通対策編第3章第9節第1款に準ずる。

**第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施**

共通対策編第3章第9節第2款に準ずる。

**第3款 し尿、ごみ、がれきの処理**

共通対策編第3章第9節第3款に準ずる。

**第10節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動**

---

**第1款 行方不明者及び遺体の搜索**

共通対策編第3章第10節第1款に準ずる。

**第2款 遺体の確認、埋葬の実施**

共通対策編第3章第10節第2款に準ずる。

**第11節 秩序の維持、物価の安定等に関する活動**

---

**第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持並びに帰宅困難者対策**

共通対策編第3章第11節第1款に準ずる。

**第2款 物価の安定、物資の安定供給**

共通対策編第3章第11節第2款に準ずる。

## 第12節 公共施設等の応急復旧活動

---

### 第1款 公共土木施設等の応急復旧活動

共通対策編第3章第12節第1款に準ずる。

## 第13節 ライフライン施設の応急復旧

---

### 第1款 ライフライン施設の応急復旧

共通対策編第3章第13節第1款に準ずる。

## 第14節 秩序の維持、物価の安定等に関する活動

---

### 第1款 被災者等への的確な情報伝達活動

共通対策編第3章第14節第1款に準ずる。

## 第15節 二次災害の防止活動

### 第1款 水害、土砂災害対策

総務対策部 建設対策部

町は、地震発生により河川や斜面等に支障が生じ、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力の下に効果的な防止対策を実施する。

#### 1 水害防止対策

- (1) 地震が発生した場合、河川施設等の被害、又はダム放流による洪水等の発生が予想されるため、町長は、地震（震度5強以上）が発生した場合、水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、河川施設、ダム等の施設の管理者、警察・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点をおいた措置をとる。
- (2) 町限りで実施困難な場合は、県に対して応援を要請し、関係機関の応援により行う。
- (3) 河川施設、ダム等の管理者は、地震（ダム及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上）が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じ関係機関及び地域住民に連絡する。

#### 2 土砂災害防止対策

##### (1) 現地状況の把握

町は、土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集するほか、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について、巡視等により状況把握に努める。

##### (2) 土砂災害緊急情報の活用

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難勧告の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害については国土交通省が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期の情報を提供することとしている。

町は、この情報を避難勧告の判断等に活用し、住民の安全確保に努める。

##### ア 国土交通省

- ・河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流
- ・河道閉塞による湛水

##### イ 県

- ・地すべり

(3) 応急措置

町は、がけ崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性があるとして判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

ア 避難勧告

イ 立入規制

ウ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置

エ 観測機器の設置、観測

(4) 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画を立てるとともに、これに基づき危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視を行い、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

(5) 情報の連絡・広報

町は、土砂災害危険箇所についての情報を関係機関に報告するとともに、周辺住民に危険性・応急措置、復旧等について広報する。

**第2款 建築物等の倒壊対策**

建設対策部

町は、地震により被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施する。

**1 建築物応急危険度判定**

(1) 判定士派遣要請・派遣

町は、余震等による二次災害を防止するため、県に対して建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

(2) 応急危険度判定活動

ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象建築物は、町が定める建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 町は、県に対して判定士の派遣計画や判定の後方支援を要請する。

ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

- (イ) 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）」の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- (ウ) 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- (エ) 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- (オ) 判定は、原則として「目視」により行う。
- (カ) 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

## 2 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

### 第3款 爆発及び有害物質による二次災害防止対策

総務対策部

町は、地震による危険物等災害を最小限にとどめるため、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめる。

また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立する。

#### 1 危険物等流出対策

町は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

#### 2 石油類等、高圧ガス、火薬類取扱施設及び毒劇物取扱施設等危険物施設の安全確保

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し、被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。

また、県に対して被害状況を報告するとともに、町限りでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

## 第4款 宅地等の崩壊対策

町は、地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施する。

### 1 宅地危険度判定

#### (1) 判定士派遣要請・派遣

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

#### (2) 応急危険度判定活動

##### ア 判定の基本的事項

(ア) 判定対象宅地は、町が定める建築物とする。

(イ) 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、1人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

(ウ) 判定結果の責任については、町が負う。

##### イ 判定の関係機関

(ア) 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

(イ) 町は、県に対して宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を要請する。

##### ウ 判定作業概要

(ア) 判定作業は、町の指示に従い実施する。

(イ) 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）」の判定基準により、擁壁、法面、自然斜面ごとに行う。

(ウ) 調査は、判定調査票の項目に従って、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

(エ) 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に宅地判定ステッカーを貼付することで危険度の表示を行う。

### 2 二次災害防止のための応急措置

町は、被災宅地危険度判定結果に基づき、立入制限等の措置を行う。

## 第16節 自発的支援の受入れ

---

### 第1款 ボランティア活動の受入れ

共通対策編第3章第15節第1款に準ずる。

### 第2款 義援物資、義援金の受入れ・配分

共通対策編第3章第15節第2款に準ずる。

## 第17節 災害救助法の適用

---

### 第1款 災害救助法の適用

共通対策編第3章第16節第1款に準ずる。

## 第18節 文教対策

---

### 第1款 学校教育対策

共通対策編第3章第17節第1款に準ずる。

### 第2款 文化財保護対策

共通対策編第3章第17節第2款に準ずる。

## 第19節 農林水産畜産関係対策

### 第1款 農林水産畜産物応急対策

農林対策部

大規模な地震災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。このため、町は、情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図る。

#### 1 農産物応急対策

##### (1) 情報の収集

町は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

##### (2) 農産物対策

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

##### ア 水稲

- (ア) 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- (イ) 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- (ウ) 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

##### イ 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

##### ウ 果樹

- (ア) 露出した根部の覆土（地震により、地割れ、地すべり等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
- (イ) 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- (ウ) 施設の破損箇所の早期復旧対策

##### エ 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

##### オ その他露地作物等

地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

#### 2 家畜応急対策

##### (1) 情報の収集

町は、県及び関係団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

##### (2) 家畜の防疫

家畜伝染病に対処するため、県（家畜保健衛生所）が家畜防疫班、畜舎消毒班及び家畜衛生班を編成したとき、畜産班はその活動に積極的に協力する。

なお、災害のため正常な家畜の診療が受けられない場合、畜産班は県に対して診療班の派遣を要請する。

## 第4編 地震災害対策編

また、災害による死亡獣畜については、化製場で処理するものとするが、道路の寸断等により処理ができない場合、家畜の飼養者に対して、畜産班に届出を行い、知事の許可を得て死亡獣畜の埋却又は焼却を行うよう指導する。

### (3) 飼料の確保

畜産班は、災害により飼料の確保が困難となった場合、県に対して政府保有の飼料用穀類の放出等飼料の確保に関する応援を求める。

## 3 林産物応急対策

### (1) 情報の収集

町は、県及び林業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

### (2) 林産物対策

町は、県及び林業関係団体と協力して、生産者へ対策の徹底を図る。

## 4 水産物応急対策

### (1) 情報の収集

町は、県及び水産業関係団体と協力して、災害の情報収集に努める。

### (2) 水産物対策

町は、県及び漁業関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

#### ア 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

#### イ 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

#### ウ 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

## 第20節 南海トラフ地震に関する情報が発表された場合の防災対応

### 第1款 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における対応

総務対策部

#### 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、町は情報連絡本部を設置し、関係機関等への連絡、また、住民に対して今後の備えについての呼びかけを行う。

### 第2款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における対応

総務対策部

#### 1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、町は災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）における災害対策本部の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、地震災害対策編第3章第1節第1款「災害対策本部の設置」の要件を満たした場合、町は災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

#### 3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。

なお、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 4 避難対策等

##### (1) 地域住民等の避難行動等

町は、住民に対し、日ごろからの地震の備えを再確認するなど防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、併せて沿岸市町への外出時においては、十分留意する旨呼びかけるものとする。

##### (2) 避難収容活動

共通対策編第3章第7節第1款に準ずる。

(3) 関係機関のとりべき措置

ア 消防機関等の活動

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関等が出火及び混乱の防止等のために講ずる措置について、対策を定めるものとする。

イ 秩序の維持【日向警察署】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、関係機関と緊密な連携のもとに、情報の収集、分析に努め、秩序の維持を図るものとする。

また、町内における犯罪、交通等の様々な情報を関係機関と共有し、地域一体となった活動を推進するものとする。

ウ ライフライン施設の対策【ライフライン事業者】

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における、各ライフラインの供給体制を整備するものとする。

また、町及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

エ 交通対策【町】

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、沿岸市町での車両の走行は極力抑制するよう周知する。

(4) 町が管理等を行う施設等に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置及び体制は次のとおり。

- (ア) 入場者等へ南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨の伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 消防用設備の点検及び出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 非常用電源装置の点検、通信手段の確保と点検

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁者等の管理者は、(4)のアに掲げる措置をとるほか、次の措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

ウ 観光客等に対する措置

町は、現地の地理に不案内な観光客等に対して、4 (4) アに掲げる措置をとるほか、

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された旨の伝達と避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を広報するものとする。

**第3款 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における対応**

総務対策部

**1 基本方針**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、町は災害警戒本部を設置し、関係部局による今後の対応を確認する。

**2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）における災害対策本部の設置等**

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、地震災害対策編第3章第1節第1款「災害対策本部の設置」の要件を満たした場合、町は災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達に努め、防災対応体制の確立を図る。

**3 災害応急対策をとるべき期間等**

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で異常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの時間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

**4 町のとるべき措置**

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、地域住民等に対し、日ごろからの地震の備えを再確認するなど防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等、日ごろからの地震の備えを再確認するものとする。

## 第4章 地震災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興計画の基本的方向の決定

---

#### 第1款 復旧・復興計画の基本的方向

共通対策編第4章第1節第1款に準ずる。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

---

#### 第1款 公共施設災害復旧事業計画

共通対策編第4章第2節第1款に準ずる。

#### 第2款 激甚災害の指定

共通対策編第4章第2節第2款に準ずる。

### 第3節 計画的復興の進め方

---

#### 第1款 計画的復興

共通対策編第4章第3節第1款に準ずる。

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

---

### 第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

共通対策編第4章第4節第1款に準ずる。

### 第2款 生活確保資金の融資等

共通対策編第4章第4節第2款に準ずる。

### 第3款 税対策等による被災者の負担の軽減

共通対策編第4章第4節第3款に準ずる。

### 第4款 住宅確保の支援

共通対策編第4章第4節第4款に準ずる。

### 第5款 災害復興基金の設立

共通対策編第4章第4節第5款に準ずる。

## 第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

---

### 第1款 被災中小企業の復興支援

共通対策編第4章第5節第1款に準ずる。

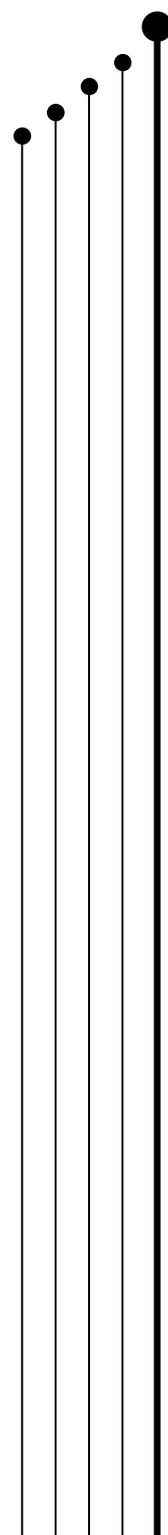
**第2款 農林水産業の復興支援**

農林振興課

共通対策編第4章第5節第2款に準ずる。



# 第5編 その他災害対策編





# 第1章 道路災害対策計画

## 第1節 基本的考え方

---

本章は、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため、町等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 道路災害予防計画

### 第1款 道路交通の安全のための情報の充実

総務課 企画情報課

町は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図る。

また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るため、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

### 第2款 道路施設等の管理と整備

総務課 建設課

#### 1 管理する施設の巡回及び点検

町は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- (1) 管理する施設について、所定の要領等に基づき定期的に巡回及び点検を実施する。特に、がけ崩れ危険箇所等については重点的に行う。
- (2) 大規模な地震、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき巡回及び点検を実施する。

#### 2 安全性向上のための対策の実施

町は、施設の巡回及び点検において詳細な調査が必要と判断された施設については詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

### 第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

関係各課

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

##### (1) 情報収集体制の整備

ア 町に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡

災害等の発見者から町へ災害発生情報が迅速かつ確実に到達する状況を確保するため、日頃から次のような体制を整備する。

##### (ア) 発見者等からの情報連絡

町は、その管理している施設に関連して事故災害が発生した場合には、発見者等か

ら速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

(イ) 関係機関への連絡

一般の情報提供者から警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生情報を県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるよう情報連絡体制を整えておく。

イ 緊急時の通信体制の整備

町は、大規模な事故災害等発生現場において、迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしていく。

ウ 機動的な情報収集体制の整備

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うための体制整備に努める。

(2) 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

町は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。

また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

町は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても一般回線のほか、携帯電話、携帯衛星電話等の多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン、デジタルカメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

## 2 活動体制の整備

(1) 担当職員の招集・参集体制の整備

ア 参集範囲の明確化

町は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について、具体的に定めておくものとする。

イ 招集連絡手段の整備

町は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に行い得るよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ、招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関相互の協力体制の整備

町は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行う。

また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど、関係機関相互の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

町は、大規模な事故災害等が発生した場合、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) 関係業界等との協力体制の確立

町は、大規模な事故災害等が発生した場合には、関係業界等の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

**3 救急・救助及び消火活動体制の整備**

共通対策編第2章第2節第3款に準ずる。

**4 医療救護体制の整備**

共通対策編第2章第2節第4款に準ずる。

**5 緊急輸送体制の整備**

共通対策編第2章第2節第5款に準ずる。

**6 訓練、研修等の実施**

町は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図る。

**第4款 道路利用者に対する防災知識の普及**

総務課

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

## 第3節 道路災害応急対策計画

### 第1款 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

全部

#### 1 災害情報の収集・連絡

##### (1) 事故災害等状況の把握と確認

町及び道路管理者は、管理する道路での事故災害等発生のお知らせを受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報する。

##### (2) 通行の禁止又は制限

事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

##### (3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、う回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、マスコミの協力も得ておく。

#### 2 通信手段の確保

##### (1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備

県等に対して、無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備するための手配を要請し、無線通信回線の確保を図る。

##### (2) 公衆回線の緊急増設

N T T西日本に対して、設置箇所、設置数を明示して公衆回線等の緊急増設を要請する。

##### (3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

大規模な事故災害等の発生のお知らせを入手した場合、県等に対して速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣するための手配を要請し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。

また、メール、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

### 第2款 活動体制の確立

全部

町は、町内において、大規模な道路災害が発生した場合、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携の下に応急対策を実施する。

活動体制の確立手順については、共通対策編第3章第1節に準ずる。

### 第3款 広域応援体制の確立

総務対策部

大規模な道路災害、トンネル火災等が発生した場合、本町だけでは応急措置を行えないことも考えられるため、町は、広域的な応援体制の確立に努める。

道路災害における広域応援体制については、共通対策編第3章第3節に準ずる。ただし、必要に応じて県を通じて大学、研究機関、コンサルタント等関係業者への調査依頼等を要請する。

### 第4款 交通誘導及び緊急交通路の確保

総務対策部 建設対策部

#### 1 一般住民等への情報提供

町は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、遅滞なく関係機関に連絡するとともに、一般住民等への情報提供を行う。

また、う回路等の案内表示等を行い、交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への迅速な進入路の確保に努める。

#### 2 う回路の確保

町は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、う回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、円滑な道路交通の確保に努める。

#### 3 救出作業の前提となる障害物の除去作業

町は、業者等に指示して、警察、消防、自衛隊等が被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を行わせるとともに、必要に応じてコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

#### 4 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

町は、業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

#### 5 危険物の流出に対する応急対策

町は、道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行う。

## 6 二次災害の防止

町は、道路災害現場における救出・救助活動に当たって、がけ崩れ等による二次災害の防止のため、監視員を置くなどの措置を確実に行う。

### 第5款 救助・救急及び消火活動

共通対策編第3章第4節に準ずる。

### 第6款 医療救護活動

共通対策編第3章第5節に準ずる。

### 第7款 道路施設の応急復旧

共通対策編第3章第12節第1款「1 道路施設」に準ずる。

### 第8款 関係者等への的確な情報伝達活動

総務対策部

町は、関係者等への的確な情報伝達に当たっては、関係機関と密接に連携し、次のとおり行う。

#### 1 被災者及びその家族への対応

##### (1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

##### (2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

##### (3) 被災者及びその家族への情報の提供

被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やテレビ画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互に連携の下、被災者及びその家族に対する対応を行う。

## 2 報道機関への広報

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し、情報提供することを基本とする。

また、大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専門に担当して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の食い違い等を防ぐために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努める。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表する。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やテレビ画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対してその組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打ち合わせに基づいて一元的に実施するよう努める。

## 第2章 危険物等災害対策計画

### 第1節 基本的考え方

---

本章は、町内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町等がとるべき対策について必要な事項を定める（本町における危険物施設については、資料4-1「危険物施設一覧」参照）。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 危険物等災害予防計画

### 第1款 危険物等施設の安全性確保

総務課

危険物施設は、消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。特に、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保等）の作成に関する指導を徹底するほか、関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図るとともに、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施を励行することにより、防災意識の高揚を図る。

#### 1 大規模タンクの耐震化

一定規模以下の貯蔵タンクの設置に当たっては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクを設置する箇所の地盤調査の実施や規制基準を踏まえた工法を用いるよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制を確立するよう指導を行う。

さらに、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

#### 2 保全確保の指導

危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

さらに、液化石油ガス消費設備及び高圧ガス設備等については、県と連携し、耐震化対策、定期自主点検の完全実施、危害防止対策等について指導する。

### 第2款 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

関係各課

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については、共通対策編第2章第2節第1款によるほか、町は、危険物等災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

#### 2 活動体制の整備

町は、危険物災害発生時の職員の参集基準を明確にするなど、非常参集体制の整備を図るとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用方法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

### 3 消火体制の整備

#### (1) 消防計画の作成

町は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図る。

#### (2) 出火防止体制の整備

##### ア 事業所に対する指導

町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導する。

##### イ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

町は、県等関係機関と連携の下、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図る。

### 4 医療救護体制の整備

共通対策編第2章第2節第4款に準ずる。

### 5 緊急輸送体制の整備

共通対策編第2章第2節第5款に準ずる。

### 6 避難収容体制の整備

共通対策編第2章第2節第6款に準ずる。

### 7 防災訓練の実施

町は、関係機関と連携して災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑化を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施する。

## 第3款 防災知識の普及

総務課

町は、町内の危険物施設の管理者に対し、消防法に基づく危険物取扱者保安講習、防火管理者講習等を実施するよう指導する。

## 第3節 危険物等災害応急対策計画

### 第1款 発災直後の災害情報の収集・連絡

全 部

町は、危険物等災害情報の収集・連絡に当たって、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とし、次のとおり実施する。

#### 1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

- (1) 事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡する。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告する。

報告に当たっては、災害発生後直ちに無線電話・FAX等によって行う。

- (2) 必要に応じて画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

#### 2 危険物に係る事故の即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもので、具体的には次のとおりである。

- (1) 危険物施設の事故
- (2) 無許可施設の事故
- (3) 危険物運搬中の事故

(例示)

- ア 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者を生じたもの
- イ 爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ウ 周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- エ 大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- オ その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

### 第2款 活動体制の確立

全 部

町内において、危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害の拡大防止・応急対策を実施する機関として、必要に応じ災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害の拡大防止・応急対策の実施に努める。

活動体制の確立手順については、共通対策編第3章第1節に準ずる。

### 第3款 広域応援活動

共通対策編第3章第3節に準ずる。

### 第4款 災害の拡大防止活動

総務対策部 消防団

町は、災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努める。

#### 1 災害拡大防止措置

町及び消防団は、危険物施設等が被害を受けた場合、事業所等関係機関と連絡をとり、災害の拡大を防ぐために必要な措置をとる。

#### 2 立入禁止区域の設定

町は、危険物等が漏えい、流出又は飛散した場合には、警察及び消防団と連携し、直ちに立入禁止区域を設定して、被害の拡大防止に努める。

### 第5款 救助・救急及び消火活動

総務対策部 生活対策部 消防団

共通対策編第3章第4節によるほか、以下によるものとする。

#### 1 消火活動

消防団による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、消防団員の安全確保に努める。

#### 2 救助・救急活動

警察及び消防団は、救出・救助活動等に当たっては、被災者及び消防団員の安全確保に努める。

#### 3 事業所による消火活動

- (1) 自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
- (2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

## 第6款 医療救護活動

共通対策編第3章第5節に準ずる。

## 第7款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

共通対策編第3章第6節に準ずる。

## 第8款 危険物等の大量流出に対する応急対策

総務対策部 建設対策部 消防団

危険物等が河川等に大量流出した場合は、予想を上回る広域的な被害を及ぼす可能性がある。このため町は、県及び関係機関と協力して被害拡大の防止措置を緊急に講ずる。

### 1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、町は、直ちに関係機関と協力の上、危険物等の処理等必要な措置を講ずるため、迅速な対応に努める。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

### 2 交通規制等の実施

危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合、町は、警察等関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行う。

## 第9款 避難収容活動

総務対策部 消防団

共通対策編第3章第7節によるほか、以下によるものとする。

なお、危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、町は、おおむね次のとおり避難誘導を実施する。

### 1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主流・ガス流と直角方向になるように行うものとし、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広

く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

## 2 広報車、パトカー、携帯拡声器等

広報車、パトカー、携帯拡声器等により、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

## 3 ヘリコプター

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、関係機関に対してヘリコプターによる上空からの避難誘導を要請する。

### 第10款 被災者等への的確な情報伝達活動

総務対策部

町は、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等や公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行うことが大切である。

具体的な情報伝達活動については、共通対策編第3章第14節に準ずる。

## 第3章 林野火災対策計画

### 第1節 基本的考え方

森林は、木材の生産や住民の生命、財産を守る国土の保全機能、水源のかん養機能、地球温暖化につながる二酸化炭素を吸収・固定するなど多面的な機能を有している。

ひとたび林野火災が発生すると、地理的条件によっては消火活動が困難なことから、貴重な森林資源をいたずらに焼失することになる。

また、火災の拡大状況によっては、人家への延焼等住民の生命、財産に甚大な損害を及ぼす可能性もある。

本章は、町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため町等がとるべき対策について必要な事項を定める。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

## 第2節 林野火災予防計画

### 第1款 林野火災に強いまちづくり

農林振興課

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。このため、町は、次のとおり火災の未然防止と被害の軽減に努める。

#### 1 林野火災対策に係る事業計画

「林野火災特別地域対策事業計画」の作成に努める。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画する。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

#### 2 防火機能を有する林道、森林の整備

国及び県との連携を密にし、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組む。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入促進を図るなど、防火森林の整備に努める。

#### 3 監視体制の強化

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 火災警報の発令等  
気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。
- (2) 火災警報の周知徹底  
火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。
- (3) 火入れの対応  
火入れによる出火を防止するため、森林法第21条に基づく町長の許可に当たっては、事前に消防機関と時期、許可条件等について十分な調整を行い、火入れ者に許可条件等の厳守を指導する。
- (4) 火の使用制限  
気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発表時等特に

必要と認めるときは、火災予防条例等に基づき、一定区域内のたき火、喫煙など火の使用制限を徹底する。

#### 4 林野所有（管理）者への指導

林野火災予防のため、県と連携の下、林野所有（管理）者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設備及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期（11月～3月）における見回りの強化
- (6) 林野火災消火用資機材の整備

#### 5 林野火災特別地域対策事業の推進

本県は、林野火災の危険度が高く、特に林野火災対策を強化する必要がある地域として、全市町村が林野火災特別地域対策事業の対象となっているので、本町も本事業の推進に努める。

### 第2款 災害防止のための気象情報等の充実

総務課 農林振興課

町は、林野火災防止のため、宮崎地方气象台との連絡を密にして気象の実況の把握に努め、適時・的確な情報収集に努める。

#### 1 乾燥注意報

宮崎地方气象台から発表される乾燥注意報を受け、必要と認めた場合には、住民に広報し、注意を喚起する。

#### 2 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第22条に基づき、宮崎地方气象台から直ちに県（危機管理局）に通報がなされ、通報を受けた県から、直ちに市町村に通報される。

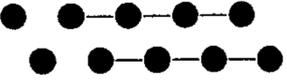
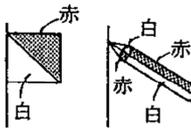
町長は、この通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が60%以下であって、最小湿度が40%を下り、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。
- (2) 平均風速10m/sの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき（降雨、降雪中のときは通報しないこともある。）。

町長が火災警報を発令する場合は、消防法施行規則第34条の火災警報信号により周知する。

【火災警報発令信号】

打 鐘 信 号	余いん防止付 サイレン信号	そ の 他 信 号
 <p>(1点と4点との斑打)</p>	<p>約30秒</p>  <p>約6秒</p>	<p>旗 吹流し</p>  <p>赤 白</p> <p>赤字に白字 形状及び大きさは、 適宜とする。</p> <p>火災警報発令中</p> <p>掲 示 板</p>

第3款 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

関係各課

1 情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合は被害拡大防止のために、一刻も早い正確な災害情報の収集とそれに基づく各防災関係機関相互の連携が必要となる。このため町は、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

(1) 情報収集

林野火災における出火防止と早期発見のためには、パトロールが効果的であることから、森林保全管理巡視指導員や森林組合等関係機関との連携を図りながら対策を講ずる。

(2) 通信手段の確保

非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、宮崎地区非常通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時からその習熟に努める。

2 活動体制の整備等

(1) 活動体制の整備

林野火災発生時の職員の参集基準を明確にするなど、非常参集体制の整備を図るとともに、職員等に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

具体的な活動体制の整備については、共通対策編第2章第2節第2款に準ずる。

(2) 緊急時ヘリコプター離発着場の整備

緊急時ヘリコプター離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

3 消火体制の整備

林野火災は、町境を越えて広域化するおそれがあるため、町においては、次のとおり、日頃から消防機関等防災関係機関との協力・連携による消火体制の確立を図る。

(1) 消防体制の整備

関係行政機関、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。

さらに、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

消火資機材等は、地域に適合した機材を配備し、常に緊急時に対処できるよう整備点検をするとともに、消火体制の確立を図る。

(3) 林野火災対策用資機材の整備

林野火災対策用資機材の整備並びに管理に努める。

**第4款 住民の防災活動の促進**

総務課

**1 防災知識の普及、予防啓発活動**

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末等人為的原因によるものが大半であることから、町は、次のとおり、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。特に、火災多発期に重点を置き、予防広報等を積極的に推進する。

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し周知徹底を図る。

(2) 防火パレードの実施

関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

林野火災に対する喚起を促すため、県と協力してヘリコプターや新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4) その他各種広報の実施

あらゆる機会を利用し、住民に対する効果的な啓発活動を行う。

**2 防災訓練の実施**

町は、自衛隊や県警察本部、NTT西日本(株)等防災関係機関の参加を得て林野火災対策のための訓練を実施する。

なお、具体的な防災訓練の実施計画については、共通対策編第2章第2節第11款に準ずる。

## 第3節 林野火災応急対策計画

### 第1款 災害対策本部の設置

全 部

町は、町内において林野火災が発生したときは、被害の拡大防止・応急対策を速やかに実施するとともに、県危機管理局をはじめ防災関係機関に連絡通報し、初動体制の確立を急ぐ。

#### 1 迅速な連絡と出動体制

林野火災は「人海戦術」と言われるように人員の確保が第一であり、初動体制が消火活動の成否を左右するため、林野火災の通報を受けたら、直ちに県をはじめ関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。

職員の招集・動員及び災害対策本部の設置については、共通対策編第3章第1節に準ずる。

#### 2 現地指揮本部の設置

消火活動に当たっては、町が現地指揮本部を設置し、関係機関と連携協力して防御に当たる。また、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

#### 3 災害対策本部の設置

火災が拡大し、町単独では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは、関係機関の協力を得て災害対策本部を設置する。災害対策本部の任務の概要は次のとおりである。

- (1) 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- (2) 空中消火の要請の検討
- (3) 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- (4) 警戒区域の指定

### 第2款 災害情報の収集・連絡

全 部

林野火災が発生した場合は、被害が近隣市町村へ拡大する危険性が大きいため、正確で迅速な情報の収集、各防災関係機関への的確な情報提供が必要である。このため、町は、防災関係機関との連携の下、災害情報の収集及び連絡活動を実施する。

#### 1 火災通報

- (1) 火災を発見した者から通報を受けた場合は、あらかじめ定めた出動体制をとるとともに、関係機関（警察署、隣接市町村等）に通報を行う。
- (2) 地区住民、入山者等に対して周知を図る。

(3) 火災の規模等が次の条件に達するとき又は必要と認めるときは県（危機管理局）に即報を行う。

ア 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合

イ 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とすることが予想される場合

ウ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される場合

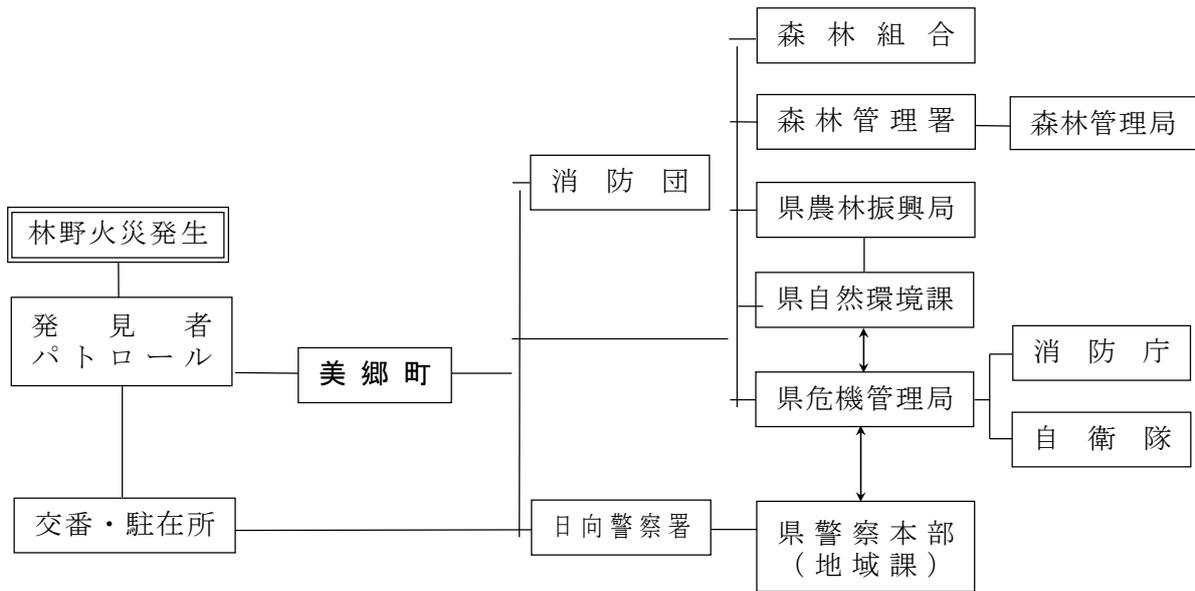
エ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、二次災害の危険性が予想される場合

オ 次の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合

- (ア) 焼損面積が10ha以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請又は実施したもの
- (ウ) 住家等へ延焼するおそれのあるもの

## 2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報に係る連絡系統は、次のとおりである。



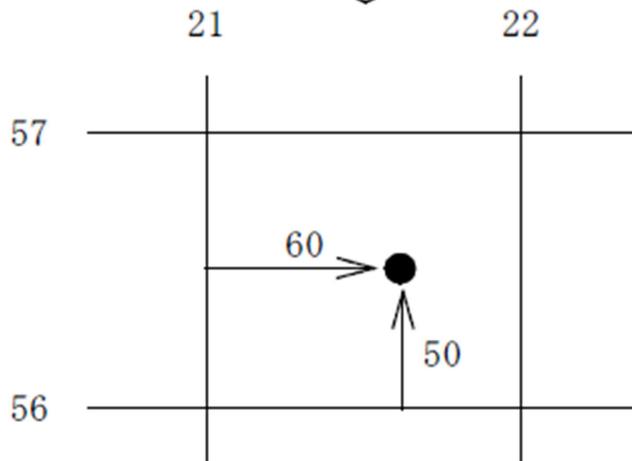
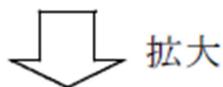
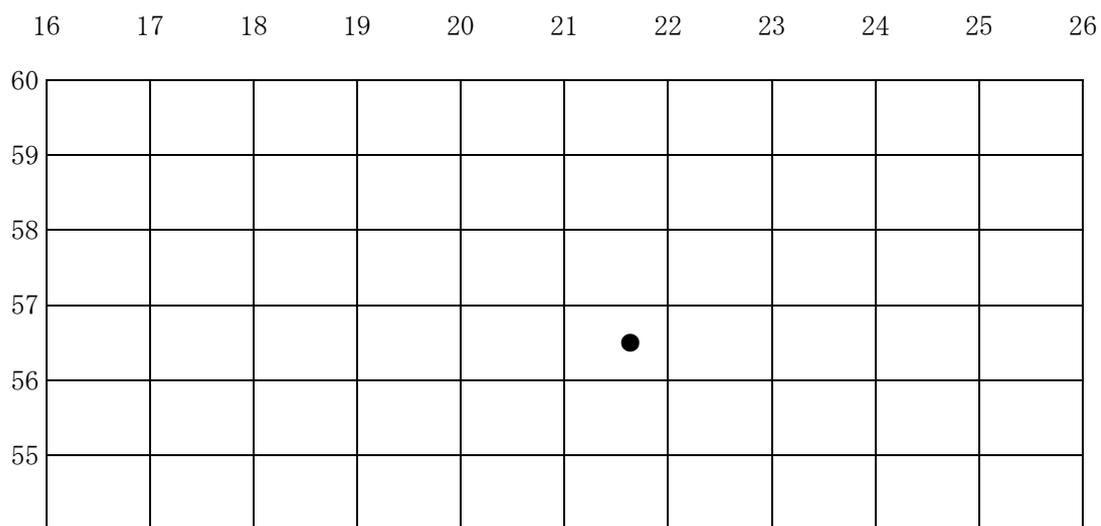
### 3 林野火災マップによる情報の連絡

林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップ（国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで約1㎢に区画したもの）を利用する。

このマップは、国土地理院発行の地図にUTMグリッド（1kmメッシュ）を組み込んだものである。

#### 【UTMグリッドコードの読み方】

52-S-GB



●印のグリッドコード・・・52-S-GB21605650

21 ラインから右に 60 (01~99 で箇所位置を表示)

56 ラインから上に 50 (01~99 で箇所位置を表示)

### 第3款 広域応援活動

共通対策編第3章第3節に準ずる。

### 第4款 救助・救急及び消火活動

総務対策部 生活対策部 消防団

林野火災消防の目的は、火災を最も短時間で消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるため、町及び消防団は、平常時から林野火災に即応する体制の強化を図り消防活動を実施する。

#### 1 地上防御

##### (1) 消火体制の確立

林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。

林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。したがって、延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。

このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

##### (2) 防御作戦

現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横U字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法には、

- ア 延焼方向の側面から進入する方法
- イ 焼け跡から進入する方法
- ウ 等高線から進入する方法
- エ 谷側から進入する方法
- オ 山の反対側から進入する方法

があり、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

##### (3) 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法がある。

火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処しなければならない。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。

過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。

現場指揮者はもちろん関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し処理することが困難である。

特に堆積可燃物（地被物）内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると、団員の疲労が重なり注意力も散漫になりやすいため、現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ、注意力を喚起して、残火処理に万全を期する。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。

雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になりやすいので、草木が繁茂するまでは巡視を行い、異状を発見した場合は直ちに対策を立てる。

## 2 空中消火

(1) 空中消火等の概要

ここでいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布して消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

ア 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成する。

空中消火を効果的に実施するため消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期する。

イ 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリポート、飛行準備場所（燃料集積所を含む。）からなり、空中消火活動の拠点となる。

空中消火の実施が決定された時点で、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決める。

ウ 空中消火用資機材等

(ア) 水のう

布製の散布装置で、ヘリコプターの機体下部に吊し、上空において機内での通電操作により、消火薬剤を散布する。容量は1,800ℓと700ℓの2種類があり、県内の水のう保管場所は、宮崎森林管理署倉庫である。

(イ) 水槽

ナイロン製布地で消火薬剤の場合、貯水槽として使用。容量は2,500ℓである。

エ 空中消火方法

(ア) 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

(イ) 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線をつくり延焼防止を図る方法で、空中消火法の主体をなすものである。

(2) 空中消火の要請基準

ア 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合

イ 火災規模に対して、地上の防御能力が不足又は不足すると判断される場合

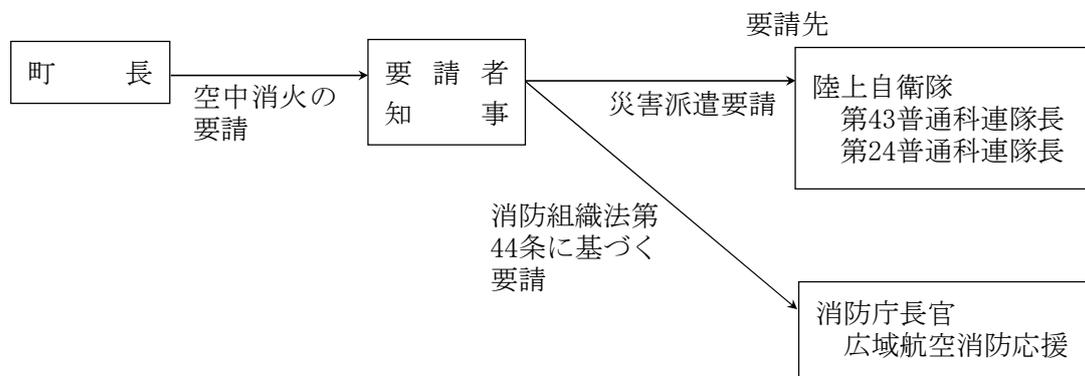
ウ 人命の危険、人家等への延焼の危険その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合

エ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合

(3) 空中消火の要請手続

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

【空中消火の要請系統】



町長から県（危機管理局）に対する電話等による依頼は、町長自身か、町長の意志を直接伝達し得る立場の者とする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項

- ア 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- イ 空中消火要請責任者の連絡場所
- ウ 資機材等の空輸の必要の有無
- エ 空中消火用資機材等の整備状況
- オ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(4) 空中消火の準備

ア 現場の状況等の報告

町長等は、本計画等の定めるところにより、災害情報を県に報告する。

イ 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリポートの設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

ウ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況（天候、風向、風速）を常に把握する。

また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

エ 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県への応援要請も考慮し、県の資機材保有状況も把握しておくものとする。

オ 輸送手段等の確保

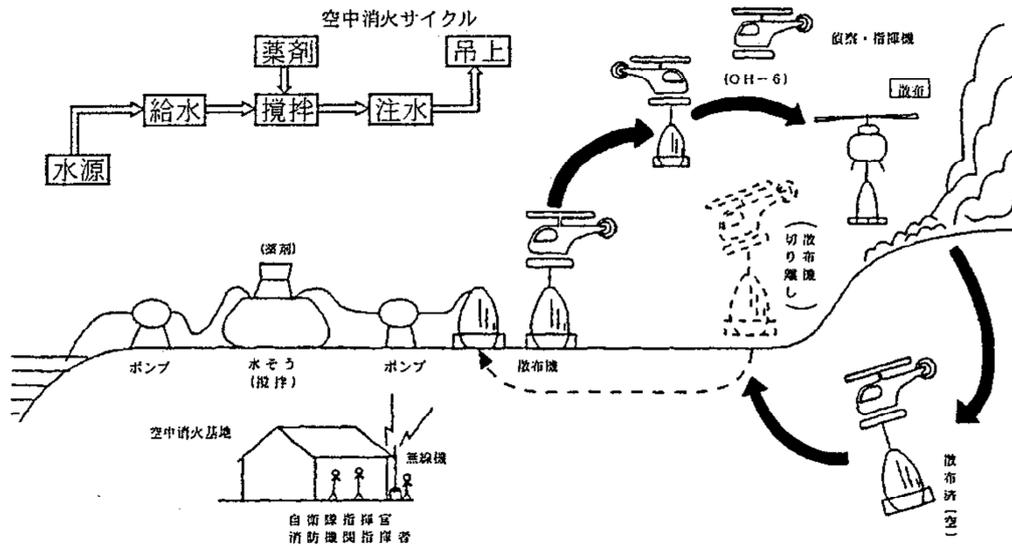
資機材等を空中消火基地に運ぶため、県（危機管理局）と連携を保ちつつ輸送ルート、輸送手段を確立しておくものとする。

カ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防衛活動要員とは別に、空中消火支援のための要員（消防団員等）を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせる。

【空中消火の概念図】



(5) 空中消火活動

ア 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集及びそれを踏まえた対策を立てる。また、検討した結果を町及び県へ報告する。

イ 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携をとるため、事前に打ち合わせを行う。

ウ 報告

町は、空中消火を実施する（実施した）場合、次の事項について速やかに県（危機管理局）に報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

- (ア) 発生場所
- (イ) 発生時間及び覚知時間
- (ウ) 空中消火を要請した時刻
- (エ) 現場の状況
- (オ) 消防団員の出動状況
- (カ) その他必要な事項

(6) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は、町の負担とする。

ア 県の保有する資機材の使用に係る次の経費

- (ア) 資機材の引き渡し及び返納に要する費用
- (イ) 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用
- (ウ) き損又は消費した資機材の購入補てんに要する費用
- (エ) 資機材の使用により人身又は物件に対し損害を与えた場合、その補償に要する費用

## 第5編 その他災害対策編

### イ 自衛隊の派遣部隊等に係る次の費用

- (ア) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (イ) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (ウ) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (エ) その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

ア及びイとも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

### 3 救助・救急活動

共通対策編第3章第4節第1款に準ずる。

#### 第5款 医療救護活動

共通対策編第3章第5節に準ずる。

#### 第6款 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

共通対策編第3章第6節に準ずる。

#### 第7款 住民等の避難及び救助対策

総務対策部 農林対策部

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等により、その難易度に差があるが、町は、被害状況により、次のとおり万全な対策を講ずる。

##### 1 入山者等の実態の把握

- (1) 林業作業期（6月～8月下草刈、10月～11月枝落とし、2月～3月植栽）においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広く、その実態を把握することは困難であるが、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 防災行政無線、広報車等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

## 2 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、警察と協力して火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。

なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行うが、具体的な方法については共通対策編第3章第7節に準ずる。

### (1) 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

### (2) 広報車、パトカー、携帯拡声器等

広報車、パトカー、携帯拡声器等により、延焼のおそれのある地域の住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

## 第8款 被災者等への的確な情報伝達活動

総務対策部

町は、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通規制、ライフラインや交通施設の被害及び復旧状況等の情報を、正確かつきめ細やかに伝達する。

なお、伝達に当たっては、報道機関の協力を得るものとする。

## 第9款 二次災害の防止活動

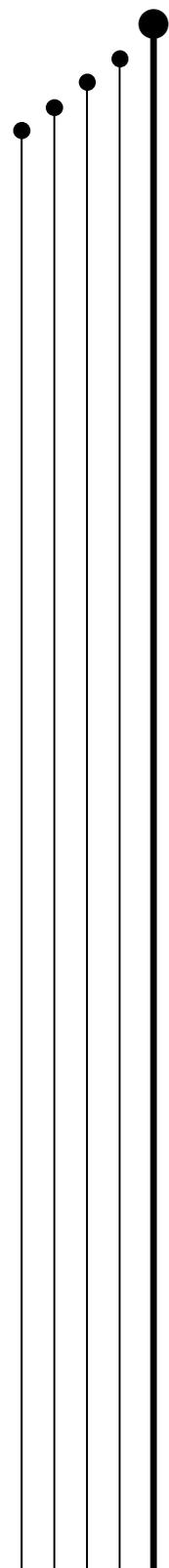
総務対策部 農林対策部  
建設対策部

町は、県その他防災関係機関と連携を密にし、林野火災により、流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

危険箇所の点検等を行った結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うとともに、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備に努める。

また、森林等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行う。

# 第 6 編 資料編





# 1 防災組織関係

## 1-1 防災関係機関一覧

### 1 県

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
総務部危機管理局危機管理室	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7064	0985-26-7304
日向県税事務所	日向市中町2-14	0985-52-4148	0985-52-4654
北部福祉こどもセンター	延岡市大貫町1-2845	0982-35-1700	0982-35-1701
日向保健所	日向市北町2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
東臼杵農林振興局	延岡市愛宕町2-15	0982-32-6134	0982-32-6139
日向土木事務所	日向市中町2-14	0985-52-4171	0985-55-2693
北部教育事務所	延岡市愛宕町2-15	0982-32-6116	0982-21-8025

### 2 警 察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日向警察署	日向市鶴町2丁目1番13号	0982-53-0110	0982-53-0110
北郷駐在所	美郷町北郷字納間369	0982-62-5010	
西郷駐在所	美郷町西郷田代54-49	0982-66-2110	
南郷駐在所	美郷町南郷神門855-5	0982-59-0110	

### 3 指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
九州財務局宮崎財務事務所	宮崎市橘通東3-1-22	0985-22-7101	0985-26-0696
九州森林管理局宮崎北部森林管理署	日向市大字日知屋17371-1	0982-52-2191	0982-53-0257
九州森林管理局宮崎北部森林管理署上椎葉森林事務所	椎葉村大字下福1826-157	0982-67-2048	0982-67-2048
九州厚生局宮崎事務所	宮崎市江平東2-6-35 3F	0985-72-8880	0985-72-8881
九州農政局宮崎支局	宮崎県宮崎市老松2-3-17	0985-22-3181	0985-27-2035

第6編 資料編

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
九州農政局延岡駐在所	延岡市大貫町1-2915	0982-33-0700	
九州運輸局宮崎運輸支局	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾 2735-3	0985-51-3824	0985-51-3826
宮崎地方气象台	宮崎市霧島5-1-4	0985-25-4033	
九州総合通信局	熊本県熊本市西区春日2-10-1	096-326-7334	096-326-4377
宮崎労働局	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同 庁舎	0985-38-8820	
九州地方整備局延岡河川国道事 務所	延岡市大貫町1-2889	0982-31-1155	0982-22-0489

4 自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊 (第24普通科連隊)	えびの市大字大河平4455-1	0984-33-3904	
陸上自衛隊(第43普通科連隊)	都城市久保原町一街区12号	0986-23-3944	
航空自衛隊 (新田原基地)	児湯郡新富町大字新田19581	0983-35-1121	

5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
神門郵便局	美郷町南郷神門863-1	0982-59-0042	
西郷郵便局	美郷町西郷田代16	0982-66-2042	
山三箇郵便局	美郷町西郷山三ヶ592	0982-66-2039	
宇納間郵便局	美郷町北郷宇納間371-1	0982-62-5042	
入下郵便局	美郷町北郷入下1403-1	0982-62-5043	
西日本電信電話(株)宮崎支店	宮崎市広島1-5-3	0985-23-8726	
日本赤十字社宮崎県支部	宮崎市別府町3-1	0985-22-4045	0985-22-4178
九州電力送配電(株)日向配電事 業所	日向市北町1-112	0120-986-960	0985-55-2447
日本放送協会宮崎放送局	宮崎市江平西2-2-15	0985-32-8114	
日本通運(株)宮崎支店	宮崎市高千穂通2-6-18	0985-22-2181	

## 6 指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
宮崎交通(株)延岡営業所	延岡市大武町1312-80	0982-32-3341	0982-32-5328
(一社)宮崎県トラック協会	宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	0985-53-2285
宮崎日日新聞社	宮崎市高千穂通1-1-33	0985-26-9315	
(株)宮崎放送	宮崎市橘通西4-6-7	0985-25-3111	
(株)テレビ宮崎	宮崎市祇園2-78	0985-31-5111	
(株)エフエム宮崎	宮崎市祇園2-78	0985-22-3344	
(公社)宮崎県医師会	宮崎市和知川原1-101	0985-22-5118	
日向市東臼杵郡医師会	日向市鶴町1-6-2	0982-52-0222	0982-52-0228
(一社)宮崎県歯科医師会	宮崎市清水1-12-2	0985-29-0055	
日向市・東臼杵郡薬剤師会	門川町南町4-148	0982-63-7184	0982-63-0444
(一社)宮崎県薬剤師会	宮崎市丸島町2-5 宮崎県薬剤師 会館	0985-26-7755	
(日向市・東臼杵郡薬剤師会)	門川町南町4-148 会営薬局 2F	0982-63-7184	
(公社)宮崎県看護協会	宮崎市学園木花台西2-4-6	0985-58-0622	
(一社)宮崎県L P ガス協会	宮崎市大字赤江字飛江田774	0985-52-1122	0985-52-1123
宮崎県管工事協同組合連合会	宮崎市鶴島3丁目175-1	0985-29-6646	
(一社)宮崎県警備業協会	宮崎市旭1-6-15 TDビル95 5F	0985-28-0518	
(一社)宮崎県建設業協会	宮崎市橘通東2-9-19 宮崎県建 設会館 3F	0985-22-7171	

## 7 その他公共団体等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
日向農業協同組合	日向市鶴町1-3-12	0982-55-2500	
耳川広域森林組合	日向市東郷町山陰辛280-1	0982-68-3515	0982-68-3517
五十鈴川漁業協同組合	門川町大字門川尾末2577-7	0982-63-6280	0982-63-2626
上小丸川漁業協同組合	美郷町南郷神門287	0982-59-1600	0982-59-1119
西郷漁業協同組合	美郷町西郷田代 1	0982-66-3605	0982-66-3137
美郷町商工会 南郷支所	美郷町南郷神門1014-4	0982-59-0106	0982-59-0114

第6編 資料編

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
美郷町商工会 北郷支所	美郷町北郷宇納間35-1	0982-62-5895	0982-62-6104
美郷町商工会 本 所	美郷町西郷田代29-1	0982-66-2023	0982-66-3426
美郷町社会福祉協議会	美郷町西郷田代29-1	0982-68-2900	0982-68-2008
美郷町国民健康保険西郷病院	美郷町西郷田代29	0982-66-3141	0982-66-2491
南郷診療所	美郷町南郷神門1078	0982-59-0017	0982-59-0213
北郷診療所	美郷町北郷宇納間440	0982-62-5008	0982-62-5012
西郷歯科診療所	美郷町西郷田代29-1	0982-66-2190	0982-66-2190
南郷歯科診療所	美郷町南郷神門 1066-1	0982-59-1305	
北郷歯科診療所	美郷町北郷宇納間 440	0982-62-5029	

1-2 美郷町防災会議条例

〔平成18年1月1日  
条例第14号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、美郷町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 美郷町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
- (2) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
- (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 教育長
- (5) 消防団長
- (6) 指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
- (7) その他町長が必要と認める者

6 前項の委員の数は、15人以内とする。

7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 1-3 美郷町防災会議委員名簿

区分		職名	定数
会長	町長	美郷町長	1人
1号委員	知事部局職員	日向土木事務所長 東臼杵農林振興局長	15人以内
2号委員	宮崎県警察官	日向警察署長	
4号委員	教育機関	美郷町教育長	
5号委員	消防団	美郷町消防団長	
6号委員	指定地方公共機関	九州電力送配電(株)日向配電事業所長	
7号委員	その他町長が必要と認める者		

1-4 美郷町災害対策本部条例 〔 平成18年1月1日  
条例第15号 〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき美郷町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地対策本部に現地対策本部長及び現地対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

## 2 協定関係

### 2-1 災害応援協定等

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
宮崎県消防相互応援協定	宮崎県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）	平成30年 5月11日	市町村単独では対応することのできない大規模・特殊災害発生した場合における、消防の相互応援協定  【応援内容】 ①消防組織法第1条に規定する消防の任務
宮崎県市町村防災相互応援協定	宮崎県内市町村	平成8年 8月29日	大規模な災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合における、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するための市町村間相互の応援協定  【応援内容】 ①災害応急措置に必要な職員の派遣 ②食料品、飲料水及び生活必需品の提供 ③避難及び収容施設並びに住宅の提供 ④医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ⑤遺体の火葬のための施設の提供 ⑥ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 ⑦災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 ⑧ボランティア団体の受付及び活動調整 ⑨その他応援のため必要な事項
宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	宮崎県内市町村	平成10年 7月24日	市町村水道事業者が管理する水道施設において災害が発生した場合における「宮崎県市町村防災相互応援協定」に基づく「飲料水の提供」の相互応援に関する覚書  【応援内容】 ①応援職員の派遣 ②応援給水の実施 ③応急復旧の実施 ④県、日本水道協会宮崎県支部等の関係機関との連絡調整 ⑤給水に係る衛生措置の確保 ⑥その他飲料水の提供に関し必要な事項

協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
災害発生時における支援活動に関する協定	日向地区建設業協会	平成 18 年 6 月 21 日	大規模な災害が発生した場合における、応急復旧工事等の支援活動に関する協定  【応援内容】 ①被災調査の実施及び被害状況等の報告 ②災害支援活動に必要な人員、建設機材及び資材の確保 ③応急復旧工事等の実施
日向東臼杵郡市町村における災害時相互支援に関する協定	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村	平成 19 年 7 月 20 日	宮崎県市町村相互応援協定、その他の災害応援協定に定める相互応援が適用されない場合であっても、関係市町村が協議して必要と認めたとときの、相互支援の実施に関する協定  【応援内容】 ①災害によって通信手段が使用できなくなった場合において、衛星系通信機器等を使用して被災した関係市町村の住民の安否情報を確認する事務
災害発生時における支援活動並びに生活必需物資の供給に関する協定	西郷商工会 南郷商工会 北郷商工会	平成 21 年 8 月 10 日	地震等により大規模な災害が発生した場合の応急復旧工事等の活動並びに生活必需物資の供給に関する協定  【応援内容】 ①被災調査を実施し、被害の状況等を報告 ②災害支援活動に必要な人員、建設機材及び資材の確保 ③応急復旧工事等の実施 ④生活必需物資の供給
美郷町における大規模な災害時の応援に関する協定	国土交通省 九州地方整備局	平成 24 年 10 月 18 日	国土交通省所管施設に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、資機材及び職員の応援に関する協定  【応援内容】 ①所管施設の被害状況の把握 ②情報連絡網の構築 ③現地情報連絡員（リエゾン）の派遣 ④災害応急措置 ⑤その他必要と認められる事項

協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
災害緊急対策に必要な用水の確保に関する協定	入郷地区生コン事業協同組合	平成 27 年 1 月 26 日	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、飲料水を除く生活用水や消防用水の確保に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①要請に応じ、所属の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、用水を確保すること。</p>
災害発生時における美郷町内郵便局の協定に関する協定	美郷町内郵便局	平成 27 年 7 月 1 日	<p>災害が発生した際、相互に必要な対応を円滑に遂行する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①緊急車両等としての車両の提供 ②郵便局ネットワークを活用した広報活動 ③郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策 ④避難所における臨時の郵便差出箱の設置（収集・交付等）</p>
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定	西日本電信電話株式会社宮崎支店	平成 28 年 1 月 18 日	<p>大規模災害等が発生した際に、非常用電話の設置及び利用・管理等に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①災害発生時に優先的につながる電話機を町内の主要な避難所 10 施設に設置し、被災者又は帰宅困難者等の安否確認や被害状況把握のための通信手段を確保すること。</p>
災害時におけるLPガスの調達に関する協定	宮崎県LPガス協会日向支部	平成 28 年 2 月 1 日	<p>災害時におけるLPガスの調達に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①LPガスの優先的な供給 ②LPガスコンロ・ガストーブ等の機材の提供 ③LPガス容器等の搬送・設置 ④LPガス保安業務資格者のあっせん・提供</p>

協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
徳島県勝浦町及び宮崎県美郷町の災害時相互応援協定	徳島県勝浦町	平成 29 年 3 月 13 日	<p>両町の行政区域において大規模な災害が発生した場合、友愛的精神に基づき、相互の応援を迅速かつ円滑に遂行するための協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①食料、飲料水及び生活必需品物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供                  ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供                  ③救援及び応急復旧に必要な職員の派遣                  ④被災者を一時収容するための施設の提供                  ⑤被災した児童、生徒等の一時受入れ                  ⑥特に要請があった事項</p>
日向・東臼杵市町村と宮崎日日新聞宮日会日向支部との包括連携協定	宮崎日日新聞 宮日会日向支部	平成 31 年 2 月 8 日	<p>地域の一層の活性化及び住民サービスの向上を図るための協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①相互に緊密な連携を行うことにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進する</p>
災害時における電力復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社 日向配電事業所	令和元年 12 月 17 日	<p>災害時における電力復旧に関する覚書</p> <p>【応援内容】</p> <p>①復旧作業                  ②情報の相互提供                  ③道路啓開</p>
防災パートナーシップに関する協定	株式会社テレビ宮崎	令和 2 年 10 月 27 日	<p>災害時における災害及び防災に関する情報の発信ならびに平常時における災害予防対策に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、迅速に災害及び防災に関する情報を周知する</p>

協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
災害発生時における支援活動に関する協定	日向入郷地区素材生産事業協同組合	令和2年 11月16日	<p>地震・台風・大雨等により大規模な災害が発生した場合の応急復旧等の活動に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①被災状況の情報収集及び報告</p> <p>②災害支援活動及び作業に必要な人員、機材、資材等の調達</p>
災害時における物資供給に関する協定	NPO法人 コメリ災害対策センター	令和2年 11月24日	<p>災害時における物資の供給に関する協定</p> <p>【応援内容】</p> <p>①要請する物資の供給</p>

# 3 危険箇所関係

## 3-1 土砂災害危険箇所総括表

### (1) 災害危険箇所数

市町村名	河川	地すべり	急傾斜地		土石流	ため池	海岸	計
			人工がけ	自然がけ				
<b>美郷町</b>	<b>10</b>	<b>35</b>	<b>1</b>	<b>187</b>	<b>179</b>	—	—	<b>409</b>
南郷	—	9	—	76	85	—	—	169
西郷	10	24	—	56	58	—	—	147
北郷	—	2	1	55	36	—	—	93

### (2) 危険度別災害危険箇所数

市町村名	河川			地すべり			急傾斜地						土石流			ため池			海岸			計									
							人工がけ			自然がけ																					
	計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度			計	危険度									
		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C		A	B	C							
<b>美郷町</b>	<b>10</b>	—	<b>4</b>	<b>6</b>	<b>35</b>	<b>19</b>	<b>3</b>	<b>13</b>	<b>1</b>	—	<b>1</b>	—	<b>187</b>	<b>117</b>	<b>70</b>	—	<b>179</b>	<b>49</b>	<b>93</b>	<b>37</b>	—	—	—	—	—	—	—	<b>409</b>	<b>181</b>	<b>172</b>	<b>56</b>
南郷	—	—	—	—	9	9	—	—	—	—	—	—	76	56	20	—	85	27	56	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
西郷	10	—	4	6	24	8	3	13	—	—	—	—	56	37	19	—	58	15	33	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
北郷	—	—	—	—	2	2	—	—	1	—	1	—	55	24	31	—	36	7	4	25	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

3-2 河川

西郷

番号		水系名 (河川名)	管理者	右左 岸の 別	延長 (m)	所在地 (目標・被害 区域を含む)	危険箇所 の状況	水防計画による 重要水防区 域の有無	危険 度	被害の種 類	備 考
県	町村										
	2-1	耳川 (耳川)	宮崎県	右	150	山三ヶ山瀬	山すそが河川にせまり、河川沿いのわずかな平地に住居や耕地が点在している。	無	C	2ha冠水、1戸浸水	
	2-2	耳川 (耳川)	宮崎県	右	300	山三ヶ山須原	〃	無	C	2ha冠水、1戸浸水 国道327浸水	
	2-3	耳川 (耳川)	宮崎県	右	350	山三ヶ小八重	〃	無	C	1ha冠水、17戸浸水	
	2-4	耳川 (耳川)	宮崎県	右	450	小原笹陰	〃	無	C	2ha冠水、10戸浸水 国道327浸水	
	2-5	耳川 (耳川)	宮崎県	右	500	田代坂本	〃	無	C	3ha冠水、5戸浸水 国道327浸水	
	2-6	耳川 (耳川)	宮崎県	右	500	田代古川	〃	無	B	3ha冠水、20戸浸水 国道327浸水	
	2-7	耳川 (耳川)	宮崎県	左	500	田代和田	〃	無	B	4ha冠水、7戸浸水 町道和田花水流線浸水	
	2-8	耳川 (耳川)	宮崎県	右	550	田代花水流	〃	無	B	3ha冠水、10戸浸水	H8年延長修正 50m追加
	2-9	耳川 (耳川)	宮崎県	右	300	田代小川吐	〃	無	B	1ha冠水、5戸浸水	
	2-10	耳川 (田代川)	宮崎県	左	250	田代古城	〃	無	C	2ha冠水、3戸浸水 国道388浸水	

3-3 地すべり

南郷

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現況				活動の現況				区域内の保全対象現況					地すべり法指定	その他の指定	危険度	備 考			
市町村	国交省	農水省		水系名	幹川名	溪流名	区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	面積 (ha)	勾配 (度)	地質	地質種類	現 在		過 去		の 河川へ の影響 (万m³)	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他		
													ク ラック	隆起 陥没	発生 数	発生 年次				種 類	数量 (m・ 箇所)							
1-1			弓弦葉	〃		鬼神野	弓弦葉	5	50	〃	〃	(2)	(4)	(2)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃
1-2			塚の原	〃		上渡川	塚の原	2	40	〃	〃	(2)	(4)	(2)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	昭和60年度追加	
1-3			檜 葉	〃		〃	檜 葉	70	50	〃	〃	(2)	(4)	(2)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃		
1-4			五色谷	〃		〃	五色谷	30	50	〃	〃	(2)	(4)	(2)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃		
1-5			猪の原	〃		水清谷	猪の原	10	40	〃	〃	(2)	(4)	(2)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃		
1-6			市 谷	〃		鬼神野	市 谷	23	25	〃	〃	(2)	(2)	(0)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	平成3年度追加		
1-7			田出原	〃		〃	田出原	26.3	23	〃	〃	(2)	(2)	(0)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃		
1-8			中渡川	〃		中渡川	中渡川	31	21	〃	〃	(2)	(2)	(0)		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	A	〃		

第6編 資料編

380

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現況				活動の現況				区域内の保全対象現況					地すべり法指定	その他の指定	危険度	備 考	
市町村	国交省	農水省		水系名	幹川名	溪流名	区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	面積 (ha)	勾配 (度)	地質	地質種類	現 在		過 去		の河川へ の影響 (万m³)	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他
													ク ラ ック	隆起 陥没	発生 数	発生 年次				種 類	数量 (m・ 箇所)					
1-9		423 - 10				上渡川	檜葉谷	55.0									204		町 道				A			

西郷

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現状				活動の現況				区域内の保全対象現況					法律指定	その他の指定	危険度	備 考	
市町村	国交省	農水省		水系名	幹川名	溪流名	区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	面積 (ha)	勾配 (度)	地質	地質種類	現 在		過 去		の河川へ の影響 (万m³)	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他
													ク ラ ック	隆起 陥没	発生 数	発生 年次				種 類	数量 (m・ 箇所)					
2-1		424 - 120	小 原	耳川	耳川	耳川	小 原	小 原	5.0	40	赤土	破	無	有	無	無	無	6	1.0	町 道	300		無	無	C	
2-2	34-11	424 - 110	木 浦	耳川	耳川	増谷川	山三ヶ	木 浦	36.6	25	中古 砂岩	三	有	無	無	無	有 76.1	1	3.3	林 道 橋りょう	1,000 1		無	保安林	C	
2-3			小八重	耳川	耳川	増谷川	山三ヶ	小八重	5.0	70	礫混 軟岩	破	無	無	無	無		1	1.0	林 道	300		無	無	A	
2-4	34-2		野々尾	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	野々尾	16.3	32	中古 砂岩	破	無	無	無	無	有 179.8	0	0	無			無	無	C	
2-5	34-3		島 戸	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	島 戸	184.0	26	中古 砂岩	破	無	無	無	無	有 2,612.0	10	9.0	生活改善センター 国 道 林 道	1 1,760 2,100		無	無	C	
2-6	34-5		松の越	耳川	耳川	山瀬川 され谷	山三ヶ	松の越	37.0	17	中古 砂岩	破	無	無	無	無	有 110.0	5	4.0	小学校・幼稚園 集会所 町 道	1 1 1,580		無	無	C	

[美郷防]

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現状				活 動 の 現 況				区 域 内 の 保 全 対 象 現 況					法 律 指 定	そ の 他 の 指 定	危 険 度	備 考		
市 町 村	国 交 省	農 水 省		水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	面 積 (ha)	勾 配 (度)	地 質	地 質 種 類	現 在		過 去		の 河 影 川 響 へ (万m <sup>3</sup> )	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他	
													ク ラ ッ ク	隆 起 陥 没	発 生 数	発 生 年 次				種 類	数 量 (m・箇所)						
2-7	34-7		山須原	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	山須原	6.8	18	中古頁岩	破	無	無	無	無	無	52.7	1	2.7	国 道	1,080		無	無	C	
2-8	34-9		柳の迫	耳川	耳川	増谷川	山三ヶ	柳の迫	6.4	28	中古頁岩	破	無	無	無	無	有	64.4	1	0.9	町 林 道	520 280		無	無	C	
2-9	34-10		大久保	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	大久保	17.8	22	中古砂岩	破	無	無	無	無	有	153.5	5	2.1	郵 便 局 道 道 国 道 町	1 350 700		無	無	C	
2-10	34-12		上古川	耳川	耳川	耳川	田 代	上古川	5.5	15	中古砂岩	破	無	無	無	無	有	25.2	0	1.7	国 道	240		無	無	C	
2-11	34-13		大内原	耳川	耳川	耳川	田代	大内原	8.6	21	中古砂岩	破	無	無	無	無	有	90.8	0	0	国 道 ム	250 1		無	保安林	C	
2-12	34-14		大内原上	耳川	耳川	耳川	田代	大内原上	8.8	23	中古砂岩	破	無	無	無	無	有	43.5	0	0	国 道 ム	170 1		無	無	C	
2-13	34-4	424-80	尾佐渡	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	尾佐渡	63.3	24	中古砂岩	破	有	無	有	S.27	有		13	12.4	生 活 改 善 セ ン タ ー 林 道	1 500	H7.7.24	無	無	B	H6修正 A→B
2-14	34-6		日ヶ隠	耳川	耳川	山須原谷川	山三ヶ	山須原	48.1	25	頁岩	破	無	無	無	無	有	446.3	10	2.9	集 会 所 道 国 道 発 電 所	1 310 2		無	砂防	C	
2-15	34-8		増 谷	耳川	耳川	増谷川	山三ヶ	増 谷	48.1	21	砂岩頁岩	破	無	無	無	無			4	4.3	公 民 館 道 道 林 道	1 1,700 150		無	無	C	
2-16			椎 原	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	椎 原	9.3	27	中古砂岩	破	有	無	無	無			7	0.9	町 林 道 道	973 365		有	無	B	H9修正 A→B

第6編 資料編

382

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現状				活 動 の 現 況				区 域 内 の 保 全 対 象 現 況					法 律 指 定	そ の 他 の 指 定	危 険 度	備 考	
市 町 村	国 交 省	農 水 省		水 系 名	幹 川 名	溪 流 名	区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	面 積 (ha)	勾 配 (度)	地 質	地 質 種 類	現 在		過 去		の 河 影 川 響 へ (万m <sup>3</sup> )	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他
													ク ラ ッ ク	隆 起 陥 没	発 生 数	発 生 年 次				種 類	数 量 (m・箇所)					
2-17		424-180	鳥の巣	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	鳥の巣	3.0	45	中古砂岩	破	有	有	無	無	有	0	0	林道	200		有	無	B	H9修正 A→B
2-18	34-1	424-010	長崎	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	長崎	52.1	22	中古砂岩	破	無	無	無	無	有 1,147.9	6	5.8	林道	740		無	無	C	
2-19			中山	耳川	耳川	中山谷川	山三ヶ	中山	5.0	40	古第三系 剪断粘板岩	破	有	無	無	無	有	1	0.5	町林道	200 200		無	無	A	H10追加指定
2-20			一本木	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	一本木	1.2	30	レイ質 千枚岩	破	有	無	無	無	有	0	0.7	国道	150		無	無	A	H10追加指定
2-21			持田	耳川	耳川	耳川	山三ヶ	持田			礫混 粘土性	破	有	有	無	無	有	1	0.7	町道	80		無	無	A 7点	H12追加指定
2-22			中八重	耳川	耳川	され谷	山三ヶ	中八重			礫混 粘土性	破	有	有	無	無	有	0		町道	200		無	無	A 7点	H12追加指定
2-23		424-10					山三ヶ	麦地	2.0									2							A	

[美郷防]

北郷

番 号			箇所名	河川名			位 置		危険区域の現況				活動の現況				区域内の保全対象現況					地すべり法指定	その他の指定	危険度	備 考	
市町村	国交省	農水省		水系名	幹川名	溪流名	区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	面積 (ha)	勾配 (度)	地質	地質種類	現 在		過 去		の 河川へ の 影響 (万m <sup>3</sup> )	住 家 (戸)	耕 地 (ha)	公 共 施 設						そ の 他
													ク ラ ック	隆 起 陥 没	発 生 数	発 生 年 次				種 類	数 量 (m・ 箇所)					
3-1			松ヶ下	五十鈴川		宇納間		3.0	45									1	0.7	林道	200			A		
3-2		425 - 10				宇納間	清川	0										20		県道				A		

3-4 急傾斜地

南郷

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同 距離以内の 下戸数	がけ高と同 距離以内の 指定年月日	急傾斜地崩 壊危険区域 の指定年月日	指 定	そ の 他 の 危 険 度	備 考
市町村	国交省	農水省		区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数						
1-1	921		田出原	上渡川	田出原	50	100	80	無	古 代 系 粘板岩	a	有	有	林 地 A	8			林道	100	8				A	1230
1-2	922		〃	〃	〃	45	160	80	〃	〃	〃	無	無	〃	16			〃	160	16				〃	1231
1-3	923		門 田	〃	門 田	40	100	80	〃	〃	〃	有	有	〃	27	公民館	1	〃	100	27				〃	1232
1-4	925		平 城	〃	平 城	50	300	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	32	中学校	1	〃	150	32				〃	1234
1-5	929		小 野 の 原	〃	小 野 の 原	45	200	80	〃	〃	〃	無	無	〃	9	郵便局	1	〃	200	9				〃	1235
1-6	930		橋の原	〃	橋の原	50	400	80	〃	〃	〃	有	有	〃	11	小学校 診療所	1 1	〃	200	11				〃	1236
1-7	931		上古園	〃	上古園	45	100	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	14			町道	100	14				〃	1237
1-8	932		下古園	〃	下古園	45	150	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	13	公民館	1	〃	150	13				〃	1238
1-9	933		浜砂瀬	〃	浜砂瀬	40	200	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10			〃	200	10				〃	1239
1-10	934		下 浜 砂 瀬	〃	下 浜 砂 瀬	40	120	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8			県道 町道	100 100	8				〃	1240

第6編 資料編

[美郷防]

番号			箇所名	位置		地形			オーバーハングの有無	地質		湧水	崩壊	の地状被況物	住家(戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同一距離以内の戸数	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	その他の指定	危険度	備考
市町村	国交省	農水省		区域(旧大字)	地区(旧小字)	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)		種類	表土の厚さ					種類	数	種類	数					
1-11	936		中渡川	中渡川	中渡川	40	200	80	無	古三粘板岩	a	無	無	林地A	8	公民館	1	県道	200	8			B	1241
1-12	937		阿切	鬼神野	阿切	50	100	60	〃	〃	〃	有	有	〃	6			国道	100	6			A	1242
1-13	938		弓弦葉	〃	弓弦葉	45	200	45	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7			〃	200	7			〃	1243
1-14	941		牛山	〃	牛山	40	100	60	〃	古三粘板岩	〃	無	無	〃	6			町道	100	6			B	1244
1-15	942		田出原	〃	田出原	50	200	80	〃	〃	〃	有	〃	〃	14			〃	200	14			A	1245
1-16	943		市谷	〃	市谷	45	300	90	〃	〃	〃	〃	有	〃	25			国道	300	25			〃	1246
1-17	944		小村	〃	小村	40	200	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	19	小学校	1	〃	200	19			〃	1247
1-18	945		尾迎	〃	尾迎	45	300	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	11			町道	300	11			〃	1248
1-19	946		川原	〃	川原	45	300	80	〃	第4期溶結凝灰岩	〃	〃	〃	〃	14			国道	300	14			〃	1249
1-20	949		川上迫	〃	川上迫	50	300	100	〃	古三粘板岩	〃	〃	〃	〃	15	公民館	1	町道	100	15			〃	1250

第6編 資料編

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	そ の 他 の 危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
1-21	950		古 川	鬼神野	古 川	45	100	60	無	古 代 系 砂 岩	a	有	有	林 地 A	11		国道	100	11				A	1251		
1-22	951		入 田	〃	入 田	45	200	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6		町道	200	6				〃	1252		
1-23	952		又 江	山三ヶ	又 江	40	150	60	〃	古 代 系 粘 板 岩	〃	〃	〃	〃	8	公民館	1	〃	150	8				〃	1253	
1-24	955		南 又 江の原	神 門	南 又 江の原	45	400	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5		〃	400	5				〃	1254		
1-25	956		天神田	〃	天神田	40	400	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9		〃	400	9				〃	1255		
1-26	957		伊 久 良ヶ原	〃	伊 久 良ヶ原	35	200	50	〃	第 4 期 溶 結 凝 灰 岩	〃	〃	〃	〃	6		国道	200	6				〃	B	1256	
1-27	958		上 仮 屋	〃	上 仮 屋	45	300	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9		町道	300	9				〃	A	1257	
1-28	959		下 仮 屋	〃	下 仮 屋	40	350	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	6		〃	350	6				〃	1258		
1-29	960		黒 草	〃	黒 草	40	400	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20		国道	400	20				〃	1259		
1-30	961		長 堀	〃	長 堀	45	500	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	56	病 院 公 民 館	1 1	〃	500	56				〃	1260	

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住家 (戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同一の距離以内の がけ下戸数	がけ高と同一の距離以内の 指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域	指 定	そ の 他 の	危 険 度	備 考
市町村	国交省	農水省		区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数							
1-31	962		小 路 田	神 門	小 路 田	40	200	50	無	古 代 系 粘 板 岩	a	有	有	林 地 A	20	保育所 登記所	1	国道	200	20				A	1261	
1-32	963		井 出 の 内	井 出 の 内	井 出 の 内	40	250	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	11	小学校	1	林道	200	11				〃	1262	
1-33	964		石 田	〃	石 田	40	150	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3	中学校	1	国道	150	3				〃	1263	
1-34	965		田 爪	〃	田 爪	35	300	60	〃	〃	〃	無	無	〃	5			町道	300	5				B	1264	
1-35	966		米 上	〃	米 上	35	200	60	〃	〃	〃	有	有	〃	11			国道	200	11				A	1265	
1-36	967		山 麦	〃	山 麦	40	300	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5			町道	300	5				〃	1266	
1-37	968		上名木	〃	上名木	40	300	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	10	公民館	1	国道	300	10				〃	1267	
1-38	969		下名木	〃	下名木	45	400	60	〃	〃	〃	無	〃	〃	9			〃	400	9				〃	1268 1269	
1-39	973		折 立	水清谷	折 立	45	300	80	〃	〃	〃	有	〃	〃	10			林道	300	10				〃	1270	
1-40	追		〃	〃	〃	45	350	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	11				300	11				〃	1271	

第6編 資料編

388

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	そ の 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数								
1-41	追		猪の原	水清谷	猪の原	45	350	60	無	古 代 系 粘 板 岩	a	有	有	林 地 A	15		町道	350	15					A	1272		
1-42	974		〃	〃	〃	45	350	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	9		〃	350	9					〃	1273 1275		
1-43	975		赤 木	〃	赤 木	45	200	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8		〃	200	8					〃	1274		
1-44	追		〃	〃	〃	45	350	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	7		〃	350	7					〃			
1-45	977		樋の元	〃	樋の元	40	300	70	〃	〃	〃	〃	〃	〃	13	公民館	1	〃	200	13				〃	1276		
1-46	978		赤 堀	〃	赤 堀	40	300	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	19	小学校	1	〃	500	19				〃	1277		
1-47	979		槇の越	〃	槇の越	40	300	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	17		県道	300	17					B	1278		
1-48	980		小 又	〃	小 又	40	300	60	〃	〃	〃	無	〃	〃	20	公民館	1	町道	300	6				A	1279		
1-49	981		わらびの	〃	わらびの	40	200	50	〃	〃	〃	無	〃	〃	11		〃	200	8					〃	1280		
1-50	983		下 の 田 原	〃	下 の 田 原	40	150	40	〃	〃	〃	有	有	〃	6		〃	150	3					〃	1281		

[美郷防]

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	そ の 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数								
1-51			小 又	水清谷	小 又	40	200	60	無	古 代 系 粘 板 岩	a	有	有	林 地 A	20			町道	150	2					A		
1-52			〃	〃	〃	40	200	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	20			〃	150	2					〃		
1-53			中 崎	〃	中 崎	45	150	80	〃	〃	〃	〃	無	〃	2			林道	100	2					B		
1-54			久 保	〃	久 保	30	100	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	5			町道	100	5					〃		
1-55			小又吐	〃	小又吐	45	150	60	〃	〃	〃	〃	有	〃	2			県道	150	2					A		
1-56			下 田 の 原	〃	下 田 の 原	50	200	80	〃	〃	〃	〃	無	〃	5			国道	200	5					B		
1-57			山 麦	神 門	山 麦	50	100	70	〃	〃	〃	〃	有	〃	5			農道	100	5					A		
1-58			仁久川	〃	仁久川	30	100	50	〃	〃	〃	〃	無	〃	3			町道	100	3					B		
1-59			田の原	〃	田の原	30	100	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3			町道	100	3					〃		
1-60			〃	〃	〃	30	100	50	〃	〃	〃	〃	〃	〃	4			〃	100	4					〃		

第6編 資料編

390

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住家 (戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同一の距離以内の がけ下戸数	がけ高と同一の距離以内の 指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域	指 定	その他の 危険度	備 考
市町村	国交省	農水省		区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数						
1-61			竹原田	神 門	竹原田	50	50	80	無	古 代 系 粘板岩	a	有	無	林 地 A	2		農道	50	2				B		
1-62			北 又 江の原	〃	又 江の原	40	50	60	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3				3				〃		
1-63			〃	〃	〃	45	100	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2		林道	100	2				〃		
1-64			南 又 江の原	〃	〃	45	100	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	3		町道	100	3				〃		
1-65			子安野	〃	子安野	50	100	80	〃	〃	〃	〃	有	〃	3		林道	100	3				A		
1-66			折 立	鬼神野	折 立	30	100	70	〃	〃	〃	〃	無	〃	4		町道	100	4				B		
1-67			牛 山	〃	牛 山	40	50	100	〃	〃	〃	〃	有	〃	1		国道	50	1				A		
1-68			松の内	〃	松の内	50	100	80	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1		林道	100					〃		
1-69			カラメ	上渡川	カラメ	40	100	60	〃	〃	〃	〃	無	〃	2		町道	100	2				B		
1-70			野 畑	〃	野 畑	40	100	80	〃	〃	〃	〃	有	〃	4		町道	100	4				A		

[美郷防]

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	そ の 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類								
1-71			今 村	上渡川	今 村	40	100	80	無	古 代 系 粘 板 岩	a	有	無	林 地 A	6		県道	100	6				B	1233		
1-72			檜 葉	〃	檜 葉	60	100	100	〃	〃	〃	〃	有	〃	2		林道	100	2				A			
1-73			鶴 野	〃	鶴 野	45	100	80	〃	〃	〃	〃	無	〃	3		林道	100	3				B			
1-74			新屋敷	鬼神野	新屋敷	80	50	10	有	〃		無	有	〃	1		国道		2				A			
1-75			渡馬瀬	神 門	渡馬瀬	40	100	50	〃	〃		〃	〃	〃	3		町堆肥舎	100	3				〃			
1-76			池 田	鬼神野	川 原	50	80	50	〃	〃		〃	無	〃	2		町道	100	2				B			

西郷

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧水	崩壊	の地状被況物	住宅(戸)	公共的建物		公共施設		がけ高と同一の距離以内のがけ下戸数	がけ高と同一の距離以内の指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域	指 定	その他の	危険度	備考
市町村	国交省	農水省		区域(旧大字)	地区(旧小字)	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数							
2-1	1291	424-100	下小八重	山三ヶ	小八重	70	100	100	無	中古砂岩ロ	b	有	無	林地B100	0			町道	100	0			特土	A		
2-2		424-100	上小八重	山三ヶ	小八重	50	120	40	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地B100	10	児童館 郵便局	1 1	町道 国道	200 100	10			特土	A		
2-3	1293	424-90	山須原	山三ヶ	山須原	55	100	40	無	中古砂岩ロ	a	無	無	林地B100	8	集会所	1	町道 林道	100 50	8			特土	A		
2-4	1295		椎原	山三ヶ	椎原	60	120	40	無	中古砂岩イ	a	有	無	林地B30 裸地 70	7			林道	110	7			特土	A		
2-5	1296		尾の平	山三ヶ	尾の平	50	130	20	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地B80 裸地 20	5	中継放送所 神社	1 1	林道	100	5	H8.3.29		特土	A		
2-6	1297		上尾佐渡	山三ヶ	尾佐渡	40	150	50	無	中古砂岩イ	a	無	有	林地A20 裸地 60 ソ他 20	10	生活改善 センター	1	林道	500	10			特土	A		
2-7	1298		中八重	山三ヶ	中八重	50	100	40	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地A20 林地B30 裸地 50	8	集会所	1	町道	200	8			特土	A		
2-8	1300		下松の越	山三ヶ	松の越	50	100	60	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地B50 裸地 50	6	小学校 幼稚園	1 1	林道	170	5	H5.4.30		特土	B	H6修正 A9→B8	
2-9	1308		古川	田代	古川	35	220	30	無	中性転石 混じり土 イ	a	無	無	林地B100	11			国道	180	8	S58.9.6		特土	B		
2-10	1307		日の出	田代	今城	34	192	22	無	中古砂岩イ	a	有	無	林地B100	10			町道	220	10	S55.8.29		特土	B		

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住宅 (戸)	公共的建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類						
2-11	1282		古 城	田 代	古 城	45	200	20	無	中 古 砂 岩 イ	a	無	無	林 地 B80 刈 他 20	10		国 道 町 道	90 130	3	H5.4.30	特 土	A		
2-12	1309	424 - 140	和 田	田 代	和 田	38	240	35	無	中 性 硬 粘 性 土 イ	a	有	無	林 地 B60 耕 地 40	23		町 道	220	22		特 土	A		
2-13	1310		若 宮	田 代	若 宮	35	130	30	無	中 性 玉 石 混 粘 性 土 イ	a	有	無	林 地 B100	9				9	H5.4.30	特 土	A		
2-14	1286	424 - 130	上 坂 本	田 代	小 椎 木 の 元	30	250	45	無	中 古 砂 岩 イ	a	有	無	林 地 B90 刈 他 10	12				9	H6.10.27	特 土	A		
2-15	1287		笹 陰	小 原	笹 陰	40	350	25	無	中 古 砂 岩 イ	a	有	無	裸 地 60 刈 他 40	12	集 会 セ ン タ ー	1	国 道	280	9	S59.12.14	特 土	A	
2-16	1311		小 原	小 原	小 原	36	160	25	無	中 性 土 砂 岩 イ	a	有	無	林 地 B100	12	集 会 所	1	町 道	280	7	H元.2.7	特 土	A	
2-17	1289		中 尾	山 三 ヶ	中 尾	45	200	30	無	中 古 砂 岩 イ	b	有	無	裸 地 70 刈 他 30	5		林 道	200	5		特 土	A		
2-18	1290		柳 の 迫	山 三 ヶ	柳 の 迫	60	100	30	無	中 古 砂 岩 ロ	a	無	無	林 地 B80 刈 他 20	3	小 学 校	1	町 道	100	3		特 土	A	
2-19	1299		岩 屋 谷	山 三 ヶ	岩 屋 谷	50	100	50	無	中 古 砂 岩 イ	a	無	無	林 地 B80 刈 他 20	5		林 道	100	5		特 土	A		
2-20	1301	424 - 20	上 松 の 越	山 三 ヶ	松 の 越	45	100	60	無	中 古 砂 岩 ハ	a	無	無	林 地 B90 刈 他 10	2	婦 人 交 流 施 設	1	林 道	300	2		特 土	A	

第6編 資料編

394

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 宅 (戸)	公共的建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類						
2-21	1302	424-50	山 瀬	山三ヶ	山 瀬	60	150	60	無	中古砂岩 ロ	a	無	無	林地B100	7	集会所	1	林道	150	7		特土	A	
2-22	1303	424-20	島 戸	山三ヶ	島 戸	55	150	30	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B50 裸地 50	6	生活改善 センター 神 社	1 1	町道	300	6		特土	A	
2-23	1304		野々尾	山三ヶ	野々尾	60	150	80	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B50 裸地 50	13			町道	100	10		特土	A	
2-24	1305		持 田	山三ヶ	持 田	50	150	40	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B50 裸地 50	5	集会所 神 社	1 1	町道	400	4		特土	A	
2-25	1306		長 崎	山三ヶ	長 崎	50	150	30	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B50 裸地 50	5			町道	200	5		特土	A	
2-26	1294		鳥の巣①	山三ヶ	鳥の巣	50	100	120	無	中古砂岩 ロ	a	無	有	裸地 50 \\他 50	11			町道	100	11		特土	A	
2-27	1283		南風谷	田 代	山の竹原	45	150	30	無	中古砂岩 ハ	b	無	無	林地B100	8	教員住宅	8	林道	150	8		特土	B	
2-28	1284		西の八峡	田 代	西の八峡	35	100	30	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B40 裸地 50 \\他 10	2	公民館	1	町道	500	2		特土	B	
2-29	1285		下坂本	田 代	水 海	30	180	40	無	中古砂岩 イ	b	無	無	林地B60 \\他 40	3	集会所 体育館	1 1	国道	200	3		特土	B	
2-30	1292		増 谷	山三ヶ	増 谷	55	120	30	無	中古砂岩 イ	a	無	無	林地B20 裸地 50 \\他 30	2			町道	200	0		特土	A	

[美郷防]

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 宅 (戸)	公共的建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	そ の 他 の 危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オーバハングの有無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類						
2-31	1312		花水流②	田 代	花水流	32	230	45	無	礫混粘土性イ	a	有	有	林地B100	30	集会センター	1	国道町道	150 370	24	H10.3.19	特土	A	
2-32	1314		峰	田 代	峰	45	140	9	無	礫混粘土性イ	a	無	有	林地B80 〆他 20	3			国道	150	3	S58.9.6	特土	B	
2-33	1315		田 中	田 代	田 中	40	80	7	無	礫混粘土性イ	a	無	有	〆他 100	5			町道	80	5	S58.9.6	特土	B	
2-34	1316		上野原	田 代	上野原	45	180	10	無	礫混粘土性イ	a	無	有	林地B70 耕地 30	5			町道	100	5	S58.9.6	特土	B	
2-35	1317		寺の迫	田 代	寺の迫	40	110	7	無	礫混粘土性イ	a	無	有	林地A10 耕地 90	6			町道	100	5	S58.9.6	特土	B	
2-36		424-10	長 崎	山三ヶ	長 崎	35	400	210	無	中古砂岩ニ	a	有	有	林地B100	3	山瀬小分校	1	町道	100	3		特土	A	
2-37		424-30	山 瀬	山三ヶ	山 瀬	35	150	100	無	中古砂岩ロ	b	無	無	林地B100	1			林道	200	1		特土	B	
2-38		424-60	上尾佐渡	山三ヶ	茂 内	29	200	100	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地B100	2			林道	200	2		特土	B	
2-39		424-70	椎 原	山三ヶ	椎 原	35	300	180	無	中古砂岩	b	無	無	林地B100	7			林道	550	7		特土	A	H6修正 B7→A7
2-40		424-80	尾佐渡	山三ヶ	尾佐渡	35	200	100	無	中古砂岩	a	無	有	林地B80 裸地 20	10	生活改善センター	1	林道	400	0		特土	A	

第6編 資料編

396

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 宅 (戸)	公共的建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類						
2-41		424-110	増 谷	山三ヶ	木 浦	35	200	190	無	中古砂岩イ	a	無	無	林地B100	1		林道	300	0		特土	A		
2-42	1288	424-120	小笹陰	田 代	小 原	30	70	50	無	中性土砂岩イ	a	無	有	林地B100	5		町道	200	5		特土	A		
2-43	1313	424-150	花水流②	田 代	小 原	43	200	30	無	礫混粘土性イ	a	無	有	林地B100	7		町道	130	7	H4.2.28	特土	A		
2-44		424-160	カラ谷	田 代	カラ谷	29	300	130	無	礫混粘土性イ	b	無	無	林地B100	3		国道	200	3		特土	B		
2-45		424-170	山 瀬	山三ヶ	山 瀬	35	100	100	無	中古砂岩ロ	a	無	無	林地B100	2		林道	200	2		特土	B		
2-46			槇の鶴	田 代	槇の鶴	45	100	50	無	礫混粘土性イ	a	無	有	林地B100	3		国道	100	3		特土	A		
2-47			和田東	田 代	和田東	30	200	35	無	中性硬粘性土イ	a	無	無	林地B80裸地 20	3		町道	200	3		特土	B		
2-48			下八峡	田 代	下八峡	35	400	20	無	中古砂岩	a	無	有	〃他 100	7		町道	400	7		特土	A		
2-49			横 八	田 代	横 八	45	150	30	無	礫混粘土性イ	b	無	無	〃他 70裸地 30	7		町道	150	0		特土	B		
2-50			鳥の巣②	山三ヶ	鳥の巣	45	150	30	無	中古砂岩	a	無	無	〃他 100	4	集会所 寺院	1 1	林道	200	4		特土	A	H9年追加指定

[美郷防]

第6編 資料編

[美郷防]

番 号			箇所名	位 置		地 形			地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 宅 (戸)	公共的建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域 の 指 定 年 月 日	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)	オ ー バ ー ハ ン グ の 有 無	種 類					表 土 の 厚 さ	種 類	数	種 類						
2-51			中 山	山三ヶ	中 山	35	30	100	無	中性土砂混粘性土	b	無	無	林地B100	2		林地	150	2		特土	B	H10年追加指定	
2-52			若宮②	田 代	久保屋敷	40	300	30	無	中性玉石混粘性土	a	有	有	林地B100	13		町道	200	13		特土	A	H10年追加指定	
2-53			寺の迫②	田 代	谷の堀	40	100	30	無	中古砂岩	a	有	無	林地B100	7		町道	70	7		特土	A	H10年追加指定	
2-54			神門原	田 代	丹 波	70	70	20	無	礫混粘性土	a	無	有	〃他 100	0				0		特土	A	H10年追加指定	
2-55			小 谷	田 代	小 谷	45	80	10	無	礫混粘性土	a	無	有	〃他 100	4		町道	80	4		特土	B	H10年追加指定	
2-56			小 原	小 原	戸 崎	70	250	40	有	中古砂岩	b	無	有	〃他 100	0		町道	250	0		特土	A	H11年追加指定	
2-57			下八峡地区	田 代	下の八峡橋ノ向	45	50	10	有						4		町道		4		特土	A		
2-58			上八峡地区	田 代	上八峡	45	50	10	有						5		町道		5		特土	A		

北郷

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧水	崩壊	の地状被況物	住家(戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同一の距離以内のがけ下戸数	がけ高と同一の指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域	その他の指定	危険度	備考
市町村	国交省	農水省		区域(旧大字)	地区(旧小字)	傾斜(度)	長さ(m)	高さ(m)		種類	表土の厚さ					種類	数	種類	数						
3-1				宇納間	中 崎	30	250	70				有	無	林地B60 その他40	5			町道	100	5			特土	A	(自然)
3-2				宇納間	椎 野	30	200	60				無	有	その他100	7		1			7			特土	A	(自然)
3-3				宇納間	七郎ヶ平	31	150	60				無	有	その他100	6			町道	300	6				A	(自然)
3-4				宇納間	尾 戸	41	250	70				無	無	その他100	9					9			特土	B	(自然)
3-5				宇納間	小八重	30	200	70				無	無	林地B50 その他50	5					5			特土 ㊟	B	(自然)
3-6				宇納間	八 重	32	100	30				無	無	その他100	5			町道	100	5			特土	B	(自然)
3-7				宇納間	清 川	51	200	25				有	無	その他100	5					5			特土	A	(自然)
3-8				宇納間	小 春	37	250	90				無	無	林地B20 その他80	16	第1部 消防機 庫	1	県道	200	16				B	(自然)
3-9				宇納間	扇ヶ原	31	200	15				無	無	その他100	9		7	県道	100	5				B	(自然)
3-10				宇納間	椀 木	36	150	85				無	無	その他100	10			町道	100	10			特土	A	(自然)

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
3-11				宇納間	下 樅 木	30	200	50				無	無	その他100	5					5				特土	B	(自然)
3-12				宇納間	田の上	30	300	50				無	無	林地B20 その他80	6					4				特土	A	(自然) 重野々
3-13				宇納間	板 木	30	200	75				無	無	林地B30 その他70	10					7				特土	B	(自然)
3-14				宇納間	小 園	30	200	40				無	有	その他100	10	小 鹿 公 民 館	1			6				特土	A	(自然)
3-15				宇納間	鹿猪谷	30	300	40				無	無	その他100	8					5				特土	B	(自然) 小 鹿
3-16				宇納間	中 原	37	200	15				無	無	その他100	5					3				特土	B	(自然) 森の脇
3-17				宇納間	中 原	31	250	30				有	有	その他100	31	役 場 旅 館 (岡田)	1 2			25				特土	A	(自然)
3-18				宇納間	西野々	30	150	40				無	無	その他100	5					5				特土	B	(自然)
3-19				宇納間	羽子場	31	200	30				有	有	その他100	29	宇納間 駐在所	1	県道	1	20				特土	B	(自然) 中 田
3-20				宇納間	平 田	40	300	25				無	有	その他100	6					6				特土	B	(自然)

第6編 資料編

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
3-21				宇納間	坂 元	30	350	10			無	無	林地B40 その他60	13			林道 1	400	13				特土	A	(自然)	
3-22				宇納間	織 田	30	200	35			無	無	その他100	8			林道 1	200	8				特土	B	(自然)	
3-23				宇納間	米 花	30	300	20			無	無	その他100	10					8				特土	B	(自然)	
3-24				宇納間	桜の森	33	200	13			無	無	その他100	5					5				特土	B	(自然)	
3-25				宇納間	長 野	34	200	20			無	無	林地B10 その他90	5	長谷野 公民館	1			4				特土	B	(自然)	
3-26				宇納間	田 谷	31	300	15			無	無	林地B20 その他80	5					4				特土	B	(自然)	
3-27				宇納間	甲 田	32	200	35			無	無	その他100	6			県道 1	100	6				特土	A	(自然)	
3-28				宇納間	辰ノ元	30	100	50			無	有	林地B80 その他20	1	北郷中 学 校	1	町道 1	100	1				特土	A	(自然)	
3-29				宇納間	汐	30	200	85			無	無	林地B20 その他80	14					14				特土	B	(自然)	
3-30				宇納間	琵琶の原	31	100	15			無	無	その他100	5	北郷小 学 校	1			5				特土	A	(自然) 学校前	

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定 其 他 の	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
3-31				宇納間	池の原	30	150	35			無	無	林地B10 その他90	5					5				特土	B	(自然)	
3-32				宇納間	御堂原	30	300	40			無	無	その他100	6					5				特土	B	(自然)	
3-33				宇納間	吉 田	37	300	15			無	無	その他100	6	細宇納間 生活改善 センター	1			5				特土	B	(自然) 長 堀	
3-34				宇納間	細宇納間	30	250	20			無	無	その他100	6					4				特土	B	(自然)	
3-35				入 下	黒 原	30	200	20			無	無	林地B100	5					4				特土	B	(自然)	
3-36				入 下	秋 元	35	200	38			無	無	その他100	5					4				特土	B	(自然) 入下秋元	
3-37				宇納間	松ヶ原	34	250	50			無	無	その他100	7	秋 元 公民館	1			7				特土	B	(自然)	
3-38				宇納間	桃野尾	32	200	60			無	無	林地B80 その他20	5			町道 1	300	5				特土	B	(自然)	
3-39				入 下	宮ノ脇	38	300	70			無	無	草地 10 その他90	9					9				特土	B	(自然)	
3-40				入 下	井 川	30	200	60			無	無	林地B60 草地 40	8					8				特土	A	(自然)	

第6編 資料編

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住家 (戸)	公共物建物		公共施設		がけ高と同一の距離以内の がけ下戸数	がけ高と同一の距離以内の 指定年月日	急傾斜地崩壊危険区域	その他の指定	危険度	備考
市町村	国交省	農水省		区域 (旧大字)	地区 (旧小字)	傾斜 (度)	長さ (m)	高さ (m)		種 類	表土の厚さ					種 類	数	種 類	数						
3-41				入 下	宮 田	34	200	60				無	有	その他100	5		町道 1	200	5			特土	A	(自然) 入下本村	
3-42				入 下	惣仁田	35	100	7				無	無	その他100	5		町道 1	50	5			特土	A	(自然)	
3-43				入 下	尾 平	30	150	80				無	無	林地B30 その他70	6				6			特土	A	(自然)	
3-44				黒 木	舟 方	30	200	10				無	無	その他100	6	1	県道 1	300	5			特土	B	(自然)	
3-45				黒 木	石 原	35	400	60				無	無	林地B30 その他70	7	北郷小 学 校	1	県道 1	100	5			特土	B	(自然)
3-46				黒 木	クロンゴ	32	300	50				無	無	林地B60 その他40	5				5			特土	B	(自然)	
3-47				黒 木	松 原	39	300	40				無	無	草地 20 その他80	5				5			特土	B	(自然)	
3-48				黒 木	中 原	30	150	20				有	有	その他100	5				5			特土	A	(自然) コウ鶴	
3-49				宇納間	奥 栢	30	300	20				有	有	林地100	5				5			特土	A	(自然)	
3-50				宇納間	真 竹	60	90	20				有	有	林地100	3				3				A	(自然)	

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			箇所名	位 置		地 形			オーバーハングの有無	地 質		湧 水	崩 壊	の 地 状 被 況 物	住 家 (戸)	公共物建物		公共施設		が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	が け 高 と 同 距 離 以 内 の が け 下 戸 数	の 指 定 年 月 日	急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	指 定	危 険 度	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省		区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	傾 斜 (度)	長 さ (m)	高 さ (m)		種 類	表 土 の 厚 さ					種 類	数	種 類	数							
3-51				宇納間	飯 谷	50	110	200			有	有	林地100	2					2					A	(自然)	
3-52				宇納間	藤 藪	48	37	8			有	有	林地B50 その他50	5					5					A	(自然)	
3-53				入 下	堂の越	38	15	10			有	有	草地 50 その他50	5					5					A	(自然)	
3-54				宇納間	畑ノ内	40	200	25			無	無	林地B100	1					1					A	(自然) カクラ	
3-55				宇納間	七郎ヶ平	30	150	60			無	有	その他100	2					2					A	(自然) 七郎ヶ平2	
3-56				宇納間	中 原	80	200	15			無	無	林地B80 草地 20	6	岸 本 旅 館	1	県道 1	200	6					特土	B	(人工)

3-5 土石流

南郷

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-1			小丸川	小丸川		鬼神野	小 村	0.18	0.03	18	B	6	公民館 小学校	1 1		331001
1-2			〃	〃	尾迎川	〃	尾 迎	0.58	0.23	16	A	5				331003
1-3			〃	〃	川上迫川	〃	川上迫	1.35	0.75	34	A	7				331004
1-4			〃	〃		〃	〃	0.18	0.13	18	A	8				331005
1-5			〃	〃		〃	〃	0.30	0.07	27	A	6				331006
1-6			〃	〃		〃	入 田	0.43	0.13	34	A	6				331007
1-7			〃	又江の原川	川口谷川	神 門	又江の原	1.05	0.71	27	B	8				331008
1-8			〃	〃	〃	〃	〃	0.60	0.24	22	A	8				331009
1-9			〃	小丸川		〃	伊久良ヶ原	0.13	0.03	27	B	5				332009
1-10			〃	〃		〃	長 堀	0.20	0.01	22	B	7				331011

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-11			小丸川	小丸川	無田谷川	神 門	無 田	0.67	0.13	25	A	11				331010
1-12			〃	〃		〃	長 堀	0.20	0.05	22	B	13				331012
1-13			〃	〃		〃	〃	0.09	0.03	10	B	9				331013
1-14			〃	〃		〃	本 村	0.08	0.03	4	B	11				331014
1-15			〃	〃		〃	〃	0.33	0.05	6	B	25	学 校 役 場	1 1		331015
1-16			〃	〃		〃	〃	0.38	0.05	11	C	11				331016
1-17			〃	〃		〃	米 上	0.28	0.04	22	B	7				331017
1-18			〃	〃		〃	名 木	0.20	0.02	18	B	6				331018
1-19			〃	水清谷川	折立川	水清谷	折 立	0.80	0.30	22	B	5				331020
1-20			〃	〃		〃	樋の元	0.20	0.05	18	B	5				331022

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-21			小丸川	水清谷川		水清谷	赤 堀	0.28	0.11	27	B	8	学 校	1		331023
1-22			〃	〃		〃	槇の越	0.53	0.14	20	A	5				331024
1-23			〃	〃		〃	〃	0.18	0.06	22	A	5				331025
1-24			〃	〃		〃	ワラビノ	0.56	0.14	25	B	10				331026
1-25			〃	渡川川		上渡川	田出原	0.58	0.30	27	B	8				331027
1-26			〃	〃	五色谷川	〃	五色谷	2.90	2.75	34	A	22				331028
1-27			〃	〃		〃	〃	0.80	0.28	34	B	21				331029
1-28			〃	〃		〃	〃	0.38	0.19	27	B	21				331030
1-29			〃	〃		〃	〃	0.30	0.09	27	B	22				331031
1-30			〃	〃		〃	門 田	0.83	0.19	27	B	21				331032

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-31			小丸川	渡川川		上渡川	門 田	0.25	0.09	27	A	21				331033
1-32			〃	〃		〃	〃	0.25	0.04	22	A	21				331034
1-33			〃	〃		〃	〃	0.13	0.03	27	B	22				331035
1-34			〃	〃		〃	〃	1.35	0.66	27	A	25				331036
1-35			〃	〃		〃	〃	0.13	0.03	27	B	20				331037
1-36			〃	〃	本村川	〃	平 城	0.38	0.09	34	B	10	学 校	1		331038
1-37			〃	〃		〃	上古園	0.20	0.09	27	B	6				331039
1-38			〃	〃		〃	下古園	0.13	0.04	34	B	5				331040
1-39			〃	水清谷川	猪の原川	水清谷	猪の原	0.35	0.21	25	A	4				
1-40			〃	小丸川	仮屋川	神 門	仮 屋	0.14	0.05	14	B	3				332010

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-41			小丸川	小丸川	下仮屋川	神 門	下仮屋	0.12	0.05	14	B	4				
1-42			〃	〃	市谷川	〃	市 谷	0.40	0.28	16	B	3				
1-43			〃	水清谷川	猪の谷川	水清谷	猪の原	0.35	0.30	21	B	10				331021
1-44			〃	〃		水清谷	折 立	0.45	1.40	21	B	5				
1-45			〃	小丸川	渡馬瀬川	神 門	渡馬瀬	0.85	2.60	26	A	3				331019
1-46			〃	〃	田の原川	〃	田の原	0.40	1.20	17	B	2				
1-47			〃	又江の原川		山三ヶ	安 蔵	0.90	2.70	23	C	2				
1-48			〃	〃		神 門	折 立	1.10	6.60	21	B	1				
1-49			〃	〃		〃	万丈谷	0.80	4.80	30	B					
1-50			〃	〃		山三ヶ	又 江	0.40	1.20	28	B	7				

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-51			小丸川	小丸川		鬼神野	奥 野	0.50	0.80	25	B	3				331002
1-52			〃	〃		〃	芋 壺	1.80	8.10	28	B					
1-53			〃	〃	熊路谷川	〃	井出の内	1.90	11.40	32	B					
1-54			〃	〃	月井谷川	鬼神野	月井谷	0.50	0.80	30	B					
1-55			〃	〃		〃	岩 原	1.70	10.20	25	B					
1-56			〃	〃		〃	阿 切	1.10	3.30	25	B	3				
1-57			〃	〃	松の内 谷 川	〃	松の内	1.90	5.70	30	B					
1-58			〃	〃	〃	〃	笹の越	0.70	2.10	28	B					
1-59			〃	〃		〃	榎 木	0.40	1.20	30	B					
1-60			〃	渡川川		上渡川	下古園	0.75	2.30	25	B	7				

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-61			小丸川	渡川川		上渡川	黒尾谷	1.60	9.60	28	B					
1-62			〃	〃		〃	今別府	1.75	7.90	30	B					
1-63			〃	〃		〃	日の平	0.80	4.80	30	B					
1-64			〃	〃	落ヶ谷川	〃	落ヶ谷	1.05	6.30	35	A	1				
1-65			〃	〃	〃	〃	〃	1.25	5.60	35	A	1				
1-66			〃	〃	備中谷川	〃	備中谷	2.00	12.00	35	A	1				
1-67			〃	〃		〃	カラメ	0.30	0.50	28	B	3				
1-68			〃	〃		〃	鶴 野	0.85	1.30	30	B	3				
1-69			〃	〃	松塚谷川	〃	松塚谷	1.90	5.70	35	A	1				
1-70			〃	〃		〃	モチノ木	0.35	0.50	28	B	3				

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-71			小丸川	渡川川		上渡川	モチノ木	1.10	5.00	28	B					
1-72			〃	〃	佐枝谷川	〃	檜 葉	1.95	8.80	30	B					
1-73			〃	〃		〃	〃	0.40	1.80	30	B	1				
1-74			〃	〃		〃	檜 葉	1.40	6.30	30	B	1				
1-75			〃	〃		〃	塚の原	1.20	5.50	25	A	3				
1-76			〃	〃	木浦谷川	〃	木浦谷	0.85	1.30	28	B					
1-77			〃	〃		〃	橋の原	0.60	0.90	30	B	3				
1-78			〃	〃	荒木谷川	〃	荒木谷	1.80	5.40	28	A	2				
1-79			〃	〃	野畑谷川	〃	野 畑	0.40	8.00	25	A	4				
1-80			〃	小丸川		鬼神野	新屋敷	0.22	3.75	35	A	1				

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
1-81			小丸川	小丸川		神 門	伍 味	0.20	1.00	20	B	1				
1-82			〃	又江の原川	喜市谷川	〃	又江の原	0.30	0.40	30	A	1	町 道	100		田原喜市
1-83			〃	〃	南又江の 原谷川	〃	南又江の原	0.30	0.50	30	A	2	〃	〃		
1-84			〃	渡川川	杭谷川	神 門	杭 谷	0.40	2.50	30	A		〃	200		
1-85			〃	水清谷川	南川谷川	水清谷	南 川	1.00	14.00	30	A		林 道	500		田原喜市

西郷

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-1	100	424-390	耳 川	耳 川		山三ヶ	山 瀬	0.25	8.0	30	A	8	集会所	1		
2-2	101	424-360	耳 川	耳 川		山三ヶ	山 瀬	0.58	7.0	22	A	3	山瀬小学校	1		
2-3	120	424-310	耳 川	耳 川		山三ヶ	山須原	0.20	5.0	18	B	8				
2-4	121	424-320	耳 川	耳 川	山須原川	山三ヶ	山須原	0.30	19.0	25	A	13				
2-5	123	424-290	耳 川	耳 川	小八重谷川	山三ヶ	小八重	0.33	9.0	29	A	10				
2-6	124	424-560	耳 川	耳 川		山三ヶ	大久保	0.45	10.0	21	B	0	小八重小学校	1		
2-7	126	424-410	耳 川	耳 川		小 原	小 原	0.28	4.0	27	B	9				
2-8	127	424-200	耳 川	耳 川		小 原	笹 陰	0.30	8.0	15	B	8				
2-9	128		耳 川	耳 川		田 代	坂 本	0.50	13.0	19	B	20				
2-10	129	424-190	耳 川	耳 川		田 代	坂 本	1.40	100.0	15	B	4	集会所	1		

第6編 資料編

414

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-11	130		耳 川	耳 川		田 代	若 宮	0.15	2.0	15	B	11				
2-12	131		耳 川	耳 川		田 代	若 宮	0.35	8.0	13	B	6				
2-13	132		耳 川	田代川		田 代	峰	1.55	132.0	13	A	33	病 院 警察官駐在所 役 場	1 1 1		
2-14	133		耳 川	田代川		田 代	神門原	2.10	57.0	20	A	8				
2-15	134	424- 150	耳 川	田代川		田 代	古伏木	0.18	3.0	17	B	17				
2-16	135		耳 川	田代川		田 代	日 平	1.00	85.0	6	A	7				
2-17	136		耳 川	田代川		田 代	槇の鶴	1.40	88.0	18	B	8				
2-18	137	424- 80	耳 川	田代川		田 代	尾 沢	0.15	4.0	15	B	5				
2-19			耳 川	田代川		田 代	日 平	0.35	4.0	20	A	2				
2-20	122		耳 川	耳 川		山三ヶ	山須原	0.50	24.0	23	A	0	発電所	2		

[美郷防]

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-21	138		耳 川	耳 川		田 代	大内原	0.40	7.0	23	B	0	発電所	1		
2-22		424- 30	耳 川	耳 川		田 代	島 尻	0.60	0.3	17	C	3	国 道	200		
2-23		424- 40	耳 川	田代川		田 代	山の口	1.60	2.0	14	C	4	町 道 林 道	200 200		
2-24		424- 50	耳 川	田代川		田 代	沢 水	0.40	0.4	11	C	2	町 道	300		
2-25		424- 60	耳 川	田代川		田 代	熊の神楽	0.40	0.2	10	B	5	仮迫公民館 町 道	1 200		
2-26		424- 70	耳 川	田代川		田 代	峰 地	0.30	0.1	9	C	6	町 道	200		
2-27		424- 90	耳 川	田代川		田 代	尾 沢	1.50	1.2	7	B	6	集会センター	1		
2-28		424- 110	耳 川	田代川		田 代	柿の木原	0.90	0.5	6	C	1	国 道	100		
2-29		424- 130	耳 川	田代川		田 代	日 平	0.40	0.1	15	C	3	国 道	200		
2-30		424- 140	耳 川	田代川		田 代	尖 滝	0.30	0.2	11	C	3	国 道	200		

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-31		424-160	耳 川	田代川		田 代	日陰山	1.20	0.8	8	B	16	町 道	200		
2-32		424-170	耳 川	耳 川		田 代	南凡谷	0.80	0.5	7	C	1	国 道	200		
2-33		424-180	耳 川	耳 川		田 代	和 田	0.30	0.2	7	C	1	国 道	100		
2-34			耳 川	耳 川		小 原	笹 陰	1.00	1.0	9	B	2	国 道	200		
2-35			耳 川	耳 川		山三ヶ	増 谷	1.60	3.2	7	B	2	公民館 町 道 林 道	1 500 1,000		住家は同一 宅である
2-36			耳 川	耳 川		山三ヶ	増 谷	1.40	2.8	7	B	2				
2-37			耳 川	耳 川	増谷川	山三ヶ	増 谷	2.50	5.0	4	B	2	公民館 林 道	1 300		
2-38			耳 川	耳 川	増谷川	山三ヶ	増 谷	2.20	4.4	8	B	2	公民館 林 道	1 2,000		住家は同一 宅である
2-39			耳 川	耳 川	増谷川	山三ヶ	増 谷	1.30	2.3	7	B	2	公民館 林 道	1 2,000		
2-40		424-300	耳 川	耳 川	小八重谷川	山三ヶ	小八重	0.70	0.4	10	B	7	集会センター 町 道 林 道	1 100 100		

第6編 資料編

〔美郷防〕

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-41		424-370	耳 川	耳 川	山瀬川	山三ヶ	下山瀬	0.20	0.1	19	B	5	林 道	500		
2-42			耳 川	耳 川	山瀬川	山三ヶ	上山瀬	0.20	0.1	26	B	1	林 道	100		
2-43		424-420	耳 川	耳 川	椎屋谷	田 代	椎屋谷	1.40	1.1	17	B	2	町 道 林 道	200 1,000		
2-44		424-430	耳 川	耳 川	谷内谷	田 代	椎屋谷	1.40	1.1	8	B	2	林 道	2,000		
2-45		424-440	耳 川	耳 川		田 代	野 口	0.40	0.2	9	B	5	国 道 町 道	200 200		
2-46		424-450	耳 川	耳 川		田 代	下八峡	0.10	0.1	26	C	2	町 道	100		
2-47		424-460	耳 川	耳 川		田 代	上八峡	1.20	0.6	11	B	2	町 道	200		
2-48		424-470	耳 川	耳 川		田 代	棕 原	0.40	0.1	9	B	1	町 道	100		
2-49		424-520	耳 川	田代川	丹波川	田 代	上藤野	0.25	0.2	38	B	2				
2-50		424-650	耳 川	耳 川		田 代	中 尾	1.00	0.6	11	B	10	小学校 町 道	1 200		

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
2-51		424-660	耳 川	田代川		田 代	六 字	0.60	0.4	24	B	4	国 道	400		
2-52		424-100	耳 川	田代川	小谷川	田 代	槇 谷	0.70	0.7	10	A	2	国 道	100		
2-53		424-640	耳 川	耳 川	山瀬川	山三ヶ	山 神	0.60	15.0		A	0	町 道			
2-54		424-600	耳 川	耳 川	岩屋谷川	山三ヶ	尾茂内	1.50	21.0		A	0	諸塚村 デイサービス センター	1		
2-55		424-580	耳 川	耳 川	隼人屋敷 谷①	田 代	大内原上	0.30	5.0	30	A	0	国 道	110	地す べり	H10. 追加 指定
2-56			耳 川	耳 川	隼人屋敷 谷②	田 代	隼人屋敷	0.20	1.8	40	A	0	国 道	140	地す べり	H10. 追加 指定
2-57			耳 川	耳 川	隼人屋敷 谷③	田 代	隼人屋敷	0.20	1.6	40	A	0	国 道	90		H10. 追加 指定
2-58		424-10	耳 川	耳 川	大内原谷	田 代	隼人屋敷	0.50	1.5	11	B	0	国 道			H11. 追加 指定

北郷

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
3-1			五十鈴川	論出川	論出川						B	3				
3-2			五十鈴川	論出川	小八重川						C	1		町道 50		
3-3			五十鈴川	五十鈴川	こやす谷						C	1		町道 50		
3-4			五十鈴川	五十鈴川	椈木川						C	2				
3-5			五十鈴川	五十鈴川	井出の口						C	1				
3-6			五十鈴川	五十鈴川	清 川						A	15	消防機庫 1	町道 50 県道 50		集中豪雨により土石流増変更 (S57. 8.13)
3-7			五十鈴川	五十鈴川	鹿猪谷						C	3				
3-8			五十鈴川	五十鈴川	小園谷						C	5	小鹿公民館 1			
3-9			五十鈴川	五十鈴川	重野々谷						C	2		県道 100		
3-10			五十鈴川	五十鈴川	赤仁田谷						C	5		県道 100		

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
3-11			五十鈴川	五十鈴川	牛の子谷						C	8	警察官・ 駐在所1			
3-12			五十鈴川	五十鈴川	平山谷						C	1		県道		
3-13			五十鈴川	長野川	米花谷						C	5		町道 50 県道 50		
3-14			五十鈴川	長野川	影の木川						A	4		林道 50		集中豪雨により 土石流増変 更
3-15			五十鈴川	五十鈴川	井出の谷						C	7		県道 100		
3-16			五十鈴川	五十鈴川	汐 谷						C	2		林道 100		
3-17			五十鈴川	五十鈴川	ヤゴノ内川						C	5				
3-18			五十鈴川	五十鈴川	手番田川						C	8		県道 50		
3-19			五十鈴川	五十鈴川	クニギマタ						C	7		林道 100		
3-20			五十鈴川	五十鈴川	土々呂内川						C	7		県道 100 林道 200		砂防ダム設 置 (S56)

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その他の指定	備 考
市町村	国交省	農水省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
3-21			五十鈴川	五十鈴川	水流の原川						C	5		県道 100		砂防ダム設置 (S56)
3-22			五十鈴川	五十鈴川	尾平谷						C	9		林道 200 県道 100		砂防ダム設置 (S56)
3-23			五十鈴川	五十鈴川	ミヤノセ谷						C	2		林道 100		
3-24			五十鈴川	五十鈴川	アラ谷						C	2		林道 50		
3-25			五十鈴川	小黒木川	(イウゴ谷) 真竹川						C	6				
3-26			五十鈴川	小黒木川	タニ川						B	2				
3-27			五十鈴川	小黒木川	山の木浦谷						A	3		林道 50		砂防ダム設置 (H6～)
3-28			五十鈴川	小黒木谷	宮ノ田谷		真 竹				B	2				
3-29			五十鈴川	論出川	場の木谷		場の木				C	2				
3-30			五十鈴川	椎野谷	橋ノ谷		橋ノ谷				B	2				

番 号			水系名	河川名	溪流名	位 置		溪流概況			危 険 度	住 家	公共施設		その 他 の 指 定	備 考
市 町 村	国 交 省	農 水 省				区 域 (旧大字)	地 区 (旧小字)	溪流長 (km)	面積 (ha)	平均 勾配 (度)			種 類	数 (m) (箇所)		
3-31			五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川		七郎ヶ平				A	16	県 道			河川利浚渫 工事
3-32			五十鈴川	小八重川	小八重川		武田之内				A	1				河川利浚渫 工事
3-33			五十鈴川	山の木浦谷	山の木浦谷		山の木浦				A	3	林 道			河川利浚渫 工事
3-34			五十鈴川	秋元川	桃野尾谷		桃野尾				A	5	町 道			砂防堤
3-35			五十鈴川	五十鈴川	細宇納間谷 川		細宇納間				C	3	町 道			
3-36			五十鈴川	秋元川	下秋元谷 川		下秋元				C	3	町 道			

### 3-6 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害警戒区域等指定状況（令和2年3月末現在）

管轄土木	土砂災害危険箇所 (区域指定予定箇所)	全体指定箇所数								区域設定率 (%)
		土石流		急傾斜		地すべり		計		
		警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	警戒区域	特別警戒	
日向土木	777	61	28	90	62	2	0	153	90	19.7

(2) 土砂災害警戒区域等一覧

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定(告示) 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
1	桜の森	Ⅱ-1-1329	北郷宇納間	急傾斜	○		H18.9.11	
2	中田	I-1-1326	北郷宇納間	急傾斜	○		H19.8.30	
3	甲田-1	Ⅱ-2-0408	北郷宇納間	急傾斜	○		H19.8.30	
4	中田谷川1	09-425-1-013	北郷宇納間	土石流	○		H19.8.30	
5	甲田谷川1	09-425-1-014	北郷宇納間	土石流	○		H19.8.30	
6	中田谷川2	09-425-2-024	北郷宇納間	土石流	○		H19.8.30	
7	赤木	I-1-1274	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
8	下猪の原	I-1-1275	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
9	樋の元	I-1-1276	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
10	赤堀	I-1-1277	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
11	下猪の原1	Ⅱ-1-6841	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
12	久保1	Ⅱ-1-6874	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
13	久保2	Ⅱ-1-6875	南郷水清谷	急傾斜	○		H20.1.15	
14	赤堀谷川	09-423-1-037	南郷水清谷	土石流	○		H20.1.15	
15	内の口谷川	09-423-1-038	南郷水清谷	土石流	○		H20.1.15	
16	赤木谷川	09-423-1-039	南郷水清谷	土石流	○		H20.1.15	
17	樋の元谷川	09-423-2-041	南郷水清谷	土石流	○		H20.1.15	

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
18	赤木谷川 1	09-423-2-044	南郷水清谷	土石流	○		H20. 1. 15	
19	赤木谷川 2	09-423-2-045	南郷水清谷	土石流	○		H20. 1. 15	
20	下名木①	I -1-1268	南郷神門	急傾斜	○		H20. 1. 15	
21	上名木（1）	I -1-1267	南郷神門	急傾斜	○		H20. 1. 15	
22	上名木（2）		南郷神門	急傾斜	○		H20. 1. 15	
23	上名木（3）		南郷神門	急傾斜	○		H20. 1. 15	
24	名木谷川	09-423-1-033	南郷神門	土石流	○		H20. 1. 15	
25	島戸	I -1-1303	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
26	野々尾	I -1-1304	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
27	野々尾 1	Ⅱ-1-6925	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
28	島戸 1	Ⅱ-1-6928	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
29	島戸 2	Ⅱ-1-6929	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
30	島戸 3	Ⅱ-1-6930	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
31	野々尾 4	Ⅱ-2-0406	西郷山三ヶ	急傾斜	○		H20. 7. 14	
32	下八峡 1	I -1-3511	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
33	下八峡 3	Ⅱ-1-6964	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
34	下八峡 4	Ⅱ-1-6965	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
35	下八峡 5	Ⅱ-1-6966	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
36	下八峡 6	Ⅱ-1-6967	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
37	下八峡 7	Ⅱ-1-6968	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
38	下八峡谷川 3	09-424-2-021	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
39	下八峡谷川	09-424-2-022	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
40	下八峡谷川 1	09-424-2-023	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
41	野々尾	34-02	西郷山三ヶ	地すべり	○		H20. 7. 14	
42	島戸	34-03	西郷山三ヶ	地すべり	○		H20. 7. 14	
43	尾沢 - 1	Ⅱ-1-6993	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
44	尾沢 - 2	Ⅱ-1-6994	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	

第6編 資料編

[美郷防]

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
45	尾沢－3	Ⅱ-1-6995	西郷田代	急傾斜	○		H20. 7. 14	
46	尾沢谷川 1	09-424-1-004	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
47	尾沢谷川	09-424-1-005	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
48	槇ノ鶴谷川	09-424-1-006	西郷田代	土石流	○		H20. 7. 14	
49	古城	I -1-1282	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
50	南風谷	I -1-1283	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
51	日の出	I -1-1307	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
52	峰	I -1-1314	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
53	田中	I -1-1315	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
54	寺の迫	I -1-1317	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
55	日の出 2	I -1-2127	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
56	日の出 3	I -1-3514	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
57	天神	I -1-3512	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
58	迫内	I -1-3513	西郷田代	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
59	小野の原	I -1-1235	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
60	橋の原	I -1-1236	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
61	下古園	I -1-1238	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
62	浜砂瀬	I -1-1239	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
63	下浜砂瀬	I -1-1240	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
64	天神田	I -1-1255	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
65	黒草	I -1-1259	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
66	長堀	I -1-1260	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
67	小路前田	I -1-1261	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
68	井手の内	I -1-1262	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
69	石田	I -1-1263	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
70	米上	I -1-1265	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
71	下古園 1	I -1-3504	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
72	橋の原 1	I-1-3505	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
73	上古園	II-1-1237	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
74	天神田 1	II-1-6864	南郷神門	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
75	橋の原 2	II-1-6910	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
76	橋の原 3	II-1-6911	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
77	橋の原 4	II-1-6912	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
78	橋の原 5	II-1-6913	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
79	下古園 2	II-1-6914	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
80	下古園 3	II-1-6915	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
81	下古園 4	II-1-6916	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
82	下古園 5	II-1-6917	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
83	下古園 6	II-1-6918	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H22. 3. 4	
84	愛宕谷川	09-424-1-012	西郷田代	土石流	○	○	H22. 3. 4	
85	峰谷川	09-424-1-013	西郷田代	土石流	○		H22. 3. 4	
86	上古園谷川	09-423-1-014	南郷上渡川	土石流	○	○	H22. 3. 4	
87	無田谷川	09-423-1-025	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
88	長堀谷川 1	09-423-1-026	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
89	長堀谷川 2	09-423-1-027	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
90	長堀谷川 3	09-423-1-028	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
91	神門谷川 1	09-423-1-029	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
92	神門谷川 2	09-423-1-030	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
93	神門谷川 3	09-423-1-031	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
94	米上谷川	09-423-1-032	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
95	下古園谷川 1	09-423-2-001	南郷上渡川	土石流	○		H22. 3. 4	
96	橋之原谷川	09-423-2-007	南郷上渡川	土石流	○	○	H22. 3. 4	
97	橋之原谷川 1	09-423-2-008	南郷上渡川	土石流	○		H22. 3. 4	
98	下古園谷川	09-423-2-009	南郷上渡川	土石流	○	○	H22. 3. 4	

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
99	仮屋谷川 2	09-423-2-015	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
100	仮屋谷川 3	09-423-2-016	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
101	米上谷川 1	09-423-2-033	南郷神門	土石流	○	○	H22. 3. 4	
102	米上谷川 2	09-423-2-034	南郷神門	土石流	○		H22. 3. 4	
103	田出原谷川	09-423-1-001	南郷上渡川	土石流	○		H23. 2. 14	
104	門田谷川 3	09-423-1-002	南郷上渡川	土石流	○		H23. 2. 14	
105	門田谷川 2	09-423-1-003	南郷上渡川	土石流	○		H23. 2. 14	
106	庄屋鷹谷川	09-423-1-004	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
107	原谷川	09-423-1-005	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
108	五色谷川	09-423-1-006	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
109	五色谷川 2	09-423-1-007	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
110	門田谷川 1	09-423-1-008	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
111	西村谷川	09-423-1-009	南郷上渡川	土石流	○		H23. 2. 14	
112	門田谷川 4	09-423-1-010	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
113	門田谷川 5	09-423-1-011	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
114	田出原谷川	09-423-2-004	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
115	門田谷川 6	09-423-2-005	南郷上渡川	土石流	○	○	H23. 2. 14	
116	塚の原	I -1-1230	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
117	田出原	I -1-1231	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
118	門田①	I -1-1232	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
119	田出原 - 1	I -1-3503	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
120	田出原 - 2	Ⅱ -1-6840	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
121	門田③	Ⅱ -1-6904	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
122	門田① - 新①	I -1-1232-新①	南郷上渡川	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
123	板木川 1	09-425-1-009	北郷宇納間	土石流	○		H23. 2. 14	
124	重野々川	09-425-1-010	北郷宇納間	土石流	○		H23. 2. 14	
125	五十鈴川 2	09-425-1-011	北郷宇納間	土石流	○	○	H23. 2. 14	

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
126	小園谷川及び同左支川	09-425-1-012	北郷宇納間	土石流	○		H23. 2. 14	
127	板木川 2	09-425-2-021	北郷宇納間	土石流	○	○	H23. 2. 14	
128	椈木谷川	09-425-2-022	北郷宇納間	土石流	○		H23. 2. 14	
129	鹿猪谷川 2	09-425-2-023	北郷宇納間	土石流	○	○	H23. 2. 14	
130	小原	I -1-1319	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
131	扇ヶ原	I -1-1320	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
132	上椈木	I -1-1321	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
133	重野々	I -1-1322	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
134	板木	I -1-1323	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
135	鹿猪谷	I -1-1324	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
136	宇納間中原	I -1-1325	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
137	椈木	Ⅱ-1-7049	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
138	重野々- 1	Ⅱ-1-7050	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
139	板木- 1	Ⅱ-1-7051	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
140	重野々- 2	Ⅱ-1-7052	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
141	中原- 1	Ⅱ-2-0407	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H23. 2. 14	
142	中田谷川	09-425-1-013	北郷宇納間	土石流		○	H25. 1. 10	警戒区域は指定済
143	甲田谷川	09-425-1-014	北郷宇納間	土石流		○	H25. 1. 10	警戒区域は指定済
144	中田	I -1-1326	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H25. 1. 10	
145	甲田- 1	Ⅱ-2-0408	北郷宇納間	急傾斜	○	○	H25. 1. 10	
146	尾迎川	09-423-1-019	南郷	土石流	○		H27. 6. 11	
147	尾迎谷川	09-423-1-020	南郷	土石流	○	○	H27. 6. 11	
148	尾迎谷川 1	09-423-1-021	南郷	土石流	○	○	H27. 6. 11	
149	尾迎谷川 2	09-423-1-022	南郷	土石流	○		H27. 6. 11	
150	川原谷川	09-423-1-027	南郷	土石流	○	○	H27. 6. 11	
151	川原谷川 1	09-423-1-028	南郷	土石流	○	○	H27. 6. 11	
152	小村	I -1-1247	南郷	急傾斜	○	○	H27. 6. 11	

番号	区域名	危険箇所番号	町・大字	自然現象 の種類	土砂災害警戒区域等		指定（告示） 年月日	備考
					警戒区域	特別警戒区域		
153	尾迎一	I-1-1248	南郷	急傾斜	○	○	H27.6.11	
154	川原一	I-1-1249	南郷	急傾斜	○	○	H27.6.11	
155	赤木	I-1-1274	南郷	急傾斜	○	○	H27.6.11	
156	尾迎一	II-1-6879	南郷	急傾斜	○	○	H27.6.11	
157	尾迎二	II-1-6880	南郷	急傾斜	○	○	H27.6.11	
158	長堀	I-1-1260	南郷神門	急傾斜	○	○	H27.7.30	
159	赤木	I-1-1274	南郷水清谷	急傾斜	○	○	R1.7.11	
160	樋の元	I-1-1276	南郷水清谷	急傾斜	○	○	R1.9.30	
161	上八峡	II-1-6969	西郷田代	急傾斜	○	○	R1.12.19	

## 4 危険物施設関係

### 4-1 危険物施設一覧

種別	施設の種類	施設所在地	設置者		指定数量の倍数	品名 (ℓ)					
			名称	所在地		ガソリン	灯油	軽油	重油	潤滑油	他
9	屋外給油取扱所	南郷神門1161	那須石油商事(株)	美郷町南郷神門1148	153.45	25,000	14,000	14,000		2,700	1,900
16	一般取扱所	南郷神門1160-3 (那須石油店)	那須石油商事(株)	美郷町南郷神門1148	9.50			4,000	11,000		
7	移動タンク貯蔵所	南郷神門1161-2 (那須石油店)	那須石油商事(株)	美郷町南郷神門1148	1.35			1,350			
10	自家用給油取扱所	南郷神門1148	(株)南郷生コン工業	美郷町南郷神門4096	9.60			9,600			
9	屋外給油取扱所	南郷水清谷 2024-イ	轟猛	美郷町南郷水清谷 2024-イ	35.26	3,840	10,000	5,760		1,800	
9	屋外給油取扱所	南郷神門1000-3 (JA日向南郷給油所)	(株)協同サービス	日向市財光寺字松立1489	67.65	9,600	9,600	9,600		2,700	
7	移動タンク貯蔵所	南郷神門1000-3	(株)協同サービス	日向市財光寺字松立1489	2.00		2,000				
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代2208 (特養「若宮荘」)	社会福祉法人清風会	美郷町西郷田代2208	1.60				3,200		
16	一般取扱所	西郷田代大内原5800-1 (大内原発電所)	九州電力(株)宮崎電力センター	宮崎市橘通西4-2-23	2.25					13,500	

第6編 資料編

[美郷防]

種別	施設の種類	施設所在地	設置者		指定数量の倍数	品名 (ℓ)						
			名称	所在地		ガソリン	灯油	軽油	重油	潤滑油	他	
16	一般取扱所	西郷山三ヶ蜀漆の平895-3 (山須原発電所)	九州電力(株)宮崎 電力センター	宮崎市 橘通西4-2-23	2.00						12,000	
16	一般取扱所	西郷田代落水766-1 (西郷発電所)(2号機)	九州電力(株)宮崎 電力センター	宮崎市 橘通西4-2-23	1.83						10,950	
9	屋外給油取扱所	西郷田代 502-1 (J A日向西郷給油所)	(株)協同サービス	日向市財光寺 字松立 1489	79.17	12,480	9,600	6,720			2,700	
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 524-1	(株)協同サービス	日向市財光寺 字松立 1489	15.00					30,000		
9	屋外給油取扱所	西郷田代 6081	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	163.53	28,800	9,600	9,600			2,000	
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 6308-1	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	24.40			9,600	29,600			
16	一般取扱所	西郷田代 6308-1	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	5.25			4,000	2,500			
7	移動タンク貯蔵所	西郷田代 6150-5	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	2.00				4,000			
7	移動タンク貯蔵所	西郷田代 6150-5	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	15.00	3,000						
7	移動タンク貯蔵所	西郷田代 6150-5	味岡リース(株)	熊本県球磨郡 あさぎり町 免田西 3278	1.90			1,900				
9	屋外給油取扱所	西郷田代 8275	(有)西田石油	美郷町西郷 田代 8275	91.50	14,400	9,600	9,600			1,800	

第6編 資料編

432

種 別	施設の種類	施設所在地	設 置 者		指 定 数 量 の 倍 数	品 名 (ℓ)					
			名 称	所 在 地		ガ ソ リ ン	灯 油	軽 油	重 油	潤 滑 油	他
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 8265	(有)西田石油	美郷町西郷 田代 8275	7.50				15,000		
10	自家用給油取扱所	西郷田代 5578	日新石販(株)	美郷町西郷 田代 5578	76.80	9,600	9,600	19,200			
3	屋外タンク貯蔵所	西郷田代 29-2 (環境美化センター)	美郷町	美郷町西郷 田代 1	3.00		3,000				
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 5812-1 (石峠レイクランド)	(株)レイクランド 西郷	美郷町西郷 田代 5812-1	5.00		5,000				
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 1561-1 (林業技術センター)	宮崎県	宮崎市 橘通東 2-10-1	1.50		1,500				
5	地下タンク貯蔵所	西郷田代 770-4	入郷地区衛生組合	美郷町西郷 田代 770-4	5.00			10,000			
9	屋外給油取扱所	北郷宇納間 215-3 (JA日向北郷給油所)	(株)協同サービス	日向市財光寺 字松立 1489	67.65	9,600	9,600	9,600		2,700	

[美郷防]

## 5 水防関係

### 5-1 水防倉庫及び水防資器材備蓄状況

河川名	水防倉庫名	資器材名										
		土のう袋	ロープ	スコップ	鍬	掛矢	照明灯	ナタ	ノコ	ハンマー	鎌	その他
		枚	玉	丁	丁	丁	個	丁	丁	丁	丁	
耳川	本部倉庫	500	5	10	11	2	2	17	2	1		
五十鈴川	消防機庫	500	4	2	5	1	2	2	1	1	4	

(令和2年度県水防計画より)

### 5-2 重要水防区域及び河川の危険と予想される箇所

#### 重要水防箇所A

(知事管理区間内)

水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される 事態	対水防 工法	背後資産 の状況	備考
耳川	耳川	美郷町西郷田代 5974番地先	右岸	800m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (小田地区)
		美郷町西郷田代 6081番地先	右岸	700m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (花水流地区)
		美郷町西郷田代 8262番地先	右岸	300m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (下古川地区)
		美郷町西郷田代 8860番地先	左岸	400m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (和田地区)
		美郷町西郷小原 1257番地先	右岸 左岸	1,100m 400m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (笹陰地区)
		美郷町西郷山三ヶ 1001番地先	右岸	500m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (小八重地区)
		美郷町西郷山三ヶ 982番地先	右岸	550m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (山須原地区)
		美郷町西郷山三ヶ 1225-3番地先	右岸	700m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (日隠地区)
	田代川	美郷町西郷田代 5688番地先	右岸	200m	流下能力不足	水があふれる	積土のう工	住宅地	H17 浸水被害 (小川ノ吐)

第6編 資料編

水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事 態	対水防 工法	背後資産 の状況	備考
五十鈴川	五十鈴川	美郷町北郷宇納間 6038 番地先	右岸 左岸	750m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (柵木地区)
小丸川	小丸川	美郷町南郷神門 3499-1 番地先	左岸	300m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (名木地区)
		美郷町南郷神門 3363-1 番地先	右岸	150m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (黒岩地区)
		美郷町南郷神門 3291 番地先	左岸	650m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (米上地区)
		美郷町南郷神門 1071 番地先	左岸	250m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (神門地区)
		美郷町南郷神門 1222-10 番地先	左岸	150m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (天神田地区)
	渡川	美郷町南郷上渡川 2283 番地先	左岸	250m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	道路	H17 浸水被害 (下古園地区)
		美郷町南郷上渡川 3048-1 番地先	左岸	300m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	道路	H17 浸水被害 (本村地区)
		美郷町南郷上渡川 280 番地先	左岸	100m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	道路	H17 浸水被害 (今村地区)
	仁久川	美郷町南郷神門 4046 番地先	右岸 左岸	100m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (五味地区)

重要水防箇所B

(知事管理区間内)

水系名	河川名	位置	左岸 右岸	延長	理由	予想される事 態	対水防 工法	背後資産 の状況	備考
耳川	耳川	美郷町西郷田代 8314 番地先	右岸	300m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H17 浸水被害 (下古川地区)
五十鈴川	五十鈴川	美郷町北郷入下 319 番地先	右岸 左岸	600m 200m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	入下地区
		美郷町北郷宇納間 1256 番地先	右岸	500m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	中原地区
		美郷町北郷宇納間 6000-1 番地先	左岸	100m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	井出の口地区
	長野川	美郷町北郷宇納間 2776 番地先	右岸	100m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	H16 浸水被害 (長野地区)
小丸川	小丸川	美郷町南郷鬼神野 2493 番地先	左岸	100m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	鬼神野地区
	井出之内川	美郷町南郷神門 831 番地先	右岸	300m	流下能力不足	水があふれる	積土 のう工	住宅地	神門地区

(令和2年度県水防計画より)

5-3 主要交通途絶予想箇所

河川名	路線名	予想される事態	同左区域	同左延長(m)	代替路線名
耳川	327号	路面冠水	西郷山須原	500	なし
〃	〃	〃	〃 笹陰	500	〃
〃	〃	〃	〃 坂本	500	〃
〃	〃	〃	西郷小八重	500	〃
〃	〃	〃	〃 和田(古川)	500	〃
〃	〃	〃	〃 和田(落水)	500	〃
〃	〃	〃	〃 花水流	500	〃
田代川	388号	〃	西郷古城	300	〃
五十鈴川	〃	路面決壊	北郷黒木字黒木轟	300	県道、町道
〃	〃	〃	〃 字舟方轟	300	町道
〃	〃	〃	〃 字アカリ	300	〃

(令和2年度県水防計画より)

5-4 知事が水防警報を行う河川、対象区域及び発令の基準等

水系名	河川名	対象区域		観測所名	観測所在地	観測所の管理者	指定(通報)水位(待機) 上段:量水標の読み 下段( ):T.P.m	警戒水位(準備及び出動) 上段:量水標の読み 下段( ):T.P.m	解除	
		左右岸の別	上流側起点							下流側起点
小丸川	小丸川	左岸	南郷鬼神野 字市谷 1906番1地先	南郷神門字石 越 4350番4地先	天神橋	南郷神門	県	2.60 (254.24)	3.20 (254.84)	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
		右岸	南郷鬼神野 字久保 1235番地先	南郷神門字渡 場瀬 4190番1地先						
五十鈴川	五十鈴川	左岸	北郷宇納間 字鹿猪谷 5838番1地先	北郷宇納間字 琵琶ノ原 新 辰之元橋	中原橋	北郷宇納間	県	1.60 (139.40)	2.40 (140.20)	氾濫注意水位以下に下がって再び増水のおそれがないと思われるとき
		右岸	北郷宇納間 字中原11番 10地先	北郷宇納間字 辰ノ元 新 辰之元橋						

(令和2年度県水防計画より)

5-5 水位情報周知河川に係る対象区域及び水位等

水系名	河川名	対象区域		観測所名	観測所所在地	観測所の管理者	避難判断水位	はん濫危険水位	
		左右岸の別	上流側起点				下流側起点	上段：量水標の読み 下段( )：T.P.m	
小丸川	小丸川	左岸	南郷鬼神野 字市谷1906 番1地先	南郷神門字 石越4350番4 地先	天神橋	南郷 神門	県	3.20 ( 254.80 )	4.40 ( 256.00 )
		右岸	南郷鬼神野 字久保1235 番地先	南郷神門字 渡場瀬4190 番1地先					
五十鈴川	五十鈴川	左岸	北郷宇納間 字鹿猪谷 5838番1地先	北郷宇納間 新辰之元橋	中原橋	北郷 宇納間	県	2.40 ( 140.20 )	3.30 ( 141.10 )
		右岸	北郷宇納間 字中原11 番10地先						

(令和2年度県水防計画より)

## 6 通信関係

### 6-1 美郷町防災行政用無線施設条例

〔平成18年1月1日  
条例第16号〕

(設置)

第1条 多様化する情報社会に対応し、正確、迅速な情報を提供することによって、行政サービスの向上を図るとともに、災害等非常事態における広報活動を行うために美郷町防災行政用無線施設（以下「無線施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 無線施設の名称及び位置は、別表に掲げるとおりとする。

(管理)

第3条 無線施設は、常に良好な状態において管理し、その設置目的に応じて最も効率的な運用をしなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の南郷村防災行政用無線施設設置条例（平成2年南郷村条例第2号）、西郷村防災行政用無線施設設置及び管理条例（平成3年西郷村条例第2号）又は北郷村防災行政用無線施設設置条例（昭和59年北郷村条例第20号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

名称		位置	
親局	役場親局	美郷町西郷田代1番地	美郷町役場内
	遠隔制御装置（南郷支所）	美郷町南郷神門287番地	美郷町役場南郷支所内
	遠隔制御装置（北郷支所）	美郷町北郷宇納間401番地	美郷町北郷林業総合センター
中継局	日平山中継局	美郷町西郷田代4766-8番地	日平山山頂
	造次郎山中継局	美郷町西郷田代11063番地	造次郎山山頂
	渡川地区簡易中継局	美郷町南郷上渡川1365-1	県道西都南郷線沿い
	鉄城山簡易中継局	美郷町北郷宇納間345番地2	鉄城山山頂
屋外拡声設備	美郷町役場局	美郷町西郷田代1番地	美郷町役場
	上野原局	美郷町西郷田代2815番地1	上野原文化伝承館
	小川局	美郷町西郷田代4974番地6	小川集会センター
	花水流局	美郷町西郷田代6271番地	花水流集会センター
	和田局	美郷町西郷田代8824番地	和田コミュニティセンター
	若宮局	美郷町西郷田代10321番地1	若宮コミュニティセンター
	笹陰局	美郷町西郷小原1250番地8	笹陰
	南郷支所局	美郷町南郷神門287番地	南郷支所
	樋の元局	美郷町南郷水清谷65番地	水清谷集落センター
	田出原局	美郷町南郷鬼神野1143番地3	鬼神野上区集会センター
	門田局	美郷町南郷上渡川1300番地17	門田集会センター
	北郷支所局	美郷町北郷宇納間401番地	林業総合センター
	小原運動公園局	美郷町北郷宇納間8504番地4	小原運動広場
	坂元公民館局	美郷町北郷宇納間1712番地3	坂元公民館
	旧北郷小学校局	美郷町北郷宇納間4526番地	旧北郷小学校
	細宇納間改善センター局	美郷町北郷宇納間3679番地3	細宇納間生活改善センター
入下公民館局	美郷町北郷入下845番地	入下公民館	
黒木営農改善センター局	美郷町北郷黒木517番地	黒木営農改善施設	
戸別受信機	美郷町内の住居家屋 美郷町内の公共施設のうち、町長が必要と認めたもの		
移動無線局	町長が必要と認めた公用車等		

## 6-2 美郷町防災行政無線施設設置及び管理規則

〔平成18年1月1日  
規則第24号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、防災行政無線施設の設置及び管理について、電波法（昭和25年法律第131号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防災行政無線施設とは、防災行政無線局及び受信設備（以下「施設」という。）をいう。

(設置及び業務区域)

第3条 地域住民への情報社会に対応した、正確迅速な行政等、情報を伝達するとともに、非常、緊急事態における広報機関として町が設置する。

2 前項の施設の業務区域は、美郷町一円とする。

(防災行政無線局の位置)

第4条 防災行政無線の送信を行うための防災行政無線局（以下「無線局」という。）は、美郷町西郷田代1番地 美郷町役場内に置く。

(施設管理者)

第5条 施設に施設管理者を置き、管理者は、町長とする。

(無線従事者)

第6条 無線局の電波法第2条第6号に規定する無線従事者は、電波法に定める資格を有する職員のうちから無線局の施設管理者が指定する。

(施設管理者の職務)

第7条 施設管理者は、無線施設全体の運営を総括し、無線従事者を指揮監督する。

(業務)

第8条 無線局は、次の情報を伝達する。

- (1) 非常災害、その他の緊急事項
- (2) 町の広報事項

(通信の区分及び時間)

第9条 前条に規定する業務の通信は、次に定めるところによる。

- (1) 定時通信 午後7時30分  
ただし、必要に応じてこの通信時間帯を変更することができるものとする。
- (2) 臨時通信 必要に応じて随時行う。
- (3) 緊急通信 緊急に応じて直ちに行う。

(通信の申込み)

第10条 第8条に規定する事項を通信しようとするものは、所定の用紙（様式第1号）に記入して、申込みをしなければならない。

(受信設備の新設及び増改設)

第11条 受信設備（以下「設備」という。）の新設及び増改設をしようとするものは、所定の申

## 第6編 資料編

請書（様式第2号）により町長の承認を得なければならない。

2 新設は、原則として、次に掲げるものに対して町が設置し、貸与する。

- (1) 町内に住所を有する世帯
- (2) 町内の公共機関
- (3) その他町長が必要と認めた事業所等

3 新設に要する費用は、全額町負担とする。

4 増設、改設に要した費用は、全額使用者の負担とする。ただし、町長が認めた場合は、これを減額し、又は免除することができる。

（維持及び管理）

第12条 町長は、設備に障害を生じ、又は滅失したときは、速やかに修理又は復旧をしなければならない。ただし、使用者が自己の責任に帰すべき理由により、設備をき損し、又は滅失したときは、直ちに所定の届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 使用者は、施設に備えてある乾電池取替費用については、全額負担するものとする。

（使用者の義務）

第13条 使用者は、善良な管理注意をもって常に良好な状態で使用し、故障があったときは、直ちに届け出なければならない。

2 使用者は、許可なく施設を他人に譲渡し、又は移転、その他の工作をしてはならない。

3 使用者が家屋の解体、若しくは転出等の理由で、設備を休止し、又は廃止しようとするときは、所定の届（様式第4号）を町長へ提出して、その承認を受けなければならない。（承認後は、直ちに設備を返済するものとする。）

（損害の賠償）

第14条 防災行政無線の施設及び設備をき損、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（業務書類）

第15条 無線局に備え付けておかなければならない書類は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の西郷村防災行政用無線施設設置及び管理規則（昭和53年西郷村規則第4号）又は北郷村防災行政用無線施設管理規程（昭和61年北郷村規程第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

別表、様式 〔略〕

## 6-3 災害時防災行政無線広報（案）

### 1 災害警戒本部設置

美郷町役場よりお知らせします。

本日〇〇時、(大雨・洪水警報、台風〇号)にかかると災害警戒本部を役場内に設置しましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害警戒本部まで連絡してください。

### 2 災害対策本部設置

災害対策本部よりお知らせします。

〇〇日〇〇時に設置した災害警戒本部を、〇〇時に、災害対策本部に切り替えましたのでお知らせします。

災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害対策本部まで連絡してください。

### 3 台風接近広報（案）

災害〇〇本部より台風情報をお知らせします。

台風〇〇号は、〇〇時現在、〇〇〇〇にあって、時速〇〇キロの速さで〇〇へ進んでいます。このまま進むと、美郷町は〇〇時頃から暴風域に入る見込です。

〇〇からの大雨で土砂災害や河川の増水が予想されます。災害の発生が心配される箇所にお住まいの方は、役場又は区長に避難所を確認の上、早めの避難を行うなど厳重な警戒をお願いします。

なお、災害の発生が予想される場合、災害が発生した場合、また、避難する場合など、役場災害〇〇本部まで連絡してください。

#### 4 高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは、美郷町災害〇〇本部です。

〇〇からの大雨により

①〇〇川の水位が上昇し、今後、家屋の浸水のおそれがあります。  
 ②〇時間後ぐらいには道路冠水のおそれがあります。  
 ③土砂災害の発生する危険性があります。  
 など

このため、(ただいま、) 〇〇時〇〇分に△△(××地区) に対して高齢者等避難を出しました。貴重品や日用品などの非常持出品の確認をするなど、避難の準備を始めてください。

また、今後の状況により、避難指示等を出しますが、お年寄りの方など避難に時間がかかる方は自主的に〇〇〇〇へ避難を開始してください(その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください)。

**【注意事項】**

- 1 部分については、高齢者等避難を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ、適宜伝達する。
- 3 避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。

#### 5 避難指示の伝達文（例）

こちらは、美郷町災害〇〇本部です。

〇〇からの大雨により

①〇〇川の水位が上昇し、今後、床下浸水が始まるおそれがあります。  
 ②道路冠水が発生しており、今後床下浸水が始まるおそれがあります。  
 ③土砂災害の発生する危険が更に高まってきました。  
 など

このため、(ただいま、) 〇〇時〇〇分に△△(××地区) に対して避難指示を出しました。直ちに〇〇〇〇へ避難をしてください。

(なお、河川の増水に△△道△号線××付近は通行できません。□□の方へう回して避難してください。)

(その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください。)

**【注意事項】**

- 1 部分については、避難指示を出すに至った情報(状況)を簡潔に伝達する。
- 2 ()内については、必要に応じ、適宜伝達する。
- 3 避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。
- 4 避難に支障となる状況(浸水、がけ崩れ等による道路の封鎖など)がある場合は、その状況も併せて伝達する。

## 6 緊急安全確保の伝達文（例）

<p>こちらは、美郷町災害〇〇本部です。</p> <p>〇〇からの大雨により</p> <p>①〇〇川の水位が上昇し、今後、床上浸水に至るおそれがあります。 ②〇〇川が氾濫し、道路が冠水し、今後更に被害が拡大すると思われます。 ③近隣で土砂災害が発生しており、非常に危険な状況です。 など</p> <p>このため、（ただいま、）〇〇時〇〇分に△△（××地区）に対して<b>緊急安全確保</b>を出しました。</p> <p>直ちに命を守るために最善の行動をとって下さい。 （なお、河川の増水に△△道△号線××付近は通行できません。□□の方へ回して避難してください。） （その際は、できるだけ隣近所の方へ一声掛けて避難してください。）</p>
<p><b>【注意事項】</b></p> <p>1 部分については、<b>緊急安全確保</b>を出すに至った情報（状況）を簡潔に伝達する。 2 （ ）内については、必要に応じ、適宜伝達する。 3 避難所については、事前に地区の区長等と選定した避難場所を伝達する。なお、水害の場合については、あらゆる情報から災害の規模を考慮し、二次避難場所を想定する。 4 避難に支障となる状況（浸水、がけ崩れ等による道路の封鎖など）がある場合は、その状況も併せて伝達する。</p>

## 7 緊急輸送・建設関係

### 7-1 緊急時ヘリコプター離発着場

施設名	所在地	管理者担当者	電話番号	備考	区分
美郷南学園グラウンド	南郷神門	美郷南学園 校長	59-0120		A
南郷総合運動公園	南郷神門	教育長	62-6204	照明灯H=20m	B
鬼神野農村公園	南郷鬼神野	鬼神野区自治公民館長			B
水清谷農村公園	南郷水清谷	水清谷区自治公民館長		南北に電線H=13m、周囲山	B
旧渡川中学校グラウンド	南郷上渡川	渡川区自治公民館長			B
西郷総合グラウンド	西郷田代	教育長	62-6204	照明灯H=15m	B
西郷中学校グラウンド		西郷中学校長	66-2013	南にポールH=10m	A
和田地区農村広場	西郷田代	教育長	62-6204	南南東に配電線H=10m、照明灯H=15m、北側山	B
宮崎県林業技術センターグラウンド	西郷田代	宮崎県林業技術センター所長	66-2888		A
造次郎フライトパーク着地場	西郷田代	若宮区自治公民館長			B
西郷病院屋上HP	西郷田代	町長	66-3141		B
スマイル広場	北郷宇納間	町長	62-6201		B
旧北郷小学校グラウンド	北郷宇納間	町長	62-6201	南側ビニールハウス	B
細宇納間地区運動広場	北郷宇納間	教育長	62-6204		B
北郷総合運動公園	北郷入下	教育長	62-6204	照明灯有	B
入下集会場駐車場	北郷入下	町長	62-6201		A
小原運動広場	北郷宇納間	小原区自治公民館長		スピーカーH=15m	B
旧黒木小学校グラウンド	北郷黒木	教育長	62-6204		B

A＝一般基準により着陸可能

B＝緊急の消防防災活動時のみ着陸可能

### 7-2 物資の集積拠点

名称	所在地
すぱーく西郷	美郷町西郷田代1454-1

## 8 避難関係

## 8-1 避難施設一覧

No.	地区	施設名	所在地	管理者	指定緊急避難場所			指定 避難所	収容 人数	備考
					(災害種別)					
					洪水	土砂	地震			
1	南郷	水清谷集落センター	南郷水清谷 65	水清谷公民館	○	○	×	○	160	
2	南郷	小又集会センター	南郷水清谷 2339-2	水清谷公民館	○	○	○	○	40	
3	南郷	仁田営農センター	南郷神門 4520-1	神門下二区公民館	○	○	○		40	
4	南郷	神門下区集会センター	南郷神門 3677-2	神門下一区公民館	×	○	○		60	
5	南郷	美郷南学園体育館	南郷神門 773-1	美郷南学園	×	○	○	○	260	
6	南郷	多目的研修センター	南郷神門 287	南郷地域課	○	○	○	○	160	
7	南郷	神門中区公民館	南郷神門 857-1	神門中区公民館	×	○	○		20	
8	南郷	農林業者トレーニングセンター	南郷神門 235	教育課	○	○	○	○	390	
9	南郷	長堀営農センター	南郷神門 1039-1	長堀公民館	×	○	○		40	
10	南郷	神門上区営農改善センター	南郷神門 2147	神門上区公民館	×	○	×		60	
11	南郷	又江の原公民館	南郷神門 1635	神門上区公民館	○	○	○		10	
12	南郷	又江公民館	南郷山三ヶ 3807-2	神門上区公民館	○	○	×		10	
13	南郷	鬼神野折立営農センター	南郷鬼神野 422	鬼神野公民館	×	○	○	○	40	
14	南郷	鬼神野基幹集落センター	南郷鬼神野 2309	鬼神野公民館	○	○	○	○	150	

第6編 資料編

No.	地区	施設名	所在地	管理者	指定緊急避難場所			指定 避難所	収容 人数	備考
					(災害種別)					
					洪水	土砂	地震			
15	南郷	旧鬼神野小学校	南郷鬼神野 2207	総務課	○	○	○		250	
16	南郷	森の駅さじの	南郷鬼神野 981-1	鬼神野公民館	○	○	○	○	10	
17	南郷	渡川中央公民館	南郷上渡川 3254	渡川公民館	○	○	×	○	60	
18	南郷	旧渡川小学校体育館	南郷上渡川 3057	教育課	○	○	○		180	
19	南郷	渡川公民館	南郷上渡川 3057	渡川公民館	○	○	○	○	10	旧渡川小図書室
20	南郷	古園営農センター	南郷上渡川 2485-3	渡川公民館	○	○	○		40	
21	西郷	峰集会センター	西郷田代 347-3	峰区	○	○	○	○	60	
22	西郷	ニューホープセンター	西郷田代 1870	教育課	○	○	○	○	150	
23	西郷	農村環境改善センター	西郷田代 1870	教育課	○	○	○	○	320	
24	西郷	西郷生きいきトレーニングセンター	西郷田代 1663	社会福祉協議会				○	30	福祉避難所
25	西郷	西郷中学校体育館	西郷田代 471-1	西郷中学校	○	○	○	○	240	
26	西郷	上野原文化伝承館	西郷田代 2813-2	上野原区	○	○	○	○	40	
27	西郷	越コミュニティセンター	西郷田代 3672-2	越小組合	○	○	○	○	10	
28	西郷	小川集会センター	西郷田代 4974-6	小川区	○	○	○	○	40	
29	西郷	花水流集会センター	西郷田代 6271-1	花水流区	○	○	○	○	30	
30	西郷	和田若宮地区体育館	西郷田代 9121	教育課	○	○	○	○	150	
31	西郷	上八峡集会センター	西郷田代 7307	上八峡小組合	○	×	○	○	10	
32	西郷	下八峡コミュニティセンター	西郷田代 6674-1	下八峡小組合	○	○	○	○	10	
33	西郷	舟戸コミュニティセンター	西郷田代 7680-1	舟戸小組合	○	○	○	○	10	

第6編 資料編

〔美郷防〕

No.	地区	施設名	所在地	管理者	指定緊急避難場所			指定 避難所	収容 人数	備考
					(災害種別)					
					洪水	土砂	地震			
34	西郷	若宮コミュニティセンター	西郷田代 10321-1	若宮区	○	○	○	○	30	
35	西郷	立石集会センター	西郷田代 12915-3	坂本小組合	○	○	○	○	30	
36	西郷	立石農事集会所	西郷立石 668-1	立石小組合	○	○	×	○	20	
37	西郷	小原小組合集会所	西郷小原 475-1	小原小組合	○	○	○	○	10	
38	西郷	小原集会センター	西郷小原 1289-1	坂本区	○	○	○	○	30	
39	西郷	下区集会センター	西郷山三ヶ 610	下区	○	○	○	○	40	
40	西郷	谷内地区コミュニティセンター	西郷山三ヶ 3151	谷内小組合	○	○	○	○	10	
41	西郷	中区コミュニティセンター	西郷山三ヶ 2562	中区	○	○	○	○	40	
42	西郷	持田コミュニティセンター	西郷山三ヶ 4800	持田小組合	○	○	○	○	10	
43	西郷	上区コミュニティセンター	西郷山三ヶ 4175	上区	○	○	○	○	60	
44	北郷	小原地区農業集落多目的集会施設	北郷宇納間 8485-1	小原区	×	○	○		40	
45	北郷	中原公民館	北郷宇納間 17	中原区	○	○	○		60	
46	北郷	北郷林業総合センター	北郷宇納間 401	北郷地域課	○	○	○	○	90	
47	北郷	北郷総合保健センター	北郷宇納間 439	健康福祉課	×	○	○	○	140	感染症対応優先施設
48	北郷	北郷総合交流センター	北郷宇納間 401	教育課	×	○	○	○	560	
49	北郷	坂元営農研修センター	北郷宇納間 1518	坂元公民館	○	○	○		30	
50	北郷	長野生活改善センター	北郷宇納間 2538-1	長谷野公民館	○	○	×	○	40	
51	北郷	速日公民館	北郷宇納間 3469-4	速日公民館	○	○	○		20	
52	北郷	細宇納間生活改善センター	北郷宇納間 3676-7	細宇納間公民館	○	○	×		30	

No.	地区	施設名	所在地	管理者	指定緊急避難場所			指定 避難所	収容 人数	備考
					(災害種別)					
					洪水	土砂	地震			
53	北郷	秋元木炭の館	北郷宇納間 2712	秋元公民館	○	○	○		20	
54	北郷	辰之元地区体育館	北郷宇納間 4526	教育課	×	○	×		160	
55	北郷	入下公民館	北郷入下 845	入下公民館	○	○	○	○	40	
56	北郷	入下多目的集会施設	北郷入下 1021	教育課	○	○	○	○	140	
57	北郷	舟方公民館	北郷黒木 100-2	舟方公民館	○	○	○		10	
58	北郷	黒木営農改善施設	北郷黒木 517	黒木公民館	○	○	×	○	30	
59	北郷	黒木地区体育館	北郷黒木 537	教育課	○	○	○	○	180	
60	北郷	小黒木生活改善センター	北郷黒木 1536	小黒木公民館	○	○	×		20	

8-2 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設等

第6編 資料編

〔美郷防〕

施設名	施設種別	住所	連絡先	担当	避難場所
特別養護老人ホーム百済の園	特別養護老人ホーム	南郷神門 960	0982-59-1098	健康福祉課	多目的研修センター
南郷デイサービスセンター	デイサービス	南郷神門 1071-5	0982-59-0939	健康福祉課	多目的研修センター
南郷高齢者生活福祉センター支援ハウス	高齢者施設	南郷神門 1071-5	0982-59-0939	健康福祉課	多目的研修センター
美郷町立美郷南学園	幼・小・中学校	南郷神門 773-1	0982-59-0120	教育課	多目的研修センター
特別養護老人ホームシルバースターうなまの里	特別養護老人ホーム	北郷宇納間 170	0982-62-6155	健康福祉課	北郷林業総合センター
グループホームあじさい苑	グループホーム	北郷宇納間 170	0982-62-5575	健康福祉課	北郷林業総合センター
美郷町立美郷北学園	幼・小・中学校	北郷宇納間 798	0982-62-5019	教育課	北郷林業総合センター

8-3 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設等

施設名	施設種別	住所	連絡先	担当	避難場所
グループホーム神話の里	グループホーム	南郷上渡川 3507	0982-56-9110	健康福祉課	渡川中央公民館
神門保育所	保育所	南郷神門 974-1	0982-59-0288	町民生活課	多目的研修センター
美郷町立美郷南学園	幼・小・中学校	南郷神門 773-1	0982-59-0120	教育課	多目的研修センター
美郷町立国民健康保険西郷病院	病院	西郷田代 29	0982-66-3141	地域包括医療局	ニューホープセンター
うなま保育所	保育所	北郷宇納間 725-2	0982-62-5032	町民生活課	北郷林業総合センター
美郷町立美郷北学園	幼・小・中学校	北郷宇納間 798	0982-62-5019	教育課	北郷林業総合センター

## 8-4 地域別避難所別避難路

## 西郷

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者
1	西郷中学校 体育館	日の出 寺之迫 旭 迫内 花水流	388号	国道	県
			峰・小原線	町道 101	町
			下り谷・横八線	町道 102	〃
			峰・木の下線	町道 462	〃
			日の出・大雄寺線	町道 464	〃
			迫内・中学校線	町道 472	〃
			飛山・寺の迫線	町道 475	〃
			日の出・年の神線	町道 573	〃
			迫内・出口線	町道 575	〃
2	上野原文化 伝承館	神門原 上野原	下り谷・横八線	町道 102	町
			横八・下の前田線	町道 212	〃
			添石・古伏木線	町道 463	〃
			神門原・越ノ後線	町道 556	〃
			平田・高江線	町道 557	〃
			幸地線	林道 9	〃
3	小川集会セ ンター	小川	388号	国道	県
			小川吐・尾沢橋線	町道 103	町
			下の前田・仮迫線	町道 220	〃
			小谷・小川内線	町道 481	〃
			仮迫・上尾沢線	町道 483	〃
			沢水・山の口線	町道 484	〃
			尾沢・小川内線	町道 534	〃
			尾沢・上尾沢線	町道 554	〃
			小川内・槇の鶴線	町道 558	〃
尾沢線	林道 4	〃			
4	和田若宮地 区体育館	和田 若宮	388号	国道	県
			和田・若宮線	町道 104	町
			和田・花水流線	町道 105	〃
			和田・上八峡線	町道 214	〃
			野口・若宮線	町道 491	〃
			野口・道野々原線	町道 523	〃
			野口・和田西線	町道 559	〃
和田西・道野々原線	町道 570	〃			

第6編 資料編

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者
5	峰集落センター	西ノ園 天神 柿ノ迫	388号	国道	県
			峰・小原線	町道 101	町
			峰・平田線	町道 218	〃
			柿の迫・迫内線	町道 470	〃
			峰・坂本線	町道 480	〃
			西の園・旭線	町道 532	〃
			天神・旭線	町道 533	〃
			峰・芝原線	町道 543	〃
6	下八峡コミュニティセンター	下八峡	和田・上八峡線	町道 214	町
			花水流・下八峡線	町道 221	〃
			下八峡・戸の下線	町道 520	〃
			宮田橋・下八峡線	町道 580	〃
7	舟戸コミュニティセンター	舟戸	和田・花水流線	町道 105	町
8	若宮コミュニティセンター	若宮	和田・若宮線	町道 104	町
			若宮・坂本線	町道 215	〃
			野口・若宮線	町道 491	〃
			若宮東・向粕野線	町道 492	〃
			若宮下・西線	町道 493	〃
9	立石集会センター	坂本組崎	327号	国道	県
			屋敷の前・組崎線	町道 522	町
			坂本・村中線	町道 560	〃
10	立石農事集会所	立石	立石・古園線	町道 494	町
			立石・宮の元線	町道 562	〃
11	小原小組合集会所	小原	小原橋・小布所線	町道 551	町
			小原・村中線	町道 539	〃
12	小原集会センター	笹陰 小笹陰	327号	国道	町
			笹陰・小笹陰線	町道 495	〃
			笹陰・村中1号線	町道 561	〃

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者
13	下区集会センター	小八重 山須原 鳥の巣	388号	国道	県
			界谷・高崎線	町道 497	町
			小八重中・上線	町道 498	〃
			木浦・上山瀬線	町道 502	〃
			小八重・清水岳線	町道 503	〃
			山須原・石塚線	町道 504	〃
			尾迫・日ヶ隠線	町道 505	〃
			鳥の巣・村中線	町道 530	〃
			城ヶ谷・山須原線	町道 546	〃
			小八重・中尾線	町道 547	〃
			鳥の巣・合戦場1号線	町道 564	〃
清水谷線	林道 27	〃			
鳥の巣線	林道 31	〃			
14	谷内地区コミュニティセンター	増谷 木浦 丸野 文字川	下の谷・中八重線	町道 476	町
			文字川・鼓原線	町道 500	〃
			木浦・丸野線	町道 501	〃
			木浦・上山瀬線	町道 502	〃
			小八重・清水岳線	町道 503	〃
			松ヶ佐礼・合戦場線	町道 527	〃
15	持田コミュニティセンター	長崎 持田 野々尾	山瀬橋・長崎線	町道 213	町
			下山瀬・山瀬線	町道 473	〃
			野々尾・尾立線	町道 509	〃
			島戸・山瀬線	町道 514	〃
			持田上・下線	町道 515	〃
			野々尾・古園堰堤線	町道 529	〃
			持田・神野線	町道 550	〃

南郷

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者	
1	小又集会センター	水清谷全区	388号線	国道	県	
			榎越線 猪の原・矢形線 栗林線 猪の原・内の口線 日栗・樋の元線 蕨野1号線 田の原・囲線 小又・荒谷線 水清谷・小又1号線 榎山線	赤木・猪の原線 水清谷折立線 猪の原・折立線 赤堀・宇戸線 飛の巣・中の瀬線 蕨野2号線 榎の越・小又線 水の元・折立線 赤木・久保線	町道	町
			田の原・内の口線	林道	町	
2	美郷南学園体育館	神門全区	388号線	国道	県	
			本村・吾味線 神門橋・こもろ橋線 南郷温泉通り線 黒草・清水峠線 伊久良ヶ原・入田線 長堀・小路前田線 田爪線 正倉院・城山線 長堀・小路前田1号線 上仮屋線 上仮屋2号線 上仮屋4号線 天神田・兔田線 黒草・天神田線 伊久良ヶ原2号線 北又江の原線 神門・山三ヶ線 長堀・落原線 百済小路線 小路3号線 黒草2号線 田爪1号線	吾味・下仮屋線 総合運動公園線 仮屋線 又江の原・小田線 米上線 黒草・伊久良ヶ原線 小路2号線 小路1号線 長堀線 上仮屋1号線 上仮屋3号線 上仮屋5号線 浜砂・天神田線 伊久良ヶ原1号線 北又江の原1号線 瀬涯石・安蔵線 城山線 小路温泉支線 上仮屋6号線 又江の原・市の瀬線 黒草1号線	町道	町
			宇目・須木線	林道	町	

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者	
2	美郷南学園体育館	鬼神野全区	388号線	国道	県	
			鬼神野農村公園線 川上迫線 川上迫・萩線 折立上原3号線 川原・小村線 鬼神野田出原2号線 吐・新屋敷線 鬼神野田出原1号線 小村・市谷線 かけ橋線 牛山・月井谷線 川原2号線	川上迫・川原線 上川上迫線 中昴線 折立上原2号線 尾柳線 新屋敷線 阿切・貝野線 川原・狭間線 床並・市田橋線 吐・弓弦葉線 川原1号線	町道	町
			笹の峠線	林道	町	
			西都・南郷線	県道	県	
3	渡川中央公民館	渡川全区	本村・平城線 下古園・カラメ線 猪の越線 小野原線 本村・滝頭線 五色谷線 橋の原2号線 渡川本村線 鶴野線	橋の原線 和田・落ヶ谷線 浜砂瀬橋・松本線 上古園・猪の越線 つるの橋・松塚谷線 渡川本村・松塚谷線 渡川田出原線 門田・白水滝線	町道	町
			宇目・須木線	林道	町	

## 北郷

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者	
1	北郷林業総合センター	中原	国道388号	国道	県	
			県道宇納間・日之影線	県道	県	
		小原	中崎線	一般町道	591	町
	北郷総合保健センター	秋盛 (一部地域)	七郎ヶ平・猪之戸線	一般町道	599	〃
			椎野・中小屋線	一般町道	598	〃
	北郷総合交流センター	長野 (一部地域)	七郎ヶ平線	一般町道	603	〃
			小原・吉野宮線	一般町道	620	〃
			小原・尾戸吐線	一般町道	608	〃
			尾戸吐・尾戸線	一般町道	609	〃
			尾戸吐・小八重線	一般町道	612	〃
			椀木・市木線	一般町道	617	〃
			井出の口・椀木線	一般町道	626	〃
			古園・板木線	2級町道	222	〃
			鹿猪線	一般町道	633	〃
			膳所ヶ谷線	一般町道	643	〃
			片平・坂元線	2級町道	223	〃
			片平・今別府線	一般町道	642	〃
			入下・長野線	1級町道	115	〃
	辰の元・長野線	2級町道	224	〃		
	辰の元・学校前線	一般町道	668	〃		
	池の原・細宇納間線	一般町道	673	〃		
	下角・秋元線	1級町道	116	〃		
	秋元・小黒木線	1級町道	117	〃		
タウノ原・松ヶ原線	一般町道	686	〃			
秋元・桃野尾線	一般町道	690	〃			
吉田・細宇納間線	一般町道	680	〃			
長堀・細宇納間線	一般町道	681	〃			

番号	避難所名	避難地域	避難路名	道路種別	管理者	
2	長野生活改善センター	長野	国道388号	国道		県
			膳所ヶ谷線	一般町道	643	町
			片平・坂元線	2級町道	223	〃
			片平・今別府線	一般町道	642	〃
			入下・長野線	1級町道	115	〃
			辰の元・長野線	2級町道	224	〃
			山口・長野線	一般町道	657	〃
			田谷線	一般町道	664	〃
			田谷・板屋線	一般町道	665	〃
3	入下公民館  入下地区多目的 研修集会施設	入下	国道388号	国道		県
			入下・長野線	1級町道	115	町
		秋盛 (一部地域)	下角・秋元線	1級町道	116	〃
			秋元・小黒木線	1級町道	117	〃
		黒木 (一部地域)	タウノ原・松ヶ原線	一般町道	686	〃
			秋元・桃野尾線	一般町道	690	〃
			吉田・細宇納間線	一般町道	680	〃
			長堀・細宇納間線	一般町道	681	〃
			細宇納間・宮の脇線	2級町道	225	〃
			入下本村・下の原線	2級町道	226	〃
			椿原・小原線	一般町道	696	〃
			屋敷水流・惣仁田線	一般町道	700	〃
			入下・尾平線	一般町道	706	〃
4	黒木地区営農改 善施設	黒木 小黒木	国道388号	国道		県
			県道北方・北郷線	県道		県
			黒木・小黒木線	2級町道	227	町
			上小黒木線	一般町道	722	〃
			小黒木・山口原線	2級町道	118	〃

## 9 その他の資料

### 9-1 災害救助基準

(平成27年10月現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考						
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり320円 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全焼し、全壊し、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸当たり2,621,000円以内 3 同一敷地内等におおむね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる。)	災害発生日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借上げによる設置も対象とする。						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,080円以内	災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は3分の1日)						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生日から7日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失し、又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限る。						
		区 分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算
		全壊夏			18,300	23,500	34,600	41,500	52,600	7,700
		全壊冬			30,200	39,200	54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊夏			6,000	8,000	12,000	14,600	18,500	2,600
半壊冬	9,700	12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				

第6編 資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 567,000円以内	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生の日から （教科書）1か月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象として実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 208,700円以内 小人（12歳未満） 167,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。

第6編 資料編

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 一時保存 一 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,300円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第5項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 9-2 過去の特筆すべき災害記録

地区名	西暦	年号	月日	原因	被害概況
旧南郷村	1921	大正10	1月	火災	神門小路区で、塵焼場での子どもの弄火により出火。15世帯52棟が全焼
	1924	大正13	3.15	火災	鬼神野市谷地区で塵焼場での子どもの弄火により出火。瓦屋根の家屋以外全焼。さらに、飛火により田出原地区に延焼し、地区が全焼
	1950	昭和25	9.13	キジア台風	山腹崩壊等の被害甚大
	1954	昭和29	9.12~9.13	台風12号	9月12日から13日にかけての雨量が1000ミリに達し、大規模な山腹崩壊が発生。大川へ各支流から大量の土砂が流入し氾濫。19戸の家屋が流失し、死者3名、重傷者1名
	1966	昭和41	8.14~8.15	台風13号	洪水、山崩れ等被害甚大

地区名	西暦	年号	月日	原因	被害概況
旧西郷村	1934	昭和9	3.19	家屋火災	旧西郷村和田集落民家裏より出火、折からの風にあおられ隣家に飛火、さらに1km隔てた若宮集落にも飛火、両地区合わせて30戸、131棟焼失
	1954	昭和29	9.12~9.13	台風12号	中区尾佐渡等で山崩れが発生し、死者3名
	1967	昭和42	5.28	雹	午後4時頃に、雷雨に混じり大量の雹が降った。16haの葉タバコ等、農産物に2,600万円の被害が出た。
	1988	昭和63	3.1	地すべり	昭和62年3月18日発生地震（震度4）を契機に奥地林道鳥の巣線とその他林道尾佐渡線の路体に亀裂が発生し、その後降雨のたびに滑動が続き亀裂が拡大、ボーリング調査を基に地すべり災とする。 林道 2箇所延長289m 被害額5,513万円 隣地崩壊 1箇所面積0.63ha 被害額7,957万円
	1987	昭和62	3.18	地震	12時36分、日向灘を震源とするマグニチュード6.6の地震により田代小学校校舎（鉄筋コンクリート造3階）に大規模な亀裂が入り、校舎立替となる。 被害額 2億3,486万円
	1997	平成9	9.14~9.16	台風19号	9月16日13時頃、小八重地区の谷川で土石流が発生。2世帯12名が被災。家屋2棟が全壊、大きな人的被害はなく軽症ですんだ。

地区名	西暦	年号	月日	原因	被害概況
旧北郷村	1912	大正元	10. 2	大雨による 洪水	小原区上流地域の濫伐された山林が、豪雨により山崩れを起こし、大量の崩土が河川に流入。河川の氾濫により、多くの田畑、家屋、全橋りょうを流失した。
	1965	昭和40	4. 1	林野火災	午前九時頃、入下・土々内から出火。隣接の門川町、旧東郷町、旧西郷村へ延焼し、26時間後の翌日午前11時頃鎮火。焼失山林は旧北郷村244ha、旧東郷町95ha、旧西郷村20ha、門川町50haの計409ha。推定損害約4000万円
	1978	昭和53	2. 28	林野火災	北郷松ヶ下で発生。地ごしらえ中の坪焼の延焼によるもの。焼損面積6ha、損害額1000万円
	1982	昭和57	8. 13	台風10号による大雨、 洪水	集中豪雨により雨量が568ミリに達した。主に長野・坂本地区で大規模な山腹崩壊が発生し、支流に土砂が流れ込み、麓の民家や田畑に影響を及ぼした。床上浸水・床下浸水が58世帯、被害額は39億円に上った。

9-3 近年の災害記録

1 風水害

西暦	和暦	月 日	災害名	被災施設	被 害 額 (千円)			特記事項
					旧南郷村	旧西郷村	旧北郷村	
1999	H11	7.25～7.27	台風5号による大雨	公共土木施設	222,168	209,148	75,939	局地激甚災害指定 南郷村 3、4、5、6、24条 西郷村・北郷村 5、6、24条
				農地及び農業用施設	10,981	39,906	9,276	
				林地及び林業用施設	301,571	164,864	195,242	
1999	H11	8.5～8.7	台風8号による大雨	公共土木施設	80,389	26,038	50,045	局地激甚災害指定 南郷村・西郷村 5、6、24条
				農地及び農業用施設		5,493		
				林地及び林業用施設	43,856	560,370	5,243	
1999	H11	9.22～9.24	台風18号による大雨	農地及び農業用施設	6,997	7,945	10,125	
				営農施設	1,300		1,312	
				林地及び林業用施設	24,644	41,542	186,165	
				農畜産・林産物	85,228	17,153	33,973	
1999	H11	9.14～9.24	台風16号、台風18号による大雨	公共土木施設	87,341	451,829	48,126	
2000	H12	9.12～9.16	台風14号による大雨	公共土木施設	237,936	69,432	74,367	局地激甚災害指定 南郷村 3、4、24条
				農地及び農業用施設	13,894	9,720	4,313	
				林地及び林業用施設	189,977	376,687	63,644	
2001	H13	9.13～9.14	台風16号と秋雨前線による大雨	公共土木施設	31,582	7,033		

西暦	和暦	月 日	災害名	被災施設	被 害 額 (千円)			特記事項
					旧南郷村	旧西郷村	旧北郷村	
2001	H13	10.16~10.17	台風21号と秋雨前線による大雨	農地及び農業用施設	3,397	6,596	5,294	
				林地及び林業用施設	89,639	49,656	19,176	
2002	H14	6.28~6.30	梅雨前線による大雨	公共土木施設	42,460			激甚災害指定 南郷村 5、24条
				林地及び林業用施設	46,805			
2002	H14	7.8~7.10	台風6号による大雨	農地及び農業用施設		9,361	5,692	
				林地及び林業用施設		68,908		
2002	H14	7.26~7.27	台風9号及び11号による大雨と暴風	公共土木施設	88,856	17,137	62,799	
				農地及び農業用施設	4,614	675		
				営農施設	560			
				林地・林業用施設		7,302	20,433	
2002	H14	8.28~8.31	台風15号による大雨と暴風	公共土木施設	54,837	28,734	26,163	激甚災害指定 南郷村 5、24条
				農地及び農業用施設	14,788	8,175	1,020	
				営農施設			500	
				林地・林業用施設	33,962		7,091	
				農畜産・林産物	30,861	2,250		
2003	H15	5.28~5.31	台風4号による大雨	公共土木施設	104,879	37,732	62,275	局地激甚災害指定 南郷村・北郷村 3、4、5、24条
				農地及び農業用施設		9,898	3,301	
				林地・林業用施設	101,554		86,754	
2003	H15	8.7~8.9	台風10号による大雨と強風	公共土木施設	110,800	49,934	60,836	局地激甚災害指定 南郷村 3、4、5、6、24条
				農地及び農業用施設	12,340	25,614	16,625	
				林地・林業用施設	141,320	54,850	12,746	
				農畜産・林産物	1,957	7,500	6,543	

西暦	和暦	月 日	災害名	被災施設	被 害 額 (千円)			特記事項
					旧南郷村	旧西郷村	旧北郷村	
2003	H15	10. 11～10. 12	低気圧による大雨	公共土木施設		76,993		
				林地・林業用施設	3,321	325,200		
2004	H16	8. 28～8. 30	台風16号による暴風と大雨	公共土木施設	2,478,991	267,178	71,588	激甚災害指定 旧3村とも3、4、5、6、16、17、19、24条
				農地及び農業用施設	116,030	131,550	11,700	
				林地・林業用施設	320,372	118,444	12,929	
				農畜産・林産物	14,842	53,100	7,754	
2004	H16	9. 6～9. 7	台風18号による暴風と大雨	公共土木施設	44,870	183,023	51,322	激甚災害指定 旧3村とも5、6、11条の2
				農地及び農業用施設	504	35,450	6,440	
				林地・林業用施設	58,950	844,291		
				農畜産・林産物	12,037	25,400	4,433	
2004	H16	10. 18～10. 21	台風23号による暴風と大雨	公共土木施設	49,218	134,489	93,824	激甚災害指定 旧3村とも3、4、5、6、11、16、17、19、24条
				農地及び農業用施設	36,000	30,000	13,000	
				林地・林業用施設	98,292	139,739	39,512	
				農畜産・林産物	800		143	
2005	H17	9. 4～9. 7	台風14号による豪雨及び暴風雨	公共土木施設	8,157,351			激甚災害指定 旧3村とも3、4、5、6、12、16、17、19、24条 ※被害額は旧3村の合計
				農地及び農業用施設	640,170			
				営農施設	11,550			
				林地・林業用施設	6,757,031			
				農畜産・林産物	102,654			

## 2 火災

西暦	和暦	月 日	火災種類	火 災 名	発 生 場 所	概 要
2005	H17	8.13~8.15	林野火災	小原・武田ノ内林野火災	旧北郷村（現美郷町北郷）小原・武田ノ内	8月13日午前10時30分頃に小原・武田ノ内地区の山林から出火し、旧北郷村消防団員延べ310名が出動し消火活動を行った。さらに、県防災救急ヘリコプターによる空中消火も加わり、8月15日午後5時頃に鎮火した。焼失面積は17ha（表面積は24ha）
2013	H25	7.9	林野火災		西郷山三ヶ	7月9日午後0時45分頃に山三ヶ鼓原の山林から出火し、美郷町消防団員延べ200名が出動し、消火活動を行った。さらに、県防災救急ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火も加わり、翌日午前11時頃に鎮火した。焼失面積は約6ha
2018	H30	4.11~4.13	林野火災		西郷田代	4月11日午後3時3分頃に西郷田代（レイクランド西郷付近）の山林から出火し美郷町消防団員延べ400名が出動し、消火活動を行った。県防災救急ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火も加わり、4月14日午後1時頃に鎮火した。焼失面積は10.8ha

# 10 各種様式

## 10-1 災害概況即報

### 第4号様式 (その1)

[災害概況即報]

消防庁受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の		(都道府県)		(市町村)					
	設置状況									

(注) 第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

＜第4号様式－その1（災害概況即報）の説明＞

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、津波の発生の有無、火災等を報告する場合）には、本様式を用いること。

(1) 災害の概況

ア 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

イ 災害種別概況

(ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況

(イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、がけ崩れ等の概況

(ウ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

(エ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

(オ) その他これらに類する災害の概況

(2) 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。

その際特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

(3) 応急対策の状況

当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び県が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して避難の指示等を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合にはその要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

10-2 被害状況即報

第4号様式 (その2)

(被害状況即報)

都道府県			災害名			区分			被害		
災害名 ・ 報告番号			第 報 ( 月 日 時現在)			田	流失・埋没		ha		
							冠 水		ha		
報告者名						畑	流失・埋没		ha		
							冠 水		ha		
						文教施設	箇所				
							病院	箇所			
区分			被害			道路		箇所			
人的被害	死者		人				橋りょう	箇所			
	行方不明者		人			河川		箇所			
	負傷者	重傷		人			港湾	箇所			
		軽傷		人				砂防	箇所		
住家被害	全壊		棟			清掃施設	箇所				
			世帯				がけ崩れ	箇所			
			人			鉄道不通		箇所			
	半壊		棟				被害船舶	隻			
			世帯			水道		戸			
			人				電話	回線			
	一部破損		棟			電気		戸			
			世帯				ガス	戸			
			人			ブロック塀等		箇所			
	床上浸水		棟				罹災世帯数	世帯			
			世帯			罹災者数		人			
			人				火災発生	建物		件	
床下浸水		棟			危険物	件					
		世帯				その他	件				
		人									
非住家	公共建物		棟								
	その他		棟								



## <第4号様式—その2（被害状況即報）の説明>

### (1) 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

### (2) 災害対策本部設置市町村名

市町村毎に、設置及び解散の日時を記入すること。

### (3) 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

### (4) 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

#### ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

#### イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

#### ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

#### エ 応急対策の状況

- ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- ・ 避難の指示等の状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ 災害ボランティアの活動状況 など

#### オ 119番通報件数

10件単位で記入すること。

10-3 火災即報

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	( 月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽 症	人				
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積	m <sup>2</sup>
		半 焼 棟			建物焼損表面積	m <sup>2</sup>
		部分焼			林野焼損面積	a
		ぼ や 棟				
罹災世帯数			気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他		人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）。



10-5 緊急通行車両等事前届出書及び確認申請書

1 事前届出書

災害 震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 宮崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	災害 震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 宮崎県公安委員会 <input type="checkbox"/> 印	第 号
番号標に表示 されている番号	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなつたとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
使用者	( ) 局 番	
住所 氏名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。  
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

## 2 確認申請書

<p>地震防災          災害 応急対策用          原子力災害          国民保護措置用</p> <p style="text-align: center;"><b>緊急通行車両確認申請書</b></p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>宮崎県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者住所          (電話)          氏名 <span style="float: right;">印</span></p>			
番号標に標示 されている番号			
車両の用途  (緊急輸送を行う 車両にあつては輸 送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経過		出 発 地	目 的 地
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

10-6 町内の公共的団体等への協力依頼文書

年 月 日

殿

美郷町長

印

災害応急対策活動・復旧活動への協力のお願について

今般の災害に係る災害応急対策活動・復旧活動について、下記のとおりご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 協力を必要とする理由
- 2 従事場所
- 3 作業内容
- 4 人 員
- 5 従事時間
- 6 集合場所
- 7 その他参考となる事項

## 10-7 他市町村、県等への応援要請文書

### 1 「宮崎縣市町村防災相互応援協定」に基づくもの

年 月 日

殿

美郷町長

印

宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害及び被害が予想される状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援を希望する期間
- 4 その他必要な事項

2 「宮崎県消防相互応援協定」に基づくもの

年 月 日

殿

美郷町長

印

宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 災害等の状況
- 2 応援を要する人員及び機械器具等の種別数量
- 3 その他必要な事項

3 「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書」に基づくもの

年 月 日

殿

(水道事業者)

美郷町長

印

宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書に基づく応援要請について

標記について、下記のとおり応援を要請します。

記

- 1 被害状況
- 2 応援項目の種類及び内容
- 3 応援の期間
- 4 その他必要な事項

4 災害対策基本法第68条に基づく県への応援の要求

年 月 日

宮崎県知事

殿

美郷町長

印

災害対策基本法第68条に基づく応援の要求について

標記について、下記のとおり応援を要求します。

記

- 1 災害の状況
- 2 応援（応援措置の実施）を要請する理由
- 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- 4 応援（応援措置の実施）を必要とする場所
- 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- 6 その他必要な事項

## 10-8 自衛隊災害派遣要請書

	文書番号
	年 月 日
宮崎県知事殿	
	美郷町長 印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(注) 町長が県に依頼することができない場合の措置

町長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、町長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

10-9 自衛隊災害派遣部隊撤収要請書

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
	美郷町長 <span style="float: right;">印</span>
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。	
記	
1 撤収開始日時	
2 撤収の理由等	



# 美郷町地域防災計画

---

平成28年3月 発行

令和5年3月 修正

編集

発行

美郷町防災会議

---

〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

美郷町役場 総務課

Tel 0982-66-3601

---